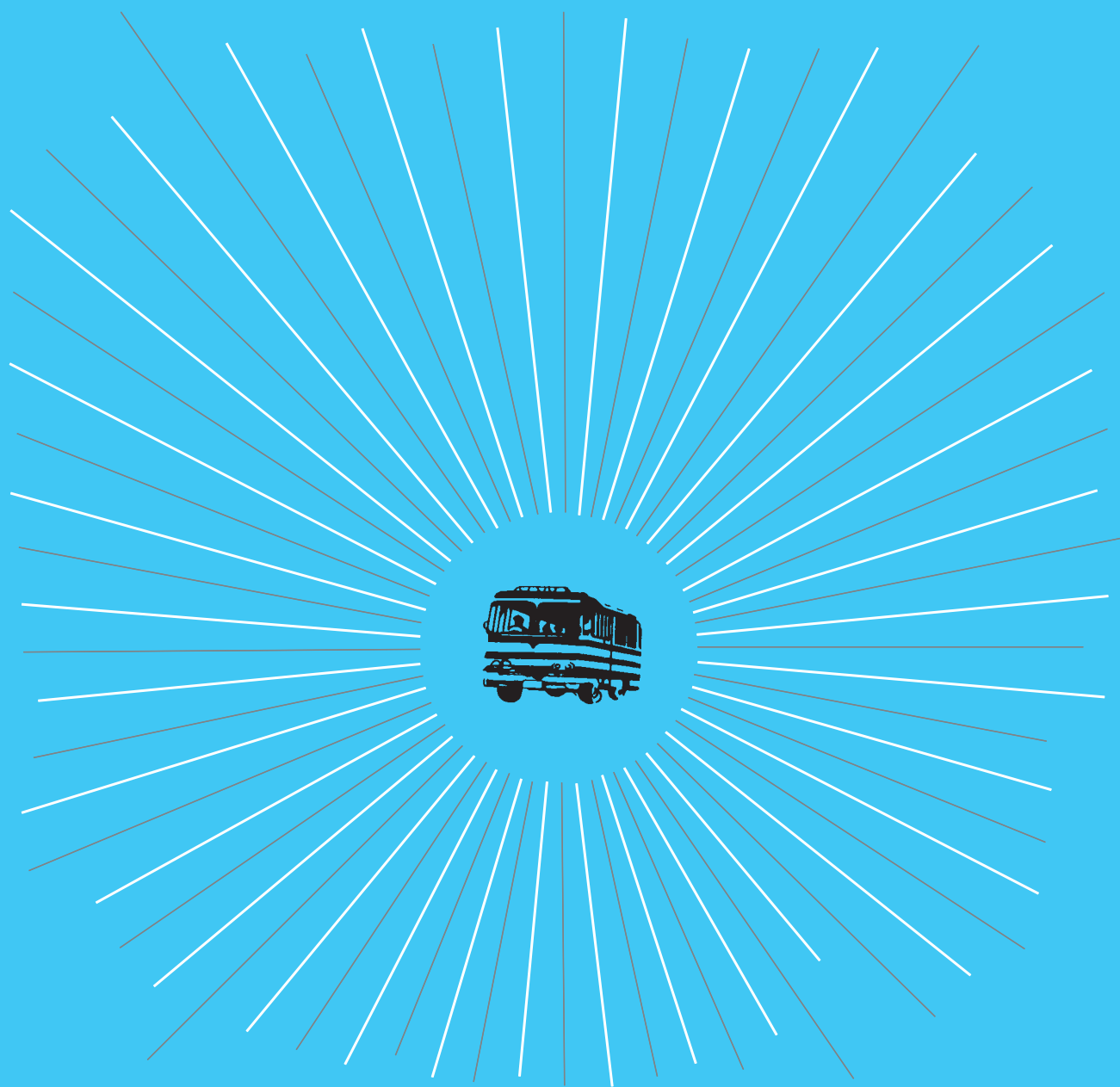


2018年度版（平成30年度）
日本のバス事業



日本のバス事業・目次

I. バス事業の現状	1
1. 概況	1
(1) 国内輸送	1
(2) バス事業の現状	1
2. 乗合バス輸送状況推移表	2
3. 貸切バス輸送状況推移表	4
4. バス事業の経営規模	6
5. 国内輸送の現状	8
6. 業態別保有自動車数の推移	10
7. 高速バスの運行状況	12
II. バス事業	13
1. 乗合バス事業	13
(1) 平成29年度乗合バス事業の収支状況	13
2. 都市交通	20
(1) 概要	20
(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業） （国土交通省）	20
(3) バス専用通行帯、バス優先通行帯等	22
3. 地方交通	23
(1) 地方交通の状況	23
(2) 地域公共交通確保維持改善事業	24
(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財税措置	27
4. 乗合バスの運賃について	30
(1) 上限運賃改定について	30
(2) ICカードの導入および営業政策的な割引について	30
(3) 地方自治体の補助による敬老乗車券	45
5. 貸切バス事業	47
(1) 貸切バス事業について	47
(2) 平成29年度一般貸切バス事業の収支状況	48
(3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度	54
III. インバウンド振興	55
1. 「訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン」 の策定	55
2. 「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」の策定	59
3. 「外国人旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」 の改正と国際観光旅客税の使途	59
4. バス系統ナンバリングガイドライン	62
IV. 安全輸送の取組み	63
1. 安全輸送体制の確立	63
(1) 運輸安全マネジメントの推進	63
(2) バス事業の総合安全プラン2020	64
(3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策	64
2. 大規模災害への対応	65
3. 飲酒運転防止対策	65
(1) 飲酒運転防止対策の推進	65

(2) アルコール検知器の使用義務化	66
4. 車内事故防止対策	66
5. 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用対策	67
6. バスジャック・テロ対策等	68
(1) バスジャック対策の推進	68
(2) テロ対策の徹底	68
(3) 全国瞬時警報システム(Jアラート)等でミサイル発射の情報が発信された 場合の対応	68
7. 平成28・29年の交通事故	70
(1) 全国の交通事故の現状	70
(2) バス(事業用)に係る交通事故情報	71
(3) 事業用自動車の事故	72
8. 安全に資する装置の導入状況	74
(1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー	74
(2) 衝突被害軽減ブレーキ等	75
V. バスに係る技術面の向上	76
1. 中央技術委員会の活動	76
2. バス車両の技術開発	76
VI. 環境対策と交通バリアフリー法への対応	77
1. 環境対策	77
(1) バス事業における低炭素社会実行計画	77
(2) 平成29年度の日本バス協会の対応	77
(3) NOx・PM対策	78
(4) グリーン経営の推進	78
2. 交通バリアフリー法への対応	78
(1) 交通バリアフリー法の概要	78
(2) ノンステップバスの普及方策	79
(3) 平成29年度の日本バス協会の対応	79
3. 人と環境にやさしいバスの導入状況	83
(1) 「人にやさしいバス」の導入状況	83
(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況	84
VII. 労務関係	86
1. 平成29年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果	86
(1) 年間総労働時間の実態(回答数 乗合394、貸切629)	86
(2) 女性運転者雇用状況(回答数383)	86
(3) 高齢運転者の雇用状況(回答数808)	87
(4) バスガイドの雇用状況(回答数274)	87
(5) 障害者の雇用状況(回答数246)	87
2. 平成30年度春季労使交渉	88
(1) 政府と経団連の動き	88
(2) 各労働組合の春闘に関する動向	88
(3) バス事業における春季労使交渉妥結結果(公営を除く。)	89
3. 平成30年度産業別最低賃金	90
4. 睡眠不足に起因する事故防止対策強化	92
(1) 改正の概要	92
5. バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン	92
(1) 策定の趣旨	92
(2) 時間外労働改善計画の策定と中間目標の設定	92

(3) 長時間の時間外労働を削減するために取り組むべき各種施策	93
Ⅷ. 交付金制度及び事業について	94
1. 運輸事業振興助成交付金	94
(1) 制度の創設	94
(2) 最近の交付金制度について	94
(3) 交付金の額	95
(4) 交付金事業	97
Ⅸ. 税制改正	104
1. 平成31年度税制改正要望	104
資 料	107
1. 自動車関係諸税一覧表	108
2. 地域別旅行業者数	110
3. 日本のバス事業略年表（H19.4.1～）	111
4. 都道府県バス協会名簿	115

I. バス事業の現状

1. 概況

(1) 国内輸送

平成28年度の国内輸送機関別の旅客輸送人員をみると、総輸送人員は308億18百万人（前年305億5百万人）と対前年1.0%増と前年から3億人増加した。内訳をみるとJRは93億92百万人（前年93億8百万人）と対前年0.9%増、民鉄は152億6百万人（前年149億82百万人）と対前年1.5%増、バスは45億83百万人（前年45億64百万人）と対前年0.4%増、ハイタクは14億52百万人（前年14億66百万人）と対前年1.0%減、航空は98百万人（前年96百万人）と対前年2.1%増となっており、民鉄、航空、JR、バスは輸送人員が増加し、ハイタクは減少した。

次に輸送人員の分担率をみると民鉄49.3%に次いで、JRが30.5%、バスは14.9%と第3位、第4位はハイタクの4.7%、第5位は旅客船、航空の0.3%の順になっている。^{※1)}

また、自動車保有台数の推移をみると昭和51年3,000万台、56年9月4,000万台、61年11月5,000万台、平成2年10月6,000万台、平成30年3月8,156万台となり、昭和51年から平成30年3月まで40年間で2.8倍の伸びとなっており、このうち軽自動車は昭和51年に600万台であったが、平成30年3月では3,252万台と5.5倍の伸びを示している。^{※2)}

従って、バス事業は益々陸上交通において自家用車にその領域を侵され、特に、軽自動車の伸びにより悪戦苦闘を続けている状況である。

(2) バス事業の現状

乗合バスの輸送人員は昭和42年前後の100億人台から年々減少傾向を辿っており、平成28年度は42億8,852万人（前年42億6,987万人）、対前年度0.4%増加した。輸送人キロは336億人キロ（前年332億人キロ）と対前年1.2%増（前年5.7%増）となっており、平成11年度を底に増加傾向となっている。

営業収入をみると平成4年度をピークに減収になっていたが、平成28年度は9,591億1,200万円（前年9,664億4,000万円）対前年0.8%減少となった。

貸切バスの輸送人員は長期的には増加傾向であったが、平成28年度は2億9,444万人（前年2億9,534万人）と対前年0.3%減少となっており、輸送人キロは301億人キロ（前年318億人キロ）と対前年5.4%減（前年7.3%減）となっている。

また、営業収入は5,516億8,900万円（前年5,188億6,400万円）と対前年6.3%増加となった。

※1) 資料8頁 ※2) 資料10頁

(表1)

2. 乗 合 バ ス 輸

項 目 年 度	事業者数	車 両 数 両	実 働 率 %	許 可 キ ロ キロ	総 走 行 キ ロ 千キロ	輸 送 人 員 千人	営 業 取 入 百万円
昭和22	237	12,532		84,095	229,302	735,175	2,570
23	25	13,490		85,054	274,662	804,497	7,809
24	276	16,532		85,339	361,994	1,024,961	14,450
25	303	17,741	80.0	89,688	491,240	1,376,000	19,922
26	316	19,394	80.0	95,975	616,392	1,789,153	31,448
27	326	21,771	84.0	101,299	761,858	2,021,367	39,216
28	331	24,293	87.0	110,637	856,228	2,497,396	49,361
29	341	26,681	85.0	118,894	973,727	3,013,121	57,114
30	346	28,932	84.0	125,741	1,103,937	3,461,000	64,117
31	344	32,193	86.0	131,912	1,223,268	4,008,000	72,946
32	344	35,908	86.0	138,060	1,377,857	4,642,000	84,994
33	349	39,014	86.0	140,938	1,524,800	5,094,000	94,560
34	344	41,932	86.0	147,128	1,673,068	5,767,000	107,074
35	347	44,912	83.7	152,475	1,680,671	6,044,498	118,578
36	342	48,457	86.0	156,770	1,837,869	6,913,597	129,638
37	354	50,575	85.9	162,877	1,980,675	7,583,269	147,348
38	354	56,893	83.9	165,004	2,149,524	8,052,227	184,403
39	362	59,827	85.9	173,301	2,502,315	8,793,067	203,600
40	362	62,923	87.9	177,390	2,636,126	9,862,056	233,500
41	361	64,716	85.8	185,319	2,770,647	9,938,061	268,741
42	360	66,888	91.1	187,890	2,857,427	10,116,590	288,065
43	361	67,694	85.2	191,165	2,906,389	10,143,807	309,280
44	362	66,891	84.8	193,703	2,910,987	10,133,880	323,079
45	359	67,911	84.7	190,040	2,935,122	10,073,704	368,914
46	352	66,250	85.0	191,348	2,897,130	9,946,964	381,502
47	368	66,377	85.0	193,852	2,886,363	9,941,805	427,333
48	359	67,336	83.8	192,362	2,858,792	9,607,238	502,345
49	363	67,694	84.5	191,226	2,831,276	9,506,234	600,951
50	364	68,435	84.8	180,879	2,878,520	9,118,868	713,266
51	359	68,037	85.1	180,187	2,894,431	8,772,854	806,006
52	358	67,660	85.6	178,805	2,893,703	8,588,962	834,572
53	356	67,620	85.6	177,104	2,897,740	8,307,541	878,969
54	354	67,309	85.8	177,340	2,910,665	8,176,373	920,987
55	355	67,142	85.6	177,310	2,909,759	8,096,622	971,369
56	358	66,897	86.4	178,074	2,917,489	7,902,624	1,017,640
57	358	66,843	86.4	179,521	2,917,514	7,654,324	1,059,905
58	351	66,222	86.4	177,709	2,909,086	7,432,056	1,074,326
59	349	65,636	86.5	176,972	2,886,305	7,179,130	1,085,948
60	350	65,258	86.2	176,532	2,879,928	6,997,602	1,124,663
61	349	65,093	85.9	177,007	2,878,784	6,847,944	1,129,206
62	362	65,081	86.1	181,052	2,907,885	6,698,574	1,128,354
63	370	65,121	86.2	210,080	2,939,657	6,629,258	1,151,416
平成元	372	65,278	86.2	258,488	3,000,772	6,552,089	1,156,362
2	377	64,972	85.7	282,841	3,038,390	6,500,489	1,193,909
3	390	64,469	85.7	293,701	3,039,816	6,496,094	1,216,663
4	393	63,857	85.4	296,414	3,018,431	6,358,294	1,233,184
5	398	63,263	85.1	299,700	2,992,589	6,195,844	1,216,118
6	405	62,568	84.8	297,576	2,969,970	5,938,505	1,205,256
7	404	61,861	84.4	298,886	2,955,635	5,756,231	1,189,332
8	404	61,171	84.7	296,140	2,935,727	5,599,617	1,170,042
9	406	60,354	84.5	298,054	2,916,750	5,399,848	1,133,086
10	414	59,426	84.5	297,998	2,904,569	5,171,516	1,109,413
11	430	58,689	84.0	300,368	2,900,487	4,937,130	1,069,592
12	444	58,348	83.9	304,931	2,896,959	4,803,141	1,050,944
13	451	58,273	83.6	314,376	2,924,444	4,633,010	1,020,818
14	485	58,801	83.4	330,465	2,951,699	4,502,726	992,755
15	511	58,335	83.6	340,898	3,008,903	4,447,859	990,574
16	516	58,119	83.6	352,687	3,028,566	4,335,453	974,281
17	513	58,430	83.7	357,103	3,015,339	4,243,854	968,320
18	1,087	58,252	83.6	372,654	3,013,347	4,241,284	971,999
19	1,185	59,313	83.0	396,955	3,034,001	4,264,106	980,863
20	1,347	58,944	82.6	417,285	3,046,438	4,303,817	992,414
21	1,453	58,793	82.0	417,394	3,042,916	4,177,722	973,742
22	1,640	59,195	82.0	420,757	3,034,289	4,158,180	929,762
23	1,836	59,100	81.2	420,844	3,017,914	4,117,704	965,069
24	1,991	58,994	81.2	433,597	3,026,989	4,124,997	971,529
25	2,120	59,027	81.3	477,667	3,099,993	4,175,831	976,546
26	2,171	59,979	80.8	510,252	3,126,800	4,174,821	969,813
27	2,217	60,352	80.2	537,604	3,132,829	4,269,867	966,440
28	2,267	60,429	79.68		3,130,979	4,288,516	959,112

送 状 推 移 表

従業員総数 人	運転者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
		20.3	80			昭和22
		21.0	83			23
		19.0	86			24
		17.7	100	274		25
		17.8	110	324		26
		16.2	117	328		27
		18.7	121	346		28
		17.5	122	384	7,079	29
		17.5	127	405	7,403	30
		18.2	127	423	7,768	31
		18.0	128	438	7,922	32
		17.7	129	439	8,043	33
		18.3	131	459	8,437	34
		20.1	124	444	8,894	35
		20.1	124	467	8,758	36
		19.8	124	477	9,261	37
		20.9	128	480	11,206	38
		22.2	140	548	11,097	39
240,312	89,118	21.2	137	514	11,858	40
241,023	92,673	20.2	141	507	13,342	41
235,255	94,573	21.9	140	495	13,266	42
226,245	96,966	18.4	142	497	14,665	43
217,416	98,958	19.6	142	493	15,511	44
207,675	100,312	19.1	142	488	17,704	45
197,797	101,004	19.6	141	483	18,531	46
187,398	101,600	20.2	141	486	20,887	47
181,785	103,347	18.4	140	470	24,579	48
179,016	105,675	18.5	139	465	29,427	49
176,137	107,225	17.7	138	437	34,161	50
172,376	107,282	15.6	138	418	38,405	51
167,731	106,764	15.4	138	408	39,667	52
163,517	106,103	15.6	138	396	42,408	53
158,525	104,826	15.2	138	389	43,793	54
155,191	104,145	15.4	139	386	46,263	55
151,865	103,638	14.7	139	377	48,498	56
147,097	101,953	14.0	140	366	50,683	57
142,662	100,285	13.4	140	358	51,734	58
137,764	98,170	13.1	141	350	52,997	59
134,116	96,564	12.7	142	345	55,402	60
131,243	95,362	12.4	143	339	55,923	61
127,896	93,345	11.7	144	332	55,935	62
126,191	92,761	11.8	146	329	57,139	63
124,540	92,261	12.0	149	325	57,353	平成元
123,134	91,501	12.1	152	324	59,534	2
120,542	90,094	12.5	152	325	60,896	3
119,382	89,344	12.5	153	322	62,356	4
117,890	88,417	12.1	153	317	62,221	5
114,732	86,576	11.7	154	308	62,456	6
111,866	84,847	11.3	154	300	62,046	7
109,028	83,017	11.0	155	296	61,819	8
106,487	81,439	10.7	156	290	60,759	9
103,604	79,409	10.6	157	279	59,882	10
100,464	77,046	10.1	158	269	58,291	11
97,006	74,420	10.1	160	265	57,993	12
97,455	74,883	10.1	162	257	56,638	13
98,123	74,720	10.4	165	252	55,564	14
96,853	73,926	10.2	167	246	54,861	15
94,512	72,303	10.1	168	241	54,138	16
93,868	72,883	10.3	170	240	54,715	17
93,231	72,978	10.5	171	240	59,134	18
94,915	74,960	10.6	171	243	55,847	19
102,583	78,218	11.1	171	242	64,115	20
97,363	74,644	10.7	172	235	52,838	21
103,299	80,073		171	235	52,822	22
106,492	81,811		170	231	53,620	23
107,343	82,634		170	231	52,883	24
108,253	83,199		173	233	54,874	25
108,263	83,255		174	233	57,313	26
110,128	83,537		173	236	54,554	27
			172	236		28

(表2)

3. 貸切バス輸

項目 年度	事業者数	車両数 両	実働率 %	総走行キロ 千キロ	輸送人員 千人	営業収入 百万円
昭和25	312	1,112		20,197	12,284	
26	353	1,729		38,192	23,472	
27	373	2,321		60,539	38,475	4,356
28	401	3,233		81,359	47,026	6,364
29	416	3,842	72.0	205,237	64,522	8,839
30	428	4,153	73.0	122,695	73,082	10,364
31	431	4,854	70.0	152,276	88,268	13,222
32	440	5,517	72.0	170,575	94,014	15,908
33	431	6,424	70.0	190,129	105,161	17,141
34	428	6,853	68.0	219,392	117,246	20,182
35	442	8,256	66.5	265,175	134,307	24,858
36	448	10,232	58.5	306,431	116,551	30,943
37	491	11,682	58.8	362,381	137,607	36,327
38	520	13,345	62.4	468,393	168,050	43,459
39	526	14,585	61.5	506,225	189,907	50,300
40	529	14,587	59.1	511,633	166,927	55,700
41	530	14,918	61.2	574,437	173,457	63,029
42	527	15,056	63.6	630,479	177,619	70,278
43	531	13,483	64.5	675,258	180,728	75,406
44	534	17,978	64.1	691,312	176,768	94,001
45	559	17,017	63.1	739,061	180,989	115,416
46	568	18,029	62.9	732,221	176,803	112,427
47	604	17,662	65.1	783,985	183,750	124,032
48	623	17,851	63.7	766,128	178,097	169,050
49	636	18,090	61.6	744,775	171,911	202,931
50	661	18,352	60.8	744,177	174,609	241,925
51	682	18,701	63.0	800,784	176,107	257,645
52	695	19,394	63.6	835,633	181,657	290,613
53	714	19,650	65.0	888,350	186,549	318,984
54	732	20,308	65.3	952,541	203,146	345,656
55	755	21,326	64.8	980,422	203,692	391,040
56	778	21,883	65.3	1,037,006	209,165	411,533
57	809	22,383	64.9	1,063,590	205,856	442,946
58	829	23,110	65.3	1,116,812	210,059	459,850
59	862	24,186	66.5	1,179,836	216,893	496,722
60	904	24,842	66.8	1,235,135	232,192	538,825
61	974	25,610	65.7	1,257,107	219,709	531,439
62	1,032	26,726	66.0	1,343,838	224,916	555,541
63	1,074	27,707	67.0	1,451,941	237,111	605,061
平成元	1,137	28,682	67.3	1,500,700	246,355	639,369
2	1,205	29,858	67.3	1,571,311	255,762	702,876
3	1,259	31,099	66.0	1,579,837	252,781	739,302
4	1,325	32,334	63.5	1,542,921	249,049	744,547
5	1,401	32,934	61.4	1,553,674	247,655	705,623
6	1,456	33,194	61.2	1,549,207	248,120	612,933
7	1,537	33,357	61.6	1,575,352	248,941	592,304
8	1,663	33,804	62.1	1,584,471	247,835	587,430
9	1,905	35,327	61.4	1,583,394	247,384	580,175
10	2,122	36,508	59.8	1,589,543	247,861	544,400
11	2,336	37,661	59.0	1,614,264	251,614	543,354
12	2,864	36,815	58.0	1,628,838	254,714	509,908
13	3,281	39,806	56.8	1,649,602	260,958	477,407
14	3,521	41,115	56.0	1,668,243	272,295	468,354
15	3,581	42,718	54.8	1,674,217	278,375	473,796
16	3,743	44,685	54.6	1,698,226	290,595	454,051
17	3,923	45,625	54.6	1,729,257	301,563	389,896
18	4,110	45,668	54.3	1,708,699	296,401	429,945
19	4,159	44,832	53.5	1,699,166	296,040	477,851
20	4,196	45,785	52.4	1,704,464	303,363	409,999
21	4,392	46,676	50.2	1,677,422	298,582	421,999
22	4,492	47,452	50.1	1,651,699	300,049	433,422
23	4,533	47,693	50.0	1,544,059	296,053	435,188
24	4,536	48,135	51.6	1,604,607	312,256	449,457
25	4,512	48,808	51.7	1,552,250	329,359	462,007
26	4,477	48,995	50.4	1,456,395	325,342	479,876
27	4,508	50,182	47.6	1,335,490	295,343	518,865
28	4,524	51,539	44.81		294,437	551,689

送 状 推 移 表

従業員総数 人	運 転 者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
						昭和25
						26
						27
						28
			106	63	9,029	29
			111	66	8,716	30
			118	65	10,269	31
			12	68	11,672	32
			124	68	11,235	33
			133	71	12,247	34
		50.0	143	72	13,519	35
		48.4	153	58	15,676	36
		58.2	149	56	15,447	37
		44.7	157	56	15,247	38
		42.3	154	58	16,003	39
47,921	16,374	42.3	157	51	17,703	40
49,461	16,737	45.8	166	50	17,126	41
48,562	16,914	45.5	172	48	20,200	42
48,132	17,211	45.3	187	48	22,446	43
48,870	18,172	45.6	188	46	23,977	44
47,906	18,009	46.7	192	46	27,843	45
47,903	18,529	46.4	197	45	27,171	46
47,144	18,739	43.7	200	45	30,298	47
45,526	18,900	45.3	216	44	41,768	48
44,924	18,746	52.8	199	44	52,115	49
47,497	19,338	52.4	200	45	62,020	50
47,420	19,285	44.4	204	43	63,355	51
48,221	19,621	44.4	206	43	69,352	52
50,580	20,489	43.7	208	43	72,781	53
50,950	20,882	41.0	211	43	73,671	54
52,030	21,479	39.8	211	43	81,627	55
53,331	22,003	38.9	216	42	82,310	56
54,900	22,316	38.2	217	40	86,779	57
55,949	22,810	37.1	223	40	87,054	58
56,884	23,579	36.8	222	39	90,429	59
57,951	24,258	36.6	225	41	94,353	60
59,266	24,859	35.3	219	38	93,059	61
57,623	24,507	35.3	223	37	92,125	62
63,196	27,340	35.0	228	37	94,995	63
62,973	28,053	34.4	228	37	97,173	平成元
93,486	28,972	34.1	230	37	102,787	2
66,418	30,739	32.8	229	37	107,223	3
67,051	31,056	34.3	226	37	109,165	4
67,299	31,195	34.6	227	37	104,353	5
65,436	30,807	34.2	229	37	90,549	6
64,585	30,923	34.0	232	37	87,098	7
63,811	30,992	33.7	231	36	85,744	8
62,129	31,038	33.6	231	36	84,729	9
58,732	30,405	33.3	230	36	78,767	10
63,262	32,646	33.0	232	36	77,935	11
64,971	36,241	32.6	232	36	72,523	12
65,663	37,817	32.4	231	37	66,808	13
65,116	39,434	32.2	230	38	49,109	14
67,427	41,544	32.5	228	38	64,467	15
67,212	41,898	32.8	226	39	60,522	16
58,010	36,996	33.0	228	40	51,326	17
64,546	42,420	32.9	225	39	54,096	18
65,411	41,890	31.6	225	40	59,674	19
64,490	42,323	32.4	228	41	57,206	20
67,908	41,173	32.1	232	41	52,226	21
64,171	45,392		223	40		22
65,378	45,504		223	40		23
69,851	46,653		212	41		24
68,168	47,581		204	43		25
71,361	48,314		196	44		26
73,253	49,348		192	43		27
			186	42		28

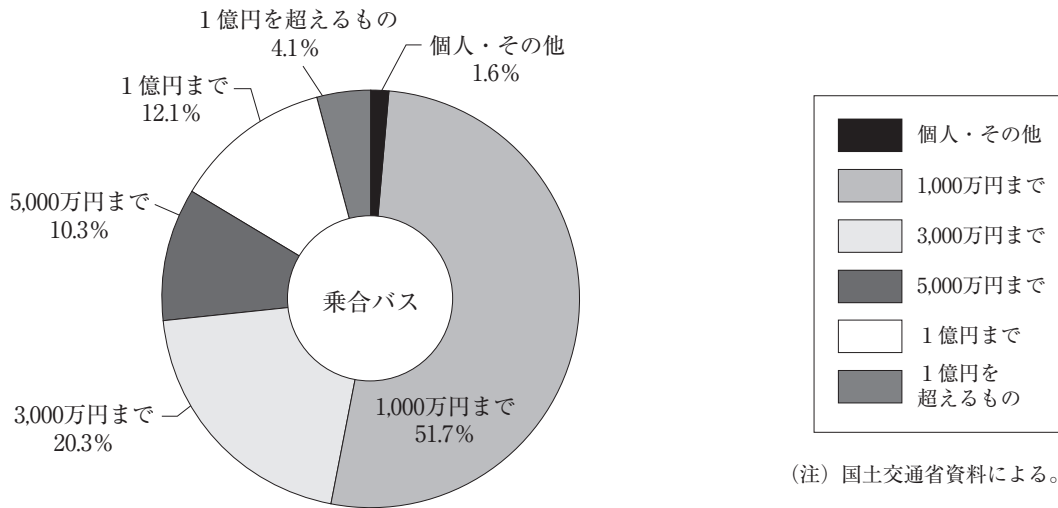
4. バス事業の経営規模

(表4-1) 資本金規模別事業者数

(29年3月末現在)

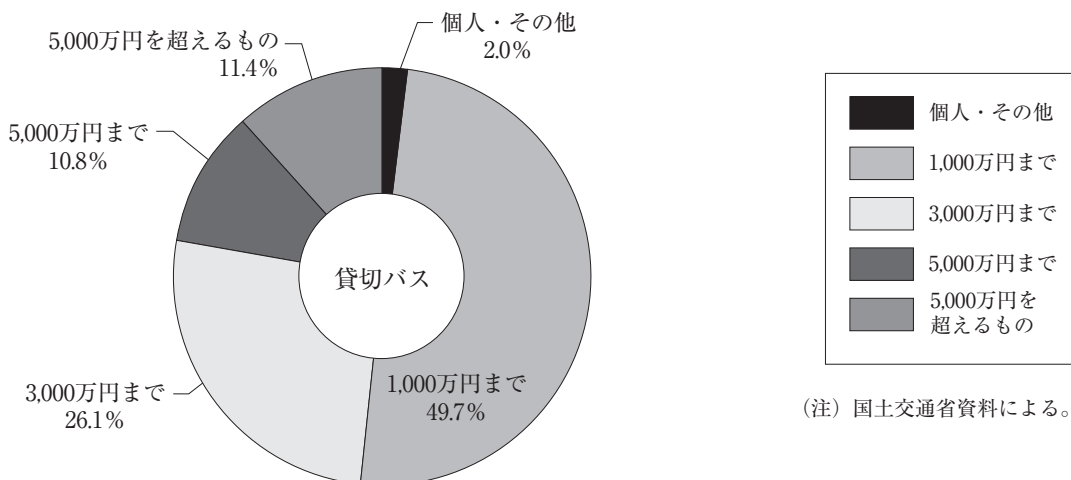
業種	個人、その他	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	1億円まで	1億円を超えるもの	計	公 営	合 計
乗合バス	36	1,158	456	231	268	93	2,242	25	2,267

(図7) 資本金別事業者数の構成比率



(29年3月末現在)

業種	個人、その他	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	5,000万円を超えるもの	計	公 営	合 計
貸切バス	90	2,240	1,176	488	513	4,507	17	4,524

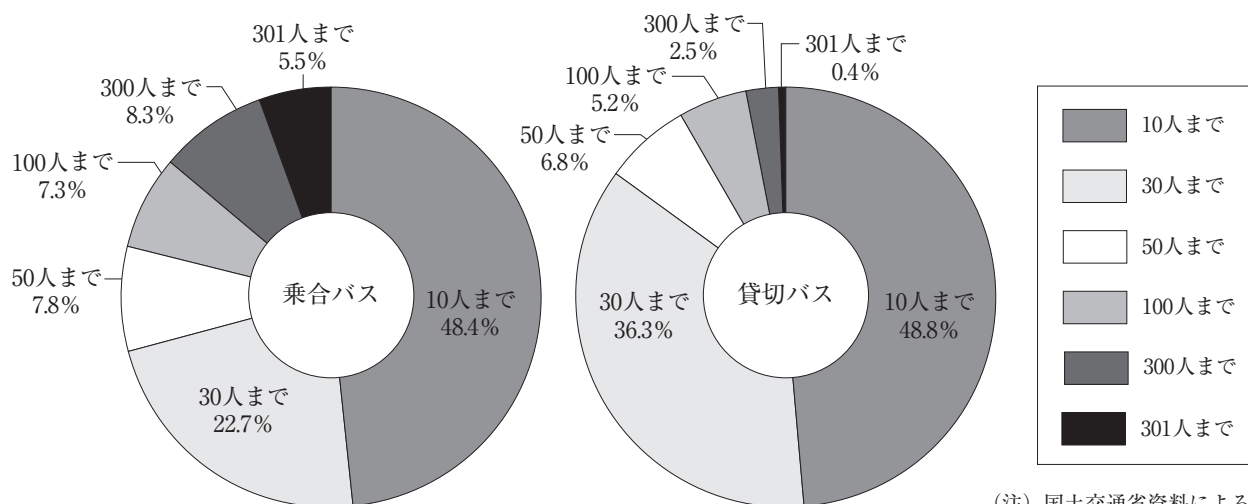


(表4-2) 従業員数別事業者数

(29年3月末現在)

業種	規模						合計
	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	301人以上	
乗合バス	1,097	515	177	165	188	125	2,267
貸切バス	2,206	1,644	306	235	114	19	4,524

(図8) 従業員数別事業者数の構成比率



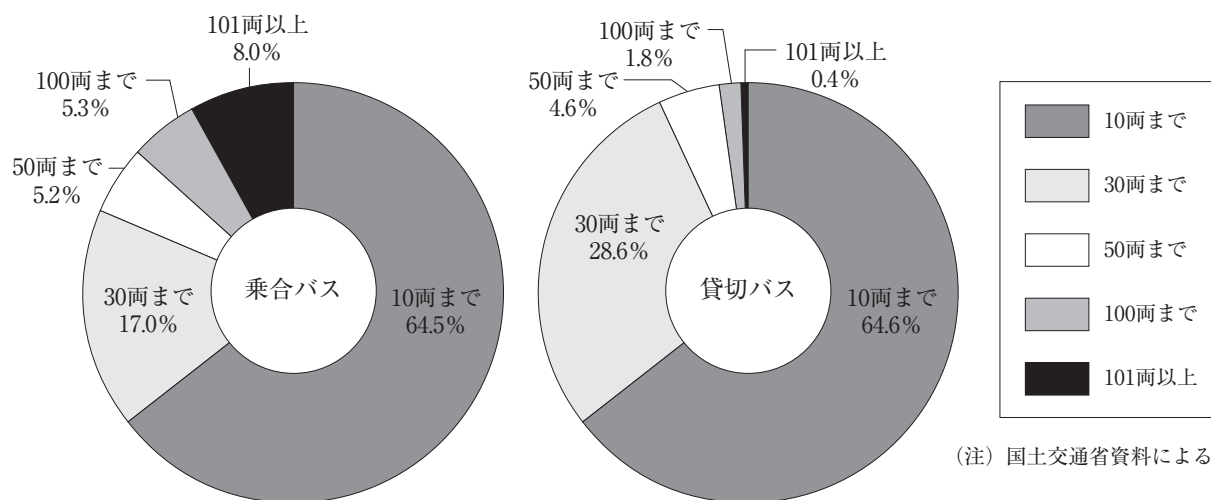
(注) 国土交通省資料による。

(表4-3) 車両数規模別事業者数

(29年3月末現在)

業種	規模					合計
	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上	
乗合バス	1,462	385	118	121	181	2,267
貸切バス	2,921	1,294	210	80	19	4,524

(図9) 車両数規模別事業者数の構成比率



(注) 国土交通省資料による。

5. 国内輸送の現状

(表3) 国内輸送機関別旅客輸送人員の推移および分担率の推移

(単位：百万人)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)
	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)						
昭和25	1,376	(14.6)	12	(0.1)	73	(0.8)	3,001	(31.9)	4,961	(52.6)		(0.0)		(0.0)	9,423	(100.0)
30	3,461	(24.8)	73	(0.5)	562	(4.0)	3,849	(27.6)	5,932	(42.6)	74	(0.5)		(0.0)	13,951	(100.0)
35	6,044	(30.6)	134	(0.7)	1,205	(6.1)	5,124	(25.9)	7,166	(36.2)	101	(0.5)	1	(0.0)	19,775	(100.0)
40	9,862	(34.5)	167	(0.6)	2,627	(9.2)	6,722	(23.5)	9,076	(31.8)	119	(0.4)	5	(0.0)	28,578	(100.0)
45	10,074	(32.4)	181	(0.6)	4,288	(13.8)	6,534	(21.0)	9,850	(31.7)	137	(0.5)	15	(0.0)	31,079	(100.0)
46	9,947	(32.0)	171	(0.6)	4,251	(13.7)	6,659	(21.4)	9,836	(31.7)	178	(0.6)	16	(0.0)	31,064	(100.0)
47	9,942	(32.0)	184	(0.6)	3,919	(12.6)	6,724	(21.7)	10,061	(32.4)	188	(0.7)	19	(0.0)	31,037	(100.0)
48	9,607	(31.2)	178	(0.6)	3,737	(12.2)	6,871	(22.3)	10,185	(33.1)	171	(0.6)	24	(0.0)	30,773	(100.0)
49	9,506	(31.0)	172	(0.6)	3,222	(10.5)	7,113	(23.2)	10,476	(34.2)	178	(0.6)	25	(0.0)	30,692	(100.0)
50	9,119	(30.1)	175	(0.6)	3,220	(10.6)	7,048	(23.3)	10,540	(34.8)	170	(0.5)	25	(0.1)	30,297	(100.0)
51	8,773	(29.3)	176	(0.6)	3,269	(10.8)	7,180	(24.0)	10,402	(34.7)	164	(0.5)	28	(0.1)	29,992	(100.0)
52	8,589	(28.7)	182	(0.6)	3,249	(10.8)	7,068	(23.6)	10,699	(35.7)	162	(0.5)	33	(0.1)	29,982	(100.0)
53	8,308	(27.9)	187	(0.6)	3,373	(11.3)	6,997	(23.5)	10,763	(36.1)	162	(0.5)	37	(0.1)	29,827	(100.0)
54	8,176	(27.3)	203	(0.7)	3,515	(11.7)	6,931	(23.2)	10,907	(36.4)	166	(0.6)	41	(0.1)	29,939	(100.0)
55	8,097	(27.1)	204	(0.7)	3,427	(11.4)	6,825	(22.8)	11,180	(37.4)	160	(0.5)	40	(0.1)	29,932	(100.0)
56	7,903	(26.4)	209	(0.7)	3,408	(11.4)	6,793	(22.7)	11,425	(38.2)	161	(0.5)	42	(0.1)	29,940	(100.0)
57	7,654	(25.8)	207	(0.7)	3,323	(11.2)	6,742	(22.8)	11,527	(38.9)	156	(0.5)	40	(0.1)	29,648	(100.0)
58	7,432	(25.0)	210	(0.7)	3,315	(11.2)	6,797	(22.9)	11,741	(39.6)	153	(0.5)	41	(0.1)	29,689	(100.0)
59	7,179	(24.2)	217	(0.7)	3,284	(11.1)	6,884	(23.2)	11,868	(40.1)	155	(0.5)	45	(0.1)	29,633	(100.0)
60	6,998	(23.6)	232	(0.8)	3,257	(11.0)	6,941	(23.4)	12,048	(40.6)	154	(0.5)	44	(0.1)	29,674	(100.0)
61	6,848	(22.9)	220	(0.7)	3,267	(10.9)	7,104	(23.7)	12,310	(41.1)	154	(0.5)	46	(0.2)	29,949	(100.0)
62	6,699	(22.0)	225	(0.7)	3,342	(11.0)	7,356	(24.2)	12,616	(41.4)	165	(0.5)	50	(0.2)	30,453	(100.0)
63	6,629	(21.3)	237	(0.7)	3,326	(10.7)	7,761	(24.9)	12,981	(41.7)	157	(0.5)	53	(0.2)	31,144	(100.0)
平成元	6,552	(20.8)	246	(0.8)	3,301	(10.4)	7,980	(25.3)	13,231	(42.0)	160	(0.5)	60	(0.2)	31,530	(100.0)
2	6,500	(20.2)	256	(0.8)	3,223	(10.0)	8,358	(26.0)	13,581	(42.3)	163	(0.5)	65	(0.2)	32,146	(100.0)
3	6,496	(19.9)	253	(0.8)	3,177	(9.7)	8,676	(26.5)	13,884	(42.4)	162	(0.5)	69	(0.2)	32,717	(100.0)
4	6,358	(19.5)	249	(0.8)	3,041	(9.3)	8,818	(27.1)	13,876	(42.6)	158	(0.5)	70	(0.2)	32,570	(100.0)
5	6,196	(19.2)	248	(0.8)	2,922	(9.0)	8,906	(27.5)	13,853	(42.8)	157	(0.5)	70	(0.2)	32,352	(100.0)
6	5,939	(18.6)	248	(0.8)	2,822	(8.9)	8,884	(27.9)	13,714	(43.1)	151	(0.5)	75	(0.2)	31,833	(100.0)
7	5,756	(18.2)	249	(0.8)	2,758	(8.7)	8,982	(28.4)	13,648	(43.2)	149	(0.5)	78	(0.2)	31,620	(100.0)
8	5,600	(17.8)	248	(0.8)	2,684	(8.5)	8,997	(28.7)	13,596	(43.4)	148	(0.5)	82	(0.3)	31,355	(100.0)
9	5,400	(17.6)	247	(0.8)	2,615	(8.5)	8,859	(28.9)	13,339	(43.4)	145	(0.5)	86	(0.3)	30,691	(100.0)
10	5,172	(17.2)	248	(0.8)	2,515	(8.3)	8,764	(29.1)	13,249	(43.9)	128	(0.4)	88	(0.3)	30,164	(100.0)
11	4,937	(16.7)	252	(0.8)	2,466	(8.3)	8,718	(29.4)	13,033	(44.0)	120	(0.4)	91	(0.3)	29,617	(100.0)
12	4,803	(16.4)	255	(0.9)	2,433	(8.3)	8,671	(29.5)	12,976	(44.2)	110	(0.4)	93	(0.3)	29,341	(100.0)
13	4,633	(15.9)	261	(0.9)	2,344	(8.0)	8,650	(29.7)	13,070	(44.8)	111	(0.4)	95	(0.3)	29,165	(100.0)
14	4,503	(15.6)	272	(0.9)	2,366	(8.2)	8,585	(29.7)	12,976	(44.9)	109	(0.4)	97	(0.3)	28,908	(100.0)
15	4,448	(15.3)	278	(0.9)	2,352	(8.1)	8,642	(29.8)	13,116	(45.2)	107	(0.4)	95	(0.3)	29,038	(100.0)
16	4,335	(15.1)	291	(1.0)	2,244	(7.8)	8,618	(30.0)	13,068	(45.4)	101	(0.4)	94	(0.3)	28,751	(100.0)
17	4,244	(14.7)	302	(1.0)	2,217	(7.7)	8,683	(30.0)	13,271	(45.9)	103	(0.4)	94	(0.3)	28,914	(100.0)
18	4,241	(14.5)	296	(1.0)	2,209	(7.6)	8,778	(30.1)	13,465	(46.2)	99	(0.3)	97	(0.3)	29,185	(100.0)
19	4,264	(14.3)	296	(1.0)	2,137	(7.2)	8,988	(30.2)	13,853	(46.6)	100	(0.3)	95	(0.3)	29,733	(100.0)
20	4,303	(14.4)	303	(1.0)	2,025	(6.8)	8,984	(30.2)	13,992	(47.0)	99	(0.3)	91	(0.3)	29,797	(100.0)
21	4,178	(14.2)	299	(1.0)	1,948	(6.6)	8,841	(30.1)	13,883	(47.3)	93	(0.3)	84	(0.3)	29,326	(100.0)
22	4,158	(14.3)	300	(1.0)	1,783	(6.1)	8,818	(30.3)	13,851	(47.6)	85	(0.3)	82	(0.3)	29,077	(100.0)
23	4,118	(14.1)	296	(1.0)	1,660	(5.7)	8,837	(30.2)	13,795	(47.1)	84	(0.3)	79	(0.3)	28,869	(100.0)
24	4,125	(14.1)	312	(1.0)	1,640	(5.7)	8,963	(30.6)	14,070	(48.0)	87	(0.3)	86	(0.3)	29,292	(100.0)
25	4,176	(14.0)	329	(1.0)	1,648	(5.5)	9,147	(30.6)	14,459	(48.3)	88	(0.3)	93	(0.3)	29,940	(100.0)
26	4,175	(14.0)	325	(1.1)	1,557	(5.2)	9,088	(30.5)	14,512	(48.6)	86	(0.3)	95	(0.3)	29,838	(100.0)
27	4,270	(14.0)	295	(1.0)	1,466	(4.8)	9,308	(30.5)	14,982	(49.1)	88	(0.3)	96	(0.3)	30,505	(100.0)
28	4,289	(13.9)	294	(1.0)	1,452	(4.7)	9,392	(30.5)	15,206	(49.3)	87	(0.3)	98	(0.3)	30,818	(100.0)

※平成22年度及び23年度のハイヤータクシーの数値には、東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の23年3月、4月の数値を含まない。

(注) 国土交通省資料による。

(表4) 国内輸送機関別旅客輸送人キロの推移および分担率の推移

(単位：億人キロ)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)
	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)						
昭和30	187 (11.4)	44 (2.7)	25 (1.5)	912 (55.7)	449 (27.4)	20 (1.2)	2 (0.1)	1,639 (100.0)								
35	314 (13.3)	111 (4.7)	52 (2.2)	1,240 (52.6)	604 (25.7)	27 (1.2)	7 (0.3)	2,355 (100.0)								
40	533 (15.4)	199 (5.8)	113 (3.3)	1,740 (50.3)	814 (23.5)	31 (0.9)	29 (0.8)	3,459 (100.0)								
45	524 (13.0)	295 (7.3)	193 (4.8)	1,897 (46.9)	991 (24.5)	48 (1.2)	94 (2.3)	4,042 (100.0)								
46	517 (12.8)	290 (7.2)	191 (4.7)	1,903 (47.0)	997 (24.6)	50 (1.2)	103 (2.5)	4,051 (100.0)								
47	547 (13.0)	290 (6.9)	188 (4.5)	1,978 (46.8)	1,025 (24.2)	67 (1.6)	127 (3.0)	4,222 (100.0)								
48	490 (11.3)	293 (6.8)	187 (4.3)	2,081 (48.0)	1,048 (24.2)	74 (1.7)	160 (3.7)	4,333 (100.0)								
49	494 (11.1)	330 (7.4)	158 (3.5)	2,156 (48.4)	1,085 (24.3)	78 (1.7)	160 (3.6)	4,461 (100.0)								
50	475 (11.0)	326 (7.0)	156 (4.0)	2,153 (48.0)	1,085 (24.0)	69 (2.0)	191 (4.0)	4,455 (100.0)								
51	421 (10.0)	296 (7.0)	154 (3.5)	2,107 (49.0)	1,088 (25.0)	67 (1.5)	201 (4.0)	4,334 (100.0)								
52	412 (10.0)	308 (7.0)	149 (3.0)	1,997 (47.0)	1,126 (26.0)	65 (1.0)	236 (6.0)	4,293 (100.0)								
53	415 (10.0)	321 (7.0)	159 (4.0)	1,958 (45.0)	1,153 (27.0)	64 (1.0)	269 (6.0)	4,339 (100.0)								
54	409 (9.0)	322 (7.0)	165 (4.0)	1,947 (44.0)	1,178 (27.0)	64 (2.0)	302 (7.0)	4,387 (100.0)								
55	413 (9.0)	324 (7.0)	161 (4.0)	1,931 (44.0)	1,214 (28.0)	61 (1.0)	297 (7.0)	4,400 (100.0)								
56	403 (9.0)	334 (8.0)	164 (4.0)	1,921 (43.0)	1,241 (28.0)	60 (1.0)	310 (7.0)	4,433 (100.0)								
57	383 (9.0)	335 (8.0)	153 (3.0)	1,908 (43.0)	1,256 (29.0)	59 (1.0)	301 (7.0)	4,395 (100.0)								
58	364 (8.0)	341 (8.0)	157 (4.0)	1,929 (43.0)	1,285 (29.0)	57 (1.0)	306 (7.0)	4,439 (100.0)								
59	351 (8.0)	356 (8.0)	156 (4.0)	1,942 (43.0)	1,302 (29.0)	58 (1.0)	335 (7.0)	4,500 (100.0)								
60	338 (8.0)	370 (8.0)	158 (4.0)	1,972 (43.0)	1,326 (29.0)	57 (1.0)	335 (7.0)	4,556 (100.0)								
61	329 (7.0)	363 (8.0)	157 (3.0)	1,983 (43.0)	1,365 (30.0)	57 (1.0)	353 (8.0)	4,607 (100.0)								
62	314 (7.0)	387 (8.0)	161 (3.0)	2,047 (43.0)	1,400 (30.0)	59 (1.0)	385 (8.0)	4,753 (100.0)								
63	319 (7.0)	414 (8.0)	161 (3.0)	2,176 (44.0)	1,442 (29.0)	57 (1.0)	411 (8.0)	4,980 (100.0)								
平成元	330 (7.0)	420 (8.0)	159 (3.0)	2,227 (43.0)	1,462 (29.0)	60 (1.0)	471 (9.0)	5,129 (100.0)								
2	337 (6.0)	436 (8.0)	156 (3.0)	2,377 (44.0)	1,498 (28.0)	63 (1.0)	516 (10.0)	5,383 (100.0)								
3	347 (6.0)	422 (8.0)	161 (3.0)	2,470 (44.0)	1,531 (28.0)	62 (1.0)	553 (10.0)	5,546 (100.0)								
4	345 (6.2)	430 (7.7)	156 (2.8)	2,496 (44.7)	1,527 (27.4)	61 (1.1)	567 (10.2)	5,582 (100.0)								
5	331 (5.9)	431 (7.7)	152 (2.7)	2,500 (44.9)	1,527 (27.4)	61 (1.1)	571 (10.2)	5,573 (100.0)								
6	319 (5.8)	429 (7.8)	144 (2.6)	2,444 (44.2)	1,520 (27.5)	60 (1.1)	613 (11.1)	5,529 (100.0)								
7	306 (5.5)	433 (7.8)	138 (2.5)	2,490 (44.6)	1,511 (27.1)	55 (1.0)	650 (11.6)	5,583 (100.0)								
8	293 (5.2)	430 (7.6)	133 (2.4)	2,517 (44.8)	1,504 (26.7)	56 (1.0)	690 (12.3)	5,623 (100.0)								
9	283 (5.1)	428 (7.7)	128 (2.3)	2,477 (44.4)	1,473 (26.4)	54 (1.0)	732 (13.1)	5,575 (100.0)								
10	281 (5.1)	425 (7.7)	123 (2.2)	2,428 (44.0)	1,461 (26.4)	46 (0.8)	760 (13.8)	5,524 (100.0)								
11	266 (4.8)	428 (7.8)	121 (2.2)	2,408 (43.8)	1,443 (26.2)	45 (0.8)	793 (14.4)	5,504 (100.0)								
12	270 (4.9)	426 (7.7)	121 (2.2)	2,407 (43.7)	1,438 (26.1)	43 (0.8)	797 (14.5)	5,502 (100.0)								
13	268 (4.9)	427 (7.7)	118 (2.1)	2,411 (43.7)	1,443 (26.1)	40 (0.7)	815 (14.8)	5,521 (100.0)								
14	275 (5.0)	429 (7.8)	119 (2.2)	2,392 (43.3)	1,430 (25.9)	39 (0.7)	839 (15.2)	5,525 (100.0)								
15	277 (5.0)	434 (7.8)	120 (2.2)	2,412 (43.4)	1,438 (25.9)	40 (0.7)	833 (15.0)	5,554 (100.0)								
16	274 (4.9)	442 (8.0)	116 (2.1)	2,420 (43.7)	1,432 (25.8)	39 (0.7)	818 (14.8)	5,541 (100.0)								
17	277 (4.9)	451 (8.0)	115 (2.1)	2,460 (43.7)	1,452 (25.8)	40 (0.7)	832 (14.8)	5,627 (100.0)								
18	281 (4.9)	445 (7.8)	115 (2.0)	2,490 (43.8)	1,469 (25.8)	38 (0.7)	857 (15.0)	5,695 (100.0)								
19	286 (5.0)	434 (7.5)	111 (1.9)	2,552 (44.2)	1,503 (26.0)	38 (0.7)	843 (14.7)	5,767 (100.0)								
20	299 (5.2)	434 (7.6)	106 (1.9)	2,536 (44.3)	1,510 (26.3)	35 (0.6)	809 (14.1)	5,729 (100.0)								
21	287 (5.2)	425 (7.7)	102 (1.8)	2,442 (44.1)	1,497 (27.0)	31 (0.6)	752 (13.6)	5,536 (100.0)								
22	286 (5.2)	413 (7.5)	79 (1.4)	2,446 (44.6)	1,489 (27.2)	30 (0.5)	737 (13.4)	5,480 (100.0)								
23	293 (5.2)	374 (6.7)	72 (1.3)	2,469 (44.0)	1,481 (26.4)	30 (0.5)	712 (12.7)	5,431 (100.0)								
24	298 (5.3)	387 (6.9)	72 (1.3)	2,538 (45.2)	1,506 (26.8)	31 (0.6)	779 (13.9)	5,611 (100.0)								
25	307 (5.3)	368 (6.4)	70 (1.2)	2,600 (45.1)	1,544 (26.8)	33 (0.6)	841 (14.6)	5,763 (100.0)								
26	314 (5.4)	343 (6.0)	69 (1.2)	2,601 (45.1)	1,539 (26.7)	29 (0.5)	868 (15.1)	5,763 (100.0)								
27	332 (5.6)	318 (5.4)	65 (1.1)	2,694 (45.6)	1,581 (26.8)	31 (0.5)	882 (15.0)	5,903 (100.0)								
28	336 (5.6)	301 (5.0)	64 (1.1)	2,720 (45.7)	1,598 (26.8)	33 (0.6)	906 (15.2)	5,958 (100.0)								

(注) 国土交通省資料による。

6. 業態別保有自動車数の推移

(表5)

年	合 計			バ ス										
	計	営業用	自家用	計	普 通 車			小 型 車						
					営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用		
昭和31	1,502			35	33	2								
36	3,404	306	3,098	58	53	5	57	53	4	0.6	0.1	0.5		
41	8,123	504	7,619	105	77	28	84	76	8	21	1.4	20		
42	9,639	539	9,100	117	79	38	88	78	10	29	1.4	28		
43	11,680	582	11,098	123	81	42	93	80	13	30	1.4	29		
44	14,024	630	13,394	154	84	70	99	82	17	55	1.5	53		
45	16,528	671	15,857	176	85	91	104	83	21	72	1.5	70		
46	18,919	709	18,210	190	85	105	104	83	21	86	1.7	84		
47	21,162	742	20,420	197	84	113	100	82	18	97	1.7	95		
48	23,870	776	23,094	206	84	122	96	82	14	110	1.7	108		
49	25,963	826	25,137	213	85	128	97	83	14	116	1.9	114		
50	27,868	848	27,020	219	86	133	102	84	18	117	1.9	115		
51	29,133	863	28,270	220	87	133	106	85	21	114	2.0	112		
52	31,048	887	30,161	222	87	135	103	85	18	119	2	117		
53	32,964	910	32,054	224	87	137	104	85	19	120	2	118		
54	35,181	945	34,236	227	88	139	105	85	20	122	3	119		
55	37,333	980	36,353	228	87	141	105	84	21	123	3	120		
56	38,992	1,008	37,984	230	89	141	107	85	22	123	4	119		
57	40,833	1,029	39,804	229	89	140	107	85	22	122	4	118		
58	42,688	1,047	41,641	230	89	141	108	85	23	122	4	118		
59	44,559	1,078	43,481	229	90	139	108	85	23	121	5	116		
60	46,363	1,114	45,249	230	90	140	109	85	24	121	5	116		
61	48,240	1,150	47,090	230	90	140	109	85	24	121	5	116		
62	50,223	1,184	49,039	232	91	141	110	85	25	122	6	116		
63	52,544	1,236	51,308	233	91	142	110	85	25	123	6	117		
平成元	55,137	1,300	53,837	239	93	146	112	86	26	127	7	120		
2	57,994	1,355	56,639	242	94	148	114	87	27	128	7	121		
3	60,499	1,410	59,089	246	95	151	115	87	28	131	8	123		
4	62,712	1,455	61,257	247	95	152	116	87	29	131	8	123		
5	64,498	1,484	63,014	248	96	152	116	87	29	132	9	123		
6	66,278	1,499	64,779	246	96	150	116	87	29	130	9	121		
7	68,104	1,545	66,559	245	96	149	115	86	29	130	10	120		
8	70,106	1,589	68,517	243	95	148	114	85	29	129	10	119		
9	71,776	1,632	70,144	242	95	147	113	84	29	129	11	118		
10	72,857	1,660	71,197	241	96	145	113	84	29	128	12	116		
11	73,688	1,661	72,027	237	96	141	111	83	28	126	13	113		
12	74,581	1,672	72,909	235	96	139	110	82	28	125	14	111		
13	75,524	1,698	73,826	236	99	137	110	83	27	126	16	110		
14	76,270	1,706	74,564	234	100	134	110	83	27	124	17	107		
15	76,892	1,711	75,181	233	102	131	110	84	26	123	18	105		
16	77,390	1,725	75,665	233	103	130	112	85	27	121	18	103		
17	78,278	1,757	76,521	232	105	127	110	85	25	122	20	102		
18	78,992	1,778	77,214	232	106	126	110	85	25	122	21	101		
19	79,236	1,791	77,445	231	107	124	110	86	24	121	21	100		
20	79,081	1,796	77,285	231	108	123	110	86	24	121	22	99		
21	78,801	1,768	77,033	230	108	122	110	86	24	120	22	98		
22	78,694	1,735	76,959	228	108	120	108	85	23	120	23	97		
23	78,661	1,953	76,708	227	108	119	108	85	23	119	23	96		
24	79,113	1,948	77,165	226	108	118	108	85	22	119	23	95		
25	79,625	1,928	77,697	226	109	117	108	85	22	119	24	95		
26	80,273	1,721	78,551	226	110	116	108	86	22	118	24	94		
27	80,670	1,729	78,941	227	111	116	109	87	22	119	24	95		
28	81,131	1,859	79,272	231	114	117	111	89	22	120	25	95		
29	81,261	1,767	79,494	234	116	118	113	91	22	121	25	96		
30	81,563	1,784	79,779	234	116	117	113	92	21	121	25	96		
対前年度比	(100.4)	(101.0)	(100.4)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(100.0)	(101.1)	(95.5)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		

- (注) 1. 上記数字は3月末現在である。
 2. 「その他」は特殊用途車・大型特殊車である。
 3. 千台未満は四捨五入した。よって合計と一致しない。
 4. 「小型二輪」及び「軽自動車」については、統計上、営業用・自家用の区別をしていないため、便宜上「自家用」区分としている。
 5. 国土交通省資料による。

(単位：千台)

乗用車			トラック			その他			小型二輪車	軽自動車	年
計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用			
158	47	111	693	93	600	34			51	531	昭和31
440	76	364	1,316	166	1,150	80	11	69	50	1,460	36
1,878	151	1,727	2,870	255	2,615	164	21	143	48	3,058	41
2,475	162	2,313	3,407	274	3,133	189	24	165	55	3,396	42
3,274	175	3,099	4,057	298	3,756	224	28	196	64	3,938	43
4,291	190	4,101	4,672	323	4,349	263	33	230	77	4,567	44
5,512	206	5,306	5,126	343	4,783	306	37	269	110	5,298	45
6,777	218	6,559	5,460	365	5,095	352	41	311	172	5,968	46
8,173	226	7,947	5,792	386	5,406	344	46	398	220	6,436	47
9,965	227	9,738	6,263	414	5,849	461	51	410	238	6,737	48
11,598	233	11,365	6,721	447	6,274	515	61	454	262	6,654	49
13,207	238	12,969	7,055	461	6,594	557	63	494	277	6,553	50
14,822	243	14,579	7,371	469	6,902	596	64	532	257	5,867	51
16,206	245	15,961	7,758	488	7,270	631	67	564	277	5,954	52
17,569	246	17,323	8,023	506	7,517	671	71	600	292	6,185	53
19,186	248	18,938	8,388	533	7,855	720	76	644	328	6,332	54
20,559	249	20,310	8,647	564	8,083	766	80	686	384	6,749	55
21,543	250	21,293	8,683	586	8,097	794	83	711	445	7,297	56
22,515	251	22,264	8,655	603	8,052	823	86	737	522	8,089	57
23,389	251	23,138	8,564	618	7,946	852	89	763	617	9,036	58
24,283	252	24,031	8,462	643	7,819	880	93	787	700	10,005	59
25,027	252	24,775	8,318	617	7,701	976	155	821	776	11,036	60
25,847	252	25,595	8,306	704	7,602	944	104	840	851	12,062	61
26,688	253	26,435	8,203	669	7,534	1,055	171	884	912	13,133	62
27,825	255	27,570	8,281	706	7,575	1,008	184	824	974	14,223	63
28,976	256	28,720	8,473	752	7,721	1,174	199	975	1,016	15,259	平成元
30,882	257	30,625	8,613	790	7,823	1,237	214	1,023	1,045	15,975	2
32,437	260	32,177	8,746	826	7,920	1,302	229	1,073	1,000	16,768	3
33,950	260	33,690	8,826	857	7,969	1,367	243	1,124	1,022	17,300	4
35,234	260	34,974	8,822	874	7,948	1,418	254	1,164	1,070	17,706	5
36,509	259	36,250	8,778	881	7,897	1,469	263	1,206	1,128	18,148	6
37,755	257	37,498	8,768	909	7,859	1,541	283	1,258	1,177	18,618	7
39,103	256	38,847	8,736	935	7,801	1,645	303	1,342	1,209	19,170	8
40,476	256	40,220	8,694	962	7,732	1,555	319	1,236	1,225	19,584	9
41,283	258	41,025	8,564	975	7,589	1,650	331	1,319	1,243	19,876	10
41,783	258	41,525	8,347	968	7,379	1,754	339	1,415	1,269	20,298	11
42,056	257	41,799	8,134	969	7,165	1,838	350	1,488	1,288	21,030	12
42,365	256	42,109	8,106	1,105	7,001	1,754	238	1,516	1,308	21,755	13
42,528	259	42,269	7,907	1,102	6,805	1,754	245	1,509	1,334	22,513	14
42,655	263	42,392	7,666	1,095	6,571	1,720	251	1,469	1,352	23,266	15
42,624	267	42,357	7,414	1,097	6,317	1,674	258	1,416	1,370	24,075	16
42,776	271	42,505	7,280	1,115	6,165	1,643	266	1,377	1,397	24,950	17
42,747	273	42,474	7,160	1,126	6,034	1,618	273	1,345	1,428	25,807	18
42,230	274	41,956	7,014	1,132	5,882	1,600	278	1,322	1,453	26,708	19
41,469	274	41,195	6,884	1,135	5,749	1,578	279	1,299	1,479	27,440	20
40,799	271	40,528	6,568	1,111	5,457	1,528	278	1,250	1,505	28,171	21
40,420	265	40,155	6,363	1,083	5,280	1,512	279	1,233	1,524	28,647	22
40,135	250	39,885	6,215	1,076	5,139	1,646	296	1,350	1,535	29,050	23
40,143	244	39,899	6,136	1,074	5,062	1,495	284	1,211	1,543	29,569	24
40,009	241	39,768	6,068	1,073	4,995	1,502	288	1,214	1,566	30,254	25
39,821	239	39,582	6,041	1,080	4,961	1,514	292	1,222	1,595	31,075	26
39,491	237	39,255	6,029	1,086	4,943	1,525	295	1,230	1,611	31,786	27
39,354	234	39,120	6,019	1,097	4,922	1,540	300	1,240	1,628	32,128	28
39,492	232	39,260	6,030	1,113	4,917	1,560	306	1,254	1,642	32,303	29
39,534	227	39,306	6,038	1,129	4,908	1,577	311	1,266	1,658	32,524	30
(100.1)	(97.8)	(100.1)	(100.1)	(101.4)	(99.8)	(101.1)	(101.6)	(101.0)	(101.0)	(100.7)	対前年度比

7. 高速バスの運行状況

年	事業者数	運行系統数 (延)	運行回数 (1日)	輸送人員 (年間)		高速自動車国道 供 用 キ ロ
				全乗合	高速バス	
	社	本	回	百万人	千人	km
昭和41	5	8	101	9,862	3,846	189.7
51	23	56	453	9,119	11,216	1,888.3
60	51	199	1,516	7,179	29,155	3,554.8
61	57	249	1,866	6,998	32,538	3,720.9
62	60	262	1,961	6,848	34,325	3,909.8
63	78	313	2,253	6,699	40,165	4,279.6
平成元	95	478	2,444	6,629	43,952	4,406.1
2	117	772	2,952	6,552	50,585	4,660.5
3	129	957	3,501	6,500	55,884	4,869.4
4	137	1,093	3,670	6,496	57,213	5,054.9
5	138	1,128	3,668	6,358	55,210	5,404.4
6	141	1,243	3,491	6,196	51,991	5,574.3
7	144	1,307	4,176	5,939	54,474	5,677.1
8	147	1,388	4,462	5,756	55,006	5,929.6
9	143	1,420	4,597	5,600	57,690	6,114.3
10	153	1,483	4,827	5,400	59,705	6,385.3
11	153	1,589	5,506	5,172	66,691	6,531.3
12	154	1,532	5,207	4,937	66,604	6,615.2
13	158	1,617	5,569	4,803	69,687	6,860.8
14	169	1,638	6,018	4,633	76,955	6,959.6
15	165	1,530	5,744	4,503	85,596	7,187.4
16	177	1,592	5,953	4,448	83,464	7,333.5
17	187	1,730	6,293	4,335	84,355	7,363.4
18	200	2,010	6,521	4,244	79,048	7,389.1
19	270	3,077	8,698	4,241	99,197	7,421.6
20	281	3,451	9,453	4,264	101,351	7,553.7
21	295	4,049	10,431	4,304	109,920	7,640.8
22	299	4,263	11,405	4,178	105,820	7,788.9
23	310	4,722	12,454	4,158	103,853	7,894.6
24	313	4,818	12,666	4,118	103,737	8,021.3
25	311	4,778	12,251	4,125	108,615	8,334.5
26	365	5,229	14,223	4,176	109,862	8,410.7
27	365	4,996	15,756	4,175	115,703	8,427.7
28	387	5,247	15,882	4,175	115,740	8,652.2

- (注) 1. 上記数字は、3月末現在である。ただし、61年度以前の実績は、輸送人員（年間）及び高速自動車国道供用キロを除き、6月1日現在のものである。
2. 平成18年までは、当該系統距離の半分以上を高速自動車国道・都市高速道路及び本四連絡道路を利用して運行する乗合バスを高速バスとした。平成20年からは、1系統距離が50km以上のものを高速バスとした。（平成19年の数値については、一部補正した。）
3. 運行系統数は各事業者の運行系統数の合計で、共同運行事業者については重複計上されている。
4. 国土交通省資料による。

Ⅱ バス事業

1. 乗合バス事業

(1) 平成29年度乗合バス事業の収支状況

【全事業者の概況】

- 収入：収入については、前年度と比較して1.0%の微減。
- 支出：支出については、前年度と比較して2.1%の微減。
- 経常収支率：前年度から0.9ポイント悪化して95.6%。黒字事業者は75者〔68者〕で、調査対象事業者全体の30.6%〔28.7%〕。

(調査対象事業者は、保有車両数30両以上の245者〔237者〕)

(注) 調査対象事業者数は、運賃ブロック毎の事業者数の合計の値であり、〔 〕内の事業者数については、2以上の運賃ブロックにまたがる事業者の重複分を除いた値。2以上の運賃ブロックにまたがる事業者について、ブロック毎で黒字・赤字が異なる場合、事業規模(運送収入)の大きいブロックの経常収支率により計上。

① 事業主体別の収支状況等について

- 民営バスの経常収支率は、収入よりも支出の増加幅が上回ったため、前年度に比べ減少(97.2%→96.0%)。
- 公営バスの経常収支率は、収入が減少し、支出が増加したため、前年度に比べ減少(94.2%→94.0%)。

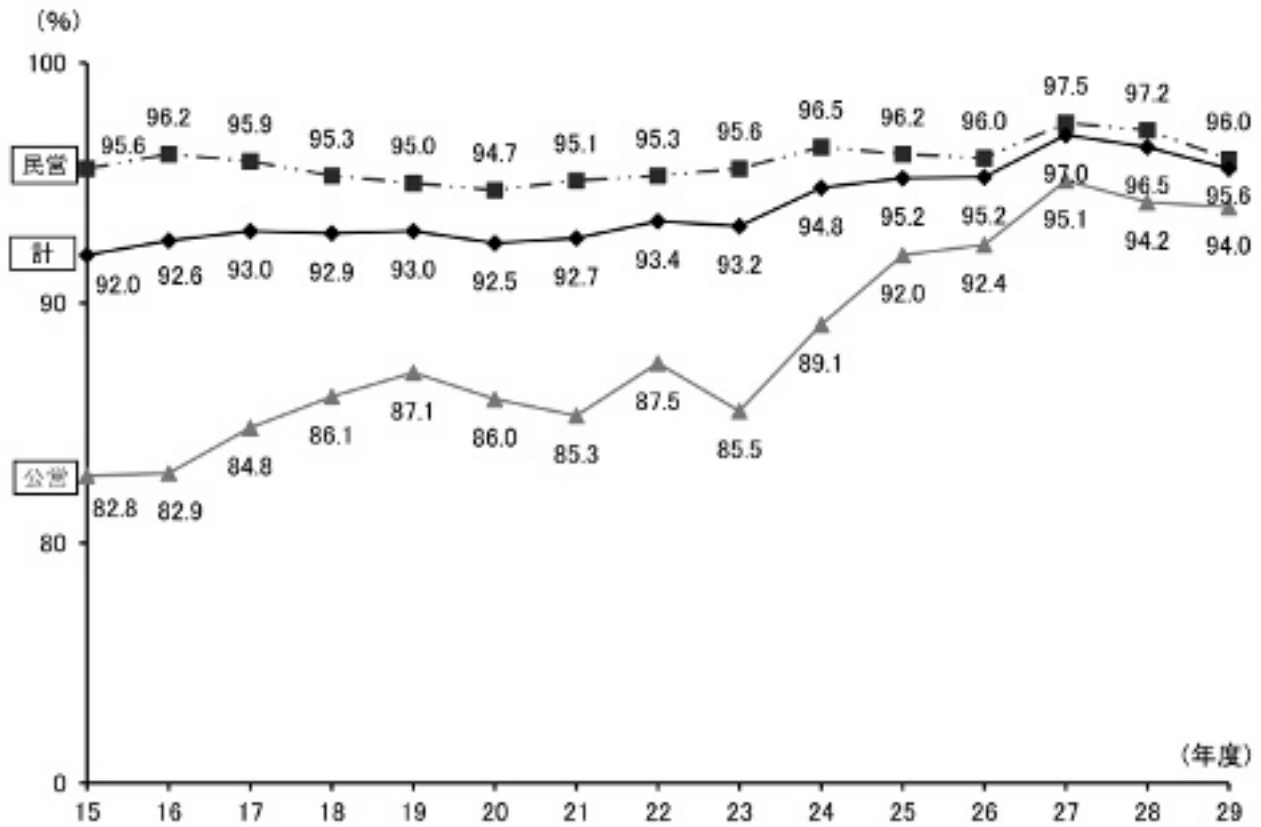
② 大都市部とその他地域について

- 大都市部の経常収支率は、収入よりも支出の増加幅が上回ったため、前年度に比べ減少(103.1%→102.5%)。
- その他地域の経常収支率は、収入よりも支出の増加幅が上回ったため、前年度に比べ減少(87.4%→86.0%)。

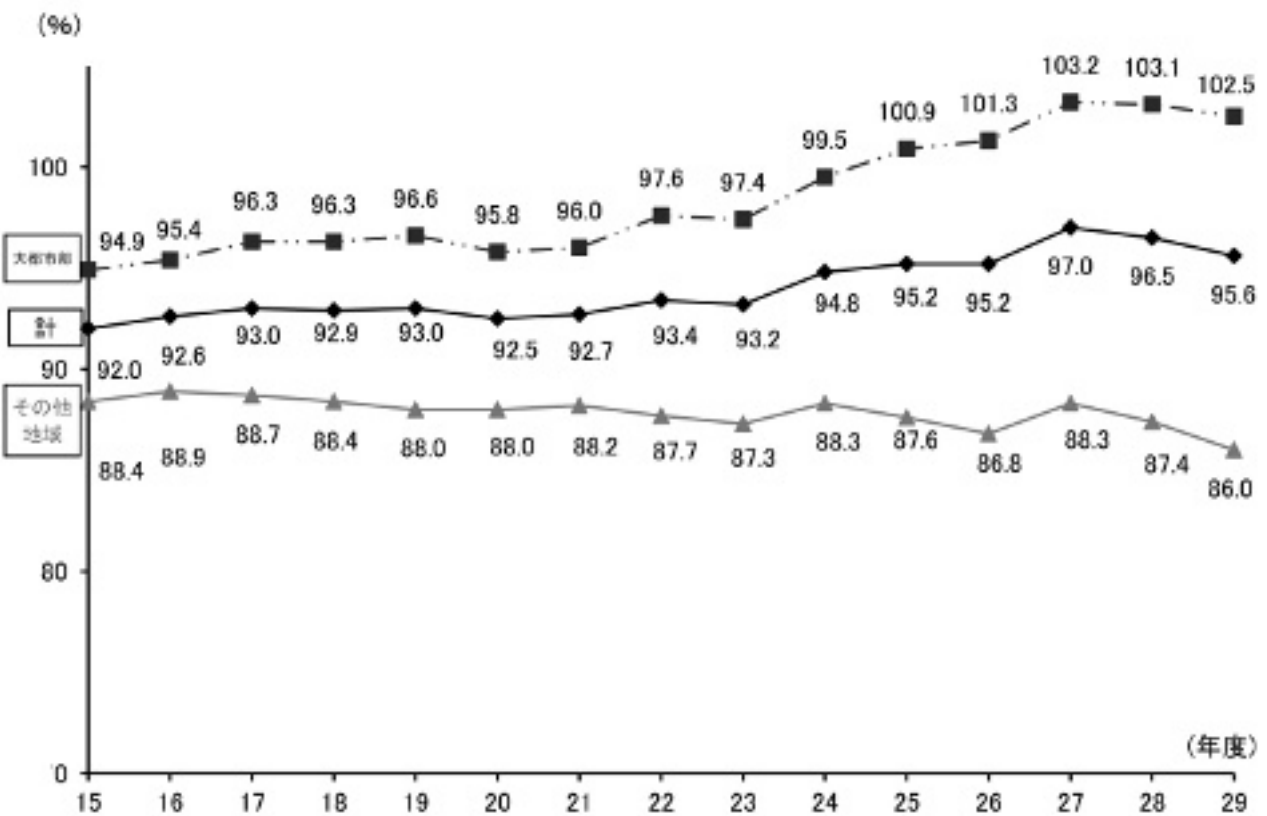
※ 大都市部(三大都市圏)とは、千葉、武相(東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜(東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海(愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神(大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域))ブロックの集計値。

※国土交通省 資料

(図1) 年度別収支率の推移 (民間・公営)



(図2) 年度別収支率の推移 (大都市部・その他地域)



(表1) 収支状況の推移 (民営・公営)

(単位：億円)

年度	民営・公営の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
25	民営	5,623	5,848	△ 225	96.2	72 (65)	161 (160)	233 (225)
	公営	1,527	1,660	△ 133	92.0	2	20	22
	計	7,150	7,508	△ 358	95.2	74 (67)	181 (180)	255 (247)
26	民営	5,604	5,835	△ 231	96.0	70 (63)	162 (161)	232 (224)
	公営	1,515	1,640	△ 124	92.4	3	17	20
	計	7,119	7,475	△ 356	95.2	73 (66)	179 (178)	252 (244)
27	民営	5,684	5,830	△ 146	97.5	83 (76)	146 (145)	229 (221)
	公営	1,526	1,605	△ 79	95.1	4	15	19
	計	7,210	7,435	△ 225	97.0	87 (80)	161 (160)	248 (240)
28	民営	5,727	5,894	△ 167	97.2	86 (78)	142 (142)	228 (220)
	公営	1,520	1,614	△ 94	94.2	3	15	18
	計	7,247	7,508	△ 261	96.5	89 (81)	157 (157)	246 (238)
29	民営	5,770	6,012	△ 242	96.0	73 (66)	154 (153)	227 (219)
	公営	1,552	1,650	△ 98	94.0	2	16	18
	計	7,322	7,662	△ 340	95.6	75 (68)	170 (169)	245 (237)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. () 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 収支状況の推移 (大都市部及びその他地域)

(単位：億円)

年度	地域の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
25	大都市部	4,365	4,327	38	100.9	52 (45)	27 (26)	79 (71)
	その他地域	2,785	3,181	△ 396	87.6	22	154	176
	計	7,150	7,508	△ 358	95.2	74 (67)	181 (180)	255 (247)
26	大都市部	4,389	4,331	58	101.3	55 (48)	27 (26)	82 (74)
	その他地域	2,730	3,144	△ 414	86.8	18	152	170
	計	7,119	7,475	△ 356	95.2	73 (66)	179 (178)	252 (244)
27	大都市部	4,463	4,323	140	103.2	59 (52)	23 (22)	82 (74)
	その他地域	2,747	3,111	△ 364	88.3	28	138	166
	計	7,210	7,435	△ 225	97.0	87 (80)	161 (160)	248 (240)
28	大都市部	4,491	4,354	137	103.1	60 (52)	21 (21)	81 (73)
	その他地域	2,756	3,154	△ 398	87.4	29	136	165
	計	7,247	7,508	△ 261	96.5	89 (81)	157 (157)	246 (238)
29	大都市部	4,555	4,446	109	102.5	51 (44)	29 (28)	80 (72)
	その他地域	2,768	3,217	△ 449	86.0	24	141	165
	計	7,323	7,663	△ 340	95.6	75 (68)	170 (169)	245 (237)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. () 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

3. 大都市部 (三大都市圏) とは、千葉、武相 (東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜 (東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海 (愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神 (大阪府、京都府 (京都市を含む大阪府に隣接する地域) 及び兵庫県 (神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)) ブロックの集計値。

(注) 国土交通省資料による。

(表3) 人件費及び諸経費の原価に占める割合の推移

(単位：%)

年度	費目	原価に占める割合			原価に占める割合		
		民 営	公 営	計 (平均)	大都市部	その他地域	計 (平均)
25	人件費	56.5	54.3	56.0	55.9	56.3	56.0
	燃料油脂費	10.9	7.6	10.1	8.5	12.3	10.1
	その他諸経費	32.6	38.1	33.8	35.6	31.4	33.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
26	人件費	57.0	54.0	56.4	56.2	56.5	56.4
	燃料油脂費	10.3	7.5	9.7	8.3	11.6	9.7
	その他諸経費	32.7	38.6	34.0	35.5	31.9	33.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27	人件費	58.5	56.6	57.9	56.1	58.9	57.9
	燃料油脂費	8.5	7.0	8.0	6.4	9.0	8.0
	その他諸経費	33.0	36.4	34.1	37.5	32.0	34.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28	人件費	58.1	55.7	57.6	57.5	57.7	57.6
	燃料油脂費	7.4	5.0	6.9	5.9	8.2	6.9
	その他諸経費	34.6	39.3	35.6	36.6	34.1	35.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
29	人件費	57.7	54.7	57.0	56.9	57.2	57.0
	燃料油脂費	8.1	5.7	7.6	6.6	9.0	7.6
	その他諸経費	34.2	39.6	35.4	36.5	33.8	35.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(表4) 実車走行キロ当たり収入・原価の推移

○民営・公営

(単位：円・銭)

項 目	年 度	25年度			26年度			27年度			28年度			29年度		
		民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)	民 営	公 営	計(平均)
取 入 原 価		381.31	605.53	414.52	384.19	615.70	417.62	392.21	624.47	425.73	399.77	638.72	433.81	408.82	654.64	444.17
		397.10	658.14	435.26	400.06	666.15	438.48	402.28	656.54	438.97	411.46	678.24	449.46	425.93	696.20	464.79
内 人 件 費		224.41	357.60	243.88	228.11	359.53	247.09	233.05	358.38	251.14	223.03	361.21	242.71	245.66	380.97	265.12
	燃料油脂費	43.11	50.06	44.13	41.19	49.64	42.41	31.80	38.23	32.73	30.27	33.93	30.79	34.61	39.83	35.36
	その他諸経費	129.58	250.48	147.25	130.76	256.98	148.98	137.43	259.93	155.10	158.16	283.10	175.96	145.66	275.40	164.31

○大都市部・その他地域

(単位：円・銭)

項 目	年 度	25年度			26年度			27年度			28年度			29年度		
		大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)
取 入 原 価		560.70	289.29	414.52	562.39	295.38	417.62	570.14	301.61	425.73	579.38	307.79	433.81	592.55	314.54	444.17
		555.83	330.37	435.26	554.94	340.14	438.48	552.27	341.59	438.97	561.68	352.31	449.46	578.35	365.58	464.79
内 人 件 費		310.48	188.96	243.28	312.01	192.27	247.09	314.14	196.99	251.14	305.42	188.43	242.71	329.35	209.00	265.12
	燃料油脂費	47.39	34.87	40.47	45.85	39.50	42.41	35.40	30.43	32.73	32.90	28.96	30.79	37.99	33.06	35.36
	その他諸経費	197.96	106.54	151.51	197.08	108.37	148.98	202.73	114.17	155.11	223.36	134.92	175.96	211.02	123.51	164.31

(表5) ブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック別	収支別	事業者数			収入	支出	損益	経常収支率 (%)
		黒字	赤字	計				
北北海道	民営		(10) 10	(10) 10	6,728	9,232	△ 2,504	72.9
	公営計		(10) 10	(10) 10	-	-	-	-
南北海道	民営	(2) 2	(3) 3	(5) 5	30,520	32,749	△ 2,229	93.2
	公営計	(2) 2	(3) 3	(5) 5	-	-	-	-
東北	民営	(1) 1	(10) 10	(11) 11	15,363	20,433	△ 5,070	75.2
	公営計	(1) 1	(2) 2	(2) 2	8,461	12,525	△ 4,065	67.5
羽越	民営		(10) 10	(10) 10	10,617	13,844	△ 3,227	76.7
	公営計		(10) 10	(10) 10	-	-	-	-
長野	民営		(4) 4	(4) 4	4,103	4,764	△ 661	86.1
	公営計		(4) 4	(4) 4	-	-	-	-
北関東	民営	(3) 3	(6) 6	(9) 9	12,771	14,312	△ 1,541	89.2
	公営計	(3) 3	(6) 6	(9) 9	-	-	-	-
千葉	民営	(15) 15	(4) 4	(19) 19	33,164	30,730	2,434	107.9
	公営計	(15) 15	(4) 4	(19) 19	-	-	-	-
武蔵・相模	民営	(12) 15	(3) 4	(15) 19	112,005	107,549	4,456	104.1
	公営計	(12) 15	(3) 4	(15) 19	-	-	-	-
京浜	民営	(10) 14	(1) 1	(11) 15	98,440	89,544	8,896	109.9
	公営計	(10) 14	(3) 3	(3) 3	66,992	68,875	△ 1,883	97.3
山梨・静岡	民営	(3) 3	(11) 11	(14) 14	20,564	21,837	△ 1,273	94.2
	公営計	(3) 3	(11) 11	(14) 14	-	-	-	-
東海	民営		(8) 8	(8) 8	23,570	25,838	△ 2,268	91.2
	公営計		(1) 1	(1) 1	20,800	22,837	△ 2,037	91.1
北陸	民営	(2) 2	(6) 6	(8) 8	9,913	10,719	△ 806	92.5
	公営計	(2) 2	(6) 6	(8) 8	-	-	-	-
北近畿	民営	(4) 4	(10) 10	(14) 14	17,714	20,396	△ 2,682	86.9
	公営計	(4) 4	(10) 10	(14) 14	-	-	-	-
南近畿	民営	(1) 1	(4) 4	(5) 5	10,806	12,154	△ 1,348	88.9
	公営計	(1) 1	(4) 4	(5) 5	-	-	-	-
京阪神	民営	(5) 5	(5) 5	(10) 10	51,069	50,547	523	101.0
	公営計	(2) 2	(3) 3	(5) 5	49,439	48,647	792	101.6
山陰	民営		(4) 4	(4) 4	2,367	3,823	△ 1,455	61.9
	公営計		(1) 1	(1) 1	568	781	△ 213	72.7
山陽	民営	(3) 3	(19) 19	(22) 22	30,554	36,190	△ 5,637	84.4
	公営計	(3) 3	(1) 1	(1) 1	512	831	△ 319	61.7
四国	民営		(8) 8	(8) 8	6,354	9,267	△ 2,913	68.6
	公営計		(8) 8	(8) 8	-	-	-	-
北九州	民営	(3) 3	(16) 16	(19) 19	58,268	59,860	△ 1,591	97.3
	公営計	(3) 3	(4) 4	(4) 4	6,207	7,742	△ 1,535	80.2
南九州	民営		(9) 9	(9) 9	15,367	20,582	△ 5,216	74.7
	公営計		(1) 1	(1) 1	2,205	2,796	△ 592	78.8
沖縄	民営	(2) 2	(2) 2	(4) 4	6,790	6,822	△ 32	99.5
	公営計	(2) 2	(2) 2	(4) 4	-	-	-	-
全国	民営	(66) 73	(153) 154	(219) 227	577,048	601,193	△ 24,145	96.0
	公営計	(2) 2	(16) 16	(18) 18	155,183	165,034	△ 9,851	94.0
		(68) 75	(169) 170	(237) 245	732,231	766,227	△ 33,996	95.6

(注) () 内の数は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表6) ブロック別実車走行キロ当たりの収入・原価

(単位：円・銭)

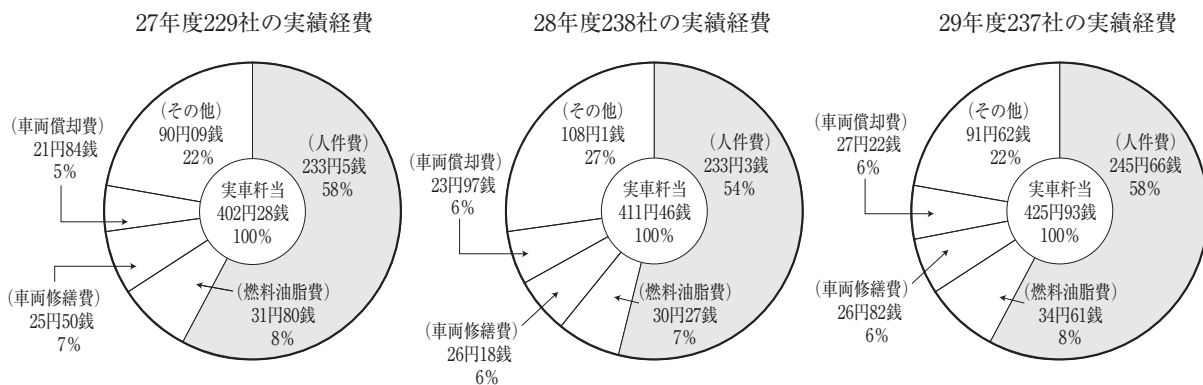
ブロック別	科目 民営公営 の別	収入			運 送 原 価						
		営業収入	営業外収入	合 計	人 件 費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	利 子	諸 経 費	合 計
北 北 海 道	民 営	218.49	5.10	223.59	187.08	33.27	22.39	16.24	2.38	45.46	306.82
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	218.49	5.10	223.59	187.08	33.27	22.39	16.24	2.38	45.46	306.82
南 北 海 道	民 営	365.48	1.00	366.49	211.99	36.51	28.33	29.09	0.46	86.88	393.26
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	365.48	1.00	366.49	211.99	36.51	28.33	29.09	0.46	86.88	393.26
東 北	民 営	245.10	3.14	248.24	193.56	34.82	34.23	17.93	1.41	48.20	330.16
	公 営	483.01	16.44	499.45	339.04	44.64	49.22	41.20	0.56	264.74	739.40
	平均	296.22	6.00	302.22	224.83	36.93	37.45	22.93	1.23	94.73	418.10
羽 越	民 営	262.17	1.56	263.72	184.59	34.09	33.68	20.57	6.05	64.89	343.88
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	262.17	1.56	263.72	184.59	34.09	33.68	20.57	6.05	64.89	343.88
長 野	民 営	397.63	2.19	399.82	264.01	39.87	48.38	29.22	1.61	81.11	464.21
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	397.63	2.19	399.82	264.01	39.87	48.38	29.22	1.61	81.11	464.21
北 関 東	民 営	269.77	0.83	270.59	188.69	28.56	21.18	19.09	0.81	44.91	303.25
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	269.77	0.83	270.59	188.69	28.56	21.18	19.09	0.81	44.91	303.25
千 葉	民 営	491.85	4.68	496.53	282.43	36.56	22.13	36.15	0.45	82.37	460.09
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	491.85	4.68	496.53	282.43	36.56	22.13	36.15	0.45	82.37	460.09
武蔵・相模	民 営	535.84	6.30	542.14	297.57	37.02	23.27	33.30	0.66	128.76	520.57
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	535.84	6.30	542.14	297.57	37.02	23.27	33.30	0.66	128.76	520.57
京 浜	民 営	706.82	3.38	710.20	401.14	38.88	21.04	41.08	0.59	143.28	646.02
	公 営	820.07	11.55	831.62	552.78	40.16	23.89	33.16	1.49	203.52	855.00
	平均	748.45	6.38	754.83	456.88	39.35	22.09	38.17	0.92	165.42	722.83
山梨・静岡	民 営	369.33	3.75	373.07	224.58	32.52	31.25	22.08	0.67	85.07	396.17
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	369.33	3.75	373.07	224.58	32.52	31.25	22.08	0.67	85.07	396.17
東 海	民 営	337.57	322.62	339.30	178.50	32.41	25.42	28.51	0.32	106.79	371.96
	公 営	575.76	481.28	576.43	351.64	39.03	27.05	12.62	0.30	202.25	632.88
	平均	419.00	376.86	420.37	237.69	34.67	25.98	23.08	0.31	139.43	461.16
北 陸	民 営	363.41	4.04	367.45	225.28	35.65	34.08	28.08	1.98	72.26	397.33
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	363.41	4.04	367.45	225.28	35.65	34.08	28.08	1.98	72.26	397.33
北 近 畿	民 営	334.58	5.80	340.38	224.32	34.40	31.90	28.17	0.55	72.58	391.92
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	334.58	5.80	340.38	224.32	34.40	31.90	28.17	0.55	72.58	391.92
南 近 畿	民 営	399.14	3.32	402.45	299.17	34.35	31.86	24.43	1.88	60.99	452.68
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	399.14	3.32	402.45	299.17	34.35	31.86	24.43	1.88	60.99	452.68
京 阪 神	民 営	522.40	5.02	527.42	278.25	38.78	38.06	35.85	0.09	131.00	522.02
	公 営	658.35	12.08	670.43	280.14	41.70	35.97	18.87	2.09	280.92	659.68
	平均	581.17	8.07	589.24	279.06	40.04	37.15	28.51	0.95	195.82	581.54
山 陰	民 営	155.45	2.59	158.03	153.52	28.24	23.66	13.15	0.57	36.05	255.19
	公 営	271.36	69.77	341.13	295.93	34.42	39.00	39.23	0.18	60.47	469.22
	平均	167.04	9.30	176.34	167.76	28.86	25.19	15.76	0.53	38.49	276.59
山 陽	民 営	309.39	3.18	312.58	223.92	33.67	27.07	27.57	1.86	56.17	370.24
	公 営	205.89	4.64	210.53	259.33	28.37	12.47	5.55	0.00	35.76	341.48
	平均	306.88	3.22	310.10	224.78	33.54	26.71	27.03	1.81	55.68	369.55
四 国	民 営	216.02	2.70	218.72	194.98	29.90	29.33	17.75	0.82	46.21	318.98
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	216.02	2.70	218.72	194.98	29.90	29.33	17.75	0.82	46.21	318.98
北 九 州	民 営	379.43	2.13	381.57	222.55	30.79	23.87	23.03	1.47	90.27	391.99
	公 営	289.99	16.61	306.60	214.36	34.87	22.56	18.29	0.18	92.18	382.42
	平均	368.96	3.83	372.79	221.59	31.27	23.71	22.48	1.32	90.49	390.87
南 九 州	民 営	203.52	2.73	206.25	152.52	29.11	26.38	6.65	1.11	60.48	276.25
	公 営	329.40	79.93	409.33	227.72	25.14	22.14	26.59	0.14	217.44	519.17
	平均	212.00	7.93	219.94	157.59	28.84	26.09	8.00	1.04	71.06	292.62
沖 縄	民 営	222.51	1.98	224.49	125.26	37.02	19.31	13.87	1.66	28.43	225.55
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	222.51	1.98	224.49	125.26	37.02	19.31	13.87	1.66	28.43	225.55
全 国 計	民 営	405.30	3.52	408.82	245.66	34.61	26.82	27.22	1.07	90.54	425.93
	公 営	641.91	12.73	654.64	380.97	39.83	29.77	24.50	1.26	219.86	696.20
	平均	439.32	4.85	444.17	265.12	35.36	27.25	26.83	1.10	109.13	464.79

(表7) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率の推移 (民営)

(単位:円・銭)

年度	項目 調査 会社数	人件費	燃料 油脂費	車両 修繕費	車両 償却費	その他	計	対前年 上昇率
16	社 225	228.02 (60.7)	27.30 (7.3)	19.43 (5.2)	19.02 (5.0)	82.09 (21.8)	375.86 (100.0)	% △1.2
17	226	219.44 (58.6)	32.12 (8.6)	19.27 (5.1)	20.37 (5.4)	83.42 (22.3)	374.62 (100.0)	△0.3
18	227	223.68 (58.2)	35.00 (9.1)	19.67 (5.1)	22.14 (5.8)	83.80 (21.8)	384.29 (100.0)	2.2
19	228	220.37 (56.5)	37.74 (9.7)	20.14 (5.2)	25.76 (6.6)	85.68 (22.0)	389.69 (100.0)	1.4
20	227	219.80 (55.4)	41.04 (10.3)	20.88 (5.3)	27.44 (6.9)	87.90 (22.1)	397.06 (100.0)	1.9
21	228	220.77 (57.1)	31.10 (8.0)	20.96 (5.4)	27.38 (7.1)	86.47 (22.4)	386.68 (100.0)	△2.6
22	228	220.97 (56.9)	35.40 (9.1)	21.10 (5.4)	26.90 (6.9)	84.00 (21.6)	388.37 (100.0)	0.4
23	234	221.05 (56.7)	39.05 (10.0)	24.48 (6.3)	24.48 (6.3)	84.25 (21.6)	390.20 (100.0)	1.0
24	232	221.68 (56.6)	39.62 (10.1)	22.45 (5.7)	22.84 (5.8)	84.82 (21.7)	391.41 (100.0)	0.3
25	233	224.41 (56.5)	43.11 (10.9)	23.25 (5.8)	20.68 (5.2)	85.65 (21.6)	397.10 (100.0)	1.5
26	232	228.12 (57.0)	41.19 (10.3)	23.79 (5.9)	20.69 (5.2)	86.27 (21.6)	400.06 (100.0)	0.7
27	229	233.05 (57.9)	31.80 (7.9)	25.50 (6.4)	21.84 (5.4)	90.09 (22.4)	402.28 (100.0)	0.5
28	238	223.03 (54.3)	30.27 (7.3)	26.18 (6.3)	23.97 (5.8)	108.01 (26.3)	411.46 (100.0)	2.2
29	237	245.66 (57.7)	34.61 (8.1)	26.82 (6.3)	27.22 (6.4)	91.62 (21.5)	425.93 (100.0)	3.5

(図3) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率 (民営)



(注) 国土交通省資料による。

2. 都市交通

(1) 概 要

乗合バスの輸送人員は、大都市圏においては増加しているが、地方都市は自家用車への依存により長期的には減少傾向にある。今後とも、都市における乗合バスは地球温暖化防止等の環境問題、超高齢化社会への対応のため、公共交通機関として社会的に期待されるものが大きいと思われる。反面、交通渋滞により定時性の確保が図られず利用者からの信頼を失っており、走行環境を改善し、都市機能を改善させることが喫緊の課題である。

このことは、マイカー利用からバスへ利用を転換することにより、二酸化炭素排出量削減のための環境改善、事故発生可能性を低下させる交通安全、交通空間の有効利用の面からも重要であり、バスの快適性の向上、運行頻度の増加等サービス改善に資するものである。

また、これとあわせてバス事業者においても利用者サービスの充実に努め、公共輸送機関に誘導することが求められる。

このため、バスの輸送サービスの具体的な改善措置は、①バスの走りやすい交通環境づくりの措置として、バス専用レーンの設置、バス優先信号の導入、②利用者に高度なサービス提供をするための措置として、ICカードシステムの導入、利用者にバスの接近情報を知らせるバスロケーションシステムの導入、停留所の改善、ノンステップバスの導入、運行管理等を含めたバス路線総合管理システムの導入、バスターミナルの整備、③都市構造、需要構造の変化に対応した輸送力の確保対策として、BRTの導入、乗継システムの導入、バス路線の再編、地域のニーズに対応した系統の設定・車両の導入、デマンドバス、④違法駐車取り締まりの強化、⑤誰にでもわかりやすい情報を提供するバスマップの作成・配布、ホームページ等による利用案内等がある。

こうした施策を講ずることにより、バス交通の活性化に結びつき、マイカー利用者を公共交通機関に移転させ、都市部の交通総量抑制につながり、環境政策の観点からも有効である。

(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）（国土交通省）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。

このような観点から、先進安全自動車（ASV）の導入、デジタル式運行記録計等の導入、社内安全教育の実施、過労運転防止のための先進的な取り組み等を重点的に支援する。

先進安全自動車(ASV)やドライブレコーダー等の導入支援

【予算額： 990百万円】

- 政府目標(第10次交通安全基本計画)の達成に向け、自動車運送事業者に対し、先進安全自動車(ASV)の導入を支援するとともに、ドライブレコーダー等運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進する。

● 先進安全自動車(ASV)導入支援

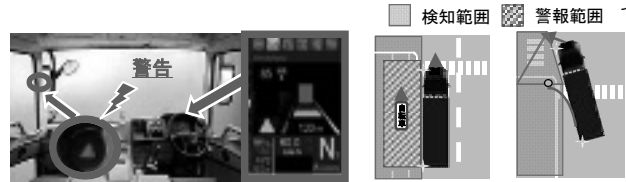
【補助率】導入費用の1/2

【対象装置】衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、車両安定性制御装置、ドライバー異常時対応システム、先進ライト

<対象装置等の拡充等>

- ・対象装置に側方衝突警報装置を追加。

左折時や車線変更時に側方の障害物を検知した場合、併せて車両の通過範囲を予測し、衝突の可能性が高いと判断した時には、ドライバーに衝突を回避するよう警報する。



● 過労運転防止のための先進的な取組の支援

【補助率】導入費用の1/2

【対象機器】ITを活用した遠隔地における点呼機器、運転者の疲労状態を測定する機器、運転者の睡眠状態等を測定する機器等

運転者の拘束時間や、体調・疲労度をリアルタイムに把握し、過労運転防止を図る。

● デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援

【補助率】導入費用の1/3

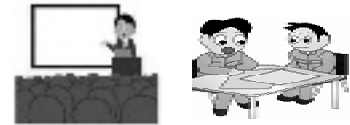
【対象機器】デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー一体型

事故時の記録映像データ等を活用することにより、効果的な安全運転指導及び事故調査等の高度化を行い事故防止を図る。

● 社内安全教育の実施支援

【補助率】導入費用の1/3

【対象メニュー】ドライブレコーダー等を活用した安全運転教育、ヒヤリ・ハット情報等の分析による事故防止プラン 等



(3) バス専用通行帯、バス優先通行帯等

平成28年度末現在

管 区	区分 都道府県	バス優先対策		
		バス専用通行帯	バス優先通行帯	バス以外の車両通行止め
		延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)
	北海道	55.8	37.9	0.0
東 北	青森県	15.1	21.1	0.0
	岩手県	4.8	1.4	31.0
	宮城県	9.6	21.9	2.9
	秋田県	4.5	7.2	0.0
	山形県	0.0	1.3	0.0
	福島県	1.3	44.0	17.1
	警視庁	154.7	105.7	7.6
関 東	茨城県	17.7	0.0	41.2
	栃木県	1.3	17.4	0.0
	群馬県	0.7	19.6	0.0
	埼玉県	0.0	8.0	0.0
	千葉県	0.1	22.4	0.0
	神奈川県	24.2	95.2	9.5
	新潟県	29.2	7.3	0.4
	山梨県	2.2	0.0	0.1
	長野県	5.8	5.3	4.3
	静岡県	9.1	15.4	0.3
中 部	富山県	1.8	16.0	29.1
	石川県	17.5	0.0	0.4
	福井県	1.6	14.7	0.0
	岐阜県	0.0	11.0	0.0
	愛知県	64.3	35.8	3.5
	三重県	0.0	8.7	3.5
	滋賀県	0.0	0.0	0.1
近 畿	京都府	44.5	0.0	1.7
	大阪府	74.6	22.8	7.0
	兵庫県	12.9	62.5	4.2
	奈良県	0.0	6.8	48.3
	和歌山県	0.0	4.5	0.2
	鳥取県	0.2	8.1	0.3
中 国	島根県	0.0	0.7	25.5
	岡山県	3.3	15.3	2.6
	広島県	54.9	48.6	2.1
	山口県	1.7	78.4	1.2
	徳島県	0.7	13.1	0.1
四 国	香川県	0.0	9.0	0.4
	愛媛県	0.0	19.1	0.0
	高知県	1.6	0.0	0.0
	福岡県	113.5	36.1	0.9
九 州	佐賀県	0.0	2.1	0.0
	長崎県	11.4	0.0	0.1
	熊本県	8.9	0.0	0.2
	大分県	24.3	1.8	0.1
	宮崎県	3.0	1.2	0.2
	鹿児島県	7.2	12.2	0.3
	沖縄県	29.2	0.0	5.5
	合 計	813.2	859.6	251.9
	合 計	813.2	859.5	252.0

出典：警察庁

3. 地方交通

(1) 地方交通の状況

① 乗合バス事業者は、全国的に厳しい状況が続いている中、通勤、通学、通院、買い物等の地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たすべく経営努力をしている。

特に地方部においては、バスは主として高齢者や学生に利用されており、バス利用者は絶対数が少ない上に、自家用車の普及や人口の減少、少子高齢化の影響を受け、減少傾向が続いている。最近の状況としては、輸送人員の減少幅が依然として大きく、経営に与える影響が深刻化しており、そのため経営破綻したり、大規模な路線廃止がおこなわれている地域もある。

また、多くの事業者があらゆる合理化努力を行っているにもかかわらず、バリアフリー対策や環境対策等への対応によるコストアップにより、極めて厳しい経営状況に陥っており、公的支援なくして路線網を維持することが困難な状況になっている。

そのため生活交通路線を維持するためには、各地域のバス事業者と地方公共団体、更には地域住民や商店街等が十分な連携と適切な役割分担の下に、地域ニーズを十分に把握しながら、全体として効率的かつ充実した輸送サービスの確保を図っていくことが必要である。

② 長期的な方向性を踏まえた交通に関する施策

バス業界が強く求めてきた交通政策基本法が平成25年11月に成立し、12月4日公布、施行になった。

同法に基づく「交通政策基本計画」については、平成27年2月に閣議決定され、「我が国の交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべく交通に関する施策」について下記の通り定められた。

ア. 計画期間（平成26年度～平成32年度）

イ. 基本計画の構成

・交通に関する施策の基本的方針

現在の社会的経済的課題に対応した交通関係施策を、以下の3つの基本的方針の下で推進。

A. 豊かな国民生活に質する使いやすい交通の実現

B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

・交通に関する施策の目標

交通政策基本法の規定を踏まえつつ、計画期間内に目指すべき目標及びその趣旨を記載するとともに、目標に向けた達成状況を評価するための数値を設定。

・交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

目標の各々について、計画期間中に取り組むべき主要な施策として、これまでの取組みを更に推進して行くものに加え、取組み内容を今後新たに検討するものについても、積極的に記述。

③ まちづくりや観光振興など地域戦略である地域公共交通網形成計画の策定

交通政策基本計画で示された地域公共交通に関する取組を具体的に推進するための枠組みとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域公共交通活性化再生法」）の一部改正法が、平成26年5月に成立し、同年11月に施行された。

地域公共交通活性化再生法は、市町村が自らの地域の交通体系について検討し、その活性化・再生のための地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」）を策定する仕組みを構築するため平成19年に制定され、平成25年度末までに全国で500以上の連携計画の策定がなされた。

一方で、連携計画については、まちづくりや観光振興など地域戦略との一体性が不十分であることや、総合的な交通ネットワークの計画づくりではなく廃止路線等への個別・局所的な対応にとどまりがちなど、いくつかの課題も顕在化したことから、平成26年の地域公共交通活性化再生法の改正で、

ア. 地方公共団体が協議会を組織し、公共交通事業者その他の関係者との連携の下で地域公共交通網形成計画を策定する

イ. 地域公共交通ネットワークの再編を具体的に進める地域公共交通再編実施計画を、地方公共団体が公共交通事業者等の同意を得て策定するなど、地方公共団体が先頭に立って、地域の関係者が知

恵を出し合い、その合意の下に、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを実現する枠組みが創設された。

特に、まちづくりとの連携に関しては、他の立地適正化計画の策定と連携することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現であり、地域公共交通網形成計画に基づく実施に向けた「地域公共交通再編実施計画」が策定され、国の認定を受けた。

※地域公共交通網形成計画=433件が策定済み。(平成30年10月末国土交通省調査)

※地域公共交通再編実施計画=28件が策定済み。(平成30年10月末)

(2) 地域公共交通確保維持改善事業

平成31年度予算額 220億円 (対前年度比1.05)

改正地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援するもの。

① 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

存続が危機に瀕している陸上交通の生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを一体的かつ継続的に支援するもの。支援に当たっては、地域特性や実情に応じた地域に最適な生活交通ネットワークを確保維持するため、地域間生活交通のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活交通等について一体的に支援する。

② 地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化、利用環境の改善等を図るものであり、自動車交通関係ではノンステップバス、福祉・UD タクシーの導入、バスターミナルのバリアフリー化、BRT（連節バス等を利用した快速高速バスシステム）等を支援するもの。

【関連事項】 持続可能な地域公共交通ネットワークの実現

予算額 22,005百万円の内数

- ・地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。

<内容>

1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

- ・過疎地域等におけるバス、デマンドタクシー等の運行
- ・バス車両の更新等
- ・離島航路・航空路の運航

2. 快適で安全な公共交通の構築

- ・ノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置等
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

3. 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に係る調査等
- ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

4. 地域公共交通特定事業の支援

国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業（地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等）について、まちづくり支援とも連携し、特例措置により支援

5. 地域公共交通ネットワーク構築に向けた協働による取組の後押し

交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による先行的な取組に対し、地域公共交通網形成計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し

注) 上記のほか、東日本大震災からの復興加速に係る経費（復興庁予算 926百万円）がある。

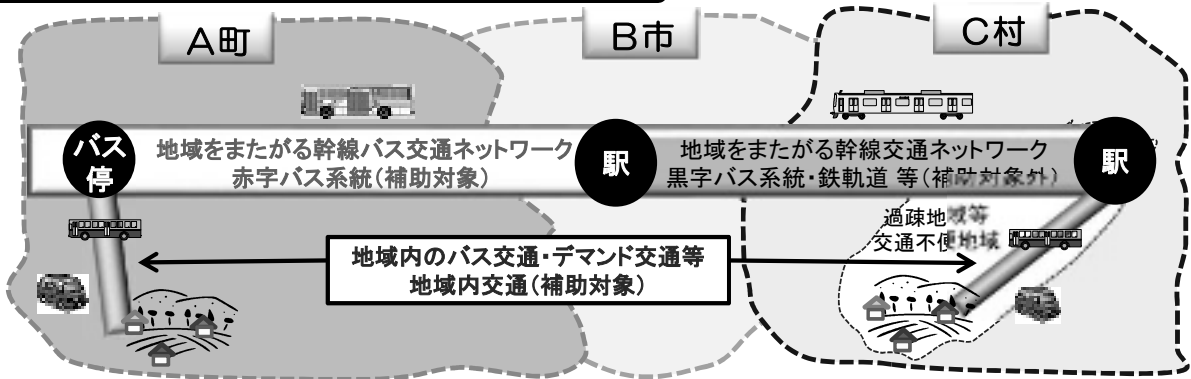
また、以下についても、それぞれ関連する支援事業がある。

- ・観光地や公共交通機関、宿泊施設における訪日外国人旅行者の円滑かつ快適な受入環境の整備の支援（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（観光庁予算 5,474百万円の内数））
- ・地方への外国人旅行者の誘客に向けたシームレスな公共交通の利用環境の整備の支援（公共交通利用環境の革新等（国際観光旅客税財源充当事業、観光庁予算 5,500百万円））
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部（鉄道施設総合安全対策事業（鉄道局予算6,608百万円の内数））

【参考】「地域公共交通確保維持改善事業」におけるバス交通への支援

地域公共交通確保維持事業(陸上交通)

住民の生活に必要なバス交通への支援のイメージ



幹線バス交通に対する補助の主な要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること。
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

地域内フィーダーバス交通に対する補助の主な要件

- ・「補助対象となる幹線バス交通ネットワークに係る地域内交通」又は「補助対象外となる幹線交通ネットワークに係る地域内交通」
- ・幹線アクセス性: 幹線バス交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであること。
- ・サービス充実性: 新たに運行、または、公的支援を受けるものであること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

経常収支差の1/2を補助

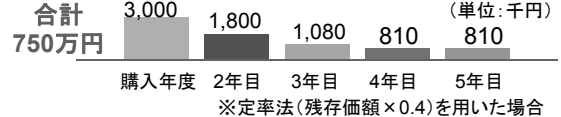
バス車両の更新に対する支援

車両減価償却費等補助金

- ・車両購入に係る減価償却費及び金融費用について5年間かけて補助【補助率】1/2

【金融費用】
購入に係る借入について、その金利を補助(購入価格の2.5%限度)

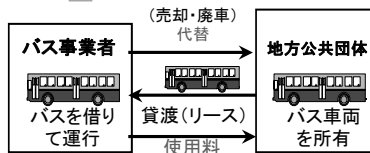
<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



公有民営方式車両購入費補助金

- ・地方公共団体がバス車両を購入して事業者へ貸与する「公有民営方式」に対して補助

【補助対象者】地方公共団体
【補助率】1/2(上限:750万円)
【補助方式】2年間で均等に分割して交付



協議会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化等に対する支援

- ・ノンステップバス、リフト付バスの導入
【補助率】通常車両価格との差額の1/2等(上限140万円)

- ・福祉タクシー・UDタクシーの導入
【補助率】1/3(上限80万円(リフト付)、60万円(スロープ付))



- ・BRTシステム(連節ノンステップバス及びそれと一体的に整備する停留所施設等)
【補助率】1/3



(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財税措置

① 日本バス協会の調査結果と特別交付税の増額

日本バス協会では毎年事業者の協力を得て「地方バス路線維持費申請状況」の調査を実施している。この調査は、総務省から都道府県と市町村に交付されている「地方バス路線の運行維持」を目的とした特別交付税が、バス運行に正しく使途されているかを調べるものである。

(申請状況はP28「平成30年度地方バス路線維持費申請状況」を参考。)

総務省の発表によると、地方交通確保の決定額は下記の通り推移をしているが、平成23年度から地域公共交通確保維持改善事業として「生活交通サバイバル戦略」に基づく支援が実施されるなど、公共交通に関する決定額が増加している。

【特別交付税交付額の年度別決定額の推移】

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総務省交付額	505億円	538億円	575億円	597億円	601億円	632億円

注1：資料出所＝総務省自治財政局財政課による報道資料

② 特別交付税

総務省では、地方公共団体が地域協議会における結論などに基づき、地域の足の確保やまちづくりの観点から、地域の実情に応じて路線バスの維持、自治体のバス運行、車両購入等の生活交通確保対策を講じるために要する経費に対して、地方財政措置を講じている。

主なものは下記項目になっている。

- ・ 地域交通の確保（地方バス、離島航路、地域鉄道支援 等）
- ・ 台風・豪雨災害等 ・ 除排雪 ・ 地域医療の確保（公立病院 等）
- ・ 消防、救急 ・ 公営企業の経営基盤強化（上下水道 等） ・ 原油高騰対策 など

③ 地方バスの運行維持に要する経費措置

乗合バスの運行維持に関する経費は「特別交付税に関する省令」で定められ、地方公共団体が、地域協議会における結論等に基づき地域の足を確保するため、地域の実情に応じて路線バスの維持等に要する経費に対し、8割の特別地方交付税措置がされている。

◆以下の経費を対象として地方財政措置を講じている。

ア. 地方バス運行対策費補助（国庫補助）に係るもの

- ・ 路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

イ. 地方単独事業

- ・ 国庫補助対象外の路線を運行する路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

国庫補助地方負担分 (路線維持費・車両購入費)	負担額の8割
地方単独補助 うち車両購入補助	負担額の8割 負担額の8割

(表1) 地方バス路線維持費国庫補助金 (地域間幹線系統確保維持費国庫補助金) 交付実績の推移

(単位: 千円)

項目		年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
維持生活費	運行費	金額									2,811,065	6,500,200	6,659,166	6,399,684	
		事業者数										175	204	206	219
		系統数										1,595	1,843	1,860	1,895
補助路線	車両購入費	金額									1,668,580	818,237	629,517	779,720	
		事業者数										73	95	97	80
		車両数										235	203	193	131
補助特別指定制定	運行費	金額								57,214	117,775		12,133	46,174	
		事業者数									11	13		5	10
		車両数										58	95		5
金費活	車両購入費	金額								60,855	49,801			38,694	
		事業者数									9	6			5
		車両数										12	10		
安全事業費	運行対策補助金	金額						310,780	296,278	288,622					
		事業者数							32	38	23				
		車両数							71	58	56				
生活路線維持費補助金	第2種生活路線	金額	7,669,952	7,863,782	7,460,267	7,201,138	7,259,649	6,441,706	5,326,861	4,507,674	1,807,511				
		事業者数	157	154	154	156	150	152	151	140	128				
		系統数	4,195	4,255	4,107	4,074	4,041	3,775	3,477	3,190	2,352				
	車両購入費	金額	763,153	862,509	877,468	936,873	879,756	523,097	670,567	1,244,738					
		事業者数	61	61	61	63	67	38	50	71					
		車両数	194	191	205	213	207	122	145	201					
	第3種生活路線	金額	604,414	541,431	586,087	608,711	698,886	730,513	997,900	930,514	507,630	7,318,437			
		事業者数	69	71	70	73	78	87	96	87	86	86			
		系統数	634	523	540	645	691	824	1,226	1,152	1,114	1,114			
廃止路線等代替補助金	車両購入費	金額	129,669	153,505											
		市町村数	62	69											
		車両数	87	103											
	初年度費	金額	3,385	11,101											
		市町村数	9	22											
	運行費	金額	1,422,212	1,566,120											
市町村数		440	452												
合計			10,592,785	10,998,448	8,923,822	8,746,722	8,838,291	8,006,096	7,291,606	7,089,617	6,962,002	6,962,002	7,300,816	7,264,272	

項目		年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
維持生活費	運行費	金額	6,459,550	6,672,235	6,575,841	6,796,189	6,326,243	6,304,551	7,150,099	7,225,923	8,054,936	8,031,901	8,180,501	8,556,076	8,148,598
		事業者数	217	217	213	208	202	202	248	224	226	229	224	226	226
		系統数	1,799	1,725	1,645	1,611	1,576	1,526	1,638	1,711	1,709	1,681	1,647	1,621	1,598
補助路線	車両購入費	金額	689,787	746,781	1,095,511	1,125,637	1,376,903	36,927	325,944	550,956	832,382	904,049	1,109,405	1,086,676	1,270,997
		事業者数	71	71	84	83	95	29	55	75	88	94	96	103	106
		車両数	139	128	161	160	198	66	191	317	483	618	770	852	962
補助特別指定制定	運行費	金額	52,972	11,873											
		事業者数	10	7											
		系統数	24	20											
金費活	車両購入費	金額													
		事業者数													
		車両数													
生活路線	運行費	金額			2,242										
		事業者数			2										
		系統数			2										
補助再	車両購入費	金額			7,906										
		事業者数			2										
		車両数			2										
路線合理化促進費	金額	事業者数				81,616	204,823	93,943	128,920						
		事業者数				56	95	66	97						
		系統数				392	748	486	667						
合計			7,202,309	7,430,889	7,681,500	8,003,442	7,907,969	6,435,421	7,604,963	7,776,879	8,887,318	8,935,950	9,289,906	9,642,752	9,419,595

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 平成30年度地方バス路線維持費申請状況(都道府県・市町村補助)

(単位:千円)

局別	都道府県	補助市町村補助																合計							
		生活交通路線維持費				車両購入費				運行委託費				生活交通路線維持費				車両購入費				運行委託費			
		事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	金額				
北海道 東北	北海道	26	216	909,902	1	1	372	0	0	0	24	219	1,607,999	4	7	104,784	6	63	345,512	33	2,968,569				
	青森	3	133	510,703	1	3	23,904	0	0	0	6	318	574,071	0	0	0	2	11	38,632	8	1,147,310				
	岩手	4	69	239,311	0	0	0	0	0	0	7	200	513,901	0	0	0	5	16	78,840	13	832,052				
	宮城	2	17	100,048	2	8	25,755	0	0	0	4	177	1,874,479	2	27	9,460	3	99	518,272	6	2,528,014				
	秋田	6	156	269,022	0	0	0	1	3	15,258	5	121	734,474	0	0	0	3	57	163,931	8	1,167,427				
	山形	1	13	66,329	1	5	19,080	0	0	0	1	26	107,509	0	0	0	2	17	152,431	3	345,349				
	福島	3	55	307,956	2	18	18,332	1	9	44,863	6	203	1,140,402	0	0	0	5	115	338,555	11	1,805,245				
	計	19	443	1,493,369	6	34	87,071	2	12	60,121	29	1,045	4,944,836	2	27	9,460	20	315	1,290,661	49	7,825,397				
北陸信越	新潟	12	112	276,682	0	0	0	0	0	0	16	268	977,293	1	1	1,514	3	13	62,684	19	1,318,173				
	富山	3	25	91,155	2	14	25,679	1	4	1,124	5	34	229,502	0	0	0	2	18	96,393	6	442,729				
	石川	3	104	132,770	1	1	271	0	0	0	4	139	219,607	0	0	0	3	7	90,040	7	442,688				
	長野	3	15	88,732	3	8	27,963	0	0	0	10	64	313,556	3	6	30,543	7	88	471,888	13	932,682				
		計	21	256	589,339	6	23	53,913	1	4	1,124	35	505	1,739,958	4	7	32,057	15	126	721,005	45	3,136,272			
関東	茨城	8	75	419,554	1	2	1,400	0	0	0	10	253	1,238,631	3	6	61,058	7	29	224,842	18	1,945,485				
	栃木	6	55	121,902	4	10	25,000	1	3	41,850	9	95	285,902	2	8	20,000	7	77	588,204	16	1,041,008				
	群馬	2	4	16,833	2	3	11,027	1	1	1,359	5	15	185,042	2	2	21,852	4	17	182,891	10	417,645				
	埼玉	2	3	4,353	0	0	0	0	0	0	5	82	790,962	0	0	0	5	142	934,569	6	1,729,884				
	千葉	5	22	58,262	3	12	13,514	0	0	0	6	18	116,103	2	10	14,000	6	63	533,170	14	735,049				
	東京	0	0	0	2	5	4,325	0	0	0	7	69	806,034	4	11	49,210	7	68	814,066	14	1,673,635				
	神奈川	0	0	0	0	0	0	1	2	15,636	4	143	1,187,991	5	43	127,818	7	80	885,043	14	2,200,852				
	山梨	4	31	88,553	3	17	38,475	0	0	0	6	188	348,515	0	0	0	6	88	474,622	10	950,165				
		計	27	190	709,457	15	49	93,741	3	6	58,845	52	863	4,959,180	18	80	293,938	49	564	4,637,407	102	10,693,723			
	中部	福井	4	22	105,894	2	27	35,438	0	0	0	3	58	320,239	0	0	0	2	55	189,814	5	651,385			
岐阜		12	262	423,314	6	44	55,239	1	4	1,940	10	181	882,523	1	1	3,047	5	242	885,435	22	2,249,558				
静岡		9	137	594,718	7	26	38,102	1	3	26,443	16	225	889,679	1	2	7,273	6	81	812,474	18	2,342,246				
愛知		1	9	51,520	0	0	0	0	0	0	2	33	166,090	0	0	0	4	39	624,408	5	842,018				
三重		1	46	244,828	0	0	0	0	0	0	2	9	20,954	0	0	0	1	408	1,651,998	3	1,917,780				
	計	27	476	1,420,274	15	97	128,779	2	7	28,383	33	506	2,279,485	2	3	10,320	18	825	4,164,129	53	8,002,987				
近畿	滋賀	2	3	7,174	1	5	930	0	0	0	6	187	435,088	3	5	36,147	2	56	134,191	7	613,530				
	京都	3	17	87,112	3	27	27,931	0	0	0	8	43	443,162	1	4	1,332	2	10	84,785	8	644,322				
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	35	250,364	1	3	10,808	5	65	458,992	8	720,164				
	奈良	2	21	170,371	1	8	7,298	1	9	80,210	2	75	226,856	0	0	0	1	111	442,046	2	846,571				
	和歌山	3	8	39,643	2	3	4,320	0	0	0	5	40	168,324	0	0	0	2	14	24,528	7	236,815				
	兵庫	2	7	7,265	0	0	0	0	0	0	5	48	193,332	0	0	0	1	4	27,517	5	228,114				
		計	12	56	311,565	7	43	40,479	1	9	80,210	31	428	1,717,126	5	12	48,287	13	260	1,172,059	37	3,289,516			
中国	鳥取	4	57	194,435	2	62	86,679	0	0	0	2	176	648,882	0	0	0	0	0	0	4	929,996				
	島根	5	131	204,787	2	30	41,085	0	0	0	5	210	551,868	0	0	0	3	12	52,664	10	850,404				
	岡山	7	45	103,688	2	2	3,070	0	0	0	9	117	477,540	1	1	8,229	2	22	35,119	12	627,646				
	広島	7	31	49,561	3	14	18,832	0	0	0	9	81	309,372	1	1	2,331	3	12	42,786	13	422,882				
	山口	7	55	254,251	5	50	67,493	0	0	0	12	429	1,682,023	0	0	0	3	27	194,214	13	2,197,981				
		計	30	319	806,722	14	158	217,159	0	0	0	37	1,013	3,669,685	2	2	10,560	11	73	324,783	52	5,028,909			
四国	徳島	1	2	5,402	0	0	0	0	0	0	3	30	113,212	1	2	29,700	0	0	0	3	148,314				
	香川	4	17	63,247	3	14	51,770	0	0	0	3	28	215,547	1	1	7,590	2	6	59,500	6	397,654				
	愛媛	7	84	320,149	5	39	63,390	0	0	0	6	118	537,612	1	17	25,225	1	6	36,625	9	983,001				
	高知	6	12	86,445	2	14	42,227	0	0	0	5	127	284,472	1	2	19,697	1	3	23,384	7	456,225				
		計	18	115	475,243	10	67	157,387	0	0	0	17	303	1,150,843	4	22	82,212	4	15	119,509	25	1,985,194			
九州	福岡	4	20	174,310	1	10	22,978	0	0	0	10	74	349,665	3	72	44,121	3	65	408,256	12	999,330				
	佐賀	6	72	151,616	3	34	50,039	0	0	0	9	207	709,804	2	4	20,256	1	7	52,069	9	983,784				
	長崎	10	66	108,648	2	7	8,789	0	0	0	15	209	601,759	3	4	5,029	2	8	60,626	17	784,851				
	熊本	4	28	192,741	1	2	4,866	0	0	0	4	103	529,212	0	0	0	2	22	84,913	7	811,732				
	大分	3	14	96,885	1	9	10,478	0	0	0	6	87	248,092	0	0	0	2	18	40,951	7	396,406				
	宮崎	1	30	144,738	1	34	40,356	1	28	218,636	2	41	151,711	0	0	0	1	4	30,558	4	367,363				
	鹿児島	1	7	64,786	0	0	0	0	0	0	2	85	128,364	0	0	0	2	86	139,650	3	332,800				
	計	29	237	933,724	9	96	137,506	1	28	218,636	48	806	2,718,607	8	80	69,406	13	210	817,023	59	4,676,266				
沖縄	沖縄	5	21	84,706	2	20	21,338	0	0	0	5	30	253,648	0	0	0	0	0	0	6	359,692				
	合計	214	2,329	7,734,301	85	588	937,745	10	66	447,319	311	5,718	25,041,367	49	240	661,024	149	2,451	13,592,088	461	47,966,525				

(注) 旧80条関係は非集計

日本バス協会調べ:平成30年2月20日現在

※本データは国庫協調分を含む。

4. 乗合バス運賃について

(1) 上限運賃改定について

平成29年度の上限運賃改定については、モータリゼーションの進展、少子高齢化などの影響等に伴う輸送需要の減少に加え、燃料費の高騰等経費の増加による収支悪化のため、2社の運賃改定が行われた。

認可日 平成29年8月10日

実施日 平成29年10月1日

申請日	事業者名 (都道府県)	現 行	申 請	改 定	値上率
29.2.13	宮城交通(株) (宮城県)	対キロ区間制 基準賃率 42円48銭 初乗運賃 130円	対キロ区間制 基準賃率 46円30銭 初乗運賃 150円	対キロ区間制 基準賃率 45円70銭 初乗運賃 150円	8.0%
	(株)ミヤコーバス (宮城県)	対キロ区間制 基準賃率 42円48銭 初乗運賃 130円	対キロ区間制 基準賃率 46円30銭 初乗運賃 150円	申請どおり	9.7%

(2) ICカードの導入および営業政策的な割引について

① ICカードシステムの導入状況

ICチップが内蔵されたICカードは、定期入れに入れたままカードリーダーにかざすだけで運賃収受が可能のため、利用者、乗務員の負担が軽減される。さらに、主な公共交通機関が1枚のカードで利用できることから、利用者の減少が続いているバス事業者にとっては利用者の増加が期待されている。

平成30年4月現在、全国で233事業者が導入している。

平成30年4月1日現在

都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	交通系ICカード全国相互利用サービス	サービス内容
北海道	道北バス	11.11.30	Doカード		定期券(1-3ヶ月)及び回数券機能新規発売額2,000円(デビット決済) 乗継割引 デビット500円 入金に応じてプレミア有り
		26.11	Doカード		H11発売のDOカードを刷新 H27.2より旭川電気軌道Asacaとの相互利用を開始 乗継割引、相互乗継割引 初回発売額2,000円 デビット500円 1,000円~20,000円(一般、学生別)入金額に応じてプレミア有り
	北海道北見バス	15.3.12	ICバスカード		乗継割引 入金額に応じてプレミア有り
	札幌市交通局、北海道中央バス、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつ	25.6.22	SAPICA	片利用対応	乗継割引 オートチャージ 障がい者割引 全国相互利用交通ICカードも利用可
		26.2.20	SAPICA(定期券)		
	旭川電気軌道	24.11.1	Asaca(アサカ)		乗継割引 H27.2より道北バスDoカードとの相互利用を開始(SF利用のみ)
岩手 宮城	東日本旅客鉄道	25.8.3	Odeca(オデカ)	10カード対応	ポイント還元制 乗継割引
		27.3.14	Suica(スイカ)	10カード対応	SF利用のほか定期券にも対応 全国相互利用系ICカードも利用可(SF利用のみ)
宮 城	宮城交通、ミヤコーバス、仙台市交通局	27.12.6	icsca(イクスカ)	片利用対応 地域内相互利用(仙台エリア)	ポイント制 障がい者割引 デビット500円
福 島	福島交通	22.10.30	NORUCA(ノルカ)回数券		1,000円~20,000円 入金額に応じてプレミア額有り(一般、学生別) 乗継割引 障がい者割引 デビット500円
		23.10.1	NORUCA(ノルカ)定期券		SF機能付可能

茨城	日立電鉄交通サービス	19.10.1	でんてつハイカード		乗継割引(1時間以内乗継の場合、2回目乗車運賃より一律30円〔小児20円〕割引)
	茨城交通	SF27.12.1 定期券28.2.27	いばっぴ		SF 利用普通運賃10%割引 平日昼間(10時～14時)さらに10%割引 SF 新規購入2,000円 (デポジット代500円含む) 乗り継ぎ割引(前の降車から60分以内)さらに50円引き(小児及び大人割引の方は30円割引、小児割引の方は20円割引) 定期新規購入 所定の定期代+デポジット(500円)
茨城	ジェイアールバス関東	19.3.18	S u i c a (スイカ)カード	10カード対応	普通運賃より10～20円の割引(定額の場合は、適用せず区間乗車状況割引額を設定)
栃木		27.8.1			佐野市店古河営業所管内の古河線に導入
群馬		27.8.1			長野原支店管内の渋賀草津高原線に導入
千葉		27.9.1			東関東支店管内の多古本線、栗源線に導入
埼玉 東京	西武バス	27.4.1	全額式 IC 定期券		設置運賃区間 180円～230円 設定金額230円は全線フリー(一部区間を除く) 大人特殊・大人介護は設定運賃180円で全線フリー(一部路線を除く) 全線フリー(一部路線を除く)
		28.4.1	学トク IC 定期券 小学生定期券		全線フリー(一部路線を除く)
東京 神奈川 千葉 埼玉 その他	東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、関東バス、西武バス、京成バス、国際興業、神奈川中央交通、相鉄バス、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス、伊豆箱根バス、箱根登山バス、川崎鶴見臨港バス、小田急箱根高速バス、江ノ電バス横浜など 横浜交通開発 朝日自動車、茨城急行自動車 富士急行(富士急山梨バス、フジエクスプレス他グループバス) 富士急行、富士急静岡バス 川越観光自動車 江ノ電バス藤沢 国際十王交通 京成トランジットバス 東武バス日光 関東鉄道 東京空港交通 日東交通 山梨交通 成田空港交通 鴨川日東バス 関鉄観光バス、関鉄グリーンバス 等 合計77事業者	19.3.18 19.12.9 19.12.15 20.3.24 20.3.29 20.9.13 20.11 21.1.31 21.3.17 22.2.23 25.3.31 26.1.21 27.3.21 27.12.7 28.3.16 28.3.19 30.3.16	PASMO (パスモ)	10カード対応	カードの種類：記名式(大人・子供)および無記名式(大人のみ) 割引制度：バス特典利用サービス(ポイント制) その他：平成25年3月23日より、交通系 IC カードの全国相互利用サービスを開始 発売額1,000～20,000、1,000円単位(チャージ上限2,000円) デポジット(保証金)500円
東京	京王電鉄バス(京王電鉄バスグループ全5社)	23.2.1	モットクバス		設定運賃区間 180円～360円 ※(360円は全線フリー定期券)
	西東京バス	25.3.25	IC 金額定期券		乗車区間が制限されない金額式 IC 定期券
東京 千葉 埼玉	京成バス 京成タウンバス	27.3.1	IC カード 金額式 定期券		適用路線の設定運賃区間(150～410円)で利用可能な定期券 〔適用区間〕 京成バス東京都内全線 京成タウンバス全線(三郷線を除く) 県下一部路線(南行線、環七シャトル、四ツ木線戸ヶ崎線)
東京 静岡	小田急箱根高速バス	19.3.18	PASMO (パスモ)	10カード対応	片道運賃のみ
神奈川	相鉄バス	30.3.18	IC とくとくていき(IC 型金額式定期券)		「とくとくていき」に加え6ヶ月定期等の追加サービスを新たに導入(「IC とくとくていき」のみ)(高速バス、コミュニティバスを除く路線バス)
山梨 静岡	山梨交通	27.12.7 28.12.12	IC カード 金額式 定期券		適用路線の設定運賃区間(150～600円)で利用可能定期券【600円上限設定】
新潟	新潟交通 新潟交通観光バス	23.4.24	りゅうと	片利用対応	ポイント制 一般路線 平日10% 土休日20% 乗継割引「のり割30」 1乗車目の精算から次の乗車までに30分以内で乗り換えの場合 2,000円(デポジット500円含む)
長野	長電バス アルピコ交通	24.10.27	KURURU (クルル)		乗継割引 ポイント制
富山	富山地方鉄道	24.3.5	ecomya (えこまいか)		SF 利用普通運賃10%割引

石川	北陸鉄道、ほくてつバス、北鉄金沢バス、加賀白山バス	16.12.1	ICa (アイカ)		北陸鉄道グループ(一部除く)で利用できるハウスカード 事前にカードに入金し、バスで利用するプリペイド(SF)の機能と、特定の期間・区間で特定の路線を自由に乗降できる、定期券の機能がある 1,000円単位で、初回2,000円から販売。初回アイカ購入時にデビット代として、500円がかかる
岐阜	岐阜乗合自動車 岐阜バスコミュニティ 日本タクシー	18.12.1 18.10	ayuca (アユカ) 乗車券		金額減算式 IC カード回数乗車券 ・事前入金方式 (1,000円単位) ・運賃の2%をポイントとして付与し、該当月分の累計ポイントを翌月以降の初回利用時に10円単位で還元 ・利用額に応じたポイント付与制度有 ・他社の交通系 IC カードとの共通利用不可 ・その他、乗継 割引有
		19.3.16	ayuca 定期		SF 機能付可能
静岡	遠州鉄道	14.3.1	ナイスバス (Nice Pass)		・鉄道、バス全線で利用可能 ・定期券機能、SF 機能の両方利用可能 ・SF 入金プレミアムあり
	しずてつジャストライン	18.3.1	LuLuCa (ルルカ)	片利用対応	ポイント制 定期券機能、SF 機能の両方利用可能 障がい者割引 一部路線(薬科線)乗継割引 全国相互利用交通系 IC カード利用可能
愛知	名古屋交通局 名鉄バス 豊栄交通	23.2.11	manaca (マナカ)	10カード対応	乗継割引 マイレージポイント 障害者割引 デビット500円
		28.4.1			
三重	三重交通 三交伊勢志摩交通 三重急行自動車 八風バス	28.4.1	emica (エミカ)	片利用対応	乗継割引 ポイント制 全国交通系 IC カードの片利用可能
三重 滋賀 京都 大阪 奈良 兵庫 和歌山 その他	関西の鉄道及びバス 西日本ジェイアールバス、伊丹市交通局、エヌシーバス、大阪空港交通、大阪シティバス、京都市交通局、京都バス、京阪京都バス、近鉄バス、京阪京都交通、京阪バス、江若交通、神戸交通振興、神戸市交通局、山陽バス、神姫グリーンバス、神姫ゾーンバス、神姫バス、ウエスト神姫、神鉄バス、高槻市交通部、奈良交通、南海バス、南海ウイングバス金岡、南海ウイングバス南部、阪急田園バス、阪急バス、阪神バス、水間鉄道、八風バス、三重急行自動車、三重交通、三交伊勢志摩交通、本四海峡バス、関西空港交通 等	29.4.17	K A N S A I O N E PASS		訪日客向け関西統一交通バス(訪日外国人のお客様に限定して販売) 3,000円(デビット500円+利用限度額2,500円) 2,000円(デビット500円+利用限度額1,500円) チャージ上限20,000円まで
滋賀	近江鉄道	15.4.1	バス IC カード		自社単独ハウスカード デビット500円 入金額に応じてプレミアムあり
京都 兵庫	京阪京都交通 高槻市交通部 神戸市交通局 神戸交通振興(一部路線)、神鉄バス 京都市交通局 京都京阪バス 尼崎交通事業振興 京阪バス	20.3.1 20.4.1 20.9.1 20.10.1 26.12.24 27.3.1 28.3.20 29.4.1	ICOCA	10カード対応	
大阪 京都 兵庫 その他	大阪シティバス、京阪バス、阪急バス 大阪空港交通 高槻市交通部 京阪京都交通 神戸市交通局 神戸交通振興(一部路線) 神鉄バス 山陽バス 水間鉄道 江若交通 南海バス 京都市交通局 京都京阪バス 西日本JRバス 近鉄バス 尼崎交通事業振興 等 合計41社	18.2.1 18.10.1 20.4.1 20.3.1 20.9.1 20.10.1 21.4.1 21.6.1 23.11.1 26.4.1 26.12.24 27.3.1 27.3.14 27.4.1 28.3.20	PiTaPa (ピタパ)	10カード対応	ポイント制 ICOCA の利用も可能
大阪	南海バス、南海ウイングバス南部	28.10.1	なっち	片利用対応	デビット (500円) 普通清算・・・1,000円チャージ毎に120円のプレミアム 時間帯・日時制限なし、乗継割引 昼割引精算・・・1,000円チャージ毎に200円のプレミアム (平日) 精算が10時~16時の間利用可能 (土日祝) 終日利用可能
兵庫	神姫バス 神姫ゾーンバス 神姫グリーンバス ウエスト神姫 山陽バス	18.1.20 18.4.1 21.7.1 22.10.1 24.3.17	NicoPa (ニコパ)	片利用対応	乗継割引 PiTaPa、ICOCA も使える(割引なし) グループカード(ポイントカード)サービス

兵 庫	伊丹市交通局	20.4.1	itappy (イタッピー)	片利用対応	乗継割引 入金額に応じてプレミア有 デポジット (500円) (PiTaPa、ICOCA 使用可)	
	阪神バス、阪急バス、阪急田園バス 尼崎交通事業振興	24.4.1 28.3.20	hanica (ハニカ)	片利用対応	10%プレミアサービス (プリペイド式) hanica 通勤定期、hanica 通学定期、 hanica スクールバス (学期定期券) お客様指定の運賃額以下の阪急バス路 線であれば、自由に乗降が可能 ※定期券においてもプリペイド機能は 使用可能	
大 阪 兵 庫 京 都	阪急バス	25.3.20	hanica (ハニカ) グランドバ ス65	片利用対応	65才以上の方を対象とした阪急バス全 線が利用可能な定期券 (一部路線除く) 阪急田園バスでの利用可能	
		26.6.17	hanica 通勤定期券 hanica 通学定期券 hanica スクールバス (学期定期券)		hanica 通勤券、通学定期券 〔設定期間〕1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月 〔設定区間〕150円区間から10円単位で 設定 〔有効区間〕乗車区間が券面記載の普通 運賃額以下であれば、阪急バスエリア のどこでも乗降可能 hanica スクールバス 〔設定期間〕1学期、2学期、2学期プラス、 3学期、学年 〔設定区間〕150円区間、160円区間、 170円区間、210円区間、 310円区間、510円、フリーの7種類 〔有効区間〕乗車区間が券面記載の普 通運賃額以下であれば、阪急バスエリ アのどこでも乗降可能	
		28.2.1	hanica 定期券の阪急 バス・阪神バス相互 利用サービス		各 hanica 定期券を阪急バス・阪神バス のどちらでも利用可能 (阪急バスの各 hanica 定期券を阪神バスの路線で、阪 神バスの各 hanica 定期券を阪急バス の路線で利用可能)	
奈 良	奈良交通、エヌシーバス	16.12.15	CI-CA (シーカ)	片利用対応	一部乗継割引 ICOCA、PiTaPa 等交通系カード利用 可	
鳥 取	日本交通	25.4.1	鳥取市循環バス電子 マネーカードシステ ム		鳥取市循環バス (くる梨) に限り電子 マネー決済が可能 ID、Edy、QUCPay、WAON に対応	
岡 山	岡山電気軌道、両備ホールディングス、 下津井電鉄、 中鉄バス (一部路線) 宇野自動車	18.10.1	Hareca (ハレカ)	片利用対応	チャージ式 IC カード乗車券及び定期 券乗継割引 販売額2,000円 (内デポジット500円) プ レミア額8% 利用額積算割引 誕生日割引	
		20.7.22 25.3.12				
広 島 島 根 山 口	広島電鉄、広島バス、広島交通、芸陽 バス、鞆鉄道、中国バス、備北交通、 中国ジェイアールバス、広交観光 石見交通 (一部路線) 井笠バスカンパニー いわくにバス 等 合計29社	20.1.26	PASPY (パスピー)	片利用対応	記名式 (大人・子ども・障害者割引) 無記名式 初期販売額2,000円 (デポジット500円含 む) 積み増し額1,000円単位 最高20,000円まで ICOCA 利用可能 (各種割引制度の適用 なし) PASPY 割引 (乗車毎に運賃の最大10% を割引) 乗継割引 障害者割引 全国相互利用交通系 IC カード利用可能	
		21.8.2 25.10.1 28.9.27				
香 川	ことでんバス 大川自動車	17.2.2 24.3.1	IruCa (イルカ)	片利用対応	回数割引 (フリー・シニア・スクール) 電車⇄バス乗継割引	
		26.10.1 29.10.1	ゴールドイルカ		高松市在住70歳以上対象 (運賃半額) 綾川町在住70歳以上対象 (運賃半額)	
愛 媛	伊予鉄道	17.8.23	IC い〜カード		伊予鉄道のバス・電車及び伊予鉄タク シー他加盟店で利用できる非接触式 の前払い式乗車券	
高 知	とさでん交通 県交北部交通 高知東部交通 高知高陵交通 高知西南交通 高知駅前観光 J R 四国バス 四万十交通	21.1.25	IC カードですか		バス路面電車共通 ポイント付与制 オートワンデイサービス 各種割引 (特定日割引・乗継割引・特 定日割引・障害者割引)	
		23.10.1	IC ですかカード定 期券			
福 岡 佐 賀	西日本鉄道、西鉄バス北九州、西鉄バ ス宗像、西鉄バス久留米、西鉄バス大 牟田、西鉄バス二日市、西鉄バス筑豊、 西鉄バス佐賀、西鉄高速バス 昭和自動車 J R 九州バス 佐賀市交通局	20.5.18	nimoca (ニモカ)	10カード対応	乗継割引 ポイント制	
		22.2.27 25.4.1 29.2.16				
福 岡	北九州市交通局	13.9.20	ひまわりバスカード		乗継割引 プレミア制	
	西鉄バス北九州	18.6.1	得バス		北九州都市圏路線バスが乗り放題にな る定期券 市内飲食店、商業施設にて得バス提示 で特典有り	

長 崎	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、佐世保市交通局、島原鉄道、さいかい交通、長崎県央バス、させほバス	14.1.21	長崎スマートカード		ICチップ運賃精算カード 県内10社共通 乗継割引（30分以内に同事業者バスへ乗降した場合に2度目の運賃が5%割引） 積増の際の1割プレミアム付き 新規購入：3,000円 以降1,000円単位で積増	
		21.12.1	モバイル長崎スマートカード			
熊 本	熊本バス 九州産交バス 産交バス 熊本都市バス 熊本電鉄バス	27.4.1	くまモンのICカード (熊本地域振興ICカード)	片利用対応 地域内相互利用（熊本地区）	乗継割引、障がい者割引 定期券（通勤、持参人、通学） デポジット500円 ポイント制 オートチャージ設定 Web会員登録	
		27.8.31	くまモンのICカード (定期券)			
		28.3.1	くまモンのICカード (高齢者用・障がい者用他)			SF利用、チャージ、商業系（商品の購入）
		28.3.23	全国相互利用交通系ICカード			SF利用（車内のみ） チャージ（車内のみ）
大 分 宮 崎	日田バス 大分バス、大分交通 亀の井バス 宮崎交通	20.5.18 22.12.26 23.3.20 27.11.14	nimoca	10カード対応	乗継割引 ポイント制	
鹿児島	いわさきコーポレーション (鹿児島交通、種子島屋、久島交通)	17.4.1	いわさきICカード		デポジット500円 昼間時間帯（11～15時）降車時割引 積み増し額に応じたプレミアム 地域内相互利用（いわさきICカード⇔Rapica）	
		17.4.1	Rapica（ラピカ）		乗継割引 ポイント制 デポジット500円 10%プレミアム 初回3,000円 地域内相互利用（Rapica⇔いわさきICカード）	
沖 縄	琉球バス交通、沖縄バス、那覇バス、東陽バス他1社（計5社）	27.4	OKICA		定期券機能（1か月、3か月） 一日乗車券機能 障害者割引 免許返納者割引 ポイント制	
		30.8			路線バス車内において、電子マネー（WAON、ID、nanaco、Edy）による支払いに対応	

233社

② 最近の主な営業政策的特殊乗車券

イ. 特殊定期（平成26年4月1日～）

平成30年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
山 口	防長交通	26.9.1	学生周南フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、周南市及び下松市中心部の全路線（コミュニティ高速除く）利用可能	1ヶ月 8,700円 1学期30,400円 3ヶ月25,300円 2学期30,400円 4ヶ月33,400円 3学期21,700円
			学生全線フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、防長交通の全路線（コミュニティ高速除く）利用可能	1ヶ月20,500円 1学期71,700円 3ヶ月59,600円 2学期71,700円 4ヶ月78,700円 3学期51,200円

ロ. 高齢者定期券（平成26年4月1日～）

平成30年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
福 島	会津乗合自動車	27.2.1	のらんしょバス	65歳以上の方を対象にした適用エリア内なら路線バスに乗り降り自由な1ヶ月券	6500円
山 形	山交バス	27.4.1	山形市高齢者外出支援事業 シルバー3か月定期券	満70歳以上で山形市に住居登録している方を対象としたシルバー3ヶ月定期券 高速バス及び市町村が運営する委託バスを除く一般路線全線乗り放題 70歳以上～75歳未満は21,000円 75歳以上は24,000円 70歳以上（自動車運転免許証返納者で返納後の最初の購入日から1年以内4回まで）30,000円を山形市が扶助する	3ヶ月30,000円
岐 阜	岐阜羽鳥バス・タクシー	28.4.1	高齢者定期券	鳥羽市内巡回バス（コミュニティバス）の高齢者利用促進	1ヶ月 1,500円 3ヶ月 4,000円 6ヶ月 6,000円
滋 賀	近江鉄道 湖国バス		小判手形	定期購入者は1乗車100円にて乗車 65歳以上	1ヶ月 2,000円 3ヶ月 5,000円 6ヶ月 9,000円
山 口	サンデン交通	29.7.15	ロングライフバス	今まで3ヶ月券しかなかったものが1ヶ月からでも購入できるようにした	65～69才 7,500円 70才以上 6,800円

長崎	長崎県交通局	29.11.17	プラチナバス65	満65才以上の方を対象に券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする	(全線) 1ヶ月：6,000円 2ヶ月：14,800円 3ヶ月：26,800円 (エリア限定) 1ヶ月：5,000円 2ヶ月：12,800円 3ヶ月：22,800円
	五島自動車	30.4.1	高齢者フリーバス	満65才以上の方を対象に券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする	(全線) 1ヶ月：5,000円 2ヶ月：9,500円、3ヶ月：14,200円 (3エリア) 1ヶ月：4,000円 2ヶ月：7,600円、3ヶ月：11,400円 (2エリア) 1ヶ月：3,000円 2ヶ月：5,700円、3ヶ月：8,500円 (1エリア) 1ヶ月：2,000円 2ヶ月：3,800円、3ヶ月：5,700円
鹿児島	しまバス	28.5.15	ご長寿バス	70歳以上の方を対象とした地区および全線乗り放題券	奄美市 名瀬地区 3,000円 全線 5,000円 龍郷町町外全線 4,000円 大和村村外全線 4,000円 宇検村村外全線 4,000円 瀬戸内町町外全線 7,000円

ハ. 営業政策乗車券 (平成26年4月1日～)

平成30年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
北海道	十勝バス	27.12.10	通勤・通学ワイドフリー定期券	【通勤】往復定期券で且つ、利用区間のどちらかが帯広市内であれば、土日祝と年末年始は帯広市内乗り放題 【通学】往復定期券で且つ、利用区間のどちらかが帯広市内であれば、土日午前10時から帯広市内乗り放題	
	十勝バス	29.11.1	VISIT TOKACHI PASS	訪日外国人向けの十勝管内路線バス乗り放題乗車券。1 day と2 day の2商品	1 day : 1,500円 2 day : 2,500円
	くしろバス 阿寒バス	28.5.1	路線バス1日フリー乗車券	利用できる曜日が毎週日曜日、祝祭日に加え毎週土曜日についても拡大旧釧路市及び釧路町の行政区域内を運行する阿寒バスとくしろバスの路線バスで利用できる都市間バス、定期観光バス、空港連絡バスでは利用できない。 本券1枚につき同伴する小学生以下1名まで無料 利用する日付を削り出す「スクラッチ方式」に変更し利用当日の路線バス車内だけでなく、各社窓口でも前売り販売をしている	大人600円
	沿岸バス	29.5.1	絶景領域・萌えっ子フリーきっぷ 第9シーズン	北海道北部 留萌・宗谷管内の指定路線バスが1日又は2日間乗り放題	2,370円～3,290円
	ジェイアール北海道バス 十勝バス	26.7.19	「南十勝・えりも」とんがりロード散策きっぷ	帯広駅・とかち帯広空港～広尾(十勝バス運行)と広尾～様似駅(ジェイ・アール北海道バス運行)が、片方向のみ乗降フリー(2日間有効)の乗車券 沿線施設での特典クーポン付き	大人3,900円 小人1,950円
	旭川電気軌道 道北バス	28.4	1日乗車券(あさくるバス)	旭川市市内行政区画1日乗り放題 2日乗り放題	大人1日券1,200円、2日券1,800円 小人1日券600円、2日券900円
	函館バス	28.7.23	バス冒険キング ワイドフリー	夏休み期間中、エリア内(函館市内)全線可能 函館バス暦日定期券で営業エリア全路線、土日祝日に限り無料乗車可能定期券使用者の同伴者は半額	1乗車につき中学生100円、小学生50円
岩手	岩手県北自動車 岩手県交通	25.3.31	宮古らくとく空港きっぷ	106急行(宮古～盛岡)と花巻空港線(盛岡駅～花巻空港)のセット	2,900円
岩手 宮城	JR 東日本	27.4.1	いわてホリデーバス 小さな旅ホリデーバス	BRT(バス高速輸送システム)の一部区間を含むフリー区間が1日乗降り自由	2,460円 2,670円
宮城	仙台市交通局	29.7.21～ 30.8.31	1ねんせい はじめてきっぷ	市内小学校1年生及びその同伴者1名を対象に、仙台圏内の仙台市営バス、宮城交通バス、仙台市営地下鉄が利用できる1日乗車券	無料
	東日本急行	26.4.1 22.10.15 22.10.15	回数券 通勤回数券 通学回数券	おとくな7回綴り(18%割引) 50回綴り(20%割引) 50回綴り(33%割引)	8,000円 60,000円 50,000円
	東北急行バス		カレンダー割引	営業割引	3,100～6,000円
	愛子観光バス	26.4.1	障がい者割引 回数券 通勤定期券 学割定期券 障がい者定期券	本人及び介護人(1名50%割引き) 区間 制回数券12枚綴り(枚綴り)(20%増) 区間制定期券1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月 区間制定期券1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月 区間制定期券1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月	1,500円・1,800円・3,100円・3,600円・ 4,100円・4,600円・5,300円・6,200円 (1ヶ月30%割引～) (1ヶ月40%割引～) (1ヶ月51%割引～)
	タケヤ交通	29.4.1	学割回数乗車券	川崎町から仙台駅前まで片道1,150円のところ、高校生、専門学生、大学生に限り680円×60枚綴りを販売	40,800円
秋田	秋田中央交通	29.4.1	一日乗り放題乗車券	秋田中央交通の一般路線バス全線(一部除く)が利用できる一日乗車券	1,000円
	羽後交通	28.9.1	温泉パック乗車券	温泉入浴、食事と路線バスをセットにした乗車券	1,000円、1,500円、2,000円
		29.2.1	スマホ通学定期券	高校生限定のスマホで買えてスマホを見せるだけ	通常定期券の約5%オフ

山形	山交バス	26.4.1	オレンジバス	山形市特定区間内（運賃290円区間）の停留所を自由に乗降できる定期券（市町村が運営する委託バスを除く）	通勤の場合 通学の場合 1ヶ月12,180円 1ヶ月10,440円 3か月34,710円 3ヶ月29,750円 6ヶ月65,770円 6ヶ月56,380円
		27.4.1	やまがた1日乗車券	学生対象の特別割引定期券 通用期間は、1ヶ月と3か月の2種類で、祝日を除く月曜～金曜に利用可能 指定のエリアに限り自由に乗降ができる	割引率は4割引 ※3ヶ月の場合は、1ヶ月定期運賃の3倍 大人平日 1,200円 子供平日 600円 大人土日祝800円 子供土日祝400円
茨城	茨城交通	27.5.31	路線バスの旅（スタジアム編）	水戸ホーリーホック試合観戦前に偕楽園をガイド付き乗車券	大人1,400円 小人 950円
			路線バスの旅（大塚池散策と極楽湯）	大塚池散策と銭湯入浴付き乗車券	大人 1,980円 小学生1,350円
			路線バスの旅（ツインリンクもてぎ）	水戸駅～ツインリンクもてぎ間入場券付き乗車券（土曜・休日のみ、イベント時の販売はなし）	大人 2,400円 中学生1,900円 小学生1,100円
			路線バスの旅（水戸のロマンチックゾーン）	水戸の歴史散策及び蕎麦付き乗車券（水曜日除く）	大人 1,620円 小学生1,460円
		28.11.3	北関東ライナー＆宇都宮観光コラボきっぷ	北関東ライナー回数券と関東自動車が運行する市内循環バスきぶな号1日乗り放題券または、路線バスJ R宇都宮駅～大谷（立岩）間を1日乗降自由に利用可能な「大谷観光一日乗車券」のセット券	北関東ライナー2枚綴り回数券＋きぶな一日乗車券セット 大人3,500円 北関東ライナー2枚綴り回数券＋大谷観光一日乗車券セット 大人4,600円
		29.7.15	路線バスの旅（道の駅常陸大宮かわづらざコース）	道の駅かわづらざで食事、ショッピング及び特産品のお土産引換券付き乗車券	大人1,400円 小人1,200円
		29.11.20	路線バスの旅（とちぎ旅情編）	秋葉原駅発、1泊2日の路線バスの旅、宿泊とクーポン券、乗車券がセット	益子・宇都宮コース 大人12,200～21,000円 益子・那須温泉コース 大人17,000～52,600円
		30.4.1	国営ひたち海浜公園入園券付き勝田駅～海浜公園1日フリーきっぷ	利用日に限り国営ひたち海浜公園入園券と指定区間を何回でも利用可能な路線バス乗車券のセット券	大人1,080円 シルバー1,000円
		30.4	IC一日乗車券	土日に限り、IC一日乗車券を購入すると関東グループのバス路線（高速バス除く）にフリーで乗れる	大人700円 子供350円
		茨城 群馬 埼玉 千葉	朝日自動車 茨城急行自動車	29.4.1	共通学生フリーパス
栃木	関東自動車	26.7.18	大谷観光一日乗車券	大谷資料館の割引入場券、大谷寺の割引拝観券とバス1日乗車券をセットにした企画乗車券	大人 1,750円 中学生1,200円 小学生 600円
		26.10.10	ぎょうぎ食べ歩ききっぷ（きぶな一日乗車券）	協同組合宇都宮餃子会加盟店の食事券とバス1日乗車券をセットにした企画乗車券	大人 500円 大人 300円（乗車券のみ） 小学生150円（乗車券のみ）
		27.5.30	ろまんちっく村満喫きっぷ	道の駅ろまんちっく村の施設利用券とバス1日乗車券をセットにした企画乗車券	大人 1,500円 小学生1,000円
	東武バス日光	27.7.18	霧降の滝フリーパス	日光駅～霧降の滝区間を1日間有効で乗降できるフリー乗車券	600円
	東野交通	26.7.20	サマー定期	小・中・高校生を対象に一般路線を7月20日～8月31日間有効で乗降できるフリー定期券	小2,000円 中4,000円 高6,000円
			夏得ワイドバス	専門学生・大学生を対象に一般路線を7月20日～9月30日間有効で乗降できるフリー定期券	専・大7,000円
	28.4.1 一部変更	宇都宮～益子フリーきっぷ	宇都宮市内の一部と益子町内の一部をフリー乗降できる往復割引乗車券で宇都宮市と益子町の協力による特典等を付加	大人2,600円 小人1,300円	
	ジェイアールバス関東	28.9.1	塩原温泉郷周遊きっぷ	上三依塩原温泉口駅～塩原温泉バスターミナル～本松牧場の区間で2日乗り放題	大人1,700円 小人 850円
				上三依塩原温泉口駅～塩原温泉バスターミナル～もみじ谷・大吊橋の区間で2日間乗り放題	大人1,200円 小人 600円
			塩原溪谷フリーきっぷ	那須塩原駅～塩原温泉間を2日間有効で乗降できるフリー乗車券 西那須野～塩原温泉間を2日間有効で乗降できるフリー乗車券	大人2,050円 小人1,030円 大人1,650円 小人 830円
群馬	関越交通	26.11.1	訪日外国人観光客限定3日間フリー乗車券	訪日外国人観光客に限りみなかみ温泉（みなかみ町内）の全路線が3日間乗り放題	大人2,000円 小人1,000円
群馬 長野	西武観光バス	29.1.28	軽井沢鬼押し出園乗り放題きっぷ	軽井沢駅～鬼押し出園間が2日間乗り降り自由	1,980円
群馬 埼玉	矢島タクシー	27.10.1	特殊通年定期券（学生応援定期）	4月1日～9月30日（半年定期） 10月1日～3月31日（半年定期） 4月1日～3月31日（1年定期）	32,000円 32,000円 60,000円
		29.4.1	共通学生フリーパス	朝日グループ5社（朝日自動車、茨城急行自動車、川越観光自動車、阪東自動車、国際十王交通）の路線バスが一部路線を除き乗り放題	60,000円（1年） 32,000円（半年）
埼玉	西武観光バス	29.6.16	秩父バス一日乗車券	西武観光バス秩父営業所の三峯神社線を除く全路線が一日乗り放題	1,000円

千葉	東京空港交通 千葉交通 東京ベイシティ交通	29.7.1	「Narita Air & Bus!」コラボキャンペーン運賃	成田空港～東京ディズニーリゾートエリア・新浦安エリア間を利用する全ての旅客に適用	大人1,800円 小人 900円	
	日東交通	26.7.23	GOGO チケット	アクシー号（東京・鴨川線）の往復乗車券と鴨川シーワールド入園券をセットにした企画乗車券	大人5,500円 中人4,600円 小人2,750円	
	ちばシティバス 日東交通 館山日東バス	29.12.25	白浜オーシャンリゾートとの宿泊セットプラン	本路線（千葉市内～安房白浜駅間）の往復乗車券と白浜オーシャンリゾートホテルの宿泊券をセットとしたプラン	千葉市内～安房白浜駅（往復運賃） 大人2,730円 小児1,370円	
東千葉 神奈川 埼玉	バス52社局及び鉄軌道12社局 東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、関東バス、西武バス、国際興業、小田急バス、京浜急行バス、京成バス、東武バスセントラル、立川バス、西東京バス、日立自動車交通、京王バス東、東急トランセ、シティバス立川、京成タウンバス、京王バス南、京王バス中央、京王バス小金井、横浜市交通局、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、川崎市交通局、相鉄バス、神奈川中央交通西、江ノ電バス藤沢、神奈川中央交通東、江ノ電バス横浜、小湊鐵道、千葉交通、東武バスイースト、千葉中央バス、東洋バス、阪東自動車、東京ベイシティ交通、成田空港交通、千葉海浜交通、千葉内陸バス、ちばレインボーバス、ちばグリーンバス、ちばシティバス、平和交通、あすか交通、京成トランジットバス、千葉シーサイドバス、東武バスウエスト、茨城急行自動車、川越観光自動車、朝日自動車、西武観光バス、国際十王交通	30.4.1	Greter Tokyo Pass (GTP)	対象事業者のフリーエリアの鉄道・軌道、一般バス路線を三日間自由に乗り降りできる乗車券	大人7,200円 小児3,600円	
千葉 東京	京成バス 成田空港交通 京成バスシステム リムジン・パッセンジャーサービス	26.7.31	東京シャトル & サブウェイバス	東京シャトル乗車券と東京メトロ全線及び都営地下鉄全線乗車可能な「Tokyo Subway Ticket」のセット	片道 24時間券1,700円 48時間券2,100円 72時間券2,400円 往復 24時間券2,600円 48時間券3,000円 72時間券3,300円	
	京成バス 日東交通	27.7.25	かぶらチケット	東京駅～君津・木更津線の往復乗車券に地方情報誌「かぶら」協賛施設の特典が受けられるチケットのセット	大人2,500円 小人1,250円	
	京成バス 日東交通 鴨川日東バス	28.8.01	サンキューチケット	木更津金田バスターミナルから鴨川シーワールド間の往復乗車券と鴨川シーワールド入園券のセット	大人 3,900円 中学生3,000円 小学生2,000円	
	東京空港交通	26.4.25	Return Voucher	都心～成田空港間を往路乗車日を含め14日以内に往復利用する訪日外国人旅客に適用	大人4,500円 小人2,250円	
		27.1.1	TCAT 夜得1000	TCAT 発成田空港行19時以降降の便に適用	大人1,000円	
			TCAT Special	TCAT～成田空港間を利用する訪日外国人旅客に適用	大人1,900円 小人 950円	
		27.4.1	ユース割引 シニア割引	新宿駅西口・新宿高速バスターミナル・TCAT・東京駅八重洲口～成田空港間を利用する12～25歳及び65歳以上の旅客に適用	新宿駅西口・新宿高速バスターミナル～成田空港 2,000円 TCAT・東京駅八重洲口～成田空港 1,900円	
			トワイライト便割引	池袋駅西口1:00発・新宿高速バスターミナル1:30発成田空港行に適用	大人2,500円 小人1,250円	
		27.10.1	特定区間運賃	TCAT・東京駅八重洲口～成田空港間を利用する旅客に適用	大人2,800円 小人1,400円	
			W乗得回数券	4枚綴りの回数券1枚でTCAT・東京駅八重洲口～成田空港間が乗車可能	7,200円	
		28.11.21	Multi Voucher	訪日外国人を対象とした4枚綴りの乗車券で、初回乗車日を含めた14日間、都心～成田空港間で利用可能	8,000円	
		東京空港交通 (佐川急便)	28.11.21	プレミアムハンズフリーパッケージ	都心発成田空港行片道乗車券と佐川急便空港受取サービスの手ぶら観光セット	3,600円
		東京空港交通 東京メトロ 東京都交通局	26.7.31	リムジン&サブウェイバス	都心～成田空港・羽田空港間乗車券と東京メトロ・都営地下鉄の共通24hour/48hour/72hour チケットのセット	(羽田空港路線) 片道券1枚+24hour Ticket1枚 大人1,800円 片道券2枚+48hour Ticket1枚 大人3,200円 片道券2枚+72hour Ticket1枚 大人3,500円 (成田空港路線) 片道券1枚+24hour Ticket1枚 大人3,400円 片道券2枚+48hour Ticket1枚 大人5,700円 片道券2枚+72hour Ticket1枚 大人6,000円 ※小人半額
	千葉 神奈川	東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	26.4.1	YCAT～成田往復割引	成田空港～YCAT間を、往路乗車日を含め14日以内に往復利用する場合に適用	大人6,000円 小人3,000円
		27.4.1	ユース2000 シニア2000	成田空港～YCAT間を利用する12～25歳及び65歳以上の旅客に適用	2,000円	

千葉県 神奈川	東京空港交通 小田急電鉄	27.6.24	リムジン & 箱根フリーバス	成田空港～都心間乗車券(片道・往復)と小田急電鉄箱根フリーバス2日券のセット	(往復+2日券) 大人9,640円 小人3,750円 <片道+2日券> 大人7,740円 小人2,800円
千葉県 山梨	東京空港交通 富士急山梨バス 富士急行観光	28.4.27	リムジン & 富士山	成田空港～都心間乗車券と富士急バス 東京駅～富士山方面間乗車券のセット	<往復> 大人7,500円 小人3,750円 <片道> 大人4,100円 小人2,050円
	東京空港交通 西武バス 西武観光バス	29.3.30	リムジン & 軽井沢	成田空港～都心間片道乗車券と西武高速 バス 池袋地区・紀尾井町～軽井沢方面 間片道乗車券のセット	大人4,900円 小人2,500円
千葉県 長野	東京空港交通 西武バス 西武観光バス 千曲バス	29.3.30	リムジン & 軽井沢	成田空港～都心間片道乗車券と西武高速 バス 池袋地区・紀尾井町～軽井沢方面 間片道乗車券のセット	大人 4,900円 小人 2,500円
千葉県 静岡	遠州鉄道 東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	28.8.10	らくらく成田きっぷ	遠州鉄道 浜松方面～YCAT 間乗車券と YCAT～成田空港間乗車券のセット	(往復) 大人 11,400円 小人 5,700円 (片道) 大人 6,600円 小人 3,300円
東京	東武バスセントラル	27.5.11	スカイツリーシャトル 東京駅線1日フリーバス	東京駅～東京スカイツリータウン区間を 1日間有効で乗降りできるフリー乗車券 (紙製)	大人900円 小人450円
千葉県 長野 岐阜	東京空港交通 京王電鉄バス 京王バス東 濃飛乗合自動車 アルピコ交通 アルピコ交通東京	29.1.24	飛騨高山・白馬～成 田空港きっぷ	リムジンバス「成田空港～新宿線」片道 乗車券と中央高速バス「新宿～飛騨高山・ 白馬線」片道乗車券のセット	<成田空港～丹生川・高山 濃飛バスセンター> 大人8,700円、小人4,350円 <成田空港～平湯温泉> 大人7,900円、 小人3,950円 <成田空港～白馬地区> 大人7,000円、 小人3,500円
			飛騨高山・白馬～羽 田空港きっぷ	リムジンバス「羽田空港～新宿線」片道 乗車券と中央高速バス「新宿～飛騨高山・ 白馬線」片道乗車券のセット	<羽田空港～丹生川・高山 濃飛バスセンター> 大人7,100円、小人3,550円 <羽田空港～平湯温泉> 大人6,300円、 小人3,150円 <羽田空港～白馬地区> 大人5,400円、 小人2,700円
千葉県 九州各県	東京空港交通 SUNQ バス運営委員会	29.3.25	リムジンバス & SUNQ バス	都心～成田空港・羽田空港間片道乗車券 と SUNQ バスのセット	<成田空港路線+全九州4日間> 16,500円～16,000円 <成田空港路線+全九州3日間> 13,500円～13,000円 <成田空港路線+北部九州3日間> 11,500円～11,000円 <成田空港路線+南部九州3日間> 10,500円～10,000円 <羽田空港路線+全九州4日間> 15,000円～14,700円 <羽田空港路線+全九州3日間> 12,000円～11,700円 <羽田空港路線+北部九州3日間> 10,000円～9,700円 <羽田空港路線+南部九州3日間> 9,000円～8,700円
千葉県 長野	京王電鉄バス 立川バス 伊那バス	26.7.1	駒ヶ岳千畳敷カール きっぷ (立川線プラン)	高速バス・立川～飯田線の往復乗車券、 路線バス駒ヶ岳ロープウェイ線の往復乗 車券と駒ヶ岳ロープウェイの往復乗車 券、特典券のセット	大人：9,500円 小人：4,750円
	京王バス東 伊那バス 信南交通 アルピコ交通 フジエクスプレス 山梨交通 中央アルプス観光 おんたけ交通	29.1	南信州周遊きっぷ	高速バス新宿・伊那飯田線(新宿・駒ヶ 根間)片道乗車券、路線バス駒ヶ岳ロー プウェイ線往復乗車券、駒ヶ岳ロープ ウェイ往復乗車券、高速バス新宿・木曾 福島線(奈良井宿・新宿間)片道乗車券 と駒ヶ根・奈良井宿間片道タクシー券、 特典券のセット	大人(タクシー券付) 21,040円 大人(タクシー券なし) 10,540円 大人(タクシー券なし) 5,280円
千葉県 静岡	小田急箱根高速バス	27.10.1	往復割引	新宿～東名御殿場間 片道1,580円を往 復乗車券を購入	1,580×2=3,160円を3,100円に割引
神奈川	川崎鶴見臨港バス	26.7.21	夏休みちびっこフ リーバス	夏休み期間中に小学生を対象とした定期 券	1,000円
	相鉄バス	26.4.1	とくとくていき (金額式定期券)	適用路線の設定運賃区間(180～400円) で利用可能な定期券(高速バス、コミュ ニティバスを除く路線バス)	
山梨	富士急山梨バス	27.10.2	富士五湖ぐるり乗車 券	発地から大月駅間の往復乗車券と富士急 行線と富士山・富士五湖エリアの3種の 周遊バス、一般路線バス及び芝桜ライ ナー(期間中のみ)が2日間乗り放題の セット商品	大人4,100～4,820円 小人2,050～2,410円 料金は発地により異なる H26.10.2世界遺産・富士山フリー乗車券 より名称及び一部内容変更
長野	長電バス	27.12.19	スノーエリアコネク トバス	外国人観光客をターゲットとした北陸新 幹線飯山駅を中心にスノーモンキーパー ク等の観光地を結ぶフリー乗車券	1日券2,500円 2日券4,500円
新潟	頸城自動車	27.3.14	1日フリー乗車券	上越市内全線乗り放題の乗車券 (高速バス除く)	大人1,000円 小人 500円
	越後交通	29.7.15	休日乗り放題バス	土日祝日及び長期休暇期間中に越後交通 の路線バスが乗り放題(高速バス、臨時 バス、コミュニティバス、柏崎市循環バ ス等は除く)	大人1,000円 小人 500円
石川	北鉄奥能登バス	27.7.20	奥能登まるごとフ リーきっぷ	のと鉄道・北鉄奥能登バス全線 2日間乗り降り自由	大人3,000円 小人1,500円
岐阜	岐阜乗合自動車	29.5.1	210エリアバス	岐阜市内210円均一区間に限り、1日何回 でも乗降可能	450円(大人・小人・障がい者区別なし)
		26.10.11	ホリデーバス	期間中の1日に限り、全路線(一部路線 を除く)乗り放題 春季3-5月 秋季9-11月	500円(大人・小人・障がい者区別なし)

岐阜	岐阜乗合自動車	30.8.20	湯けむり日帰り温泉きっぷ	路線バス往復乗車券と温泉入浴券がセットになった乗車券・武芸川温泉、上之保温泉	大人 2,000円 小人 1,100円
		29.12.29	年末年始フリー乗車券	12/29-1/3の6日間全線乗り放題 2017年名称「わんだふるきっぷ」	1,000円 (大人・小人・障がい者区別なし)
		30.7.1	中部国際空港・名鉄名古屋～名鉄岐阜～郡上八幡乗継きっぷ	名古屋鉄道の乗車券と岐阜乗合自動車のバス乗車券がセットになった乗車券 名古屋鉄道「中部国際空港駅または名鉄名古屋駅～名鉄岐阜」 岐阜乗合「名鉄岐阜～郡上八幡城下町プラザ」	中部国際空港駅発着： 大人2,710円 小人1,360円 名鉄名古屋駅発着： 大人1,920円 小人 970円
	岐阜羽島バス・タクシー	28.4.1	一日乗車券	羽島市コミュニティバスの系統の見直しにより、乗換回数が増加するため1日乗り放題の乗車券を使用	250円/日
	名阪近鉄バス	29.7.22	養鉄樽鉄谷汲山ミニ周遊券	養老鉄道(大垣駅～揖斐駅間)、樽見鉄道(大垣駅～谷汲口駅間)の往復乗車券+谷汲山自由周遊区間内の揖斐川町コミュニティバス乗り放題乗車券	大人1,000円 小人 700円
	北恵那交通	29.7.27	がくせいホリデーきっぷ	小学生から高校生対象 全線1日乗降自由 土日祝日及び春夏冬休みの指定する期日	500円
静岡	伊豆箱根バス 伊豆箱根鉄道	29.8.1	Izuhakone-Line 2day Pass	伊豆箱根鉄道駿豆線全線と伊豆箱根バス指定区間が2日間乗り放題(インバウンド旅客専用)	1,200円
	しずてつジャストライン	27.4.13	スイスイ清水港まぐろきっぷ 「並盛きっぷ」「大盛りきっぷ」「特盛りきっぷ」	並盛の清水港水上バス乗り放題+路線バス一部区間乗り放題+提携店でお食事1,000円+選べる観光施設利用券+観光施設割引券に大盛は静鉄電車全区間1日乗り放題が特盛は大盛の内容がさらにバスの乗車区間が拡大して利用可能	(並盛) 大人2,280円 小人1,980円 (大盛) 大人2,680円 小人2,180円 (特盛) 大人3,180円 小人2,480円 ※大人中学生以上小人3歳以上
	伊豆東海バス	26.4.1	湯～遊～バスフリーきっぷ(1日乗車券)	湯～遊～バスと熱海市内の一部路線バスが1日乗り放題となる乗車券	大人700円 小人350円
	東海バスオレンジシャトル	27.6.27	みしまるきっぷ	箱根峠～三島市内の路線バスが1日乗り放題となる乗車券	大人900円 小人450円
	南伊豆東海バス	28.7.2	石廊崎・中木フリーきっぷ	下田駅～日野は往復乗車券、日野～休暇村(弓ヶ浜)～中木～下賀茂が2日間乗り放題となる乗車券(夏季限定)	大人1,890円 小人 950円
	遠州鉄道	27.7.1	HAMANAKO RAIL PASS	空港直行バス e-wing「中部国際空港線」の片道券と遠鉄バス・電車、天竜浜名湖鉄道、浜名湖遊覧船が3日間乗り放題のフリーきっぷ 周辺の観光施設優待券も添付	大人4,800円 小人2,400円
	伊豆東海バス 南伊豆東海バス 西伊豆東海バス 新東海バス 東海バスオレンジシャトル	28.4.27	東海バス全線フリーきっぷ(2日券) 東海バス全線フリーきっぷ(3日券)	路線バス全線(一部路線除く)が2日間乗り放題となる乗車券 路線バス全線(一部路線除く)が3日間乗り放題となる乗車券	大人3,900円 小人1,950円 大人4,600円 小人2,300円
	静岡 千葉	遠州鉄道 東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	28.8.10	らくらく成田きっぷ	遠州鉄道 浜松方面～YCAT間乗車券とYCAT～成田空港間乗車券のセット
静岡 山梨	富士急行 富士急シティバス 富士急静岡バス 富士急山梨バス	29.7.1	富士山フリーパス(Mt. Fuji Pass)	訪日旅行者向け商品 富士山エリアの2次交通、富士登山バスが適用期間中乗り放題 遊園地や観光施設など富士山エリアの8施設の利用券付 また12の施設の割引優待付	1日券 5,500円 2日券 8,000円 3日券10,000円
愛知	豊鉄バス 豊鉄タクシー	26.10.1	豊川市1日フリー乗車券	豊川市内の路線バス、コミュニティバスが1日乗り放題となる乗車券	大人500円 小人250円
三重	三重交通 三交伊勢志摩交通	28.4.1	みちくさきっぷワイド	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町のバスが2日間乗り放題(一部コミュニティバス除く)	大人2,600円 小人1,300円
	三重交通	28.3.3	連絡きっぷ	津なぎさまち～伊勢神宮内宮間のバス乗車券と中部国際空港～津なぎさまち間の高速乗船券をセット販売	大人3,200円 小人1,600円
		27.7.1	乗り継ぎ連絡乗車券	四日市中部国際空港と四日市京都高速線の連絡乗車券	大人3,000円 小人1,500円
大阪	南海バス	27.3.1	堺おもてなしチケット	堺市内指定区間一日乗り放題	大人500円 小人250円
	南海ウィングバス	27.4.1	犬鳴山1day Free Pass	犬鳴線を1日乗り放題+周辺施設の割引	700円
大阪 長野	阪急観光バス 信南交通 伊那バス	26.6.24	胸ヶ岳千畳敷カール満喫きっぷ	高速バス・大阪～伊那箕輪線の往復乗車券、路線バス胸ヶ岳ロープウェイ線の往復乗車券と胸ヶ岳ロープウェイの往復乗車券、特典券のセット	大人：11,500円 (小人なし)
兵庫	山陽バス	30.4.1	垂水・舞子1day チケット(三宮版)	山陽バス垂水地区と山陽電車・阪神電車等(西舞子駅～阪神神戸三宮駅・阪急神戸三宮駅・湊川駅)が一日乗り放題	800円
			垂水・舞子1day チケット(阪神版)	山陽バス垂水地区と山陽電車・阪神電車等(西舞子駅～阪神梅田駅・大阪難波駅)が一日乗り放題	1,300円
			垂水・明石1day チケット	山陽バス垂水地区と山陽電車(山陽垂水駅～山陽明石駅)が一日乗り放題	650円
			垂水・姫路1day チケット	山陽バス垂水地区と山陽電車(山陽垂水駅～山陽姫路駅)が一日乗り放題	1,400円

兵 庫 都	全但バス 京都交通 丹後海陸交通 全但バス 京都丹後鉄道	27.9.18	幸福バス	北近畿の交通事業者（バス+鉄道計4社）が指定する区域において連続する3日間に限り路線バス+鉄道が乗り放題となる乗車券（舞鶴市・福知山市・宮津市・京丹後市・与謝野市・伊根町・豊岡市）	大人5,800円 小人2,900円
京 都	京都市交通局	28.4.29	バス & えいでん鞍馬・貴船日帰りきっぷ	市バス・叡山電車・京阪電車（出町柳駅～東福寺駅）・京都バス（京都市均一区間、岩倉・大原・貴船地区（比叡山線、季節運航路線除く））が一日乗り放題	大人1,800円
		30.4.1	バス（市バス・京都バス）・嵐電一日券	市バス・京都バスの均一区間及び嵐電（京福電車）が一日乗り放題	大人1,100円
		30.3.17	バス一日券	市バス・京都バスの均一区間が一日乗り放題	大人600円 小児300円
		30.3.17	地下鉄・バス一日（二日）券	市バス・地下鉄の全線、京都バス（一部路線を除く）、京阪バス（一部路線を除く）が一日（二日）乗り放題	一日券大人 900円 小児 450円 二日券大人1,700円 小児 850円
		30.4.1	京都修学旅行1dayチケット	市バス・地下鉄の全線、京都バス（一部路線を除く）、京阪バス（一部路線を除く）が一日乗り放題	大人700円
		30.4.1	京都修学旅行1dayチケット【京阪電車拡大版】	市バス・地下鉄の全線、京都バス（一部路線を除く）、京阪バス（一部路線を除く）、京阪電車（一部路線）が一日乗り放題	大人1,000円
	西日本 JR バス	29.4.7	周山フリー乗車券	北の～周山間がフリー乗降できる	1,850円
鳥 取	日ノ丸自動車 日本交通	29.4.1	湯～湯2デーバス	倉吉駅～赤瓦・白壁土蔵、三朝温泉、三徳山駐車場間ハワイゆ～たん前、松崎駅間を運行する路線バス全線で利用できる2日間乗り放題乗車券	2日間1,300円
		27.4.1	環境大学 CAMPUS 定期券	県東部にある公立大学生及び教職員を対象に発行される路線バス定期券土曜、日曜、祝祭日及び学校休日を除く平日は、鳥取駅～鳥取環境大学前、若桜車庫～鳥取大学前を運行する当社路線で利用可能土曜、日曜、祝日及び学校休日は、県東部の当社路線全てで利用可能学生証又は乗車証（教職員）の提示により適用	1年間10,800円
鳥 根	松江市交通局	26.10.1	共通二日乗車券（松江乗手形）	全線及び、ぐるっと松江レイクラインが連続する二日間乗り放題	大人1,000円 小人 500円
		26.10.1	お試し定期券	バス乗り方教室に参加された方のうち希望者に、一畑バス、松江市交通局、日ノ丸自動車、松江市コミュニティバスが1ヶ月乗り放題となる定期券松江市関係外湯施設等の入館料が半額割引となる特典付き中学生以上の方が対象※1人1回の購入に限る	2,000円
		28.4.1～30.3.31	訪日外国人観光客割引きっぷ	訪日外国人観光客の方で、松江広島間の高速バス乗車券をご購入の際に外国籍のパスポートをご提示いただくことで格安な運賃で乗車ができる割引乗車制度乗車日の前日、又は当日のみの発売	片道500円
		26.7.19	WEB 特便割引	松江発、広島発の最終便にご乗車で、インターネットで予約・購入される場合に適用設定数に限りあり運賃設定は大人のみ	片道2,500円
			一畑バス 松江市交通局 日ノ丸自動車 松江市コミュニティバス	26.10.1	お試し定期券
岡 山	両備ホールディングス	30.2.1	1Day フリー乗車券	路線バス全線乗り放題	平日用 大人1,800円 小人500円 土日祝用大人1,500円 小人500円
		30.7.1	土・日・祝日限定往復割引きっぷ西大寺⇔岡山駅	平成30年7月～9月の土・日・祝日 及び8月13日～15日 岡山駅～西大寺間 往復800円が半額	大人のみ往復400円
		29.11	志国高知龍馬きっぷ	高速バス往復券と施設入場券やクーポン付きでお得に土佐の旅ができるセット券（高知城・高知城歴史博物館・ひろめ市場）	6,500円～7,500円
広 島 根 取	広島電鉄 一畑バス 日ノ丸自動車 日本交通	29.4.1～30.3.31	訪日外国人	広島～松江線、広島～米子線を利用する訪日外国人観光客を対象乗車券購入時に外国籍のパスポートを提示	片道 広島～松江線 500円 広島～米子線1,950円
広 島	広島電鉄 広島バス 広島交通 芸陽バス 中国ジェイアールバス エイチ・ディ西広島	27.7.28	広島ピースバス	広島市内中心部（デルタ地帯）の路線バス、広電電車全線が1日乗り放題	大人700円 小児350円
		29.10.1	のんバス1日乗車券	西条市街地循環線「のんバス」で利用可能な1日乗り放題の乗車券	大人500円 小児250円
		27.8.14	アートワインバスバック	広島～三次のバス往復乗車券と奥田元宋小由女美術館入館料割引券、三次ワイナリー内で利用可能な割引券がセット	大人3,650円（美術館企画展中） 大人3,450円（企画展なし、夏の企画展） 大人（身障）・小児1,500円
		28.9.16	おのみち散策きっぷ	広島～尾道の高速バス往復と千光寺ロープウェイとおのみちバス1日乗車券	3,100円
		中国ジェイアールバス	29.10.1	のんバス1日乗車券	西条市街地循環線「のんバス」で利用可能な1日乗り放題の乗車券
本四バス開発株式会社	28.9.16	おのみち散策きっぷ	広島～尾道の高速バス往復と千光寺ロープウェイとおのみちバス1日乗車券	3,100円	

広島 山口	広島電鉄 広島バス 広島交通 広交観光 芸陽バス 中国ジェイアールバス エイチ・ディー西広島 備北交通 鞆鉄道 中国バス 本四バス開発 因島運輸 いわくにバス	28.4.1	Visit Hiroshima Tourist Pass	訪日外国人観光客を対象とした広島県内の主要路線バス、高速乗合バス、広島電鉄路面電車全線、船舶(宮島航路)がセットとなった周遊乗車券 SMALL Area (広島市内・宮島エリア)、MIDDLE Area (広島県西部・北部+岩国エリア)、WIDE Area (広島県内+岩国エリア)、WIDE Area (広島県内+岩国エリア)、SMALL Area with Airport Limousine Bus (広島市内・宮島・呉エリア、リムジンバス(広島・呉))、WIDE Area with Airport Limousine Bus (広島県内+岩国エリア、リムジンバス(全線))	SMALL Area 広島市内・宮島エリア(1,000円、3日間) MIDDLE Area 広島県西部・北部+岩国エリア(2,000円、3日間) WIDE Area 広島県内+岩国エリア(3,000円、3日間) SMALL Area with Airport Limousine Bus 広島市内・宮島・呉エリア・リムジンバス(4,000円、5日間) WIDE Area with Airport Limousine Bus 広島県内+岩国エリア・リムジンバス(6,000円、5日間)
山口	サンデン交通	27.2.1	休日おでかけ1day バス	土日祝限定で高速を通るバス(特急バス)を除く全路線が1日乗り放題	大人1,000円 小人 500円
		29.12.23	休日おでかけ2 d a yバス	土日祝限定で高速を通るバス(特急バス)を除く全路線が1日乗り放題(2日間)	大人1,700円 小人850円
	防長交通 サンデン交通 船木鉄道 宇部市交通局 ブルーライン交通 いわくにバス 中国ジェイアールバス 広交観光	27.2.16	Yamaguchi Bus Pass	外国人観光客等を対象とした山口県内バス路線を乗り放題とする乗車券(一部路線を除く)	1day 2,000円 2day 4,000円 3day 5,000円
愛媛	伊予鉄道	27.4.1	ALL IYOTETSU 1day Pass ALL IYOTETSU 2day Pass	伊予鉄道のバス・電車全線を利用できる乗車券	1日 1,500円 2日 2,000円
高知	とさでん交通	29.3.4	バス・路面電車一日 乗車券	路面バス(一部区間除く)と路面電車(市内均一区間)が一日乗り放題 ※施設割引特典有り	大人2,000円 小児1,000円
徳島	四国交通	28.9.13	琴平・大歩危祖谷祖 谷フリーきっぷ	琴平・大歩危祖谷自由周遊区間有効期間2日間 JR線 土讃線多度津〜阿波池田〜大危間及び徳島線穴吹〜佃間 四国交通線 全線(高速バス及び定期観光バスを除く)	大人5,500円 小児2,750円
福岡	西日本鉄道 西鉄バス久留米 西鉄バス筑豊 西鉄バス二日市 西鉄バス宗像 西鉄バス佐賀 西鉄バス大牟田 日田バス	28.6.1	福岡市内1日フリー	福岡市内の一般路線バス全線が1日限り乗り放題になる乗車券	大人 900円 小人 450円
	西日本鉄道	25.10.1~ 31.3.31	福岡都心ダブルバス	福岡市内の同じエリアにあるバスの福岡都心フリー定期券と鉄道(西鉄大牟田線・福岡天神駅〜高宮駅間)の定期がセットになった定期券	通勤 1ヶ月: 12,340円 3ヶ月: 35,150円 6ヶ月: 69,900円
佐賀	佐賀市交通局	30.4.1	ノリのりワイド	中高生限定乗り放題定期券	1か月 3,500円 6か月 10,000円 1年 18,000円
		30.4.1	昼のりワイド	昼間帯(9-16時)限定乗り放題定期券	
佐賀 福岡	昭和自動車	28.4.1	呼子2dayフリー乗 車券 ク(食事付)	福岡〜唐津間の往復高速バス代+唐津地区の一般路線バス2日間乗り放題 ク+呼子イカ料理店お食事代呼子地区の一般路線バス2日間乗り放題	5,500円
		28.10.1 28.11.1	呼子地区2dayフ リー乗車券 糸島2dayフリー乗 車券	福岡〜糸島間の往復高速バス代+糸島地区の一般路線バス2日間乗り放題+カキ小屋でのお食事代(1回分)(※例年11/1〜3/31までの実施)	2,500円 500円 3,500円
長崎	五島自動車	28.4.1	1日フリー乗車券	観光等目的の五島市外在住者に限り、指定購入した1日間に全線乗り放題	大人1,000円 子人 500円
	佐世保市交通局 させぼバス	28.4.1	大学生定期	6ヶ月と1年間の定期券販売で、1乗車ごとに100円をお支払いいただく	6ヶ月定期6,000円、1年定期10,000円プラス1乗車100円
	長崎県交通局	29.7.21	夏休みこども定期券	小学生限定で、夏休み期間のみ、券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする	1,000円
	壱岐交通株式会社	29.4.1	一日フリー乗車券	島民島外問わず、一日フリー乗車券の販売を開始(導入日以前、島民に対しては土日祝のみ一日フリー乗車券を販売) 小人500円の販売対象を小学生以下から中学生以下に拡大	大人 1,000円 中学生以下 500円
長崎 佐賀	西肥自動車	26.7.1	夏休みキッズバス	小学生以下のお子様限定で、夏休み期間中のみ西肥バスの一般路線全線が乗り放題の定期券	2,000円
大分	大分バス	27.5.1	4枚つづり学トク回 数乗車券	大分市から佐伯市、臼杵市、竹田市を結ぶ路線バスに中高生限定で最大50%引きとなる4枚つづり解す乗車券	大分〜佐伯3,400円 大分〜臼杵2,400円 大分〜竹田3,400円 (4枚つづり料金)
	大分交通 大分バス	27.6.13	大分きんばす1日 券	大分きんばす1日乗り降り自由の他、対象施設で特典が受けられる	大人 200円 子供 100円 身障者100円
沖縄	那覇バス		市内線一日乗車券	那覇バスの市内区間の1日乗車券	690円

沖 縄	沖永良部バス企業団	26.9.18	沖永良部バス一日乗車券	島内全路線一日何回でも乗降可能又一日乗車券を指定の飲食店及び観光施設で提示すると利用料金等の特典が受けられます	大人1,200円 小児 600円
	東運輸㈱	27.7	空港⇄離島ターミナル往復チケット	石垣空港～石垣港離島ターミナル間の往復チケット	1,000円

二. 乗り継ぎ乗車券 (平成26年4月1日～)

平成30年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
千 葉	東京ベイシティ交通	27.10.1	一般路線バス乗継割引運賃制度	ICカード (PASMO または Suica に限る) を利用して路線バス (コミュニティバスを含む) を乗り継ぐお客様で、1乗車目の運賃精算時から60分以内に、2乗車目の運賃精算をした場合に、2乗車目の運賃を割り引く	大人50円引き 小児20円引き
兵 庫	神戸市交通局 神戸交通振興 (一部路線)	26.4.1	市バス乗継割引	ICカード (PiTaPa、ICOCA、敬老バス) を利用して市バスから市バスへ乗り継いだ場合で、1乗車目の降車時から2乗車目の降車時までが60分以内の場合2乗車目の料金が割引となる	上限210円割引 (小児・敬老は上限110円)

ホ. 運転免許証返納者割引 (平成26年4月1日～)

平成30年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
青 森	下北交通	26.4.1	高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用促進を目的に「運転免許証自主返納の支援事業」	公共交通 (バスのみ) の切符又は定期券の購入費用を助成	上限5,000円
	青森市企業局交通部 (青森市営バス)	27.4.1	運転免許証自主返納支援事業	運転免許を自主返納した方にバスカード5,000円分を進呈	バスカード5,000円分
宮城 福 島	東北アクセス	29.2.1	運転免許証返納割引	乗車時に運転経歴証明書を提示の場合、通常の片道運賃を割引運賃として適用する。	片道運賃額の50%
秋 田	羽後交通	30.4.1	ゴールドフリー定期券 (65歳以上を年齢制限なしに変更)	免許返納者 (経歴証明書提示) は年齢制限なし 当社バスならどの路線も乗り放題 (高速バス、観光路線は除く)	1ヶ月 10,000円 3ヶ月 21,000円 6ヶ月 36,000円
山 形	山交バス	26.4.1	運転免許証返納者定期券	運転免許証を自主返納した事を証明できる方を対象とした、1ヶ月定期券 (高速バス及び市町村が運営する委託バスは除く)	1ヶ月10,000円
栃 木	東野交通	27.10.1	大田原市高齢者免許証自主返納推進事業	大田原市在住で65歳以上の高齢者であり免許証を返納した方が対象で大田原市内を運行する東野交通と市営バスが対象路線。 (当事者申請日より1年間有効)	対象者は、期間中は市民証を提示して無料回数券で利用。 (お客様は無料) 後日、無料回数券の利用枚数につき、100円を大田原市に請求。 (原則、大田原市内については、65歳以上の方が利用される場合市民証提示で半額の100円で利用できる。) 同上
		29.10.1	同上	基本的な内容は変わらず期間を5年間有効とした。	
		29.7.18	那須塩原市免許証自主返納者支援事業	那須塩原市在住で65歳以上の高齢者であり免許証を返納した方が対象で那須塩原市内を発着する路線バス及びタクシー、ゆーバス、予約ワゴンバスにおいて利用できる共通乗車券 (当事業申請日より1年間有効)	実際の利用運賃より200円引きで利用できる。(割引後) 後日、割引券枚数につき200円を那須塩原市に請求。
群 馬	群馬中央バス 群馬バス 関越交通 日本中央バス 永井運輸 上信電鉄	26.10.1	運転免許証自主返納支援バスカード (ころとんバスカ)	前橋市在住の運転免許証返納者が運転経歴証明書を提示すると購入することができるカード回数券	3,750円 利用可能額5,800円
	上信電鉄 関越交通 群馬バス 群馬中央バス 日本中央バス	30.4.1	運転免許証返納者割引乗車券	高崎市循環バスぐるりん、高崎アリーナシャトルへ通常1回200円のところ半額100円で乗車できる。(アリーナ通常100円が50円)	紙製100円券×20枚綴りを1,000円で販売
千 葉	あすか交通 平和交通	26.4.1	ノーカーアシスト優待バス	乗車運賃の半額 (現金のみ) 70歳以上の本人のみ有効、発行より2年間有効 高速バス、深夜急行バスを除く	交付手数料520円
	千葉交タクシー	28.2.1	運転免許証返納者割引	公安委員会から交付される「運転経歴書」を提示した65歳以上の旅客に対し、割引運賃を適用する。 但し、支払いには現金に限るものとする。	乗車運賃を半額とする。 ※10円未満の端数は、10円単位に四捨五入する。
埼 玉	国際興業	26.4.1	日高市運転免許証自主返納者支援事業	日高市内に在住し運転免許証を自主返納した方に対し、1回に限り国際興業の回数券を支給する制度	5,000円 (利用金額5,500円)
	細井自動車	29.3.13	高齢者運転免許証自主返納支援事業	杉戸町住民東麓者満65歳以上運転免許証自主返納者	5,000円の数回券
神奈川	神奈川中央交通	29.7.1	愛川町高齢者運転免許証自主返納支援事業	愛川町内に住民票があり、所有するすべての運転免許証を平成29年4月1日以降に自主返納した、75歳以上の方に対し、「かなちゃん手形1年券」の購入助成券と「町内循環バス乗車券 (50回分)」 (5箇年) を贈呈	かなちゃん手形1年券9,850円 町内循環バス乗車券50回分 (5箇年) ※申請については、当該年度毎に行う

長野	長電バス アルピコ交通	25.4.1	運転免許自主返納 高齢者支援制度	70歳以上の高齢者で運転免許を自主返納した長野交通安全協会の会員を対象に運転免許返納後の交通手段を支援するため、バス共通ICカード「KURURUカード」の1,000ポイント交換券を交付し、高齢者の交通事故防止及び公共交通機関の利用促進を図る	
	信南交通	26.4.1	運転免許返納割引	65歳以上の運転免許自主返納者へ飯田市が支援し、1,300円分の回数券を交付	
	伊那バス	28.6.1 29.4.1	運転免許返納者割引	伊那市内の路線バスで運転経歴証明書を提示した者に適用する。 南箕輪村巡回バスで運転経歴証明書を提示した者に適用する。	普通旅客運賃の5割引
富山	富山地方鉄道	29.8.1	運転免許返納者割引 いきいきバス	運転免許返納者全ての方を対象「運転経歴証明書」の提示で運賃を半額にする。鉄道線、軌道線、路線バス（特殊路線を除く）が対象 運転免許返納者で63歳以上の方が対象で、鉄道・軌道・バス全線フリーの定期券	1ヶ月 6,200円 3ヶ月 17,500円 6ヶ月 33,000円 12か月 58,500円
	加越能バス	29.8.1	運転免許返納割引	65歳以上の方で「運転経歴証明書」提示で運賃割引	普通運賃の50%割引
	静岡	27.6.1 30.4.1	沼津市高齢者運転免許自主返納支援事業バス・タクシー券 函南町高齢者運転免許返納バス利用券	回数券（100円券） 回数券（100円券）	5,000円 10,000円
愛知	豊鉄ミディ	29.4.1	運転免許自主返納者無料乗車券	田原市内に住居登録されている70歳以上の方で、平成29年4月1日以降に運転免許証を警察へ自主返納した方に1年間無料乗車券を田原市が交付	免許返納者は無料 田原市が乗車実績分負担
	豊鉄バス	29.4.1 29.4.1	田原市高齢者運転免許自主返納支援事業 新城市高齢者運転免許自主返納支援事業	田原市内に住居登録されている70歳以上の方で、平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方に、弊社路線バスを1乗車100円で利用できる定期券「元気バス」の1年券を交付 新城市内に住居登録されている70歳以上の方で、免許証を自主的に返納された方を対象に、Sバス（新城市）もしくは高速バス新城名古屋藤が丘線の回数券を交付	元気バス 1年券・15,000円分 回数券 3,000円
	岐阜	29.4.6 28.10.1 30.4.1 29.10.1 29.4.1	岐阜乗合自動車 濃飛乗合自動車 岐阜乗合自動車 濃飛乗合自動車 名阪近鉄バス 岐阜羽島バス・タクシー	運転免許返納者割引 運転免許返納者割引 運転免許返納者割引 運転免許返納者割引 運転免許返納者割引 免許返納制度利用者乗車券	高速バス高山～岐阜線にも適用を開始 バス降車時に「運転経歴証明書」提示で、現金での支払に限り、運賃を半額とする。（高速バスは除く） 高速バス高山～富士山線及び高速バス高山～扇沢線にも適用を開始 運転経歴証明書提示により本人及び同伴者1名の運賃を半額に割引（年齢制限なし） 運転免許証の返納された高齢者の方に1ヶ月の無料乗車券（定期券）を発行（鳥羽市が助成を行うもの）
岐阜 富山	濃飛乗合自動車(株) 富山地方鉄道(株)	29.8.1	運転免許返納者割引	特急バス奥飛騨富山線にも適用を開始	片道普通運賃を半額に割り引き
三重	三岐鉄道	29.3.1	運転免許返納者割引 定期券（セーフティーファーストバス） 運転免許返納割引	三岐バスの一般乗合線全線利用可能 運転経歴証明書又はセーフティーバス提示により所持者本人と同伴者1名を運賃半額	1ヶ月：5,000円 3か月：13,000円 6ヶ月：25,000円 1年間：48,000円
滋賀	京阪バス 近江鉄道 帝産湖南交通 江若交通 滋賀バス	30.1.1～ 30.12.31	滋賀県、運転免許自主返納高齢者支援制度	大津市所管内（一部区間除く）で、運転免許証を自主的に返納した際に交付される運転経歴証明書を提示いただき、滋賀県警発行の補助カードを運賃箱に投入された滋賀県在住の65歳以上の方の運賃を現金に限り100円割引するもの ※補助カードは20枚	
京都	京阪京都交通	27.5.1	亀岡市高齢者運転免許自主返納支援事業	「亀岡市敬老乗車券」もしくは「京都タクシー利用カード」を5,000円分交付。 ※70歳以上の方を対象とする ※一人一回のみの交付	5,000円
兵庫	尼崎交通事業振興	28.3.20	高齢者運転免許返納割引	65歳以上で運転経歴証明書に記載されている住所が兵庫県の方が乗車時に提示されると、運賃を半額に割引。	普通旅客運賃の半額（現金に限る）
	日本交通	29.4.1	運転免許返納者割引	65歳以上の高齢者で警察署に運転免許証を返納し運転経歴証明書を取得し、提示した場合に限り適用	普通旅客運賃の50%割引（高速バスを除く）
鳥取	日ノ丸自動車	28.6.1	運転免許自主返納支援制度	運転免許返納証明書に記載の返納日から1年間、定期券の購入額を割引き。	定期券購入額の1割引。

島根	一畑バス 一畑電車 (タクシー事業者)	28.4.1	高齢者運転免許自主返納支援制度	満70歳以上の運転免許を自主返納者へ出雲市が支援し、路線バス、一畑電車、タクシーなどの回数券5,000円分を受け取れる	
広島	中国ジェイアールバス他	30.7.11～31.3.31	東広島高齢者安全社会実験	運転免許証の自主返納を行った満65歳以上の者に対し、西条市街地循環線「のんバス」におけるバス運賃割引券が交付される	普通旅客運賃から100円割り引く
岡山	加茂観光バス	27.4.1	おかやま愛カード	車内でカードを提示する。	片道運賃の半額
山口	宇部市交通局	26.4.7	運転免許自主返納支援事業	65歳以上の運転免許自主返納者へ1,100円分の回数券を交付	1,100円
	サンデン交通株	29.7.15	免許返納割引	「運転経歴証明書」の提示で免許返納時から1年以内につきロングライフバスの1,000円引き	
徳島	四国交通	29.1.1	免許返納者割引	65歳以上の方で、運転免許センター、各警察署に申請し取得した運転経歴証明書を掲示することで、現金及び回数券の支払いによる運賃を半額とする。	現金及び回数券の支払いによる運賃を半額とする。
	徳島市交通局 徳島バス 徳島市地域交通課 四国交通 南部バス 阿南バス	29.1.1	運転免許自主返納者支援制度	運転免許の自主返納高齢者に対する、路線バスの運賃の割引。 免許返納時に「運転経歴証明書」を発行してもらい、降車時に提示する。	現金又は回数券利用者に対し「通常運賃の半額」を適用。
高知	四万十交通	29.7.1	免許返納割引	60才以上の運転免許返納者について割引を行う	普通運賃の半額 (現金支払者のみ)
愛媛	瀬戸内運輸	29.4.1	免許返納者割引制度	運転経歴証明書の掲示によりバス運賃5割引 (高速バス、特急バス除く)	
	せとうち周桑バス	29.4.1	運転免許返納者割引制度	警察庁が発行する「運転経歴証明書」を掲示することで、運賃を半額とする。(年齢制限なし)	運賃を半額とする。
福岡	西日本鉄道 西鉄バス北九州 西鉄バス久留米 西鉄バス二日市 西鉄バス筑豊 西鉄バス佐賀 西鉄バス宗像 西鉄バス大牟田	26.4.1	高齢者用フリー定期券「グランドバス65」	65歳以上で運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」を掲示された方に対し、高齢者用フリー定期券を割引に販売するもの	(販売額) 1ヶ月：5,000円 3ヶ月：12,000円 6ヶ月：22,000円 1年：41,000円 (通常) 1ヶ月：6,000円 3ヶ月：13,000円 6ヶ月：23,000円 1年：42,000円
福岡	北九州市交通局	29.12.1	ふれあい定期	運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受け1年以内の方を対象に、75歳以上の方を対象にした高齢者定期券「ふれあい定期」を5割引 (ただし割引期間は、通算1年まで)	3ヶ月：4,000円 6ヶ月：7,000円 1年：12,000円
佐賀	佐賀市交通局	26.10.1	高齢者ノりのりバス事業	満65歳以上で運転免許証を自主返納した方に、「高齢者ノりのりバス」を無料で発券降車時に「高齢者ノりのりバス」を掲示すると半額で乗車できる	普通旅客運賃の半額 (支払いは現金に限り、下限100円)
長崎	長崎県交通局	29.6.1	免許返納者バス	運転免許証を自主返納された方を対象に、券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする。	1ヶ月：3,000円 3ヶ月：9,000円
	西肥自動車	29.9.21	「リフレッシュバス65」 運転免許証返納割引	65歳以上対象のフリー定期券「リフレッシュバス65」において、運転免許証を返納された方を対象に通常販売価格より1,000円割引。 ただし、運転経歴証明書の提示が必要。 ※運転免許証返納から1年未満の方限定。	1年定期券 34,800円→33,800円 4ヶ月定期券 17,400円→16,400円
鹿児島	南国交通	26.7.1		運転免許自主返納カード所持者	大人片道運賃の半額
	鹿児島市交通局	25.4.1	自動車運転免許証返納者割引	自動車運転免許証を自主返納し、公安委員会の運転経歴証明書所持者に対する割引	大人普通運賃の半額

へ. その他 (平成26年4月1日～)

平成30年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
青森	八戸市交通部	26.11.19	八戸酒造酒蔵見学バスバック	20歳以上限定 指定区間のバス往復乗車と試飲券がセットで800円 区間は二十三日町から小中野まで または 小中野から十六日町まで 若しくは 南横町から十六日町まで	800円
		27.8.28	博物館・史跡根城の広場バスバック	バス往復乗車券と博物館・史跡根城の広場観光割引券がセット まち発バック300円区間は中心街から根城八戸駅発バック400円区間は八戸駅前から根城	まち発バック 300円 八戸駅発バック400円

(3) 地方自治体の補助による敬老乗車券

(表1) パス式敬老乗車券

県名	都市名	年齢	対象事業者	
北海道	稚内市	70歳以上	宗谷バス	
	礼文町	〃	〃	
	利尻町	〃	〃	
	利尻富士町	〃	〃	
	猿払村	〃	〃	
	浜頓別町	〃	〃	
	中頓別町	75歳以上	〃	
	枝幸町	70歳以上	〃	
	帯広市	〃	北海道拓殖バス、十勝バス 毎日交通	
	旭川市	〃	北海道中央バス、道北バス 旭川電気軌道、空知中央バス	
	滝川市	75歳以上	北海道中央バス、空知中央バス	
	神恵内村	65歳以上	北海道中央バス	
	泊村	70歳以上	〃	
	岩見沢市	〃	〃	
	苫小牧市	〃	道南バス	
	江差町	65歳以上	函館バス	
	乙部町	70歳以上	〃	
	函館市	〃	〃	
	壮瞥町	〃	道南バス	
	洞爺湖町	〃	〃	
日高町	〃	〃		
平取町	65歳以上	〃		
士別市	74歳以上	士別軌道、道北バス（ICカード）		
美瑛町	65歳以上	道北バス		
和寒町	70歳以上	〃（ICカード）		
美深町	〃	名士バス		
厚真町	〃	あつまバス、道南バス		
浦河町	〃	道南バス		
根室市	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス		
北見市	〃	根室交通		
夕張市	〃	北海道北見バス、網走バス 夕張鉄道		
青森	青森市	70歳以上	青森市、ジェイアールバス東北	
	今別町	〃	青森市	
	三沢市	〃	十和田観光電鉄	
	八戸市	〃	八戸市、南部バス	
岩手	盛岡	70歳以上	岩手県交通、岩手県北自動車 ジェイアールバス東北	
宮城	仙台市	70歳以上（ICカード）	仙台市交通局、宮城交通、ミヤコーバス	
	富谷市	〃（ICカード）	宮城交通、ミヤコーバス、仙台市交通局	
	名取市	75歳以上（ICカード）	宮城交通、ミヤコーバス、仙台市交通局	
福島	福島市	75歳以上	福島交通、ジェイアールバス東北	
秋田	能代市	65歳以上	秋北バス、秋北タクシー	
	藤里町	70歳以上	秋北バス	
群馬	桐生市	70歳以上	桐生朝日自動車	
茨城	神栖市	60歳以上	関東鉄道	
	龍ヶ崎 守谷市	70歳以上 〃	関東鉄道 関東鉄道	
埼玉	小鹿野町	77歳以上	西武観光バス	
	鳩山町	65歳以上	川越観光自動車	
東京	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シティバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、京王バス中央 京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シティバス	
	神奈川	横浜市	70歳以上	横浜市、小田急バス 神奈川中央交通、京浜急行バス 江ノ電バス横浜、東急バス、川崎鶴見 臨港バス、相鉄バス、大新東、フジエ クスプレス、横浜交通開発
		川崎市	70歳以上	川崎市、神奈川中央交通 小田急バス、川崎鶴見臨港バス 東急バス、京浜急行バス
	山梨	厚木市	〃	神奈川中央交通
		愛川町	〃	神奈川中央交通
		清川町	〃	神奈川中央交通
	山梨	大月市	65歳以上	富士急山梨バス
	新潟	糸魚川市	70歳以上	糸魚川バス
	長野	松本市	70歳以上	アルピコ交通
		長野市	〃	長電バス、アルピコ交通
	富山	富山市	65歳以上	富山地方鉄道

県名	都市名	年齢	対象事業者
石川	小松市	65歳以上	小松バス
福井	福井市	65歳以上	京福バス
岐阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車（ICカード）
	岐阜市	65歳以上	日本タクシー 加越能鉄道
	白川村	〃	濃飛乗合自動車
	下呂市 北方町	65歳以上 70歳以上	岐阜乗合自動車 岐阜乗合自動車（ICカード）
静岡	伊豆市	70歳以上	新東海バス、伊豆箱根バス
	伊東市 沼津市	〃 65歳以上	伊豆東海バス 東海オレンジシャトル
愛知	名古屋市	65歳以上	名古屋市 名古屋ガイドウェイバス
	豊橋市	70歳以上	豊鉄バス
京都	京都市	70歳以上	京都市、京都バス 京阪京都交通、京阪バス 阪急バス、近鉄バス 西日本ジェイアールバス 京都京阪バス、醍醐コミュニティバス （ヤサカバス受託運行）
	大 阪	大阪市	70歳以上 （ICカード）
	高槻市	〃	高槻市
	堺市	65歳以上	南海バス、近鉄バス 阪堺電軌
兵庫	神戸市	70歳以上 （ICカード）	神戸市、神姫バス、阪急バス 山陽バス 神鉄バス、神姫ゾーンバス 神戸交通振興（山手線・ポーアイ キャンパス線）
		〃	阪神バス
		〃	伊丹市
	伊丹市	70歳以上	山陽バス、神姫バス
		〃	尼崎市、尼崎振興、阪急バス
	明石市	70歳以上	神姫バス、ウエスト神姫（ICカード）
		〃	阪急バス
	尼崎市	75歳以上	全但バス
		〃	阪急バス
	姫路市	70歳以上	神姫グリーンバス
〃		阪神電気鉄道	
奈良	芦屋市	70歳以上	奈良交通
	養父市	〃	〃
	潮来市	65歳以上	〃
	猪名川町 朝来市 宝塚市	70歳以上 65歳以上 〃	阪急バス 神姫バス 阪神電気鉄道
和歌山	和歌山市	70歳以上	和歌山バス、和歌山バス那賀
島根	松江市	65歳以上	松江市
広島	尾道市	73歳以上	おのみちバス
	広島市	70歳以上	中国ジェイアールバス（ICカード）
	三原市 呉市	70歳以上 〃	芸陽バス、中国バス、鞆鉄道 広島電鉄（ICカード）
山口	岩国市	70歳以上	いわくにバス、防長交通
	宇部市	〃	宇部市、船木鉄道
	山口市	〃	防長交通、中国ジェイアールバス
徳島	宇部市	〃	宇部市
	下関市 上関市	65歳以上	サンデン交通、ブルーライン交通 防長交通
徳島	徳島市	70歳以上	徳島市
	小松島市	〃	徳島バス
福岡	福岡市	65歳以上	昭和自動車
	糸島市	〃	〃
佐賀	佐賀市	70歳以上	佐賀市、昭和自動車
長崎	佐世保市	75歳以上 （ICカード）	佐世保市、西肥自動車
	北松浦郡小 値賀町	75歳以上	させぼバス 小値賀交通
熊本	熊本市	70歳以上	九州産交バス、産交バス（ICカード） 熊本電気鉄道、熊本バス 熊本都市バス
	荒尾市	〃	荒尾市
大分	大分市	65歳以上	大分バス、大分交通
宮崎	宮崎市	70歳以上	宮崎交通
	都城市	〃	宮崎交通、三州自動車、鹿児島交通
鹿児島	鹿児島市	70歳以上 （ICカード）	鹿児島市、いわさきネットワーク いわさきコーポレーション 南国交通、JR九州バス
		〃	鹿児島交通、三州自動車
	薩摩川内市	70歳以上	南国交通
	霧島市 徳之島三島 沖永良部島 喜界島	〃 75歳以上 70歳以上 73歳以上	南国交通 徳之島総合陸運 沖永良部バス企業団 奄美航空（喜界バス）

(表1-2) 回数券式 (バスカード含)

県名	都 市 名	年齢	対 象 事 業 者
北海道	士幌町	70歳以上	十勝バス、北海道拓殖バス
	池田町	〃	十勝バス
	鹿追町	〃	北海道拓殖バス
	釧路市	〃	くしろバス
	釧路町	〃	〃
	厚岸町	〃	くしろバス
	浜中町	〃	〃
	羅臼町	〃	阿寒バス
	弟子屈町	〃	〃
	標津町	〃	〃
	別海町	〃	根室交通、阿寒バス
	網走市	〃	網走バス、網走ハイヤー
	遠軽町	70歳以上	網走北交ハイヤー
	湧別町	〃	北紋バス、北海道北見バス
	上湧別町	70歳以上	北紋バス、北海道北見バス
	調子府町	75歳以上	北紋バス
	滝上町	〃	北海道北見バス
	津別町	70歳以上	北紋バス、北海道北見バス
	東神楽町	〃	旭川電気軌道
	上川町	〃	道北バス
	遠別町	〃	沿岸バス
	豊富町	〃	〃
	小平町	〃	沿岸バス、てんてつバス
	紋別市	75歳以上	名士バス
	〃	70歳以上	北紋バス、北海道北見バス
	〃	80歳以上	道北バス
	鷹栖町	70歳以上	北海道中央バス
	小樽市	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス
	札幌市	70歳以上	ニセコバス
	〃	70歳以上	北海道中央バス、じょうてつ
	〃	70歳以上	夕張鉄道、札幌ばいけい
	〃	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス
	〃	70歳以上	北海道中央バス
〃	70歳以上	〃	
〃	70歳以上	道北バス	
〃	70歳以上	北海道中央バス	
〃	70歳以上	道南バス	
〃	70歳以上	〃	
〃	70歳以上	北海道中央バス	
〃	70歳以上	〃	
〃	70歳以上	函館バス	
〃	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス	
〃	70歳以上	沿岸バス、道北バス	
〃	70歳以上	士別軌道	
〃	74歳以上	ジェイ・アール北海道バス	
〃	75歳以上	沿岸バス	
〃	70歳以上	沿岸バス	
岩手	二戸市	70歳以上	岩手県北自動車、南部バス
	〃	〃	ジェイアールバス東北
	〃	〃	岩手県交通
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
宮城	利府町	70歳以上	ミヤコーバス
	白石市	〃	〃
福島	北塩原村	75歳以上	磐梯東都バス
	鹿角市	70歳以上	秋北バス
栃木	宇都宮市	70歳以上	関東自動車、東野交通
群馬	県内全域	65歳以上	群馬中央バス、群馬バス
	〃	〃	上信電鉄、関越交通
	〃	〃	日本中央バス、永井運輸
	安中市	65歳以上	安中タクシー、ボルテックスアーク
	藤岡市	〃	日本中央バス、上信観光バス、
	〃	〃	上信ハイヤー
	渋川市	〃	日本中央交通
	富岡市	〃	上信ハイヤー
	前橋市	〃	上信電鉄、関越交通、群馬バス
	〃	〃	群馬中央バス、永井運輸、
	〃	〃	日本中央バス、赤城タクシー
	〃	〃	上信ハイヤー、上信電鉄
	〃	〃	関越交通、群馬バス、群馬中央バス
	〃	〃	日本中央バス、永井運輸
	〃	〃	高山運輸倉庫
〃	〃	日本中央バス	
〃	〃	日本中央バス	
〃	〃	高山運輸倉庫	
〃	〃	老神観光バス	
〃	〃	日本中央バス	
〃	〃	日本中央バス	
千葉	浦安市	70歳以上	東京ベイシティ交通
埼玉	三芳町	70歳以上	ライフバス
	越谷市	60歳以上	朝日自動車、ジャパンタローズ
	秩父市	65歳以上	西武観光バス
新潟	糸魚川市	70歳以上	糸魚川バス
	佐渡市	75歳以上	新潟交通佐渡
長野	松本市	70歳以上	アルピコ交通
	須坂市	〃	長電バス
	野沢温泉村	〃	長電バス
	中野市	〃	〃
	山ノ内町	〃	〃

県名	都 市 名	年齢	対 象 事 業 者
福 井	おおい町	65歳以上	大和交通
	〃	〃	〃
岐 阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車、
	下呂市	65歳以上	濃飛乗合自動車
静 岡	浜松市	70歳以上	秋葉バスサービス、浜松バス
	三島市	〃	富士急シティバス、伊豆箱根バス
	〃	〃	東海バスオレンジシャトル
	〃	〃	富士急行、富士急シティバス
	〃	〃	西伊豆東海バス
	〃	〃	東海バスオレンジシャトル、富士急シ
	〃	65歳以上	ティバス、伊豆箱根バス
	〃	〃	伊豆東海バス
	〃	〃	西伊豆東海バス
	〃	75歳以上	南伊豆東海バス
	〃	70歳以上	伊豆箱根バス、新東海バス
	〃	80歳以上	伊豆箱根バス、東海バスオレンジシャトル
	〃	80歳以上	新東海バス、伊豆箱根バス
	〃	75歳以上	伊豆箱根バス、富士急シティバス
	〃	75歳以上	東海バスオレンジシャトル
愛 知	御殿場市	70歳以上	富士急行、箱根登山バス
	藤枝市	70歳以上	しずてつジャストライン
	椽原郡川根本町	75歳以上	大鉄アドバンス
愛 知	田原市	70歳以上	豊鉄バス
	〃	〃	〃
三 重	津市	74歳以上	三重交通
	伊勢市	75歳以上	三重交通、三交伊勢志摩交通
京 都	福知山市	75歳以上	京都交通、西日本ジェイアールバス
	〃	〃	丹後海陸交通
	〃	〃	近鉄バス
京 都	京都市	70歳以上	京阪京都交通
	亀岡市	70歳以上	〃
兵 庫	神戸市	70歳以上	神戸市、神姫バス、阪急バス
	〃	〃	山陽バス、神鉄バス、阪神バス
	〃	〃	神戸交通振興(山手線ボーアイ
	〃	〃	キャンパス線)、神姫ゾーンバス
	〃	〃	阪急バス、阪神バス、阪急田園バス
	〃	〃	阪急バス、阪神バス
	〃	〃	神姫バス、神姫ゾーンバス
奈 良	斑鳩町	70歳以上	神姫バス
	生駒市	〃	阪急バス、阪急田園バス
	月ヶ瀬町	〃	阪急バス
	〃	65歳以上	三重交通
	〃	〃	〃
和歌山	和歌山市	70歳以上	和歌山バス、和歌山バス那賀
	〃	〃	〃
鳥 取	鳥取市	65歳以上	日ノ丸自動車、日本交通
鳥 根	松江市	70歳以上	一畑バス、松江市交通局
鳥 根	〃	〃	日ノ丸自動車
岡 山	高梁市	75歳以上	備北バス
広 島	広島市	70歳以上	広島電鉄、広島交通、広島バス
	〃	〃	芸陽バス、備北交通
	〃	〃	中国ジェイアールバス
福 山	福山市	70歳以上	エイチ・ディー西広島
	〃	〃	中国バス、鞆鉄道
	〃	〃	衣笠バスカンパニー、北振バス
尾 道 市	尾道市	73歳以上	中国バス、鞆鉄道
	〃	〃	本四バス開発、因の島運輸
山 口	下松市	75歳以上	防長交通、中国ジェイアールバス
	防府市	70歳以上	防長交通、中国ジェイアールバス
徳 島	徳島市	70歳以上	徳島バス
	阿南市	〃	徳島バス
徳 島	那賀町	〃	徳島バス阿南
愛 媛	西条市	75歳以上	徳島バス南部
	〃	〃	〃
福 岡	福岡市	70歳以上	せとうち周桑バス、瀬戸内運輸
	〃	〃	西日本鉄道、昭和自動車
長 崎	基山町	75歳以上	J R九州バス
	〃	〃	西鉄バス佐賀、基山タクシー
	〃	〃	〃
長 崎	長崎市	70歳以上	長崎県交通局、長崎自動車、富川運送
	西海市	〃	さいかい交通
	松浦市	〃	〃
	壱岐市	75歳以上	西肥自動車、昭和自動車
熊 本	西彼杵郡長与町	70歳以上	宍岐交通
	〃	〃	長崎県交通局
熊 本	嘉島町	75歳以上	熊本バス
	熊本市	70歳以上	九州産交バス、産交バス
熊 本	〃	〃	熊本電気鉄道、熊本バス
	〃	〃	熊本都市バス
鹿 児 島	鹿児島市	70歳以上	鹿児島市、鹿児島交通、三州自動車
	〃	〃	南国交通、鹿児島交通
	〃	〃	三州自動車
	〃	〃	J R九州バス
	〃	〃	南国交通
	〃	〃	南陸運
	〃	〃	しまバス
沖 縄	薩摩川内市	〃	しまバス
	始良市	〃	しまバス
	与論島	〃	しまバス
	龍郷町	〃	しまバス
沖 縄	大和村	〃	沖永良部バス企業団
	瀬戸内町	〃	〃
沖 縄	大島郡知名町	〃	〃
	〃	〃	〃
沖 縄	石垣市	65歳以上	東運輸
	〃	〃	〃

5. 貸切バス事業

(1) 貸切バス事業について

平成28年の軽井沢スキーバスの事故から3年が経過し、国土交通省の軽井沢スキーバス事故対策検討委員会から示された、すべての安全対策が実施されている。貸切バス事業者にとっては大変厳しい規制の強化ではあるが、法令を順守して着実に安全対策を行っているところである。また、事故を未然に防止するための安全装置を搭載した新車の導入、運転者の待遇改善などの独自の取組も進んでいる。

この安全対策の中で、国が5年ごとに貸切バス事業者をチェックする、貸切バス事業の更新制が実施されているが、平成29年度末までに更新期限を迎える810者のうち420者が更新許可を受けており、事業廃止や申請辞退等により96者が貸切バス業界から退出している（平成30年9月30日現在）。現在、事業者自らが更新を辞退したことにより退出している状況だが、今後は国によるチェックを強化し、安全対策等をおざなりにするような悪質事業者を見つけ出し、国から事業退出を求めるような実効ある制度にしてもらうため、引き続き国に要望していく。

また、貸切バス事業者に対し巡回指導を行う貸切バス適正化機関は、29年度から巡回指導業務を行っている。29年度は全国1,101件指導し、このうち8件については、運輸局に通報している。30年度は、2,668件の巡回指導を行う予定である。

貸切バス適正化機関の巡回指導業務は国の監査を補完する位置づけであるので、引き続き国の指導の下、厳正な業務の執行とともに国の監査との連携により貸切バス事業の適正化が進むよう、適正化機関に対し必要な協力を行う。

貸切バスの新たな運賃・料金制度の実施後4年が経過し、貸切バス事業者はもちろんのこと、旅行業者等にも確実に定着してきている。このように適正な運賃を収受できる体制が整っているなかで、貸切バス事業者は運賃・料金制度をしっかりと遵守し、安全への取組を進めていかなければならない。また、貸切バス事業者自らが法外な手数料等で実質下限割れとなるような行為をして、運賃・料金制度を形骸化させてはならない。以前のような運賃制度、安全を無視したダンピングによる過当競争を再び起こしてはいけない。貸切バス事業者の経営状況は健全化されているが、実働率は低下している。このような課題を解決するためにも旅行業界としっかりと連携して、貸切バスの利用を促進することが重要である。

平成30年のバリアフリー法の改正により、貸切バスが法律の対象となった。平成31年4月から施行されるが、法律によるバス事業者への義務付けは、リフト付きバスを導入する際には構造基準に沿ったバスの購入を義務付けるものであり、現在販売されているリフト付きバスはこの基準に合致している。また、法律改正により、一定規模以上の公共交通事業者は、ハード、ソフト両面からのバリアフリー推進計画を策定することが義務付けられることとなっている。

なお、国土交通省は貸切バスについてもバリアフリー車両（ノンステップバス、スロープ付きバス、リフト付きバス）の導入目標を定める予定である。バリアフリー車両の導入については、国土交通省に予算、税制上の措置をお願いしており、予算措置に加え、31年度税制改正において、貸切バスがバリアフリー税制の対象となった。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催まで残すところ1年余りとなった。貸切バスは関係者を輸送する大変重要な役割を担うことになっている。現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、全体のスケジュールや台数、運行管理等の最終的な検討に入っていると聞いている。今後、各事業者に対して具体的な諸条件等が示され、正式に車両の手配に入ることになると思われる。貸切バス事業者が納得できる条件で契約して運行できるよう、引き続き、関係地方バス協会と連携して組織委員会へ働きかけていく。

このように貸切バス業界を取り巻く状況は大変厳しいものであるが、今後も法令遵守を徹底して事故防止に取り組み、より多くのお客様に安心してバスを利用していただけるよう努力していく。

(2) 平成29年度一般貸切バス事業の収支状況

① 調査対象事業者409社の経常収入は1,577億円、経常費用は1,458億円、経常損益は118億円の黒字、経常収支率は108.1%（前年度111.1%）と経常収支率は前年度から3.0%下回った。

調査対象事業者の409社のうち116社28.3%の事業者が赤字を計上している。

(Ⅰ) 平成29年度の実働日車当り営業収入は前年度から1.4%下がり、80,822円(28年度81,950円、27年度81,955円)となっている。一方、実働日車当たり経費は76,263円で前年より1.5%増となっており、収支率は悪化している。また、実働日車当たりの人件費は前年度とほぼ横ばいで33,373円、実働日車当たりの減価償却費は9,337円で前年より8.2%増加しており、前年同様に安全への投資が進んでいる。

(Ⅱ) 支出では、人件費の占める割合が43.8%となっており、車両規模別にみると10両までの事業者は41.7%、11両～30両までは42.0%、31両以上は45.0%と車両規模の大きい事業者の人件費率が大きい。

なお、人件費割合は27年度44.9%、28年度44.2%、29年度43.8%となっている。

また、軽油価格の高騰により、燃料油脂費の原価に占める割合は、27年度7.7%、28年度6.7%、29年度7.2%と昨年度より上昇している。

(Ⅲ) 車両規模別の収支率については、10両までは105.4%、11両～30両までは106.0%、31両以上は109.7%となっており、前年度より収支が減少しているが、事業規模にかかわらず黒字を維持している。

② ブロック別の収支状況をみると、昨年度の収支率を上回ったところは中部の112.1%で、昨年度から0.4%収支率が上がった。しかし、全国的には昨年度より下回った。その中でも、大幅に下回ったのは東北の103.4%で、対前年を11.1%下回った。

(注) ① 調査対象事業者 貸切バス保有車両10両までは111社、11両～30両まで209社、31両以上の事業者89社、合計409社

② 調査対象事業者は前年度と入れ替えがある。輸送実績報告書より集計

(表1) 一般貸切バス事業の経常収支率

平成29年度

(単位: 億円)

	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
計	社 293 (318)	社 116 (74)	社 409 (392)	1,577 (1,589)	1,458 (1,431)	119 (158)	% 108.1 (111.1)	車両規模別に抽出 車両数 9,653両 (〃 9,593両)
10両まで	73 (84)	38 (26)	111 (110)	90 (95)	86 (87)	5 (7)	105.4 (108.1)	車両数 825両 (〃 797両)
11～30両まで	149 (156)	60 (39)	209 (195)	546 (553)	516 (490)	31 (42)	106.0 (108.6)	車両数 3,803両 (〃 3,577両)
31両以上	71 (78)	18 (9)	89 (87)	940 (962)	857 (853)	83 (109)	109.7 (112.7)	車両数5,025両 (〃 5,219両)

※1. () は前年度

2. 事業者は前年度と入れ替えがある。

3. 端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(参 考) 経常収支率の推移

(単位: 億円)

年度	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
29	社 293 (72%)	社 116 (28%)	社 409 (100%)	1,577	1,458	119	% 108.1	10両まで 111社 11～30両まで 209 31両以上 89
28	社 318 (81%)	社 74 (19%)	社 392 (100%)	1,589	1,431	158	% 111.1	10両まで 110社 11～30両まで 195 31両以上 87
27	社 343 (89%)	社 42 (11%)	社 385 (100%)	1,647	1,405	241	% 117.2	10両まで 108社 11～30両まで 194 31両以上 83

(表2) 平成29年度一般貸切バスブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック	事業者(社)			収入	支出	損益	収支率(28年度) %	
	黒字	赤字	計					
北海道	A	3	0	3	279	191	89	146.5 (130.3)
	B	12	5	17	4,726	4,484	243	105.4 (112.4)
	C	1	4	5	3,524	3,704	△180	95.1 (104.7)
	計	16	9	25	8,529	8,378	151	101.8 (109.4)
東北	A	8	2	10	760	726	34	104.7 (111.3)
	B	15	10	25	6,345	6,561	△217	96.7 (109.5)
	C	9	4	13	8,030	7,355	675	109.2 (118.9)
	計	32	16	48	15,135	14,642	493	103.4 (114.5)
関東	A	10	7	17	1,281	1,254	27	102.2 (105.8)
	B	22	15	37	8,453	8,166	288	103.5 (107.1)
	C	13	1	14	19,088	17,037	2,051	112.0 (110.3)
	計	45	23	68	28,822	26,457	2,366	108.9 (108.9)
北陸・信越	A	8	5	13	948	894	54	106.0 (97.0)
	B	20	9	29	7,069	6,540	530	108.1 (108.6)
	C	5	1	6	4,033	3,620	412	111.4 (112.2)
	計	33	15	48	12,049	11,054	996	109.0 (109.4)
中部	A	10	4	14	1,119	1,092	27	102.5 (108.7)
	B	18	6	24	7,775	6,936	838	112.1 (106.9)
	C	9	0	9	14,871	13,163	1,708	113.0 (114.5)
	計	37	10	47	23,765	21,191	2,573	112.1 (111.8)
近畿	A	6	6	12	1,163	1,157	6	100.6 (104.1)
	B	23	7	30	9,234	8,747	487	105.6 (106.0)
	C	14	3	17	23,202	21,682	1,520	107.0 (109.9)
	計	43	16	59	33,599	31,585	2,014	106.4 (108.6)
中国	A	11	9	20	1,538	1,467	72	104.9 (105.0)
	B	19	3	22	4,545	4,131	414	110.0 (114.8)
	C	2	2	4	3,988	3,792	196	105.2 (116.2)
	計	32	14	46	10,071	9,389	682	107.3 (114.0)
四国	A	5	1	6	442	432	9	102.2 (105.6)
	B	3	2	5	1,294	1,240	54	104.4 (108.1)
	C	6	0	6	4,162	3,638	524	114.4 (123.0)
	計	14	3	17	5,898	5,310	588	111.1 (117.5)
九州	A	12	4	16	1,500	1,352	147	110.9 (115.9)
	B	17	3	20	5,203	4,759	444	109.3 (109.5)
	C	9	2	11	9,260	8,511	749	108.8 (109.0)
	計	38	9	47	15,963	14,622	1,341	109.2 (109.7)
沖縄	A							()
	B							()
	C	3	1	4	3,879	3,205	674	121.0 (123.8)
	計	3	1	4	3,879	3,205	674	121.0 (123.8)
合計	A	73	38	111	9,029	8,563	466	105.4 (108.1)
	B	149	60	209	54,645	51,563	3,082	106.0 (108.6)
	C	71	18	89	94,036	85,707	8,330	109.7 (112.7)
	計	293	116	409	157,710	145,833	11,877	108.1 (111.1)

(注) A…保有車両10両まで、 B…11～30両まで、 C…31両以上
端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(表3) 貸切バスの経常収支率の推移

(単位：億円)

年度	調査対象事業者別	事業者数			収入	支出	損益	収支率
		黒字	赤字	計				
24	保有車両10両まで	44	42	86	77	77	△0	99.9%
	11～30両まで	100	66	166	421	416	5	101.2%
	31両以上	68	49	117	1,336	1,316	20	101.5%
	計	212	157	369	1,834	1,809	25	101.4%
25	保有車両10両まで	72	58	130	102	102	△1	99.3%
	11～30両まで	109	77	186	467	466	1	100.3%
	31両以上	60	27	87	895	875	20	102.3%
	計	241	162	403	1,464	1,444	20	101.4%
26	保有車両10両まで	79	34	113	82	79	3	103.9%
	11～30両まで	150	48	198	505	477	28	105.9%
	31両以上	79	17	96	1,021	956	65	106.8%
	計	308	99	407	1,609	1,513	96	106.4%
27	保有車両10両まで	88	20	108	97	87	10	111.9%
	11～30両まで	177	17	194	559	486	74	115.2%
	31両以上	78	5	83	991	833	157	118.9%
	計	343	42	385	1,647	1,405	241	117.2%
28	保有車両10両まで	84	26	110	95	87	7	108.1%
	11～30両まで	156	39	195	533	490	42	108.6%
	31両以上	78	9	87	962	853	109	112.7%
	計	318	74	392	1,589	1,431	158	111.1%
29	保有車両10両まで	73	38	111	90	86	5	105.4%
	11～30両まで	149	60	209	546	516	31	106.0%
	31両以上	71	18	89	940	857	83	109.7%
	計	293	116	409	1,577	1,458	119	108.1%

(表4) 一般貸切バス実車走行キロ当たり収入・原価の推移

(単位：円銭)

収支別	24年度				25年度				26年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	386.63	348.22	376.76	370.20	374.03	395.08	384.50	387.05	444.55	428.69	434.19	432.96	
原価	386.91	344.07	371.12	365.16	376.58	393.99	375.95	381.63	427.66	404.73	406.58	407.05	
内訳	人件費	166.04	147.67	172.70	166.33	158.52	160.47	172.34	167.64	179.42	173.46	184.40	180.68
	諸経費	220.87	196.40	198.42	198.83	218.06	233.52	203.61	213.99	248.24	231.26	222.18	226.36

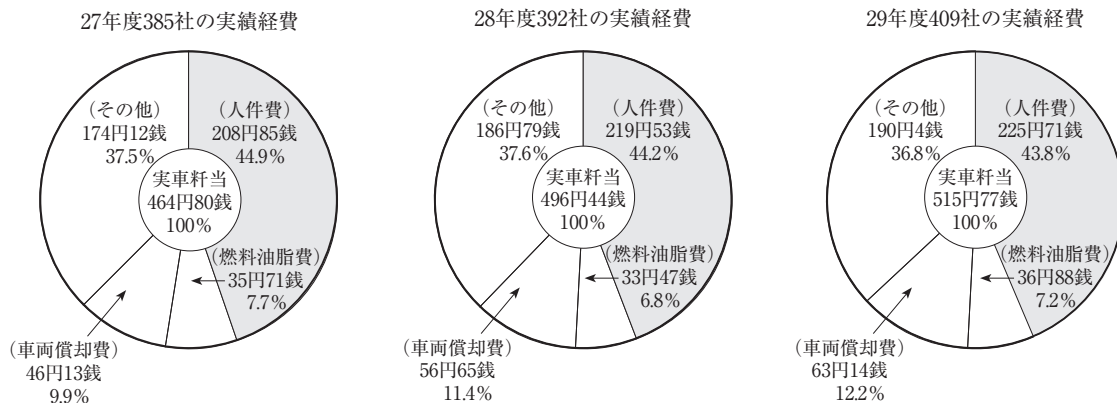
収支別	27年度				28年度				29年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	531.31	539.19	549.09	544.62	540.83	570.81	542.11	551.33	531.84	569.88	553.54	557.78	
原価	474.80	468.21	461.83	464.80	500.29	525.40	480.82	496.44	504.42	537.74	504.51	515.77	
内訳	人件費	205.87	200.46	213.97	208.85	205.29	228.62	216.15	219.53	210.47	226.01	227.06	225.71
	諸経費	268.93	267.76	247.86	255.95	295.00	296.78	264.67	276.91	293.95	311.74	277.44	290.06

(表5) 貸切バス実車走行キロ当り経費構成比率の推移

(単位：円銭)

年度	事業者数	人件費	燃料油脂費	減価償却費	諸経費	合計	対前年度 (%)
17	421	176.12 (49.1%)	35.12 (9.8%)	- -	147.09 (41.0%)	358.42 (100.0%)	-0.8%
18	423	173.28 (47.4%)	39.39 (10.8%)	- -	152.62 (41.8%)	365.29 (100.0%)	1.9%
19	418	165.23 (45.9%)	40.21 (11.2%)	- -	155.14 (43.1%)	360.59 (100.2%)	-1.3%
20	404	160.89 (45.8%)	43.75 (12.5%)	- -	155.36 (44.3%)	360.00 (102.6%)	-0.2%
21	423	162.72 (46.4%)	33.02 (9.4%)	27.88 (7.9%)	127.37 (36.3%)	350.99 (100.0%)	-2.5%
22	408	164.04 (46.2%)	36.76 (10.4%)	27.57 (7.8%)	126.41 (35.6%)	354.78 (100.0%)	1.1%
23	406	161.19 (45.3%)	41.46 (11.6%)	27.97 (7.9%)	125.49 (35.2%)	356.11 (100.0%)	0.4%
24	369	166.33 (45.5%)	43.05 (11.8%)	26.32 (7.2%)	129.46 (35.5%)	365.16 (100.0%)	2.5%
25	403	167.64 (43.9%)	45.66 (12.0%)	29.28 (7.7%)	139.05 (36.4%)	381.63 (100.0%)	4.5%
26	407	180.68 (44.4%)	45.30 (11.1%)	34.71 (8.5%)	146.36 (36.0%)	407.05 (100.0%)	8.3%
27	385	208.85 (44.9%)	35.71 (7.7%)	46.13 (9.9%)	174.12 (37.5%)	464.80 100.0%	14.2%
28	392	219.53 (44.2%)	33.47 (6.8%)	56.65 (11.4%)	186.79 (37.6%)	496.44 (100.0%)	6.8%
29	409	225.71 (43.8%)	36.88 (7.2%)	63.14 (12.2%)	190.04 (36.8%)	515.77 (100%)	3.9%

(図1)



(表6) 平成29年度貸切バス原単位の比較

項 目	単位	北海道	東 北	関 東	北陸・信越	中 部	近 畿	中 国
実働日車キロ	キロ	137.0	123.7	148.0	140.4	150.5	163.4	157.5
実働日車当り 総走行キロ	キロ	176.1	172.3	196.8	178.8	193.8	208.6	196.9
実 働 率	%	52.4	48.0	50.1	47.8	58.1	54.4	40.3
実働日車当り 営業収入	円	75,265	73,605	84,502	75,104	71,779	91,042	83,677
実働日車当り 人件費※	円	33,064	28,981	36,382	30,445	30,518	35,937	35,725
実働日車当り 減価償却費	円	7,910	9,662	11,715	8,997	6,276	10,850	8,129
実働日車当り 経費(経常費用)	円	75,294	72,229	79,588	70,206	66,015	87,023	79,450
経費に占める 人件費の割合※	%	43.9	40.1	45.7	43.4	46.2	41.3	45.0
経費に占める 燃料費の割合	%	7.1	6.9	6.5	8.1	7.1	7.2	6.8
運行回数による 旅行者扱い比率	%	51.7	23.4	50.9	41.2	32.7	39.6	31.6

項 目	単位	四 国	九 州	沖 縄	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	198.0	143.9	98.0	147.9	137.3	140.7	153.4
実働日車当り 総走行キロ	キロ	234.3	189.1	133.4	191.9	180.3	183.4	198.5
実 働 率	%	42.0	47.4	48.5	50.3	39.2	46.5	54.8
実働日車当り 営業収入	円	98,768	80,050	75,216	80,822	71,297	77,808	83,740
実働日車当り 人件費※	円	36,855	33,032	32,539	33,373	28,905	31,801	34,840
実働日車当り 減価償却費	円	11,586	9,671	4,115	9,337	7,622	9,520	9,415
実働日車当り 経費(経常費用)	円	90,615	74,352	62,855	76,263	69,273	69,273	69,273
経費に占める 人件費の割合※	%	40.7	44.4	51.8	43.8	41.7	42.0	45.0
経費に占める 燃料費の割合	%	7.5	7.9	7.7	7.2	8.0	7.1	7.1
運行回数による 旅行者扱い比率	%	50.4	63.0	85.9	42.0	25.5	36.7	47.3

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費
2) 輸送実績報告書より集計

(表7) 貸切バス原単位の推移

項 目	単 位	合 計	平成29年度			平成28年度			
			10両まで	30両まで	31両以上	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	147.9	137.3	140.7	153.4	151.3	140.7	139.4	159.7
実働日車当り 総走行キロ	キロ	191.9	180.3	183.4	198.5	196.6	182.0	183.2	206.3
実働率	%	50.3	39.2	46.5	54.8	51.7	39.6	48.5	55.8
実働日車当り 営業収入	円	80,822	71,297	77,808	83,740	81,950	74,090	77,977	85,223
実働日車当り 人件費※	円	33,373	28,905	31,801	34,840	33,223	28,889	31,870	34,522
実働日車当り 減価償却費	円	9,337	7,622	9,520	9,415	8,574	7,223	8,850	8,559
実働日車当り 経費(経常費用)	円	76,263	69,273	69,273	69,273	75,129	70,401	70,401	70,401
経費に占める 人件費の割合※	%	43.8	41.7	42.0	45.0	44.2	41.0	43.5	45.0
経費に占める 燃料費の割合	%	7.2	8.0	7.1	7.1	6.7	7.2	6.7	6.7
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	42.0	25.5	36.7	47.3	33.2	19.4	29.3	37.6

平成27年度

項 目	単 位	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	153.0	141.4	148.5	157.0
実働日車当り 総走行キロ	キロ	199.2	183.1	194.1	204.2
実働率	%	53.1	42.8	50.9	56.1
実働日車当り 営業収入	円	81,955	73,317	78,509	85,022
実働日車当り 人件費※	円	31,948	29,100	29,773	33,591
実働日車当り 減価償却費	円	7,056	6,233	7,361	6,963
実働日車当り 経費(経常費用)	円	71,102	67,115	69,542	72,500
経費に占める 人件費の割合※	%	44.9	43.4	42.8	46.3
経費に占める 燃料費の割合	%	7.7	8.4	8.1	7.4
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	30.5	33.5	29.6	30.7

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費

2) 輸送実績報告書より集計

(3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

平成23年度よりスタートした貸切バス事業者安全性評価認定制度とは、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している。

現在、全国1,638事業者（日本バス協会会員の58.8%）、29,848両（会員保有車両数の73.3%）（1月31日現在）の認定がされている。また、平成27年度より、貸切バス事業者安全性評価認定制度の最高位の評価である、3ツ星の事業者が誕生し、運行している。

この度の訪日外国人旅行者の臨時営業区域においても、認定事業者であることが条件となっており、認定事業者にインセンティブが与えられ、社会的なイメージアップも向上している。この制度を更に多くの貸切バス事業者が認定を受け、活用されるとともに、利用者・旅行会社が安全性の高い事業者を選択できるよう、今後も更なる安全性向上に努めるとともに、国からの支援をはじめ、バス業界として関係業界団体への周知徹底、PR等をより積極的に行っている。

平成31年1月31日

貸切バス事業者安全性評価認定制度 認定状況について

○貸切バス事業者安全性評価認定事業者

		事業者数（者）			車両数（両）		
		★	★★	★★★	★	★★	★★★
平成29年度	(前期) 認定事業者	573			8,876		
		464	109		6,601	2,275	
	(後期) 認定事業者	216			5,727		
		7	4	205	121	88	5,518
	再審査認定事業者	20			835		
		7	13		289	546	
特別認定事業者	11			688			
	9	2		524	164		
再評価認定事業者	3			306			
	3			306			
平成30年度	新規認定事業者	349			3,917		
		349			3,917		
	再新認定事業者	455			8,831		
		102	179	174	1,522	3,040	4,269
	特別認定事業者	6			384		
	5	1		356	28		
再評価認定事業者	5			284			
	5			284			
認定事業者 合計		1,638			29,848		
		951	308	379	13,920	6,141	9,787
内 非会員事業者		231			2,499		
		196	32	3	2,081	384	34
会員（非会員除く）に対する認定事業者の割合		58.8%			73.3%		
全事業者数（非会員含む）に対する認定事業者の割合		37.9%			58.4%		

○業界全体

	事業者数		車両数	
	者、	%	両、	%
貸切バス事業者	4,324	(100)	51,109	(100)
うち会員	2,394	(55.4)	37,307	(73.0)
うち非会員	1,930	(44.6)	13,802	(27.0)

※貸切バス事業者は平成29年3月現在（国土交通省調べ）
うち会員は平成30年8月現在（日本バス協会調べ）

Ⅲ. インバウンド振興

政府は、少子高齢化が進展する中で、我が国経済の活性化のため、訪日外国人旅行者の増大を国政上の重要課題としており、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人を目標として掲げている。2018年の訪日外国人旅行者数は、12月中旬時点で3,000万人となり、2020年の目標4,000万人が視野に入ってきている。

国土交通省はこのインバウンド振興施策の一つとして、全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境の整備に取り組んでいる。

日本バス協会も、バス利用客増加が見込める重要な分野として、また、地域活性化のためにも、外国人旅行者が利用しやすいバス事業を目指し、取組を進めた。

1. 「訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン」の策定

訪日外国人旅行者が円滑にバスを利用できるようにするためには、まず、多言語での案内が重要である。このため、2017年5月及び7月の都市交通委員会で、バス事業者の実施例などを参考に、多言語対応に関するガイドラインを取りまとめた。このガイドラインは、観光庁や東京都が定めた英語表記等の取扱いに準拠しており、会員事業者の今後の取組に活用していただくため作成したものである。なお、既に地域において多言語での案内方法を定めている場合は直ちにその変更を求めるものではない。

ガイドラインのポイントは、

- ①多言語表記は、日本語・英語の2言語を基本とする
- ②英語表記は、原則として発音どおりヘボン式によるローマ字表記とする
- ③普通名詞部分も英訳せず、ローマ字表記とする。これにより、車内アナウンスや運転手の案内と表記が一致する [例 木場公園 Kiba Koen]
- ④ローマ字表記では理解しがたいと認められる場合は、記載スペースがあれば英語により () で補足表記することが望ましい [例 新宿警察署 Shinjuku Keisatsusho (Shinjuku Police Station)]
等である。

訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン

日本バス協会

I. 目的

- 訪日外国人旅行者の増加に対応した多言語での案内の必要性
- 2020年オリンピック・パラリンピックへの対応

II. 多言語対応に関するガイドライン

このガイドラインは、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」(平成27年2月、東京都策定)及び「バス停名の英語表記に関する取扱いについて」(平成27年11月、2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会策定)並びに「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成26年3月、観光庁策定)に準拠している。

1. 基本

- 多言語表記は、日本語・英語の2言語を基本とする。
- 外国人旅行者の利用が多いバス停を案内するサインについては、日本語・英語・中国語・韓国語の4言語表記とすることが望ましい(地域の状況によっては他の言語での表記も検討)。

2. 具体的表記方法

(1) バス停の英語表記

①原則

- 原則として発音どおりローマ字表記とする。普通名詞部分も英訳せず、ローマ字表記とする。これにより、車内アナウンスや運転手の案内と表記が一致する。鉄道の駅名も同様に行うこととされている。

例 二中前 Nichu Mae
木場公園 Kiba Koen
立命館大学前 Ritsumeikan Daigakumae
金閣寺前 Kinkakuji-mae

- 訪日外国人の関心度合等を勘案しローマ字表記では理解しがたいと認められる場合は、記載スペースがあれば英語により（ ）で補足表記することが望ましい。

例 新宿警察署 Shinjuku Keisatsusho (Shinjuku Police Station)
永代橋 Eitaibashi (Eitai Bridge)
お台場海浜公園駅 Odaiba Kaihin Koen Sta. (Odaiba Marine Park Sta.)

- 「駅」については、多くの事業者が「Station または Sta.」を使用しており定着していることから、これによる。

例 新宿駅東口 Shinjuku Sta. Higashiguchi
※東口、西口等については、必要性や利便性を考慮し、省略等を行うことができる。
例 吉祥寺駅 Kichijoji Sta.

- 地名等に接頭語・接尾語がつくバス停

「東、西、南、北、上、中、下、新」等の接頭語・接尾語が地名等の固有名詞の前後につくバス停や、複数の名詞で構成されているバス停については、次に続く名詞の間に「 - (ハイフン)」を入れることができる。また、地名と丁目で構成されている場合、数字を（ ）で補足表記することができる。

例 新宿五丁目 Shinjuku-gocho (Shinjuku 5)
雷門一丁目 Kaminarimon-itcho (Kamiranimon 1)

- ローマ字の表記は、ヘボン式を用いる。

※他のガイドラインにおいても、ローマ字はヘボン式となっている。

②例外

- 外国語由来の言語部分は、ローマ字ではなく英語表記とする。また、施設管理者が定める外国語表記がある場合は、当該名称を優先する。

例 とうきょうスカイツリー駅入口 TOKYO SKY TREE Sta. Iriguchi
京都リサーチパーク前 KYOTO RESEARCH PARK MAE
新宿ワシントンホテル前 Shinjuku Washington Hotel Mae

- 空港等の外国人の利用頻度が高く、かつ目的地も限定されるバス停については、利用者の利便性を考慮し、英訳表記とする。

例 羽田空港第1ターミナル Haneda Airport Terminal 1
羽田空港国際線ターミナル Haneda Airport International Terminal

③中国語・韓国語

- 中国語・韓国語での表記については、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（平成27年2月、東京都策定）に準拠する。

(2) その他の案内表示等

- 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」における、バス事業関連の訳語は以下のとおり。なお、その他の多岐にわたる用語の対訳語（日英中韓）が掲載されているので参考にされたい。

【例】

入口 Entrance

出口 Exit

バスで○分 ○ min. by bus

乗換え Transfer

両替不可 No Currency Exchange

貸切バス Charter Bus

巡回バス Loop-route Bus

高速バス Expressway Bus

前乗り前払い Use the front door and pay on entry

整理券をお取りください Please take a boarding ticket

バスが止まってから席をお立ちください

Please stay in your seat until the bus comes to a complete stop

Ⅲ. その他訪日外国人旅行者向け案内の具体的取り組み事例

多言語対応を含め、行政・バス事業者が実際に利便性向上に取り組んだ事例を掲げるので参考にされたい。

1 行政と事業者が連携して取り組んだ事例

○東京都の事例

- ・「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」（座長：都副知事・競技大会推進本部事務局長）が、東京都都市整備局の元に交通分科会を設置。
- ・分科会のバス・タクシーワーキンググループにて「バス停名の英語表記に関する取扱いについて」を取りまとめ。
- ・分科会として、「新宿ターミナル協議会」と連携し、「新宿ターミナル基本ルール」を策定。他のターミナルへも広げるため、「案内サイン多言語対応共通化指針（案）」を策定予定。

○京都市の事例

- ・日本語バス停名を変更（読み仮名のみの変更も含む）し、他の事業者と統一
- 【例】 京都バス「からすましちじょう」（烏丸七条）⇒「からすまななじょう」とし、京都市バスと統一
- ・後部座席から見やすい位置に車内案内モニターの増設
- ・車内モニターの表示内容改善（2社局で統一様式）
- 【例】 運賃箱の大人・小児の案内表示に適用年齢を追記
- ・バス停名称のローマ字表記、バス停コードの追加、QRコード（バスロケと連動、英語対応）の表示。
- ・一部バス停における4ヶ国語表記
- ・時刻表の行先表示と、方向幕の行先表示の同一表示・レイアウト化
- ・時刻表上で、数字+記号（漢字・カタカナ等）による系統の区分をやめ、分離して表示

2 各地域の事業者が取り組んだ事例

（バス車外・車内）

- ・方向幕の多言語化（各社）
- ・系統番号に漢字を用いているものに英語を併記（京都市交）
- ・停名表示機・車内放送の多言語化（各社）

- ・車内 Wi-Fi の整備（各社）、態様はフリーWi-Fi、携帯キャリアを限定するものなど様々
 - ・安全ガイドの多言語化（国際）
 - ・車内案内モニターの増設及び多言語化（京都市交）
- （停留所等）
- ・行き先案内の多言語化（各社）
 - ・バスロケの多言語化（各社）
 - ・乗降方法案内の多言語化（京急）
- （バスターミナル等）
- ・バス利用マナー啓発看板の作成
 - ・券売機のクレジットカード対応（京急）
 - ・都営地下鉄構内におけるバス案内用デジタルサイネージ設置を計画（都交）
 - ・券売機の多言語化（京急）
- （人的対応）
- ・函館駅前バス案内所に英語対応可能な職員 2 名を採用（函館バス）
 - ・京都駅や主な観光地バス停等で、語学堪能なスタッフにより案内を行う「京都市バスおもてなしコンシェルジュ」を配置（京都市交）
- （携帯型コミュニケーション機器）
- ・翻訳アプリ（横浜市交）
 - ・御殿場アウトレット線でのテレビ電話通訳システム（国際）
 - ・タブレット端末（京急）
 - ・筆談ボード・コミュニケーションシート・質問シート等の設置（都交）
- （案内ツール等）
- ・公共交通総合案内の作成（函館バス）
 - ・多言語バスマップ（都交・横浜市交）
 - ・バス利用案内の作成（名古屋市交）
- （Web サイト）
- ・ホームページの多言語化（京急）
 - ・予約サイトの多言語化（国際）
 - ・海外の発売サイトでの乗車券発売（京急）
- （乗車券等）
- ・他の交通機関や観光施設等と連携した企画乗車券（函館バス）
 - ・訪日外国人旅行者向け乗車券「SENDAI AREA PASS」（仙台市交）
 - ・外国人向け市バス・地下鉄一日乗車券「SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1day Ticket」
 - ・インバウンド利用の多い地域から関空への乗り継ぎ切符発売（近鉄）
 - ・福岡空港国際線～天神・博多の往復チケット「Airport Bus Ticket」（西鉄）
 - ・バス・鉄道のフリー乗車券のセット「MARUTTO FUKUOKA」（西鉄）
- （その他）
- ・共通 IC カードの導入（函館バス）
 - ・路線名のアルファベット表記の検討（都交）
 - ・JBL（Japan Bus Lines）へ理事会社として参画（南海）
 - ・高速バスセンター・営業所での3者間通話による翻訳対応（南海）

2. 「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」の策定

2017年11月、国土交通省から日本バス協会に対し、「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」を早急に作成するよう要請があった。

インバウンドの振興は、都市交通、地方交通、高速バス、貸切バス等幅広い事業分野にまたがるため、運営委員会で検討を進め、2018年2月19日、本プランを取りまとめた。このプランは日本バス協会として取組目標を設定したものであり、各会員事業者には、事業の実態等に応じそれぞれの経営判断の下で実施していただくものであるが、インバウンド振興の重要性に鑑みできる限りの尽力をお願いしている。

このプランの内容は、

- ①観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供（鉄道とバスの共通企画乗車券の販売、DMOと連携した路線バスルートの設定、高速バス路線の充実、魅力ある定期観光バスの振興等）
- ②多言語での案内の推進（多言語表示の推進、翻訳アプリの配備、経路検索システムアプリの多言語化、バス系統ナンバリング等）
- ③Wi-Fiの整備推進（主要国際空港アクセスバス等の設置推進）
- ④貸切バスの輸送力強化、サービス改善（クルーズ船入港時の輸送力の確保等）

について、できる限り目標年次を掲げたものとなっている。

訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン概要

平成30年2月19日決定

訪日外国人のニーズに対応するため、①観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供 ②多言語での案内の推進③Wi-Fiの整備推進 ④貸切バスの輸送力強化、サービス改善のための取組を推進。

観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供

- 鉄道と路線バスの共通乗車券の販売
 - ・鉄道とバスの共通乗車券の導入を推進するなど、訪日外国人旅行者にとってこれまで以上に使い勝手の良い乗車券の導入を目指す。
- 訪日外国人旅行者の観光需要を取り込んだ路線バスの推進
 - ・DMOと連携した路線バスルートの設定と利用促進
- 高速バス路線の充実と相互利用可能な共通乗車券の販売
 - ・主要都市から直接観光地に行ける高速バス路線の充実
 - ・2018年度をめどに全国をカバーする高速バス共通乗車券の対象ルートの拡充と販売を促進
 - 【北海道】 Inter City Bus Pass 【中部】 昇龍道フリーバス
 - 【東北】 TOHOKU HIGHWAY BUS TICKET
 - 【四国】 SHIKOKU HIGHWAYBUS 3-DAY-RIDER
 - 【九州】 SUNQバス 【全国】 Japan Bus Pass
- 魅力ある定期観光バスの振興等
 - ・魅力あるコース設定に合わせ、オープントップの定期観光バス、水陸両用バス等の運行による賑わい創出

Wi-Fiの整備推進

- Wi-Fiの設置推進
 - ・訪日外国人旅行者の利用が多いバスターミナルや主要国際空港のアクセスバス等について2018年度中に100%、それ以外の空港アクセスバス等について訪日外国人旅行者の利用が多い路線で2019年度中に設置を目指す。

多言語での案内の推進

- バスターミナル、バス停留所等における多言語表示の推進
 - ・外客旅行容易化法で定める路線について、2018年度中に外国語での案内を100%、それ以外は訪日外国人旅行者の利用が多い路線で2019年度中に100%
 - ・訪日外国人旅行者の利用が多いバスターミナルで2018年度中にVoicetra等翻訳アプリを内蔵したタブレット等を配備
 - ・ホームページ等の多言語での情報提供の充実
- JNTO、旅行会社等と連携した多言語でのバスサービス案内と海外での認知度向上
 - ・2017年度以降、引き続き、経路検索アプリの多言語化、海外における認知度向上について、関係者と連携を進める。また、高速バス予約サイトの普及促進する。
- バス系統ナンバリング
 - ・訪日外国人利用が多い、交通結節点から観光地へのバス路線等についてどのバスに乗れば良いかが一目でわかるようにするため、ナンバリングのガイドラインを2018年夏までに作成・公表、各地で促進

貸切バスの輸送力の強化、サービス改善

- 輸送力の確保（クルーズ船の入港等に対応）
- 貸切バス事業者によるアライアンス
 - ・貸切バス会社が連携して、海外旅行会社等にインバウンド向け広域周遊バス旅行商品を開発・販売（2018年度目標）
- ドライバー融通支援（地域の閑散期と繁忙期の差を利用）

3. 「外国人旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」の改正と国際観光旅客税の用途

観光庁は、インバウンドの一層の振興と国際観光旅客税の税収を国際観光振興の諸対策に充てるため、標記法律の改正案を2018年2月に国会に提出し、4月に成立した。

インバウンド振興対策としては、交通事業者等が取り組む措置として、これまでの多言語表記などの情報提供措置に加え、Wi-Fi利用環境、決済環境の整備、トイレの洋式化、周遊バスの整備等を含んだ外国人観光旅客に対する利便増進措置に拡充する内容となっている。法律の名称も「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改正された。

2018年10月、利便増進措置の内容が基準として告示され、合わせて実施に当たってのガイドラインが公表された。内容は、外国語等による情報の提供（事故や災害時における運行情報等を含む）、また、Wi-Fi 利用環境の整備、トイレの洋式化、長距離利用時等におけるクレジットカード利用を可能とする券売機の設置、IC カードの利用環境の整備等となっている。

なお、31年度の観光庁予算において、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（55億円）に加え、新たに、国際観光旅客税を財源とする公共交通利用環境の革新等の予算（55億円）が手当てされており、これらの支援措置を活用しつつ、多言語対応やIC カードの導入等を進めることが課題である。

外国人観光旅客利便増進措置に関する基準及びガイドラインの概要

ポイント① 我が国の公共交通事業者等が今後達成すべきと考えられるサービス水準を明確化（基準・ガイドライン）

<p>○外国語等による情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人観光客が公共交通機関を円滑に利用するために必要となる情報を外国語等で提供すること。 <p>■事故、災害等の発生に伴い、著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合における情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行の遅延、休止等に関する最新情報を迅速に提供すること。 	<p>○インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 公衆無線LANその他のインターネットを利用した情報の閲覧を可能とする環境を整備すること。 	<p>○座便式の水洗便所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 所々に設置する便器（小便器を除く）は、原則として座便式のものとする。 	
<p>○クレジットカードによる支払を可能とする券売機等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 【長距離又は便等の乗車船券】クレジットカードによる支払を可能とする券売機等を設置すること。 	<p>○交通系ICカード利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 【鉄道駅又は鉄道車両若しくは乗合バス車両】交通系ICカードを利用できる環境を整備すること。 	<p>○荷物置き場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 【長距離の利用が見込まれる又は空港への直接のアクセスに利用される鉄道車両】大量荷物が強制的に収納できる荷物置き場を乗客の利便性を考慮した場所に設置すること。 	<p>○インターネットによる予約環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 【座席等指定券及び企画乗車船券】外国人観光客がウェブサイト等により予約可能な環境を整備すること。 

ポイント② 上記の事項以外の事項について、望ましい取り組みの方向性を明示（ガイドライン）

▼ナンバリングの整備 ▼多言語対応券売機の設置 ▼企画乗車船券の造成 ▼観光案内所の整備 ▼荷物を持たずに旅行できる環境の整備 ▼自転車の利用者への対応 ▼多様な文化・生活習慣を有する外国人観光旅客への対応

※ 赤枠で囲んだ事項については、今後初めて基準及びガイドラインにおいて定めたもの。

【関連事項】訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

予算額: 5,474百万円

○ 全国各地の観光地において、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う外国人観光案内所の機能強化、トイレの洋式化、公共交通機関の移動円滑化、旅館・ホテルのバリアフリー化等の個別の取組を支援する。あわせて、観光案内所等の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

- 外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化
- 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上
- 手ぶら観光カウンターの機能向上
- 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化 等

・外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応



・公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上



・手ぶら観光カウンターの機能向上



・多様な宗教・生活習慣への対応力の強化



宿泊施設インバウンド対応支援事業

○基本的ストレスフリー環境整備

・Wi-Fiの整備



・案内表示の多言語化



・決済端末の整備



・自社サイト多言語化等



・ムスリム受入マニュアル作成



○バリアフリー環境整備

・トイレのバリアフリー化



・手すりの設置



・段差解消(エレベーター等)



・出入口の改修



交通サービスインバウンド対応支援事業

- 多言語表記、多言語案内用タブレット端末の整備
- 旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備
- 旅客施設や車両等のトイレの洋式化及び機能向上
- 全国共通ICカード、QRコード決済等の導入
- 旅客施設や車両等の移動円滑化 等

・多言語表記等



・多言語案内用タブレット端末等の整備



・無料Wi-Fiの整備



・トイレの洋式化及び機能向上



・全国共通ICカード、QRコード決済等の導入



・移動円滑化



実証事業

- 災害発生時における外国人観光案内所の初動対応マニュアルの作成
- ナイトタイムエコノミー等の新たなニーズに対応した交通サービスの推進に向けた調査 等

補助率

定額、2分の1、5分の2、3分の1、4分の1

事業主体

- (1) 地方公共団体（港務局を含む）
- (2) 民間事業者（公共交通事業者等を含む。）
- (3) 航空旅客ターミナル施設を設け、又は管理する者
- (4) 協議会等

【関連事項】公共交通利用環境の革新等

予算額: 5,500百万円

○ 地方部への外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取り組みを一気呵成に進め、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。

①～④をセットで整備

<p>①多言語対応(事故・災害時等を含む)</p> <p>■多言語対応 ■スマートフォンアプリの活用による案内表示の多言語化 ■タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語音声装置等の整備 ■多言語QRコードシステムの設定</p>	<p>②無料Wi-Fiサービス</p> <p>■旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備</p>	<p>③トイレの洋式化</p> <p>■洋式トイレ、多機能トイレの整備</p>	<p>④キャッシュレス決済対応</p> <p>■全国共通ICカードの導入 ■QRコードやクレジットカード対応、企業乗船券のICカード化 ■企業乗車船券の発行 ■レンタカーのキャッシュレス対応</p>
---	---	---	---

※通常は整備が想定されない場合(例: ②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。

※①及び④については、少なくともいずれかが1つ実施。

+ (あわせて⑤～⑦を支援可能)

<p>⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保</p> <p>■非常用電源装置・携帯電話充電設備等</p>	or	<p>⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上</p> <p>(旅客施設の段差解消) (LRTシステムの整備) (インバウンド対応型タクシー) (インバウンド対応型バス) (荷物置き場の設置) ■段差解消やスーツケース置き場の確保</p>	or	<p>⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応</p> <p>■観光列車 ■魅力ある観光バス ■サイクルトレイン</p>
--	----	---	----	--

空港・港湾 ← 空港・港湾 アクセス → (長距離移動)(交通拠点間) → 二次交通 → 周辺地域

補助率: 1/2 (①～④のうちのいずれかを実施済の場合は、1/3)

補助対象事業者: 公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

4. バス系統ナンバリングガイドライン

国土交通省は2018年10月、「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」を作成し、公表した。このガイドラインは、2018年2月から、主要バス事業者が参加した検討会で審議し、これを取りまとめたものである。

バス系統のナンバリングは、外国人観光客が増えている状況に対応し、外国人でも分かり易いバスを目指すとともに、日本人を含め全ての利用者に分かり易い系統案内の実現を目的としている。新規に系統番号を導入する場合や、既存の系統番号の見直しを行う場合には、ナンバリングは「アルファベット+数字」又は「数字のみ」によって表現する方式を原則としており、このガイドラインに準拠することを推奨している。また、地域共通のナンバリングルールを設定するため、関係者からなる検討体制を設けることが望ましいとしており、さらに、バスマップの作成や地図情報アプリへのデータの提供等により、バスに乗るために必要な情報を総合的に案内することが必要としている。



乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン(概要)

【1. ガイドラインの適用範囲】

- 新規に系統番号を導入する場合や、既存の系統番号の改良を行う場合、本ガイドラインに準拠することを推奨。

【2. ナンバリングの対象とする運行系統】

- 市区町村の行政区域に拘らず、生活圏・交通圏単位で検討することが望ましい。
- 一般路線バスに限らず、予約が不要で一般路線バスに準じた運行形態の空港アクセスバスやコミュニティバスも対象。
- 予算の制約などにより、全ての運行系統の対応が困難な場合は、例えば、訪日外国人旅行者や日本人旅行者の利用が多い運行系統を優先するなどの対応が考えられる。

【3. 系統番号に使用する文字及び桁数】

- 「アルファベット+数字」又は「数字のみ」によって表現(漢字、ひらがな・カタカナ等は原則として使用しない)。
- 大都市圏を除き、アルファベットと数字の組み合わせの場合は4桁以内、数字のみの場合は3桁以内のできるだけ少ない桁数で表現。
- 既に「漢字+数字」のナンバリングが実施され、利用者に浸透している場合は、例えば、周知期間を十分に確保した上で、計画的・段階的に新たな系統番号への切替えを実施する、「アルファベット+数字」の系統番号を併用する等の対応が考えられる。

【4. ナンバリングの設定ルールの検討】

- 系統番号を設定する場合は、地域の公共交通網の現状及び今後の見込みを踏まえ、当該地域共通のルールの下で、他の運行主体と番号が重複しないよう、個々の運行系統に系統番号を付与。

【5. ナンバリングの検討体制】

- 地域公共交通活性化・再生法の法定協議会等を活用し、関係する運行主体を含めた検討体制を設けることが望ましい。

【6. ナンバリング等に必要な予算や人手の確保】

- 費用や労力の面で関係者に過度な負担が生じないよう、ナンバリングの実施時期をダイヤ改正のタイミングに合わせるなど、負担の軽減に向けた工夫を行う。

【7. 運行系統のナンバリングと併せて実施すると効果的と考えられる取組】

- 「どのバスに乗れば良いかわかりにくい」、「バス乗り場がわかりにくい」といった不満を解消するためには、バスに乗るために必要な情報を総合的に案内することが必要。そのため、バスマップの作成や、シンボルカラーの導入、ピクトグラム の付記、多言語表記、ホームページのレイアウトの見直し、経路検索サイトや地図情報アプリへのデータ提供、Wi-Fi環境の整備等の取組を推奨。

Ⅳ. 安全輸送の取組み

1. 安全輸送体制の確立

(1) 運輸安全マネジメントの推進

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。また、「安全管理規程の作成及び届出」、「安全統括管理者の選任及び届出」が一定規模（バス事業にあっては保有台数200台以上）の事業者者に義務付けられ、その後平成25年10月からは、これに加え全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者に義務付け対象が拡大された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 全事業者に対するもの

ア. P（計画の作成）・D（計画の実施）・C（効果等の評価）・A（計画の改善）を導入し、さらに継続的に繰り返すことによって、輸送のレベルアップを図る。

イ. 安全確保の責務

ウ. 安全情報の公表

② 保有車両数200台以上のバス事業者及び全ての貸切バス事業者並びに貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）に対するもの

上記①の各項目に加え、次の項目を実施することが義務づけられた。

ア. 安全管理規程の作成、届出

安全に関する取組みの基本方針、組織体制、情報伝達の方法、内部監査の方法等を記載。

イ. 安全統括管理者の選任、届出

安全管理体制に必要な事項の経営トップへの報告及び事業者内部への徹底。

また、国土交通省によるマネジメント評価を受けることとなっている。

なお、マネジメント評価については、国土交通省による評価のほかに、当面の措置として、国が認定した第三者機関による評価も認められている。

日本バス協会は、会員事業者において円滑な取り組みができるよう、安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう（※1）」の作成・配付や国等が開催するシンポジウム等の周知に努めている。

（※1）日本バス協会では、平成25年10月から運輸安全マネジメント制度の義務付け対象が拡大されたことを踏まえ、平成26年度事業として、平成22年に作成・配付した運輸安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」の改訂版（第2版）を作成・配付した。



(2) バス事業の総合安全プラン2020

交通安全対策について、国は、「第9次交通安全基本計画（平成23年～27年）」に基づき、平成27年までに交通事故死者数を3,000人以下とする目標を掲げ、官民一体となった取り組みを行ってきたところだが、交通事故死者数については、平成27年には4,117人となり、目標を達成することができなかった。平成28年度からは、「第10次交通安全基本計画（平成28年～32年）」により、今後なお一層の交通事故の抑止を図るために取り組みが進められることとなっている。

バスの安全対策については、平成21年3月に国土交通省の「自動車運送事業に係る総合的安全対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が提言した今後10年間を見据えた「事業用自動車総合安全プラン2009」（以下「プラン2009」という。）を踏まえ、「バス事業における総合安全プラン2009」を策定し、業界を挙げて取り組んだ結果、人身事故件数については、前倒しで削減目標を達成するなど一定の成果を挙げた。

しかし、検討委員会は、「プラン2009」で定めた「10年間で死者数を半減する（平成30年に250人）」という目標の達成が厳しい状況にあること、軽井沢スキーバス事故等、安全管理が不十分な事業者において社会的影響の大きい重大事故の発生と事故を踏まえた新たな安全対策が講じられていること、自動車の先進安全技術の活用による安全対策の向上の可能性の広がり等の状況の変化・新たな課題も出てきていること等から、新たな対策理念と対策指標、施策群を早急に設定する必要があるとして、平成29年6月、「プラン2009」に代わる、平成32年までの4年間を計画年とする「事業用自動車総合安全プラン2020」（以下「プラン2020」という。）を提言した。

【バス事業の総合安全プラン2020】 バス事業に係る事故等削減目標

1. 平成32年までに交通事故死者数をゼロとする。
2. 平成32年までに人身事故件数を1,100件以下とする。
3. 飲酒運転をゼロとする。

(3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策

（北陸自動車道小矢部川サービスエリアにおける高速乗合バスの事故を受けての安全対策）

平成26年3月3日に発生した北陸自動車道における高速乗合バス事故の原因については、衝突前にバス運転者が意識を失っていた可能性もあるとみられており、平成26年4月、国土交通省の「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」の通達を受け、この内容を各バス事業者に周知し、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うとともに、以下のソフト・ハード両面の安全対策に取り組むこととした。

また、平成26年3月25日、4月11日、5月8日に「安全輸送委員会安全確保対策WG」を開催し、高速道路を運行するバスの安全対策について検討を行い、検討結果について会員事業者に取り組みを要請した。

○ ソフト面の安全対策

1. 各都道府県バス協会に対し、脳疾患、心臓疾患、SASなどバスの運転に支障を及ぼすおそれのある主要疾病に対する各バス事業者による検査の実施を促進するため、検査費用の助成拡充を要請
2. 国土交通省作成の健康管理マニュアルの分かり易い要約版を作成し、各バス事業者に対し活用を要請
3. 衝突被害軽減ブレーキ装置付き車両である旨をバスの車体に表示するなど、バス利用者に対する安全情報の発信を進めるよう、各バス事業者に要請
4. 高速道路等の走行に関し、乗客に対するシートベルト着用案内を再徹底するよう、各バス事業者に要請するとともに、国土交通省と、運転者の体調急変時などの対応方策を引き続き検討
5. 貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査において、積極的な健康管理を行っている事業者に対し加点を検討

○ ハード面の安全対策

1. 衝突被害軽減ブレーキ装着車両への代替を促すため、当該装着車両を運輸事業振興助成交付金の補助対象に加えるとともに、そのための予算を増額補正
2. 既存車に後付ができる衝突被害の軽減に資するための装置の開発を、国及び一般社団法人日本自動車工業会に引き続き要請

2. 大規模災害への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、バス事業者にも津波による車両の流出や社屋等の損壊、道路の崩壊等による運行の停止など深刻な被害をもたらした。

日本バス協会では、この教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、平成24年5月に安全輸送委員会安全確保対策WGに「大規模災害対策特別小委員会」を設置し、検討を重ね、平成25年5月に「大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）」及び「大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）」（以下、「マニュアル等」という。）を取りまとめた。

このマニュアル等は、大規模災害発生時に、バス事業者が乗客や従業員の安全を確保するとともに、バス事業の社会的使命を果たすために必要な初動対応の基本事項及びそのために必要な事前の備えを定め、各事業者が災害対応マニュアルを作成する際の指針とするものである。

《構成》

- (1) 大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）
 - ① マニュアルの目的
 - ② 災害の基礎知識
 - ③ 初動対応の基本方針
 - ④ 事前の備え
 - ⑤ 災害への対応
- (2) 大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）
 - ① はじめに
 - ② 平時の備え
 - ③ 災害時の対応
 - ④ その他

3. 飲酒運転防止対策

(1) 飲酒運転防止対策の推進

平成14年7月、中央自動車道においてバス運転者が飲酒運転し接触事故を起こしたのに続き、同年8月には神戸市で路線バス運転者が酒気帯び運転をし、停留所付近で斜横断中の歩行者と接触して死亡させるという事故を引き起こした。

いずれも、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事故であり、同年9月の国土交通省通達を受け、ただちに日本バス協会に「飲酒運転防止対策会議」と、作業部会の「飲酒運転防止対策WG」を設置し、平成14年10月、「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定し、同年11月には「飲酒運転防止対策事例集」を編纂して全会員事業者に配付、平成15年2月には、「マニュアル」で定めた厳正な点呼に活用するため、アルコール検知器を全国の会員へ緊急配付した。

平成18年1月には、飲酒運転防止対策をより効果的なものにするため、これまでのマニュアル等を整理・統合して新たに「飲酒運転防止対策マニュアル」として改定し、全国の会員事業者に周知徹底を行った。

さらに、平成22年4月に国土交通省令等が改正されたことによる、平成23年5月から点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等に対応するため、平成23年4月に「飲酒運転防止対策マニュアル」を再度改定した。

また、飲酒運転防止対策については、現在は「安全輸送委員会」及び「安全輸送委員会安全確保対策WG」により進められ、全国の会員事業者において万全の対策がとられるよう、毎年、秋の全国交通安全運動に併せて「飲酒運転防止週間」を設定するなど、業界をあげて取り組んでいる。

(2) アルコール検知器の使用義務化

国土交通省は、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の乗務員の飲酒運転を根絶するため、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等の省令改正を行い、平成23年5月に施行した。

日本バス協会では、これに先立ち、平成15年からアルコール検知器の導入・活用を図っている。

省令改正の概要は、次のとおりである。

① 公布（平成22年4月28日）と同時に施行の事項

ア. 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない。（明確化）

イ. 運行管理者の補助者となることができる要件として、「運行管理者資格証の交付を受けている者」を追加。（従来の通達から省令へ）

ウ. 上記イの補助者が、運行管理者の指示を受けずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、その業務に該当する運行管理者資格証の返納が命ぜられる。

② 平成23年5月1日から施行の事項

ア. 営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持すること。このため、アルコール検知器の故障の有無を日常的に確認すること。

イ. 点呼時には、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、必ずアルコール検知器を用いて確認すること。

また、遠隔地等のため電話点呼を行う場合であっても、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させること。

ウ. 点呼簿に、アルコール検知器使用の有無及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存すること。

なお、電話点呼を行った場合においては、具体的な検知結果の確認方法についても記録すること。

4. 車内事故防止対策

バス事故件数の約3割を車内事故が占めており、さらに車内事故による負傷者の約半数は65歳以上の女性であること等から、車内事故の減少に努めるため、平成30年度においても「バス車内事故防止キャンペーン」を7月に設定し、バス利用者に対する啓発活動等に努めている。以下は、本運動の概要である。

(1) 実施期間 平成30年7月1日～7月31日（1ヶ月間）

(2) 重点項目

① 一般乗合バス（高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。）

ア. ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発。

イ. ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。車間距離を確保する。）の励行。停留所発進時における安全基本動作を徹底。

② 貸切、高速、空港連絡バス等（以下「貸切、高速バス等」という。）

ア. 乗客へのシートベルト着用の徹底。

(3) 実施事項

① 利用者への啓発活動

ア. 車内における実施事項

a. ポスターを掲示する。（※2）

b. 車内アナウンス、映像による案内を活用する。

イ. その他の実施事項

a. バスが乗り入れている病院等、高齢者のバス利用が多い施設等にポスターの掲示を依頼する。

b. 日本バス協会及び各都道府県バス協会、一般乗合バス会員事業者のホームページに車内事故防止キャンペーン中である旨を掲載する。

c. 各都道府県バス協会は、地方自治体、都道府県の旅行業界等に対して協力を依頼する。

- ② 一般ドライバー等への協力要請
一般ドライバー団体・トラック業界・タクシー業界等の広報誌等へ車内事故防止の協力方掲載を依頼する。
- ③ その他会員事業者・運転者の実施事項
 - ア. 一般乗合バス事業者について
 - a. 車内事故防止削減目標を定める。
 - b. 勉強会等を開催する等、本キャンペーンの趣旨を周知徹底する。
 - c. 乗客が席に着くまでは絶対に発車しない「ゆとり運転」を励行する。
 - d. 運行ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保する。
 - イ. 貸切、高速バス等事業者について
 - a. シートベルト着用について、乗客にはどのような案内が効果的か等の勉強会を開催する。

(※2) 車内掲出用ポスター



5. 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用対策

平成28年11月、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生した。

運転中の携帯電話・スマートフォンの使用は道路交通法で禁止されている極めて危険な行為のため、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事案である。

そのため、日本バス協会では、同月の国土交通省通達を受け、安全輸送委員会安全確保対策WGを開催し、平成29年1月「乗務中における携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規程策定のガイドライン」を策定した。また、「乗務中における携帯電話・スマートフォン使用の危険性等について」の啓発資料や「運転中の携帯電話・スマートフォンの使用等を禁じたシール及び営業所等に掲示するポスターを会員事業者に配布をするなど、同種事案の再発防止対策を講じた。

6. バスジャック・テロ対策等

(1) バスジャック対策の推進

平成12年5月、佐賀駅発西鉄天神バスセンター行き西日本鉄道(株)の高速バスが、九州自動車道を走行中、刃物を持った少年に乗っ取られ、乗客21名のうち1名が死亡、3名が重傷を負うという過去に例を見ない悲惨なバスジャック事件が発生した。

日本バス協会は、本事件を機に、ただちに同種事件発生時の適切な対応を検討するため、運輸省（現：国土交通省）の参画も得てバスジャック対策検討会議を設置した。また、本検討会の下に、作業部会として「統一マニュアル策定ワーキンググループ」及び「緊急連絡手段整備ワーキンググループ」を設置し、集中的に検討を行って、「バスジャック統一対応マニュアル」を策定した。

平成20年7月に東名高速道路を運行中の高速バスがバスジャックされるという事件が発生したことから、緊急に、安全輸送委員会に「バスジャック・テロ対策ワーキンググループ会議」を設置し、「マニュアル」の点検をはじめ、対策について検討を行った結果、平成20年12月2日に「バスジャック統一対応マニュアル」等を改定した。

なお、国土交通省からの通達「バスジャック対策の推進について」を受け、下記事項について会員事業者へ周知徹底を図っている。

- ア. バスジャック対策マニュアルを策定していないバス事業者にあつては、早急にこれを作成し、これを作成しているバス事業者にあつても、今回の「バスジャック統一対応マニュアル」の改定を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
- イ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的にバスジャック訓練を実施すること。
- ウ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関との夜間・休日を含む緊急連絡体制を整備すること。
- エ. バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めること。
- オ. その他、早期に実施する事項
 - (ア) 緊急連絡手段（非常用防犯灯スイッチ）に係る点検
 - (イ) 一般国民への協力依頼
 - 自社が装備している緊急連絡手段（警察への通報等を求めるための非常用防犯灯等）について、ホームページに掲載するとともにバスターミナルや主要乗降所等に掲示するなど、広く国民に協力を求めるための周知を行う。

(2) テロ対策の徹底

日本バス協会では、「バスジャック統一対応マニュアル」を策定し、これを基に、ゴールデンウィークや夏季休暇等の人出が多数予想される時期を前にテロ対策の徹底を図っている。

(3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応

近年、北朝鮮からミサイルが発射され、ミサイルが我が国の領土・領海に着弾または上空を通過する場合に発信されるJアラートを受信するケースが発生した。

日本バス協会では、バス事業者における基本的な対応要領として、平成29年11月に安全輸送委員会にて、「全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応要領」を策定した。

全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイルが発射されたとの情報が発信された場合の対応は、原則として、次のとおりとするが、各事業者の業務内容も踏まえて適切に対応すること。

- ア. 運転者は、Jアラート等でミサイルが発射されたとの情報が発信され、かつ、現在地が対象地域内であることを知ったときは、原則として、バスを安全な場所に停車させる。
- イ. 乗客に対し、Jアラートの発報により警戒を要する状況である旨をアナウンスし、頭を低くした安全

姿勢を採ってもらう。

ウ. 上記対応について会社に連絡し、会社からの指示を受ける。

エ. 安全な状況であることが確認できた場合は、運行を継続する。

[参考]

国民の皆様へのお願い

(ホームページやバスターミナル・主要乗降所等での掲載・掲示例)

走行中のバスに「SOS」や「緊急事態発生」等が表示されていたり、あるいは見慣れない青いランプ（防犯灯）が点滅していたら、そのバスの車内ではバスジャックのような異常事態が発生しているかもしれません。

そのようなバスを見かけましたら、110番への通報をお願いします。

《非常用防犯灯の一例》

◎ 文字による表示の例
(側面・前面も表示するものもある。)



◎ 防犯灯点滅による表示の例



なお、平成26年度には、バスに搭載の非常用防犯灯（車両後面に装備する青色灯火）等について、何を示す灯火かが不明瞭な場合には、表示（※3）を行うよう取り組むこととした。

(※3) 表示例



7. 平成28・29年の交通事故

(1) 全国の交通事故の現状

現代社会において、自動車は必要不可欠なものになっており、平成28年12月末のわが国の自動車保有車両数は、約9,140万台、運転免許証保有者数は約8,225万人となっている。

このような自動車保有台数、運転免許保有者数の増加や高速道路の整備に伴う高速化により、交通事故や環境への影響が大きな社会問題となっている。

平成29年中の交通事故による死者数は3,694人で、平成28年に続き3千人台となった。一方、次代を担う子供が被害に遭う大変痛ましい交通事故が相次いで発生するなど、いまだ多数の尊い命が交通事故の犠牲になっている。

また、高齢運転者による交通事故が多発するとともに、飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故も後を絶たないなど、交通情勢は依然として厳しい状況にある。(図1参照)

平成29年中の死亡事故に関する概要は次のとおりである。

① 高齢者が占める割合過去最高

交通事故死者数を年齢別にみると、高齢者(65歳以上)が20,20人(構成率54.7%)と最も多く、次いで50歳代が394人(同10.7%)、40歳代が383人(同10.3%)の順に多い。

また、過去10年間の推移をみると、若者(平成17年の0.34倍)及び25～29歳(同0.46倍)などに比較して、高齢者(同0.76倍)は、減少率が少ないことから、全体に占める高齢者の割合は年々増加しており、他の年齢層と比べて厳しい情勢にある。

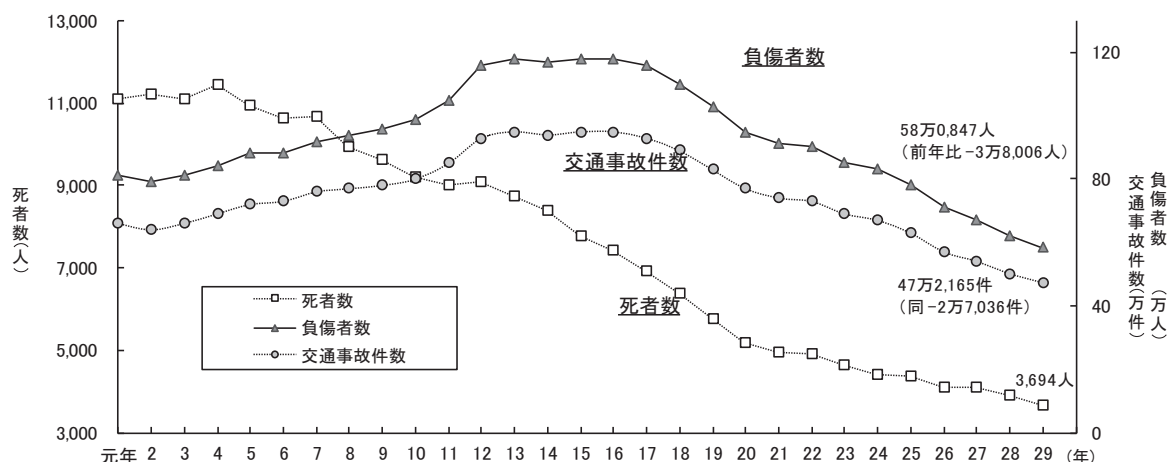
② 歩行中死者が8年連続最多

交通事故死者数を状態別にみると、歩行中(1,347人 構成率36.5%)が最も多く、次いで自動車乗車中(1,221人 同33.1%)となっており、両者で全体の3分の2以上を占めている。

③ シートベルト非着用死者が特に減少

自動車乗車中の致死率(死傷者に占める死者の割合)をシートベルト(チャイルドシートを含む)着用有無別にみると、平成29年の着用者の致死率は非着用者の約15分の1であり、このことからシートベルトの着用が交通事故の被害軽減に寄与していることが認められる。

(図1) 交通事故の推移



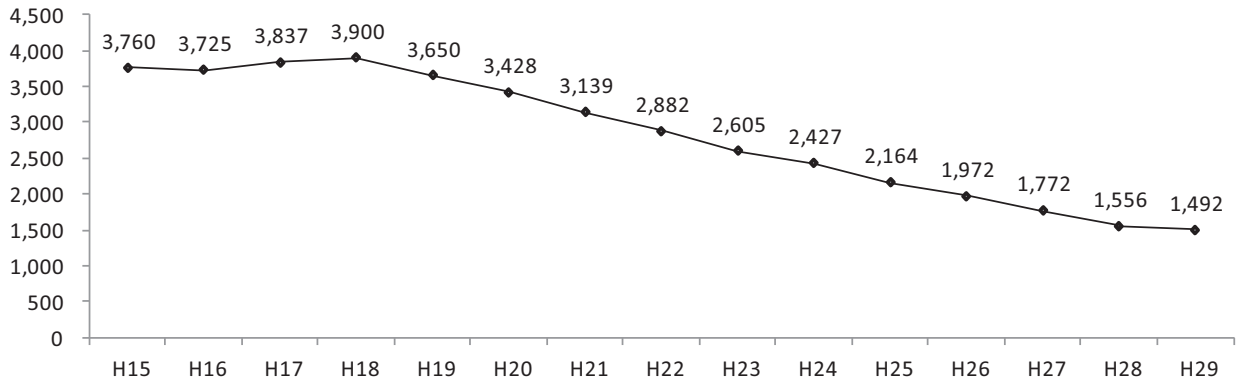
(注) 交通事故件数及び死傷者数は警察庁資料により作成。ただし人身事故のみ。

(2) バス（事業用）に係る交通事故情報

① バスの事故件数・死亡事故件数の推移

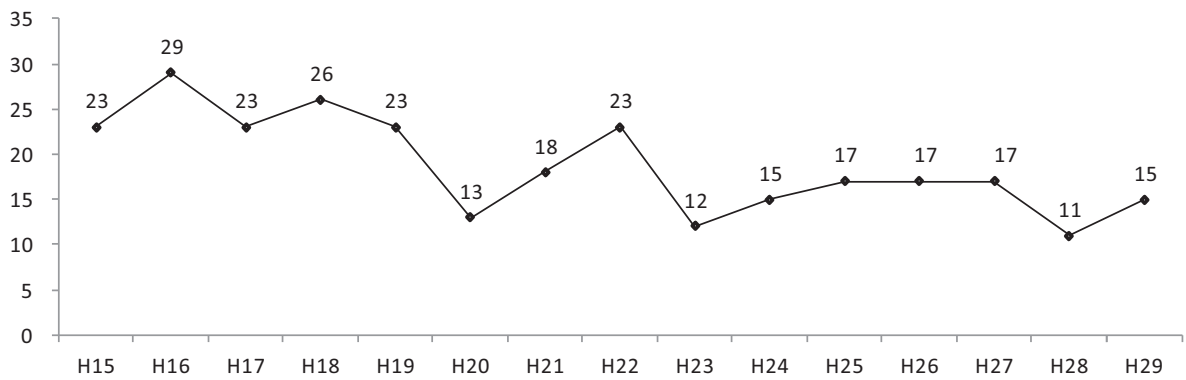
平成28年のバスの事故件数は

(図1) バスの事故件数の推移



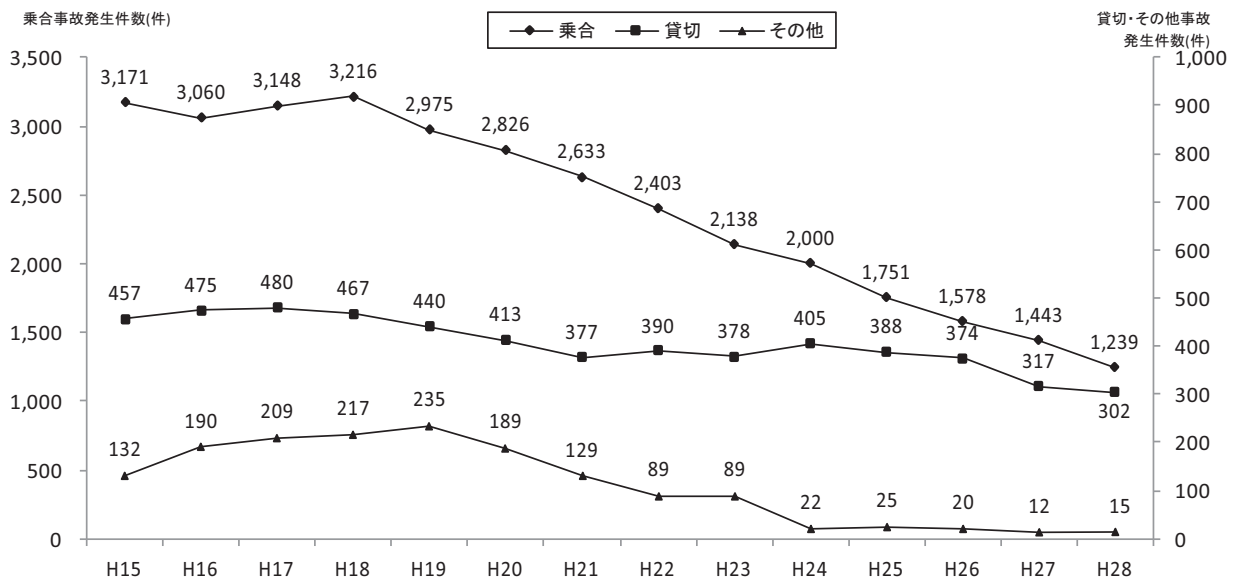
出典：警察庁「交通統計」

(図2) バスの死亡事故件数の推移



出典：警察庁「交通統計」

(図3) バス業種別事故件数の推移



出典：(財)交通事故総合分析センター

(3) 事業用自動車の事故

① 事業用自動車の事故発生状況

平成28年中に発生した事業用自動車による重大事故は、国土交通省の調査結果によると2,788件で、死傷者等は次のとおりである。

ア.	全	件	数	2,788件	対前年比 - 100件
	(うち、乗務員に起因するもの)			1,838件	〃 - 31件
イ.	事故による	死者	数	715人	〃 - 58件
	〃	重傷者	数	1,383人	〃 - 99件
	〃	軽傷者	数	1,943人	〃 + 68件

(注) 国土交通省資料により作成

② 業態別事故発生状況

事業用自動車による重大事故2,788件の内、バスは636件、ハイ・タク595、トラックは1,557件であった。

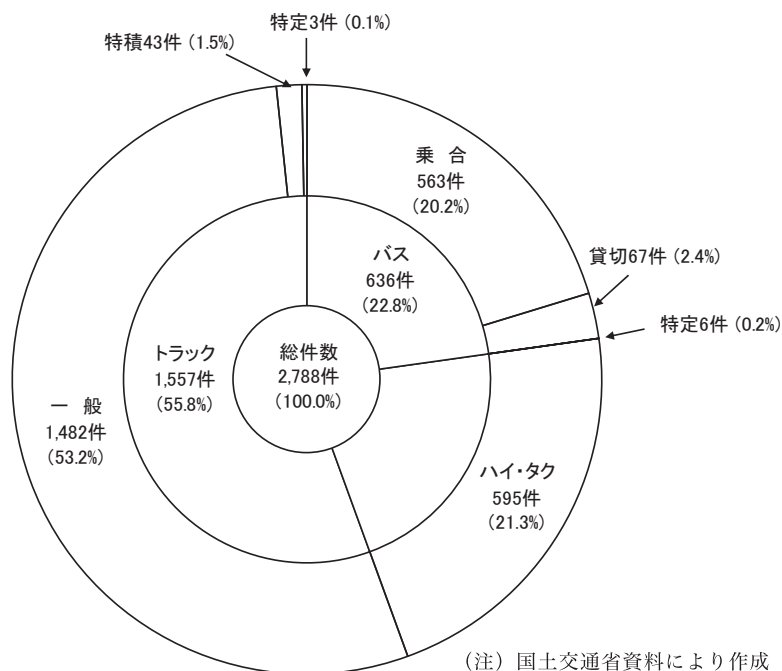
(表1、図4参照)

(表1) 業態別の重大事故発生状況 (平成28年)

業 態		バ ス	ハイ・タク	トラック	合 計
重 大 事 故 件 数 (件)		636	595	1,557	2,778
死 傷 状 況	死 者 数 (人)	44	84	587	715
	重 傷 者 数 (人)	272	446	665	1,383
	軽 傷 者 数 (人)	798	185	960	1,943
	計 (人)	1,114	715	2,212	4,041
乗務員に起因する事故件数 (件)	440	453	945	1,838	

(注) 国土交通省資料により作成

(図4) 業態別重大事故発生状況 (平成28年)



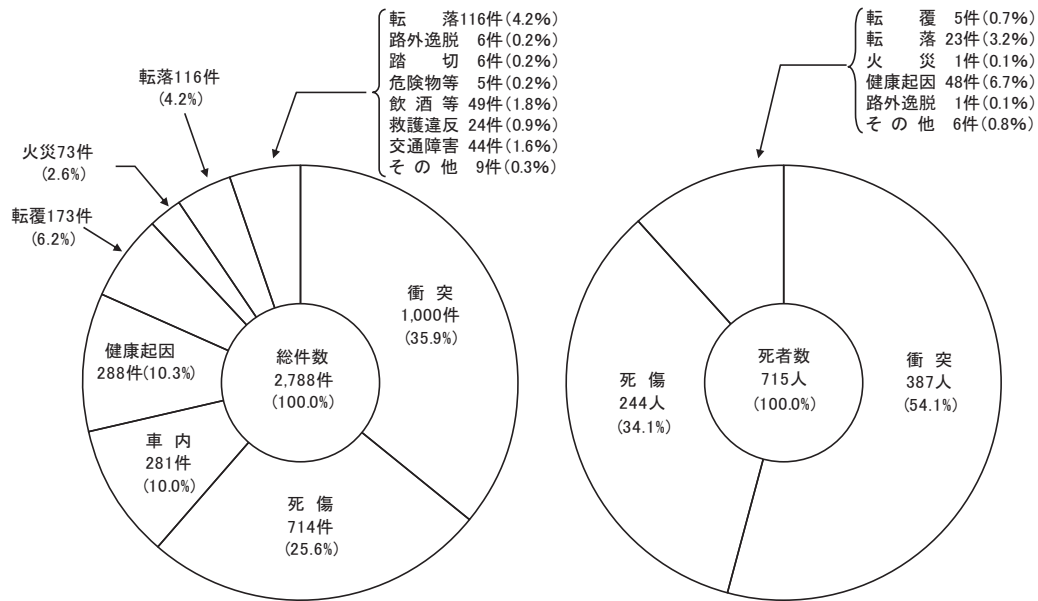
③ 事故発生件数及び死傷者数

重大事故の平成28年中の発生状況と、平成27年中との比較は次のとおりである。

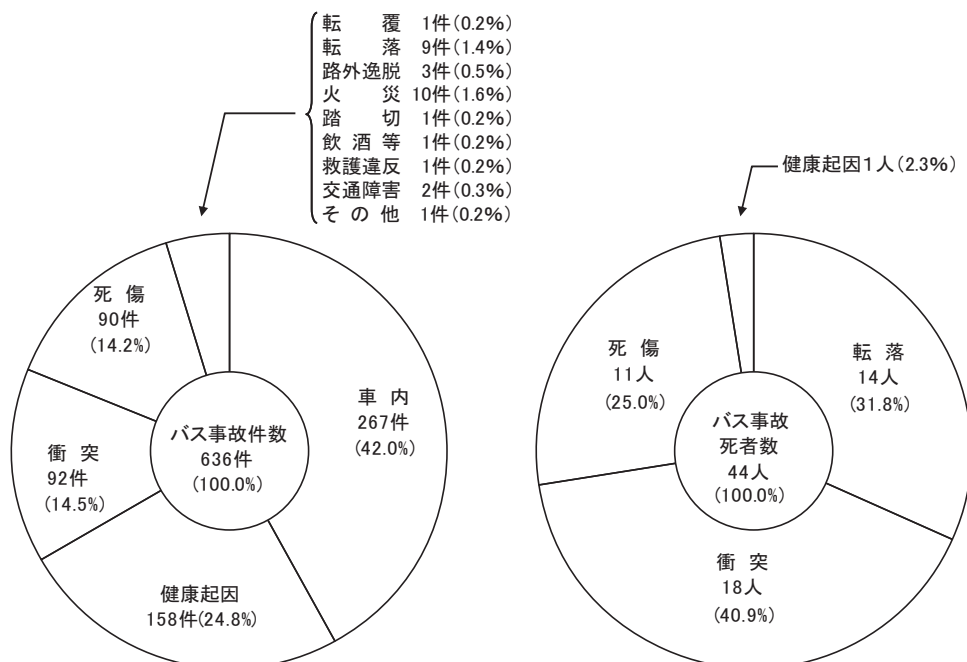
状況等	業態別	バ ス		ハイ・タク		トラック	
		H28	対前年比	H28	対前年比	H28	対前年比
重大事故発生件数	(件)	636	+5	595	-61	1,601	-44
〃 死者数	(人)	44	+2	84	-22	587	-38
〃 負傷者数	(人)	1,070	-27	631	-75	1,625	-71

(注) 国土交通省資料により作成

(図9) 事故種別別重大事故発生状況 (平成28年)



(図10) バスに係る事故種別別重大事故発生状況 (平成28年)



8. 安全に資する装置の導入状況

(1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー

《調査対象：平成30年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	調査回答車両数					デジタルタコグラフ装着バス					ドライブレコーダー装着バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便色)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便色)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便色)	貸切	特定	計
北海道	2,940	607	2,234	8	5,789	1,945	508	1,150	0	3,603	1,968	354	1,878	8	4,208
青森	733	66	699	8	1,506	54	45	326	0	425	514	62	557	6	1,139
岩手	624	113	573	14	1,324	149	67	248	0	464	621	113	453	0	1,187
宮城	994	143	704	18	1,859	930	160	419	20	1,529	961	160	599	96	1,816
福島	729	192	957	27	1,905	724	190	621	7	1,542	726	190	717	16	1,649
秋田	487	67	291	8	853	3	44	137	0	184	341	67	260	7	675
山形	205	86	65	0	356	135	84	56	0	275	205	86	65	0	356
茨城	1,033	222	1,443	302	3,000	955	222	960	179	2,316	1,001	222	1,154	253	2,630
栃木	478	61	922	76	1,537	364	61	411	25	861	475	61	780	64	1,380
群馬	442	55	722	54	1,273	199	46	377	17	639	410	55	532	30	1,027
埼玉	2,032	145	1,256	546	3,979	832	113	802	54	1,801	2,003	144	1,249	261	3,657
千葉	2,059	594	1,595	246	4,494	1,646	511	914	122	3,193	1,866	543	1,017	164	3,590
東京	5,660	1,031	2,130	819	9,640	3,309	988	1,781	432	6,510	5,641	1,028	2,004	663	9,336
神奈川	5,073	303	1,274	316	6,966	2,643	300	1,115	170	4,228	5,072	303	1,248	313	6,936
山梨	260	77	381	0	718	0	65	190	0	255	0	77	299	0	376
新潟	931	127	345	0	1,403	529	108	340	0	977	706	110	341	0	1,157
長野	594	220	637	4	1,455	177	207	541	3	928	541	220	566	3	1,330
富山	302	53	400	15	770	253	53	302	14	622	211	51	343	15	620
石川	519	74	497	15	1,105	205	74	366	0	645	402	74	445	3	924
福井	266	25	600	0	891	182	27	381	0	590	81	19	491	0	591
岐阜	650	66	734	3	1,453	498	46	473	0	1,017	633	66	547	3	1,249
静岡	1,367	158	1,298	7	2,830	1,253	158	1,034	2	2,447	1,353	158	1,135	2	2,648
愛知	1,857	250	1,280	13	3,400	1,013	250	1,037	13	2,313	1,857	250	1,056	13	3,176
三重	595	137	491	0	1,223	577	145	300	0	1,022	580	145	454	0	1,179
滋賀	530	0	463	0	993	169	0	267	0	436	421	0	364	0	785
京都	1,509	129	727	41	2,406	583	103	500	20	1,206	1,481	123	609	41	2,254
大阪	1,648	705	1,871	234	4,458	968	607	1,460	175	3,210	1,610	682	1,651	202	4,145
兵庫	2,449	298	929	105	3,781	1,626	275	620	86	2,607	2,406	293	780	102	3,581
奈良	643	21	301	7	972	637	21	200	6	864	520	21	236	2	779
和歌山	307	18	311	9	645	159	6	255	1	421	207	6	304	1	518
鳥取	242	71	169	0	482	2	53	148	0	203	242	71	162	0	475
島根	114	38	201	0	353	13	29	109	0	151	106	28	182	0	316
岡山	589	121	714	61	1,485	331	103	503	44	981	522	107	602	48	1,279
広島	1,122	200	862	51	2,235	714	156	461	26	1,357	915	172	693	45	1,825
山口	648	65	412	35	1,160	396	57	255	17	725	648	65	328	19	1,060
徳島	186	102	175	0	463	153	82	166	0	401	176	91	160	0	427
香川	148	95	177	0	420	95	93	155	0	343	142	95	161	0	398
愛媛	417	95	369	0	881	54	47	224	0	325	396	64	270	0	730
高知	278	87	202	8	575	44	67	117	0	228	231	87	180	0	498
福岡	2,552	343	587	73	3,555	2,419	339	420	58	3,236	2,550	335	483	75	3,443
佐賀	310	59	271	43	683	311	54	114	20	499	312	54	232	42	640
長崎	1,430	159	579	0	2,168	1,218	158	353	0	1,729	1,291	159	383	0	1,833
熊本	864	124	608	0	1,596	855	124	357	0	1,336	855	124	511	0	1,490
大分	525	108	255	0	888	449	108	231	0	788	483	107	229	0	819
宮崎	319	94	384	0	797	125	56	119	0	300	56	60	251	0	367
鹿児島	1,181	112	888	124	2,305	392	49	395	8	844	515	112	567	11	1,205
沖縄	422	0	4	0	426	34	0	264	0	298	676	19	550	0	1,245
H 26. 3末	50,465	7,639	30,470	1,555	90,129	25,339	5,730	12,280	372	43,721	34,078	5,632	10,293	552	50,555
H 27. 3末	49,865	7,704	30,122	2,108	89,799	25,461	5,888	13,792	643	45,784	38,023	6,324	13,748	824	58,919
H 28. 3末	50,586	8,073	31,764	2,864	93,287	27,775	6,786	16,607	1,282	52,450	43,054	7,125	19,226	1,665	71,070
H 29. 3末	50,327	8,132	34,114	3,093	95,666	29,113	7,121	19,603	1,326	57,163	44,941	7,611	24,976	2,087	79,615
H 30. 3末	49,263	7,916	32,987	3,290	93,456	30,322	7,059	21,974	1,519	60,874	44,929	7,433	28,078	2,508	82,948
対前年増減	-1,064	-216	-1,127	197	-2,210	1,209	-62	2,371	193	3,711	-12	-178	3,102	421	3,333

日本バス協会調べ

(2) 衝突被害軽減ブレーキ等

《調査対象：平成30年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	衝突被害軽減ブレーキ			車両安定性制御装置 (横滑り防止装置)			ふらつき注意喚起装置 (後付装置を含む)			車線逸脱警報装置 (後付装置を含む)		
	(空港連絡便含) 高速乗合	貸切	計	(空港連絡便含) 高速乗合	貸切	計	(空港連絡便含) 高速乗合	貸切	計	(空港連絡便含) 高速乗合	貸切	計
北海道	230	636	866	161	480	641	202	583	785	218	585	803
青森	27	131	158	32	103	135	30	81	111	28	88	116
岩手	31	102	133	24	92	116	42	114	156	39	114	153
宮城	106	144	250	72	117	189	132	129	261	132	131	263
福島	56	291	347	41	268	309	71	268	339	65	266	331
秋田	24	49	73	19	39	58	23	52	75	18	97	115
山形	25	17	42	22	17	39	27	15	42	24	17	41
茨城	108	276	384	73	217	290	118	281	399	157	299	456
栃木	20	167	187	8	143	151	32	167	199	34	167	201
群馬	33	153	186	32	124	156	32	119	151	32	125	157
埼玉	97	356	453	76	298	374	88	357	445	93	410	503
千葉	264	241	505	194	220	414	254	226	480	275	203	478
東京	627	834	1,461	514	698	1,212	644	811	1,455	631	755	1,386
神奈川	190	366	556	97	248	345	185	325	510	184	357	541
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	47	119	166	31	71	102	53	103	156	43	99	142
長野	101	237	338	63	201	264	89	198	287	97	237	334
富山	30	95	125	30	89	119	30	88	118	30	84	114
石川	49	131	180	33	110	143	59	130	189	54	124	178
福井	8	75	83	6	75	81	7	82	89	5	76	81
岐阜	44	218	262	16	185	201	50	220	270	50	260	310
静岡	71	296	367	47	273	320	67	324	391	152	425	577
愛知	141	420	561	133	310	443	167	417	584	208	457	665
三重	44	94	138	31	75	106	131	176	307	129	214	343
滋賀	0	75	75	0	54	54	0	113	113	0	125	125
京都	82	271	353	58	219	277	70	279	349	95	277	372
大阪	404	764	1,168	378	638	1,016	438	775	1,213	529	853	1,382
兵庫	137	206	343	129	179	308	204	209	413	214	216	430
奈良	12	102	114	9	85	94	9	115	124	8	113	121
和歌山	5	96	101	2	73	75	4	75	79	4	85	89
鳥取	40	62	102	40	65	105	47	51	98	47	48	95
島根	16	53	69	16	49	65	15	45	60	11	45	56
岡山	33	146	179	15	75	90	19	77	96	77	194	271
広島	84	143	227	58	106	164	66	148	214	109	171	280
山口	10	95	105	8	82	90	9	100	109	22	104	126
徳島	48	21	69	26	13	39	60	16	76	56	17	73
香川	48	44	92	27	20	47	56	40	96	38	41	79
愛媛	45	69	114	33	49	82	61	106	167	55	109	164
高知	21	35	56	43	50	93	31	33	64	31	33	64
福岡	182	173	355	114	154	268	185	180	365	208	184	392
佐賀	27	52	79	27	54	81	27	73	100	27	70	97
長崎	66	109	175	56	90	146	71	103	174	69	109	178
熊本	33	97	130	28	98	126	37	140	177	23	213	236
大分	46	72	118	46	76	122	31	79	110	54	83	137
宮崎	11	11	22	14	11	25	14	8	22	24	15	39
鹿児島	10	110	120	3	62	65	31	138	169	6	112	118
沖縄	0	160	160	0	72	72	0	85	85	0	94	94
H 26. 3末	1,124	2,073	3,197	664	1,467	2,131	1,182	1,355	2,537	1,412	1,113	2,525
H 27. 3末	1,735	3,024	4,759	977	2,245	3,222	1,865	2,251	4,116	2,158	2,172	4,330
H 28. 3末	2,418	4,780	7,198	1,828	3,758	5,586	2,382	3,885	6,267	3,193	4,050	7,243
H 29. 3末	3,257	7,099	10,356	2,381	5,456	7,837	3,232	6,741	9,973	3,884	7,016	10,900
H 30. 3末	3,733	8,414	12,147	2,885	6,827	9,712	4,018	8,254	12,272	4,405	8,901	13,306
対前年増減	476	1,315	1,791	504	1,371	1,875	786	1,513	2,299	521	1,885	2,406

日本バス協会調べ

V. バスに係る技術面の向上

1. 中央技術委員会の活動

バス事業における技術の向上、安全や環境等の車両性能の向上、保守費の軽減、整備性の向上等を図るため、中央技術委員会の全国大会及びバス改善要望全国会議において、優良技術の発表・普及、各種技術情報の共有化、事業者間の意見交換等を行っている。

- ① 中央技術委員会全国大会においては、各事業者の日常の整備作業等における作業効率や安全性・経済性等に役立つアイデアを募集した発明考案作品について発明考案審査小委員会の審査に基づき、優秀な作品の表彰及び発表を行い、かつ、各事業者の業務に関する業務改善取り組み事例等の技術業務報告を行うとともに、バス関連用品・部品等の商品展示を行うなど、事業者相互間の情報交換等に努めている。
- ② 中央技術委員会バス改善要望全国会議においては、全国の事業者から寄せられた整備性等に関するバスメーカーへの改善要望について、整備分科会においてバスメーカー毎に検討を行い、この内容を基に特に重要と考えられる主要部位の材質改善や形状変更等の改善項目について発表及び審議を行っている。

2. バス車両の技術開発

- ① 車両の安全やバリアフリー、環境対策に係る新技術について、情報収集及び調査研究を行っている。
- ② 運転者の健康に起因する事故の防止を図るため、運転者が運転操作不能となった場合に安全に停車することのできる車両の開発について、国及び自動車メーカーに要請するとともに情報収集を行っている。

Ⅵ. 環境対策と交通バリアフリー法への対応

1. 環境対策

(1) バス事業における低炭素社会実行計画

環境問題は、現代社会における最重要課題の一つであり、日本バス協会はこれに対応するため、平成10年6月に環境対策委員会において「バス事業におけるボランタリープラン」を制定し、その後、平成18年8月に「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」（以下、「自主行動計画」という。）を改定し、地球温暖化対策に努めた結果、「2010年度におけるCO₂排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を設定した。

自主行動計画が終了した平成23年度以降も、自主行動計画に盛り込まれた各種の対策を推進してきたが、今後とも手綱を緩める事なく、温暖化防止に向けた主体的かつ積極的な取組みを一層強化していくため、平成25年8月に「バス事業における低炭素社会実行計画」（以下、「実行計画」という。）を策定し、CO₂削減目標を「平成32年度（2020年度）における排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」こととしていたが、国土交通省から平成42年（2030年度）までの目標値を策定するよう要請があったため、平成42年度（2030年度）の目標値は、平成27年度（2015年度）対比で6%改善することとした。また、目標達成のために取り組む事項は、エコドライブの全国的推進、低燃費バス等の導入促進等、環境対策の普及促進等であり、国土交通省や自動車工業会に低燃費・低公害のバス車両の開発を要請することとした。

なお、平成30年3月末での環境にやさしいバスの導入状況は、下表のとおりである。（都道府県別の導入状況は84頁）

(単位：台)

環境にやさしいバスの種類	平成27.3末	平成28.3末	平成29.3末	平成30.3末
① アイドリングストップ装置付バス	30,125	32,230	37,131	35,295
② ハイブリッドバス	1,153	1,167	1,685	1,579
③ CNG（圧縮天然ガス）バス	602	524	405	264
合 計	31,880	33,921	39,221	37,139

また、毎年11月を「エコドライブ強化月間」とし、アイドリングストップ等の取組みを行っており、現在では、国の行う10月の自動車点検整備推進運動と連携して、10月・11月の2か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施している。

さらに、「我が社（我が営業所）におけるCO₂削減に向けた取組み」をテーマに、各社（各営業所）におけるエコドライブや燃費向上のための取組み事例を募集し、応募のあった事例を日本バス協会ホームページに公開する等、積極的な取組みを推進している。

(2) 平成29年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のとおり助成を行った。

環境にやさしいバス・安全なバスの種類	単 独	
	助成単価（千円）	助成台数（両）
ハイブリッドバス	300	21
CNGバス	300	0
衝突被害軽減ブレーキ装備車	100	1,164
衝突被害軽減ブレーキ（後付）	100	3
合 計		1,188

（日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、83頁参照）

(3) NOx・PM 対策

平成14年10月の自動車NOx・PM法の施行、平成15年10月の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）による環境確保条例の制定、また、平成16年10月から兵庫県環境条例でのディーゼル車運行規制の開始、さらに平成21年からは大阪府においても、同種条例により府内の対策地域においてディーゼル車の発着が規制される等、バス事業の経営に大きな影響を与える課題が次々と提起されている。（1都3県の環境条例と自動車NOx・PM法の比較については、本誌2007年版32頁参照）

なお、現時点までの環境対策に関する動きについては、次のとおり。

① 改正自動車NOx・PM法

改正自動車NOx・PM法（平成19年5月公布）が、平成20年1月1日から施行された。

ア. 同法で規定する対策地域内のなかでも、特に状況が厳しいとして指定された区域（交差点等）を年間300回以上運行する者（対策地域の周辺地域に30台以上保有する者が対象）に対する「車両使用計画の作成・報告」の届出が義務づけられた。

イ. 希望者に対し、車種規制に適合する旨のステッカーを公布。

② 2016年規制

自動車排出ガス規制については、これまでも累次にわたり強化が行われており、平成21年には「ポスト新長期規制」が施行されているが、バス等から排出される窒素酸化物（NOx）の更なる低減を図るため、平成27年7月1日に「2016年規制」が施行された。

ア. 排出ガス基準値の強化

「ディーゼル重量車」のNOxに対する規制が現行の「ポスト新長期規制」に比べて約4割低い水準に引き下げられる。

イ. 規制適用時期

車両総重量7.5tを越えるバスは平成28年10月1日、車両総重量3.5t以上7.5t以下のバスは平成30年10月1日以降に新車販売される車両について規制が適用となっている。

(4) グリーン経営の推進

グリーン経営とは、排出ガスによる大気汚染問題はもとより、コスト削減と安全確保を図ることを目的として、「バス事業のためのグリーン経営推進マニュアル」に基づき、環境保全活動を計画的に進めていくもので、認証基準に適合するバス事業者についてグリーン経営の認証をすることにより、さらに環境保全活動を積極的に進めていくものである。

平成14年8月から、国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団等と共にバス事業におけるグリーン経営推進検討委員会に参加して検討を重ねた結果、バス事業においてグリーン経営を進めるための「グリーン経営の認証制度」が、平成16年4月から開始された。

なお、平成30年3月末現在、バス事業では116社・330事業所がグリーン経営の認証を取得している。

2. 交通バリアフリー法への対応

(1) 交通バリアフリー法の概要

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るための「交通バリアフリー法」は、平成12年5月17日に公布、同年11月15日に施行された。

この法律により、乗合事業者が新車を導入する際には、

- * 乗降口のうち1以上は幅80cm以上であり、スロープ板等車いす利用者の乗降を容易にする乗降設備を備えること（ただし、リフト付バスはリフト乗降口が80cm以上であれば基準に適合）
- * 乗降口の床面の高さは地面から65cm以下とすること
- * 1以上の車いすスペースを確保すること
- * 手すりを設けること（少なくとも3列毎に床面に垂直な方向の握り棒を備えること）

等の、バリアフリー基準の適合車であることが義務づけられた。

(2) ノンステップバスの普及方策

ノンステップバス等の導入は、バス事業者の努力、国や地方公共団体による補助制度や、日本バス協会の交付金制度の充実等により、ここ数年の間に急速に進んでいる。

「人にやさしいバス」の導入状況は、下表及び図1のとおりである。(都道府県別の導入状況は81頁)

(単位：台)

人にやさしいバスの種類	26.3末	27.3末	28.3末	29.3末	30.30末
ワンステップバス	14,316	14,816	14,740	14,414	14,039
ノンステップバス	18,772	20,155	21,975	23,600	25,437
リフト付バス	1,908	1,929	1,991	2,118	2,071
以上の合計	34,996	36,900	38,706	40,132	41,547
全国会員乗合バス	57,995	59,469	58,663	59,200	59,162
全乗合バスに対するノンステップバスの比率	32.4%	33.9%	37.5%	39.9%	42.9%

(注)「全国会員乗合バス」の台数は、いずれもその前年8月末現在の台数。

交通バリアフリー法の施行に伴い、ノンステップバスの価格低下と普及を目指して、平成12年6月、日本バス協会に「ノンステップバス標準仕様策定検討会」が設置され、平成13年3月に「(既存)ノンステップバス標準仕様」が策定された。この検討会は、日本バス協会と(財)日本自動車研究所を共同事務局として平成13年6月に設置されたノンステップバス標準仕様策定検討会に引き継がれ、試作車を製作して各地で展示する等数多くの意見を採り入れ、平成15年3月に「次世代(普及型)ノンステップバス標準仕様」を策定し、同検討会は終了した。

国は、これを基に平成16年1月より、「標準仕様」を満たすノンステップバスについて「認定要領」及び「審査要領」制度を導入し、認定された標準仕様ノンステップバスに補助を重点化することによって、着実な普及促進を図った。

その後、「認定要領」及び「審査要領」について、平成18年3月には2005年以降標準仕様に改正が行われ、さらに、平成27年7月には2015年以降標準仕様に改正が行われた。

2015年以降標準仕様の主な改正点は、次のとおりである。

- ① 反転式スロープの採用により、車いす乗降用のスロープ設置の簡易化に対応。
- ② 車いす固定の簡易化のため、巻き取り式ベルトの採用。
- ③ 高齢者等の乗車性に配慮し、優先席を前向き配置。
- ④ フリースペース(ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペース)の設定。

(2015年以降標準仕様の詳細については、本誌78頁参照)

(3) 平成29年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のと通りの助成を行った。

人にやさしいバスの種類	単 独	
	助成単価(千円)	助成台数(両)
ノンステップバス	300	319
リフト付バス	300	19
低床スロープ付ワンステップバス	100	39
合 計		377

(日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、83頁参照)

2015年以降標準仕様ノンステップバス

○標準仕様

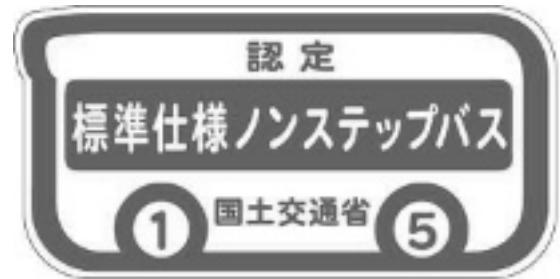
部位	標準仕様
乗降口	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口の端部は路面と明確に識別する。 ・乗降口にステップ照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。 ・車いすを乗降させる乗降口の有効幅は900mm 以上（小型は800mm 以上）とする。 ・大量乗降を想定する大型車両の場合には、少なくとも一つの乗降口の有効幅は1000mm 以上とする。 ・乗降時のステップ高さは270mm 以下とする。 ・傾斜は極力少なくする。 ・乗降口の両側（小型では片側）に握りやすかつ姿勢保持しやすい握り手を設置する。 ・乗降口に設置する握り手の太さは25mm 程度とする。 ・握り手の表面は滑りにくい素材や仕上げとする。
低床部通路	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。 ・車いすが移動する部分の通路幅は800mm 以上とする。 ・低床部の座席配列が左右それぞれ1列のもの（いわゆる都市型バス）にあっては前輪等による車内への干渉部から後方の低床部の全ての通路幅を800mm 以上とする。（ただし、都市型以外の座席配列のもの（いわゆる郊外型）及び全幅が2.3m 級以下のバスであって、構造上、基準を満たすことが困難なものについてはやむを得ない。）
床	<ul style="list-style-type: none"> ・床は滑りにくい材質又は仕上げとする。
後部段差	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の端部は周囲の床と明確に識別する。 ・低床部と高床部との間の通路に段差を設ける場合には、その高さは1段あたり200mm 以下とする。 ・低床部と高床部との間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は5度（約9%勾配）以下とする。 ・ただし、後部座席の床と通路の間に段差を設けない場合にあっては、低床部と高床部との間の通路に設ける段差の高さとスロープの角度の関係は、下図の範囲にあればよい。 <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">スロープの角度(度)</p> <p style="font-size: small;">段差高さ(mm)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープと階段の間には300mm 程度の水平部分を設ける。 ・段差部に手すり等をつける。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設置する。 ・車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように手すりなどを配置するとともに立席者用の天井握り棒や吊革などを設置する。 ・縦握り棒は低床部にあっては座席1列（横向き座席の場合は1席、車いすスペースに備える前向き跳ね上げ座席にあっては1席、3人掛け横向き跳ね上げ座席にあっては3席に1本）ごとに通路に面した左右両方に1本配置し、高床部にあっては座席1列ごとに通路に面した左右いずれかに1本配置する。（ただし、非常口付近の脱出の妨げとならないように、取り外し又は折りたたむことができる構造の座席についてはこの限りでない。） ・タイヤハウスには高さ800mm 程度の高さの位置に水平手すりを設置する。 ・手すりなどは、乗客が握りやすい形状とする。 ・手すりなどの太さは30mm 程度とする。
車内表記	<ul style="list-style-type: none"> ・車内表記は、わかりやすい表記とする。 ・車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。 ・認知度の低いピクトグラムについては、最小限の文字表記を併用する。

降車ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。 ・視覚障害者に配慮し、押しボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する押しボタンはこの限りではない。 ・縦握り棒に配置する押しボタンは床面より1400mm程度の高さとする。 ・座席付近の壁面に配置する押しボタンは、床面より1200mmの高さとする。
スロープ板	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は800mm以上とする。 ・地上高150mmのバスベイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は7度（約12%勾配）以下とし、長さは1050mm以下とする。 ・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。 ・スロープ板は、容易に使用できる場所に設置または格納する。
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・バスには2脚分以上（車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあっては1脚分）の車いすスペースを確保する。 ・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は1脚分でもやむを得ない。 ・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。 ・乗降口から3000mm以内に設置する。 ・車いすスペースは、車いすを取り回しできる広さとする。 ・車いすを固定する場合のスペースは1300（長さ）×750（幅）×1300（高さ）mm以上（2脚の車いすを前向きに縦列に設ける場合には2脚目の長さは1100mm以上）とする。 ・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。 ・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる巻き取り式等の構造とする。 ・前向きの場合には車いすを3点ベルトにより床または車体に固定する。 ・後向きの場合には背もたれ板を設置し、横ベルトで固定する。 ・前向きの場合には、車いす使用者用の人ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ・後向きの場合には、車いす用姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ・車いす使用者がバス乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 ・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。
フリースペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペースを設けることができる。この場合において車いすスペースと共用とすることができる。 ・フリースペースに備える座席は、常時跳ね上げ可能な座席とする。 ・フリースペースにはベビーカーを固定するベルトを用意する。 ・フリースペースにはベビーカーを折りたたまず使用できることを示すピクトグラムを貼付する。（ストラップの使用法、車いす乗車の際の優先も記載する。）
車外表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすマーク、ベビーカーマークは、車外の乗客から容易に確認できるようにする。
車外放送装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。
優先席	<ul style="list-style-type: none"> ・優先席は乗降口に近い位置に3席以上（中型バスでは2席以上、小型バスでは1席以上）原則として前向きに設置する。 ・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ、立ち座りに配慮した構造とする。 ・乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め（400mm～430mm）の座面とする。 ・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。 ・乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車ボタンの配置は避ける。
室内色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。 ・高齢者および色覚障害者でも見えるよう、縦握り棒、押しボタンなど、明示させたい部分には朱色または黄赤を用いる。 ・天井、床、壁面など、これらの背景となる部分は座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。
車内安全確認設備	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者から車内の大部分が確認できるミラー、モニター等を設置する。 ・ミラー、モニター等は運転者席から容易に確認できる位置に設置する。

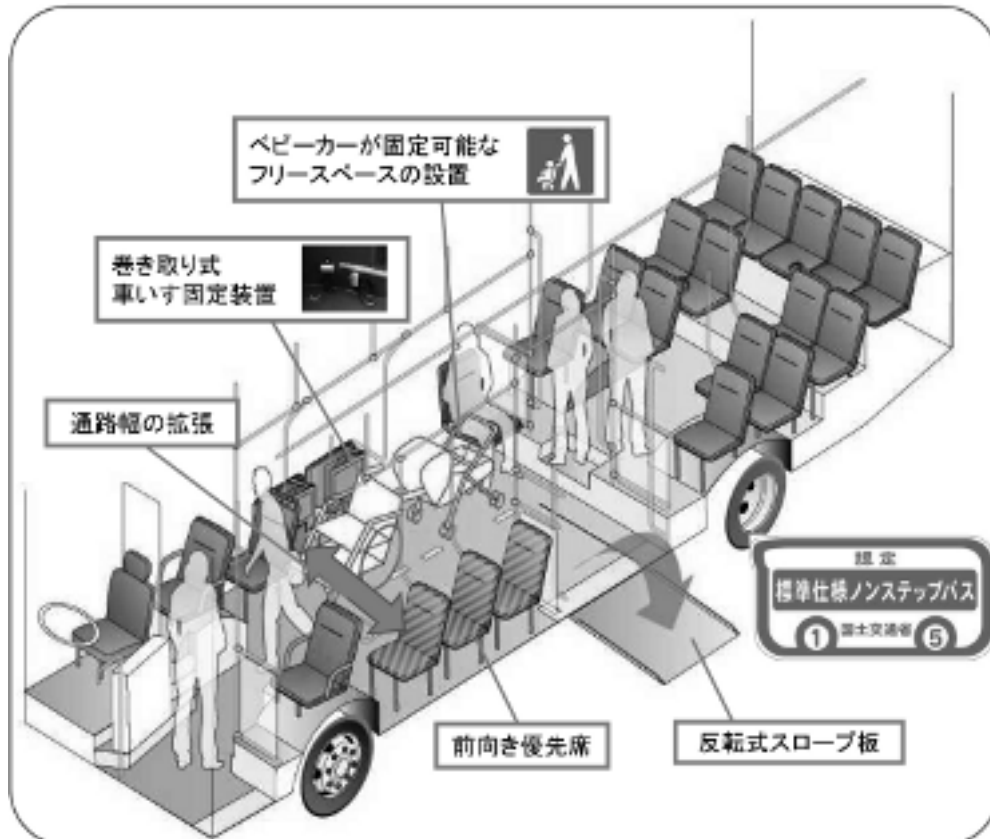
別添；ピクトグラム添付図



別紙様式



○主な変更概要



3. 人と環境にやさしいバスの導入状況

(1) 「人にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成30年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	調査回答車両数					リフト付きバス					低床バス					
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	ワンステップ			ノンステップ		
											一般乗合	特定	計	一般乗合	特定	計
北海道	2,940	607	2,234	8	5,789	8	0	20	0	28	1,169	0	1,169	905	0	905
青森	733	66	699	8	1,506	0	0	1	0	1	262	0	262	105	0	105
岩手	624	113	573	14	1,324	8	0	2	2	12	254	0	254	89	0	89
宮城	994	143	704	18	1,859	10	0	52	0	62	207	0	207	495	0	495
福島	729	192	957	27	1,905	16	1	4	0	21	137	0	137	213	0	213
秋田	487	67	291	8	853	11	0	1	0	12	170	0	170	76	0	76
山形	205	86	65	0	356	0	0	0	0	0	46	0	46	94	0	94
茨城	1,033	222	1,443	302	3,000	20	0	15	42	77	243	4	247	502	2	504
栃木	478	61	922	76	1,537	20	0	8	4	32	130	7	137	205	3	208
群馬	442	55	722	54	1,273	19	0	16	0	35	47	0	47	208	1	209
埼玉	2,032	145	1,256	546	3,979	99	0	34	104	237	547	70	617	1,364	32	1,396
千葉	2,059	594	1,595	246	4,494	41	1	17	8	67	608	89	697	1,297	37	1,334
東京	5,660	1,031	2,130	819	9,640	43	5	233	438	719	321	59	380	5,200	57	5,257
神奈川	5,073	303	1,274	316	6,966	31	0	42	81	154	1,845	47	1,892	3,172	20	3,192
山梨	260	77	381	0	718	16	0	3	0	19	75	0	75	88	0	88
新潟	931	127	345	0	1,403	10	0	4	0	14	235	0	235	321	0	321
長野	594	220	637	4	1,455	6	0	8	0	14	203	0	203	147	0	147
富山	302	53	400	15	770	8	0	2	0	10	33	0	33	159	4	163
石川	519	74	497	15	1,105	0	0	1	4	5	195	2	197	266	7	273
福井	266	25	600	0	891	20	0	0	8	28	29	0	29	146	0	146
岐阜	650	66	734	3	1,453	25	0	4	0	29	313	0	313	238	0	238
静岡	1,367	158	1,298	7	2,830	18	0	7	0	25	326	2	328	764	0	764
愛知	1,857	250	1,280	13	3,400	15	0	12	0	27	336	0	336	1,487	0	1,487
三重	595	137	491	0	1,223	18	0	5	0	23	238	0	238	212	0	212
滋賀	530	0	463	0	993	24	0	2	0	26	135	0	135	150	0	150
京都	1,509	129	727	41	2,406	29	0	7	0	36	275	10	285	1,126	5	1,131
大阪	1,648	705	1,871	234	4,458	52	1	26	0	79	760	17	777	833	1	834
兵庫	2,449	298	929	105	3,781	41	0	11	1	53	802	47	849	1,396	11	1,407
奈良	643	21	301	7	972	3	0	3	0	6	188	0	188	294	0	294
和歌山	307	18	311	9	645	2	0	2	0	4	39	0	39	120	0	120
鳥取	242	71	169	0	482	0	0	0	1	1	37	0	37	148	0	148
島根	114	38	201	0	353	2	0	0	0	2	43	0	43	37	0	37
岡山	589	121	714	61	1,485	8	0	7	8	23	223	0	223	124	0	124
広島	1,122	200	862	51	2,235	7	0	31	9	47	415	0	415	419	2	421
山口	648	65	412	35	1,160	4	0	7	3	14	92	1	93	355	4	359
徳島	186	102	175	0	463	0	0	2	0	2	14	0	14	122	0	122
香川	148	95	177	0	420	1	0	0	0	1	5	0	5	117	0	117
愛媛	417	95	369	0	881	2	0	5	0	7	87	0	87	166	0	166
高知	278	87	202	8	575	5	0	3	0	8	41	0	41	67	0	67
福岡	2,552	343	587	73	3,555	14	0	14	4	32	1,423	39	1,462	632	11	643
佐賀	310	59	271	43	683	2	0	2	0	4	141	15	156	91	0	91
長崎	1,430	159	579	0	2,168	10	0	2	0	12	353	0	353	346	0	346
熊本	864	124	608	0	1,596	3	0	3	0	6	210	0	210	291	0	291
大分	525	108	255	0	888	9	0	2	0	11	159	0	159	77	0	77
宮崎	319	94	384	0	797	0	0	0	0	0	74	0	74	93	0	93
鹿児島	1,181	112	888	124	2,305	7	0	9	22	38	179	4	183	197	0	197
沖縄	422	0	4	0	426	4	0	4	0	8	132	0	132	286	0	286
H 26. 3末	50,465	7,639	30,470	1,555	90,129	808	1	606	493	1,908	14,169	147	14,316	18,726	46	18,772
H 27. 3末	49,865	7,704	30,122	2,108	89,799	834	1	534	560	1,929	14,666	150	14,816	20,113	42	20,155
H 28. 3末	50,586	8,073	31,764	2,864	93,287	758	3	560	670	1,991	14,455	285	14,740	21,879	96	21,975
H 29. 3末	50,327	8,132	34,114	3,093	95,666	780	4	629	705	2,118	14,279	277	14,556	23,479	104	23,583
H 30. 3末	49,263	7,916	32,987	3,290	93,456	691	8	633	739	2,071	13,796	413	14,209	25,240	197	25,437
対前年増減	-1,064	-216	-1,127	197	-2,210	-89	4	4	34	-47	-483	136	-347	1,761	93	1,854

日本バス協会調べ

(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成30年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	ハイブリッドバス					CNG (圧縮天然ガス) バス			アイドリングストップ装置付バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	71	1	2	0	74	0	0	2	1,566	5	4	0	1,575
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0	300
岩手	1	0	1	0	2	2	0	2	358	0	1	0	359
宮城	27	0	45	0	72	10	0	10	745	0	10	0	755
福島	0	0	2	0	2	0	0	0	304	2	5	0	311
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	169	0	0	0	169
山形	1	0	0	0	1	0	0	0	132	0	3	0	135
茨城	28	0	1	2	31	0	0	0	600	1	2	3	606
栃木	3	0	0	0	3	0	0	0	287	2	4	7	300
群馬	2	9	0	0	11	1	0	1	217	9	19	1	246
埼玉	16	1	1	1	19	27	17	44	1,825	5	57	13	1,900
千葉	64	1	17	5	87	0	0	0	1,731	64	179	83	2,057
東京	250	5	24	0	279	18	8	26	5,498	14	91	60	5,663
神奈川	205	0	1	0	206	29	0	29	4,988	10	62	49	5,109
山梨	20	0	0	0	20	16	0	16	72	0	2	0	74
新潟	0	0	0	0	0	3	0	3	526	0	0	0	526
長野	60	2	0	0	62	0	0	0	301	106	18	0	425
富山	25	0	0	0	25	0	0	0	183	0	3	3	189
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	269	0	2	3	274
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	127	0	7	0	134
岐阜	14	0	0	0	14	0	0	0	475	6	14	0	495
静岡	7	1	2	0	10	8	0	8	868	16	104	0	988
愛知	22	1	10	0	33	0	0	0	1,800	12	29	13	1,854
三重	9	0	0	0	9	6	0	6	467	0	0	0	467
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	254	0	2	0	256
京都	69	0	1	0	70	20	0	20	1,270	0	12	5	1,287
大阪	24	1	4	0	29	20	0	20	1,506	13	103	8	1,630
兵庫	61	0	1	2	64	14	0	14	1,905	30	36	55	2,026
奈良	8	0	0	0	8	4	0	4	475	0	0	1	476
和歌山	2	0	2	0	4	0	0	0	45	0	1	0	46
鳥取	0	4	0	0	4	0	0	0	113	2	0	0	115
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0	2	0	46
岡山	1	0	0	0	1	0	0	0	249	10	9	10	278
広島	29	2	44	0	75	46	0	46	671	16	23	5	715
山口	1	0	0	0	1	0	0	0	476	1	38	4	519
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0	1	0	104
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0	0	0	78
愛媛	2	0	0	0	2	6	0	6	200	0	0	0	200
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	33
福岡	20	0	3	0	23	0	0	0	1,093	3	0	41	1,137
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0	0	0	99
長崎	7	0	0	0	7	0	0	0	586	8	24	0	618
熊本	0	0	7	0	7	0	0	0	328	2	9	0	339
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	131	0	6	0	137
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0	0	0	73
鹿児島	29	0	30	0	59	7	0	7	147	1	2	0	150
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	22
H 26. 3末	882	67	139	1	1,089	619	19	638	27,961	118	751	85	28,915
H 27. 3末	957	66	126	4	1,153	583	19	608	29,146	145	696	138	30,125
H 28. 3末	987	55	121	4	1,167	494	30	524	31,017	188	714	311	32,230
H 29. 3末	1,059	53	122	18	1,252	367	38	405	32,748	211	861	275	34,095
H 30. 3末	1,078	28	198	10	1,314	239	25	264	33,687	338	906	364	35,295
対前年増減	19	-25	76	-8	62	-128	-13	-141	939	127	45	89	1,200

日本バス協会調べ

平成29年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業（中古車購入助成）」

実施状況（交付金事業）

（単位：両）

都道府県別		人と環境にやさしいバス普及事業									地方路線バス助成事業	貸切バス助成事業
		事業別等	ハイブリッドバス	CNGバス	CNGバス(改造)	衝突被害軽減ブレーキ装備車	衝突被害軽減ブレーキ(後付)	ノンステップバス	リフト付バス	低床スロープ付バス		
北海道	1				125		20	2	5	152	19	10
東北	青森	2			13		5			18	18	2
	岩手	3			14					14	10	1
	宮城	4			37		1	1		39		5
	福島	5			57					57		3
	秋田	6			2		2			4	20	9
	山形	7			23					23		
	関東	茨城	8			36		8	1		45	
栃木		9			35		1	1		37		2
群馬		10			17		1	3		21		2
埼玉		11			39		21			60	2	
千葉		12	5		39		40			84	2	
東京		13			58		68	6		132		
神奈川		14	9		35	3	14		5	66		
山梨		15			22		7			29		
北陸信越	新潟	16			14		2			16	9	4
	長野	17			47			1		48		
	富山	18			23					23	3	4
	石川	19			32		2			34		
中部	福井	20			4					4		
	岐阜	21			31		10		9	50		
	静岡	22			37		25			62	1	
	愛知	23			33		11	1		45	4	1
	三重	24			24		9			33		
近畿	滋賀	25			11		1			12		
	京都	26	2		25		5			32		
	大阪	27			71		15	2		88		
	兵庫	28			28		11		14	53	3	6
	奈良	29			7		10			17		
	和歌山	30			12					12	9	1
中国	鳥取	31			7					7		3
	島根	32			9		4			13		
	岡山	33			18				6	24		8
	広島	34			43		6			49		
	山口	35			18		2			20		1
四国	徳島	36			5					5		
	香川	37			21					21		
	愛媛	38			10		1			11		
	高知	39			3					3		
九州	福岡	40			36		10	1		47		5
	佐賀	41			12					12		
	長崎	42	5		7		4			16		
	熊本	43					3			3		
	大分	44			17					17	5	2
	宮崎	45			6					6		2
鹿児島	46			1					1	5		
沖縄	47											
合計		21	0	0	1,164	3	319	19	39	1,565	110	72

* 交付金事業では、平成10年度から地球温暖化対策、高齢社会への対応等、バス業界全体で取り組む事業を支援するため、中央出捐金を財源として、「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施している。平成23年度からは「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」、平成24年度からは「貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」を実施している。

Ⅶ. 労務関係

1. 平成29年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果

平成29年度の「バス事業賃金・労働時間等実態調査」（調査は、平成29年8月に車両数10両以上の事業者（公営を含む。）1,584社を対象として調査票を配布して実施）の結果は次のとおりである。

(1) 年間総労働時間の実態（回答数 乗合394、貸切629）

平成28年度の中小バス事業運転者の年間総労働時間は、乗合運転者2,324時間、貸切運転者2,274時間で、前年度に比べ、乗合運転者は1時間増加し、貸切運転者は80時間減少している。

職種別年間総労働時間推移

（単位：日・時間）

職 種	乗 合 運 転 者				貸 切 運 転 者			
	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間
平成28年度	269.1	1,962	361	2,323	271.7	2,060	294	2,354
29年度	268.1	1,958	366	2,324	269.9	1,979	294	2,274

(2) 女性運転者雇用状況（回答数383）

女性運転者を雇用している事業者は383者で、1,549人（乗合1,341人、貸切208人）が雇用されており、平成19年以降10年連続で1,000人を超えている。

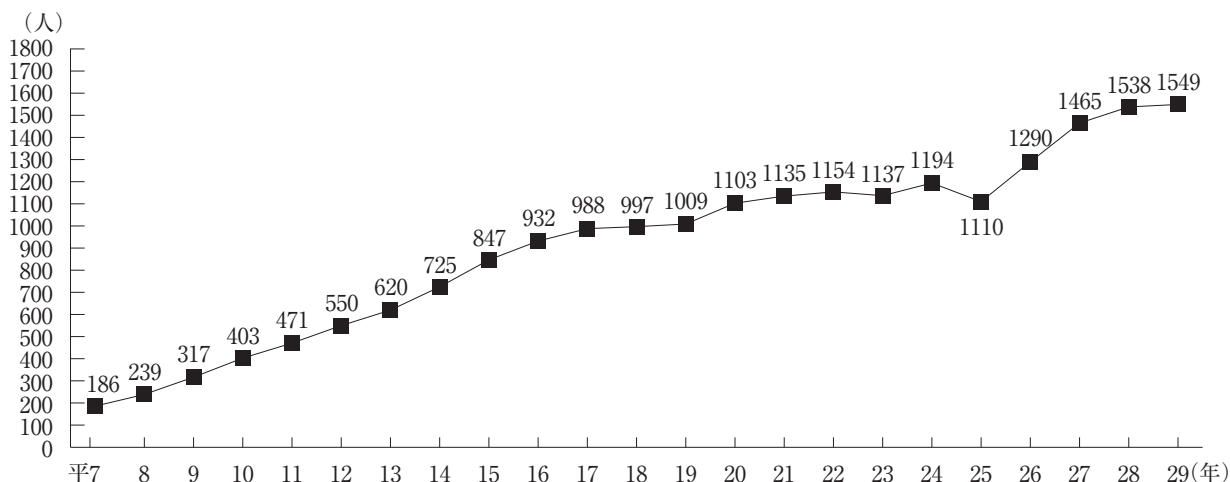
女性運転者雇用状況

（平成29年7月末日現在）

区分	乗合運転者		貸切運転者		合計	
	会社数	人員	会社数	人員	会社数	人員
民間・公営						
民間	237	1,246	131 (19)	207	368	1,453
公営	14	95	1	1	15	96
合計	251	1,341	132 (19)	208	383	1,549

（注）（ ）内は、乗合運転者の会社と同一会社で、外数。

【参考】女性運転者数の推移



(3) 高年齢運転者の雇用状況（回答数808）

満60歳以上の高年齢運転者を雇用している事業者は808者で、15,708人（乗合11,250人、貸切4,458人）が雇用されている。全運転者中に占める割合は18.6%（前年18.3%）と増加している。

高年齢運転者雇用状況

（平成29年7月末日現在）

区分 民営・公営	調査回答会社		高年齢者雇用数			
	会社数	運転者数	乗合運転者	貸切運転者	計	構成率
	社	人	人	人	人	(%)
民営	790	76,472	10,339	4,440	14,779	19.3
公営	18	7,975	911	18	929	11.6
合計	808	84,447	11,250	4,458	15,708	18.6

- (注) ①「高年齢運転者」とは、満60歳以上の運転者。
 ②構成率＝運転者総数に占める高年齢運転者の割合。
 ③同一会社で、乗合・貸切運転者が雇用されている場合は、会社数は1社で計上。

(4) バスガイドの雇用状況（回答数274）

バスガイドを雇用している事業者は274者で、3,156人が雇用されている。

バスガイド雇用状況

（平成29年7月末日現在）

区分 民営・公営	28年度		27年度	
	回答会社数	人数	回答会社数	人数
	社	人	社	人
民営	272	3,153	283	3,601
公営	2	3	3	29
合計	274	3,156	286	3,630

(5) 障害者の雇用状況（回答数246）

障害者を雇用している事業者は246者で、867人が雇用されている。

障害者雇用状況

（平成29年7月末日現在）

区分 民営・公営	回答会社数		障害者雇用数	構成率
	会社数	従業員数		
	社	人	人	(%)
民営	232	83,060	719	0.9
公営	14	10,273	148	1.4
合計	246	93,333	867	0.9

- (注) ①構成率＝従業員総数に占める障害者雇用数の割合。

2. 平成30年度春季労使交渉

(1) 政府と経団連の動き

経済財政諮問会議で、総理大臣から、「この4年間、今世紀最高水準の賃上げが続いている。内閣では最低賃金をこの4年間で100円引き上げた。パートで働く方々の時給も過去最高となっている。こうした流れを更に力強く、持続的なものとしていかなければならない。賃上げは、もはや社会的要請と言える。来春の労使交渉においては生産性革命をしっかりと進める中で、3%の賃上げが実現するように期待したい。経済界においては、前向きな取り組みを是非ともお願いしたい。」との発言があった。

経団連は、春闘の経営側指針となる「経営労働政策特別委員会報告（経労委報告）」案で、ベースアップ（ベア）と定期昇給を合わせた月例賃金を3%引き上げるよう加盟会社に呼び掛け、総理大臣が期待を表明した3%の賃上げに応える形とした。

(2) 各労働組合の春闘に関する動向

① 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）の要求（概況）

ア. 2018春闘方針

私鉄総連は、平成30年2月1日に開催した第3回拡大中央委員会において、「18春闘方針」を決定した。

同方針では、今次春闘の要求方式は、「定昇相当分（賃金カーブ維持分）」プラス「生活維持分＋生活回復・向上分（ベア分）」を引き上げることとした。

具体的な内容は次のとおりである。

イ. 鉄軌・バス組合の統一要求概要

種別	平成30年方針
月例賃金	2.0%（定昇分）6,000円（生活維持分＋生活回復・向上分）
一時金	協定月数の堅持
非正規労働者	時間給60円以上の引き上げ
最低賃金	産業別最賃要求 現行協定額を最低水準とし、各都道府県の「地域別最低賃金（前年度）＋10%

ウ. 2018春闘推進方針（戦術日程）

上記春闘方針決定後、私鉄総連は、2月28日に「第2回中央闘争委員会」を開催し、次のような回答日、ストライキに係る戦術日程を決定した。

○大手組合回答指定日 …………… 3月15日（木） 14時まで

○中小組合回答日 …………… 3月20日（火） 15時まで

これ以降の戦術日程については、春闘全体の解決状況を見ながら、総・地連で協議し、別途指令する。

② 全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）の春闘要求（概要）

交通労連は、平成30年1月に開催した第1回中央委員会及び軌道・バス部会において、「2018年度春季生活闘争方針」を決定した。同部会の要求（概要）は次のとおりである。

種別	平成30年度方針
月例賃金	定昇相当分(1.75%)3,700円＋α 2.0%（4,300円以上）
一時金	目標5ヶ月以上、最低3ヶ月以上。 貸切は運転士年間100万円以上、ガイド80万円以上。

③ バス事業者の基本的スタンスの周知・徹底

春季労使交渉では、バス業界を取り巻く諸情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に対応していくことが肝要であることから、労働問題研究会において、春季労使交渉における基本的スタンスとなる決議「春季労使交渉に当たっての基本方針」（案）を検討した。

同案は第137回労務委員会において審議のうえ決議され、会員事業者に対して周知した。（別紙資料参

照)。

(3) バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）

① 労使交渉妥結状況

4月9日までに春季労使交渉が妥結したとの報告があったバス事業者は136社（昨年同期129社）である。
主な特徴点

- ア. 125事業者（全体の91.9%）が何らかの賃上げを行っている。
（前年同期賃上げを行ったのは、妥結したとの報告があった事業者の89.1%）

平成29年度バス事業春季労使交渉解決状況

（平成30年4月9日現在）

区分	平成30年 事業者数（者）	平成29年 事業者数（者）
1. 妥結事業者数	136	129
2. 賃上げの有無		
①賃上げ有り	125者（91.9%）	115者（89.1%）
②賃上げ無し	11（8.1%）	14（10.9%）
③賃下げ	0（0.0%）	0（0.0%）

イ. 妥結額の分布をみると、2,000円台が44社（32.4%）と最も多く、次いで、1,000円台29社（21.3%）、3,000円台15社（11.0%）と続いている。

なお、賃上げがあったが額の報告がなされない事業者が26社（19.1%）あった。

これを前年同期と比較すると、次のとおりである。

- ・ 5,000円台（1社0.7%←前年同期0.8%）
- ・ 4,000円台（5社3.7%←前年同期1.5%）
- ・ 3,000円台（15社11.0%←前年同期13.2%）
- ・ 2,000円台（44社32.4%←前年同期17.8%）
- ・ 1,000円台（29社21.3%←前年同期25.6%）
- ・ 1,000円未満（5社3.7%←前年同期7.0%）
- ・ 賃上げはあったが額の報告がなされない（26社19.1%←前年同期23.3%）
- ・ 賃上げ無し（11社8.1%←前年同期10.8%）

また、賃上げの額が報告された事業者の平均賃上げ額は2,700円、賃上げ率は1.26%で、前年同期（2,494円、1.17%）と比較すると、金額で206円、率で0.09ポイントの増加となっている（いずれも単純平均）。

年	額	賃上げ率
平成 30	2,700 円	1.26 %
平成 29	2,494 円	1.17 %

※単純平均

ウ. 年間臨時給については、前年同月（額）が104社（本年76.5%←前年73.6%）で、前年より増月（額）が20社（本年14.7%←前年20.2%）、前年より減月（額）が1社（本年0.7%→前年1.5%）となっている。

平成30年度年間臨時給委託状況

(平成30年4月9日現在)

委託内容	平成30年度			平成29年度		
	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)
前年同月 (額)	104	76.5		95	73.6	
前年より増月 (額)	20	14.7	1.0～1.5カ月未満 (0)	26	20.2	1.0～1.5カ月未満 (0)
			0.5～1.0カ月未満 (1)			0.5～1.0カ月未満 (2)
			0.1～0.5カ月未満 (11)			0.1～0.5カ月未満 (16)
			0.1カ月未満 (1)			0.1カ月未満 (5)
			金額増 (7)			金額増 (3)
前年より減月 (額)	1	0.7	1.0～1.5カ月未満 (0)	2	1.5	1.0～1.5カ月未満 (0)
			0.5～1.0カ月未満 (0)			0.5～1.0カ月未満 (0)
			0.1～0.5カ月未満 (0)			0.1～0.5カ月未満 (1)
			0.1カ月未満 (1)			0.1カ月未満 (1)
			金額減 (0)			金額減 (0)
別途協議	11	8.1		6		
合計	136	100.0		129	100.0	

(注) 増減月数欄の括弧内は、該当企業数。

② バス関係のストライキ実施状況

ストライキを実施した組合はなかった。

3. 平成30年度産業別最低賃金

平成30年2月8日、私鉄総連からバス事業最賃問題研究会に対して、「2018年度の産業別最低賃金を①各都道府県の2017年度地域別最低賃金+10%とすること。②1ヶ月の法定労働時間を173.8時間で計算すること。③現行最低水準131,500円を引き上げること。④各都道府県の地域別最低賃金は、本社を基本とすること。⑤協定期間内に地域別最低賃金が変わった場合、産業別最低賃金もこれに準拠すること。」等の要求書が提出された。

これを受けて、3月7日、第1回団体交渉が行われ、私鉄総連から要求の趣旨及び根拠の説明がなされた。これに対し、研究会側から、バス事業の厳しい経営環境について説明があり、今次労使交渉の結果を十分見極めた上で検討したい旨の回答がなされた。

その後、第2回団体交渉が5月25日に行われ、「平成30年度の産業別最低賃金を①基本賃金月額、各都道府県の平成29年度地域別最低賃金を月額換算したものとすること。ただし、132,300円(税込み)を最低水準とする(前年より800円増)②月額換算に用いる1ヶ月の労働時間は173.8時間とする。③各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とすること。④協定期間内に地域別最低賃金が変わった場合、産業別最低賃金もこれに準拠させることとする。」内容で仮合意がなされた。

6月14日、第3回団体交渉が行われ、第2回団体交渉において仮合意された内容について再度合意に達し、平成30年度最低賃金協定について正式調印し、協定が締結された。

春季労使交渉に当たっての基本方針（案）

日本経済は緩やかながら景気回復軌道を辿っている。2012年12月の安倍政権の誕生とともに始まった景気拡大は、すでに戦後2番目の長さであった「いざなぎ景気」を上回り、日本経済は新しい成長ステージに入りつつある。消費者物価もプラス基調が続くなど、デフレ脱却まであと一息のところに来ている。

しかし、GDPの6割を占める個人消費の伸びはいまだ力強さを欠いており、景気回復の実感が全国に広がっているとは言いがたい状況にある。

バス事業については、乗合バス事業では、大都市部を中心に、企業業績の改善も見られるものの、地方部では、依然として厳しい経営状態が続いている。貸切バス事業では、新運賃・料金制度の効果等により、収支の大幅な改善が見られる。このような中で、運転者の確保育成が喫緊の課題となっており、また、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善と長時間労働の是正等を内容とする政府の働き方改革への対応も求められている。

今次春季労使交渉では、こうしたバス業界を取り巻く諸情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に、以下の事項を基本に取り組んでいくことが肝要である。

- 1 地方部を中心に厳しい経営状態が続いているが、働き方改革の実現も重要な課題となっている。中長期的な視点に立って、労働条件の改善と運転者の確保を進めていく必要がある。個別企業レベルにおける賃金決定は、自社の支払い能力を基本として、個別労使交渉で決定すること。
- 2 労使が地域の実情や自社の置かれた状況を的確に把握し、また、安全と利用者利便の確保を第一に、経営改善への具体的な取組み、人材の確保育成方策等について真摯に話し合い、賃金その他の労働条件を決定すること。
- 3 事業者は質の高い安全な輸送サービスの提供を確立することの重要性に鑑み、労使の意思疎通と相互理解の増進を図り、良好な企業内労使関係を堅持することが肝要である。仮に労使紛争が発生した場合は、労使による精力的な交渉により解決に努めることはもとより、必要に応じ第三者機関の斡旋を求めるなどにより、早期解決に努めること。

平成30年3月15日

公益社団法人日本バス協会 第137回労務委員会

4. 睡眠不足に起因する事故防止対策強化

運転者の睡眠不足による事故防止を推進するため、睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないことなどを明確化し、点呼簿の記録事項として睡眠不足の状況を追加するなど、旅客自動車運送事業運輸規則が改正され、平成30年6月1日より施行された。

改正の概要は下記のとおり。

(1) 改正の概要

① 旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正

- ・事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加。
- ・事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加。
- ・運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加。

② 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用についての一部改正

- ・点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加。

5. バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン

(1) 策定の趣旨

平成29年3月28日に政府の働き方改革実現会議にて決定された「働き方改革実行計画」では、自動車の運転業務について、これまでのように時間外労働規制の適用除外とせず、改正労働基準法の一般則（年720時間以内等）の施行の5年後に、時間外労働を年960時間以内に規制し、かつ、将来的には一般則の適用を目指すこととされた。なお、規制内容は、自動車運転業務の実態等を踏まえ策定されたものである。

これを受けて、平成29年9月に、国土交通大臣から、バス、トラック、タクシー事業の全国団体に対し、時間外労働の上限規制に対応するため、「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を作成するよう要請がなされた。

もとより、関係法律に従い事業を行うことはバス事業者として当然の責務であるが、バス業界として大きな課題となっている運転者の確保のためにも、働き方改革を契機に長時間労働の是正など労働条件の改善を進める必要がある。

一方、現状、960時間以上の時間外労働がみられる事業者もいることから、日本バス協会として、上限規制適用までの猶予期間において会員事業者が取り組むべきアクションプランを作成し、猶予期間後の法令遵守に万全を期すとともに、運転者の確保や生産性の向上等の取組を推進することとした。

平成29年から、労働問題研究会、労務委員会において運転者に関する実態調査を踏まえた検討を進め、平成30年3月15日の労務委員会において取りまとめ、平成30年3月30日に日本バス協会三澤会長より石井国土交通大臣に対して「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を報告した。

(2) 時間外労働改善計画の策定と中間目標の設定

(2024年4月から自動車の運転業務について上限規制が施行されることを前提)

① 時間外労働改善計画の策定と着実な実施

各バス事業者は、時間外労働の削減に段階的に取組むため、各社で時間外労働の管理に関する計画を策定し、2024年度時点で年960時間以下とする取組を進める。また、将来的には、一般則の水準を目指す。

② 中間目標の設定

日本バス協会は、猶予期間の折り返し時点の2021年度に、全ての運転者の時間外労働が年1000時間以下とする中間目標を設定し、事業者の計画的取組を推進する。

(3) 長時間の時間外労働を削減するために取り組むべき各種施策

① バス事業者として取り組む事項

- イ. 適切な労務管理等
- ロ. 運転者の労働条件の改善・働きやすい労働環境の整備等
- ハ. 運転者募集活動の強化・自社養成等
- ニ. 業務の効率化・生産性の向上対策

② 日本バス協会の取組

- イ. 会員事業者の上記取組について、優良事例の普及
- ロ. 運転免許の自社養成等事業者の上記取組に対する支援等
- ハ. 関係省庁と連携協力し、時間外労働の削減に向けた各種対策を推進
- ニ. 取組状況のフォローアップ

(関係省庁等に要望する事項)

- イ. 道路走行環境の改善等
- ロ. バス事業の効率的運営、運転者確保に資する関係制度の見直し
- ハ. 各種支援措置の充実等
- ニ. 自動運転技術の開発、制度面の研究等による普及促進

Ⅷ. 交付金制度及び事業について

1. 運輸事業振興助成交付金

(1) 制度の創設

昭和51年4月から2箇年間、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、営業用バス、トラックについては、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保を目的とする「運輸事業振興助成交付金制度」が設けられ、昭和51・52年度に税負担額の15/130の額が、各都道府県から地方自治法第232条の2の規定に基づく補助金として、関係公益法人（公営バスは別途）に交付されることになり、数次の改正（延長）を経て、平成23年度法制化された。

また、中央出捐金として都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）から中央団体に出捐されていたが、平成24年度からは出捐を中止した。

(2) 最近の交付金制度について

① 平成20年4月30日に「地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）」が公布され、5月1日より暫定税率が適用されることになった（10年間延長）ことに伴い、これに根拠を置く運輸事業振興助成交付金制度については、平成20年度においても、交付金措置が引き続き講ぜられることとなった。

② 平成20年12月12日取りまとめられた「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を、軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革まで延長する。この間については、都道府県に対し、交付金基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。

③ 平成22年4月1日、「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）」が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、「当分の間、その税率水準は維持される」こととなった。

また、運輸事業振興助成交付金については、「平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）」において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされ、平成22年度においても、交付金措置が引き続き講じられることとなった。

④ 「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされ、また、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等の措置を講じるとされた。

そして、第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。

- ⑤ 日本バス協会においては、平成10年度以降は、従来からの融資斡旋事業特別基金の造成に充てていた地方バス協会からの出捐金を、交付金中央事業の財源に充当してバス輸送改善推進事業の拡充を図ることとし、平成10年度には「人と環境にやさしいバス等普及事業」等に対する助成制度を新設するなどバス輸送改善推進事業の大幅な変更を行い、平成23年度まで実施した。

しかしながら、バス事業者の経営環境が大変厳しい折、東日本大震災の影響等も大きく受けて、地方バス協会の会員事業者から、地方事業の充実を通じたバス事業者に対する支援の強化を求める声が強くなり、これを受け、地方バス協会から日本バス協会に対して中央出捐を取り止め、出捐金相当額を地方事業の充実に活用したい旨の要望が多く寄せられた。

このため、日本バス協会の交付金運用特別委員会を中心として、運輸事業振興助成交付金事業の見直しについて検討を行い、平成24年度から中央出捐を中止することとし、理事会承認を経て、各地方バス協会においてそれぞれ地方事業の充実を図って行くこととした。

更に、交付金についての立法化を受けて、助成事業の円滑かつ適切な実施及びその透明性の確保を目的として、平成24年4月1日「運輸事業振興助成交付金審議評価委員会」を設置し、同委員会を7月及び11月に開催した。なお、平成25年度以降についても同様に年2回開催している。

(3) 交付金の額

制度創設以降、各都道府県から地方バス協会に交付された交付金の総額は、次のとおりである。

[交付金の推移]

(単位：千円)

年 度	民営バス	左 の 内 訳		公営バス	出捐率 (%)	
		地方事業分	中央出捐分			
昭和51	1,715,936	1,029,651	686,285	297,252	40	
52	2,111,551	1,267,110	844,441	450,889		
53	2,098,261	1,259,029	839,232	407,646		
54	2,911,341	1,921,592	989,749	554,209		
55	2,549,222	1,529,745	1,019,477	461,477		
56	2,431,011	1,458,621	972,390	433,447		
57	2,482,205	1,489,327	992,878	430,772		
58	2,203,499	1,542,465	661,034	376,375		30
59	2,201,931	1,541,370	660,561	371,859		
60	2,040,339	1,428,253	612,086	333,884		
61	1,843,777	1,290,662	553,115	291,628		
62	1,832,184	1,282,540	549,644	289,785		
63	1,872,073	1,310,464	561,609	284,485		
平成1	1,716,076	1,201,271	514,805	267,615	20	
2	1,664,860	1,165,412	499,448	230,238		
3	1,634,808	1,307,852	326,956	221,959		
4	1,550,021	1,240,031	309,990	207,878		
5	1,390,471	1,112,392	278,079	183,358		
6	1,598,940	1,279,169	319,771	215,402		
7	1,585,233	1,268,204	317,029	217,394		
8	1,446,539	1,157,248	289,291	199,876		
9	1,357,178	1,085,761	271,417	185,193		
10	1,301,982	1,041,602	260,380	177,116		
11	1,353,268	1,082,632	270,636	177,265		
12	1,342,562	1,074,068	268,494	170,894		
13	1,380,347	1,104,297	276,050	169,362		
14	1,410,420	1,128,351	282,069	164,231		
15	1,450,857	1,160,702	290,155	160,728		
16	1,441,840	1,153,433	288,407	147,705		
17	1,449,015	1,159,229	289,786	143,116		
18	1,391,677	1,113,356	278,321	134,993		
19	1,384,260	1,107,427	276,833	134,077		
20	1,380,977	1,104,798	276,179	123,697		
21	1,384,210	1,107,385	276,825	119,904		
22	1,334,234	1,068,096	266,138	99,607		
23	1,324,280	1,069,754	254,526	97,275		
24	1,367,950	1,367,950	-	92,390	0	
25	1,371,789	1,371,789	-	87,073		
26	1,394,845	1,394,845	-	88,304		
27	1,442,852	1,442,852	-	103,368		
28	1,464,626	1,464,626	-	102,010		
29	1,462,100	1,462,100	-	98,888		
合 計	70,071,547	53,147,461	16,924,086	9,504,624		

- (注) 1. 表中の「公営バス」とは、地方バス協会に交付された交付金の額を示している。
 2. 52年度中央出捐分には、51年度の東京都分が含まれている。
 3. 53年度中央出捐分には、日本バス協会において整備した貸切駐車場の事業費22,000千円が含まれている。
 4. 54年度地方事業分には、地方緊急分としての交付金436,933千円が含まれている。
 5. 52年度、53年度、54年度中央出捐分には、東京都から57年度に54年度以前分として交付された補助金200,480千円について当該補助金の額の算定の基礎となった額に基づいて算出された次の額が含まれている。
 52年度 104,500千円 53年度 31,600千円 54年度 64,380千円
 6. 58年度から中央出捐分の出捐率が40%から30%に引き下げられた。
 7. 元年度、2年度の中央出捐分から、大規模事業助成事業分として、出捐金の30%に相当する額の基金が次のとおり取り崩されている。
 平成元年度 154,466千円 2年度 149,853千円 計 304,319千円
 8. 3年度から中央出捐分の出捐率が、30%から20%に引き下げられた。
 9. 10年度から、中央出捐金は基金に繰り入れず、中央事業の財源に充てられることとされた。
 10. 15年度において、ディーゼル微粒子除去装置導入事業分として、基金から925,000千円が取り崩された。
 11. 18年度において、基金から1,800,000千円が取崩され、環境・交通バリアフリー対策引当資産に繰入された。
 12. 22年度、23年度において、次のバス協会より拠出金があった。(次の額は、上記表の額には含まれていない。)
 22年度 大阪バス協会 691千円 (一般会計より出捐金相当分を支出)
 23年度 埼玉県バス協会 10,311千円 (基金より出捐金相当分を支出)、大阪バス協会 1,000千円 (一般会計より支出)
 13. 24年度からは、中央出捐は中止した。
 14. 24年度～27年度において、大阪バス協会の事業実績は次のとおりである。
 (上記表の交付金の年度合計については、事業実績を集計している。)
 24年度 事業実績 18,664千円 (補正予算計上額 42,105千円)
 25年度 事業実績 41,325千円 (予算計上額 52,732千円)
 26年度 事業実績 41,970千円 (予算計上額 50,092千円)
 27年度 事業実績 46,376千円 (予算計上額 50,034千円)

(4) 交付金事業

① 中央事業

地方バス協会から出捐された平成9年度までの出捐金（当初は交付金総額の40%、昭和58年度から30%、平成3年度から20%）により設置された特別基金をもとに、融資斡旋事業を実施し、同基金の利子収入及び平成10年度以降は出捐金に同基金の取崩し財源（平成15年度以降）をもとに、利子補給事業及びバス輸送改善推進事業を実施している。

ア. バス輸送改善推進事業

バス事業に係る輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図るため、融資斡旋事業特別基金の運用収益の一部を活用して、地方バス協会が実施する「研究事業」については昭和61年度から、「活性化事業」については平成5年度から助成金を交付している。

平成10年度からは、地球温暖化対策、高齢化社会への対応等バス業界全体で取り組む事業を支援するための財源として、中央出捐金、基金利子及び基金を取崩して「人と環境にやさしいバス等普及事業」を実施している。

平成11年度限りの事業として、「やすらぎバスステーション整備事業」を実施した。

平成15、16年度においては、1都3県のいわゆる環境確保条例に基づくディーゼル車の走行規制が実施され、PMの排出基準に適合しないバス・トラックは初度登録から7年間の猶予期間経過後は、指定されたDPF、酸化触媒を装着しなければ1都3県内を通行できないこととなり、緊急的に対策を講じる必要があったことから、「ディーゼル微粒子除去装置導入事業」を実施した。

平成17年度、平成18年度においては、平成17年10月1日より世界一厳しい自動車排気ガスの新長期規制が実施されたことに伴い、新長期規制適合バスの導入に際して、国の補助を受けられない会員事業者に対して、「人と環境にやさしいバス等普及事業」により助成を実施した。

平成18年度においては、地球温暖化及び大気汚染防止の観点から、エコドライブ管理システム（EMS）普及事業を実施し、車載機器（電子運行記録計）の車両取り付けに対して助成を行った。

平成19年度においては、新たに安全対策事業として、バスの車内事故を防止するための安全対策事業を実施した。

平成20年度においては、「人と環境にやさしいバス等普及事業」及び「エコドライブ管理システム（EMS）普及事業」、「バスの車内事故防止の安全対策」等のほか、新たに「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策事業」及び「ドライブレコーダー導入助成事業」等を実施し、バス輸送改善推進事業を積極的に実施した。更に、安全対策を促進するため、バスの車内事故防止及びシートベルトの着用等を目的としたポスター等を作成配布する等、安全対策事業の積極的な推進及びバスの利用促進を図るため、ポスター等を作成し「バスの日」を中心として関係機関に配布するとともに種々の広報事業を実施した。

平成21年度においては、従来の事業に加えて、新たに広く一般国民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求め、バスの一層の利用促進を図るため、日本バス協会及び地方バス協会が主体となり「広報及びイベント事業」を実施した。

平成22年度においては、従来の事業について、引き続き実施するとともに、「貸切バス事業者の安全性評価認定制度・設計委託事業」等を実施した。

平成23年度においては、新たな事業として、地方路線バスの充実を図るため、「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」を従来の事業に加えて実施した。

さらに、東日本大震災等に伴い地方バス協会又は会員事業者が行った「災害復旧事業（特に岩手、宮城及び福島各バス協会に重点的に配分）」、地方バス協会が行った中小事業者を対象とした「信用保証料助成事業（平成23年度限りの特例措置）」に対する助成及び風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とした運転資金に対する「融資斡旋・利子補給事業（平成23年度限りの特例措置）」を実施した。

平成24年度においては、中央出捐を中止することに伴い、従来は、実施していたEMS及びドライブレコーダー等普及事業については地方協会事業へ移管を計った上、利用者ニーズに対応した輸送環境の改善に資するための「バス利用者施設等整備事業」、環境対策を推進するとともに高齢者等のバ

ス利用の利便及び安全性の向上を促進するため、「人と環境にやさしいバス普及事業」、地方路線バス及び貸切バス事業の充実を図るため、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」及びバスの一層の利用促進を図るための「バス利用促進広報及びイベント事業等」を実施した。

平成25年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

平成26年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として衝突被害軽減ブレーキ装備車を加えた。

平成27年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付け）を加えた。

平成28年度においては、バスの日等中央広報イベント事業を地方協会に役割を移し、新規に「運転者人材確保対策事業」を実施した。

平成29年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

（平成29年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業」の実施状況は、85頁参照）

バス輸送改善推進事業実施状況（総括表）

(1) 研究事業

(単位：円)

年 度	研 究 テ ー マ	助 成 金 ・ 支 出 金
昭和61年度	8テーマ	57,000,000
昭和62年度	10テーマ	57,500,000
昭和63年度	8テーマ	57,500,000
平成元年度	10テーマ	57,000,000
平成2年度	9テーマ	56,662,702
平成3年度	7テーマ	48,000,000
平成4年度	7テーマ	49,000,000
平成5年度	4テーマ	26,421,800
平成6年度	3テーマ	17,500,000
平成7年度	3テーマ	11,200,000
平成8年度	3テーマ	9,000,000
平成9年度	4テーマ	24,940,000
平成10年度	5テーマ	17,750,000
平成11年度	3テーマ	17,000,000
平成12年度	2テーマ	10,000,000
平成13年度	2テーマ	5,000,000
計	88テーマ	521,474,502

(2) 活性化事業

(単位：円)

年 度	活 性 化 事 業	助 成 金 ・ 支 出 金
平成5年度	4事業	28,000,000
平成6年度	5事業	39,000,000
平成7年度	8事業	48,235,000
平成8年度	8事業	58,404,881
平成9年度	11事業	73,438,868
平成10年度	16事業	317,681,143
平成11年度	16事業	495,964,295
平成12年度	15事業	310,356,209
平成13年度	13事業	470,641,216
平成14年度	18事業	540,708,485
平成15年度	18事業	1,331,672,698
平成16年度	16事業	770,046,973
平成17年度	17事業	710,590,198
平成18年度	16事業	799,052,729
平成19年度	21事業	612,175,869
平成20年度	22事業	677,325,583
平成21年度	22事業	579,743,421
平成22年度	26事業	665,965,229
平成23年度	23事業	646,514,359
平成24年度	14事業	294,388,977
平成25年度	15事業	284,288,308
平成26年度	13事業	306,011,275
平成27年度	11事業	293,694,433
平成28年度	13事業	354,602,000
平成29年度	10事業	285,987,000
計	371事業	10,994,489,149

(単位：円)

研 究 事 業 計 (昭和61年度～平成13年度)	521,474,502
活 性 化 事 業 計 (平成5年度～平成28年度)	10,994,489,149
合 計	11,515,963,651

【バス輸送改善推進事業】（平成29年度）

（単位：両、名、円）

実施主体 (バス協会名等)	事業内容	総事業費	①予算額		②決算額		差異(①-②)		
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
1. バス利用者施設等整備事業									
千葉県	千葉県バス案内WEBのバージョンアップ事業	12,160,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
長野県	伊那バスターミナル改修事業	112,962,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
静岡県	バスロケーションシステム整備事業	28,267,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
広島県	広島駅新幹線口バスターミナル運行情報板等整備事業	48,750,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0	
計		202,139,000	4	28,000,000	4	28,000,000	0	0	
2. 人と環境にやさしいバス普及事業									
(環境にやさしいバス・安全なバス)		助成単価 予算(千円)	①予算額		助成単価 決定(千円)	②決算額		差異(①-②)	
			数量	金額		数量	金額	数量	金額
事業者	ハイブリッドバス	300			300	21			
〃	CNGバス	300			300	0			
〃	CNGバス改造	100			100	0			
〃	衝突被害軽減ブレーキ装備車	100			100	1,164			
〃	衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)	100			100	3			
小計		(調整なし)	1,216	123,000,000		1,188	123,000,000	28	0
(人にやさしいバス)									
事業者	ノンステップバス	300			300	319			
〃	リフト付バス	300			300	19			
〃	低床スロープ付バス	100			100	39			
小計			510	123,000,000		377	105,300,000	133	17,700,000
計		(調整なし)	1,726	246,000,000		1,565	228,300,000	161	17,700,000
3. 地方路線バス及び貸切バス助成事業									
事業者	地方路線バス助成事業(中古車購入費助成)	50	50		50	110			
〃	貸切バス助成事業(中古車購入費助成)	50	50		50	72			
計		(調整なし)	100	5,000,000		182	9,075,000	△82	△4,075,000
4. バス利用安全促進広報及びイベント事業等									
			①予算額		②決算額		差異(①-②)		
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
近畿バス 団体協議会	「スルッとKANSAIバスまつり」協賛事業		1	1,000,000	1	1,000,000	0	0	
日バス協	安全対策広報事業		1	1,000,000	1	1,000,000	0	0	
計			2	2,000,000	2	2,000,000	0	0	
5. 運転者人材確保対策事業									
		助成単価 予算(千円)	①予算額		助成単価 決定(千円)	②決算額		差異(①-②)	
			数量	金額		数量	金額	数量	金額
事業者	バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業	50	320	16,000,000	37	476	17,612,000	△156	△1,612,000
都道府県 バス協会	運転者人材確保のための先進的取組事例に対する事業	500	6	3,000,000	500	2	1,000,000	4	2,000,000
計				19,000,000			18,612,000		388,000
合計				300,000,000			285,987,000		14,013,000

※「地方路線バス及び貸切バス助成事業」予算超過分は「人と環境にやさしいバス普及事業」分より振替。

イ. 融資斡旋・利子補給事業

バス事業者の経営基盤の安定確保を目的とする資金として、融資斡旋事業特別基金をもとにして行う一般融資、災害等特別融資（昭和57年度に創設）及びバス交通活性化特別融資（平成3年度～平成12年度まで）について融資斡旋・利子補給事業を行っているが、平成23年度限りの特例措置として、風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とする運転資金に対しても事業を行った。平成25年度については、融資斡旋・利子補給事業の見直しの一環として、1事業者当たりの融資の上限6億円を導入した。平成26年度からは公募制を導入し、1事業者当たりの融資の上限を1億円引き下げ5億円とした。平成27年度については、1事業者当たりの融資の上限をさらに1億円引き下げ4億円とし、利子補給の対象を借入金利が0.6%を超えるものとした。

平成28年度については、利子補給の対象を借入金利が0.8%を超えるものとした。

平成29年度については、利子補給の対象を借入金利が1.0%を超えるものとした。

上記中央事業の実施には、融資斡旋事業特別基金の運用利息及び「バス輸送改善推進対策引当資産」の取崩し資金を充当した。この引当資産が26年度までで枯渇する見込みのため、この対応について交付金運用特別委員会で検討した結果、27年度予算において基金から20億円を引当資産に振替えることとなった。

融資斡旋事業総括表

(単位：千円)

融資斡旋区分		融資斡旋実績 (平成30年3月31日現在)	
		件数	斡旋額
一般融資分	28年度末	17,769	515,126,400
	29年度分	181	7,618,000
	29年度末累計	17,950	522,744,400
災害等特別融資分	28年度末	—	—
	29年度分	—	—
	29年度末累計	0	0
計	28年度末	17,769	515,126,400
	29年度分	181	7,618,000
	29年度末累計	17,950	522,744,400
合計（バス交通活性化特別融資分含む）		18,020	524,816,400

※上記のほかに、平成3年度～平成12年度まではバス交通活性化特別融資について融資斡旋事業（70件、2,072,000千円）を実施した。

ウ. その他

新宿駅南口のバスターミナル整備に関し、バス輸送改善推進対策引当資産を活用して平成26年度に新宿高速バスターミナル株式会社に1,000万円出資した。さらに平成27年度には3億円を貸し付けた。なお、このために必要な「日本バス協会財産管理規程」の改正を平成26年度行った。

平成28年度には、貸切バス適正化機関設立拠出金として5,866万円の拠出を地方バス協会に行った。

平成29年度には、貸切バス適正化機関等に負担金徴収までの運営資金として4団体計2,390万円の貸付けを行い、同年度内に貸付金は全額返済された。

利子補給事業

利子補給状況（昭和52年度～平成29年度）

（単位：円）

年 度	利子補給額	件 数	利子補給率（％）
昭和52年度	12,420,540	191	2.0
昭和53年度	37,356,257	555	1.6（53年7月期以降）
昭和54年度	57,612,617	984	↓
昭和55年度	80,453,107	1,283	2.0（55年1月期以降）
昭和56年度	122,853,878	1,552	↓
昭和57年度	162,812,597	1,888	↓
昭和58年度	211,528,350	2,185	↓
昭和59年度	256,969,252	2,303	↓
昭和60年度	268,751,885	2,428	↓
昭和61年度	311,142,760	2,607	↓
昭和62年度	300,567,627	2,470	1.5（62年7月期以降）
昭和63年度	298,055,011	2,791	↓
平成元年度	287,494,046	2,750	↓
平成2年度	272,051,071	2,654	↓
平成3年度	304,766,860	2,859	2.0（3年7月期以降）
平成4年度	357,595,695	2,782	↓
平成5年度	395,519,313	2,988	1.8 バス車両購入資金（5年7月期以降） 1.5 その他の資金
平成6年度	355,410,397	2,953	0.9 バス車両購入資金（6年8月1日以降） 0.7 その他の資金
平成7年度	256,343,669	2,939	↓
平成8年度	214,604,228	3,094	0.6 バス車両購入資金（8年8月1日以降） 0.5 その他の資金
平成9年度	150,152,605	2,858	↓
平成10年度	141,730,660	2,982	↓
平成11年度	133,729,609	2,644	↓
平成12年度	111,571,126	2,172	1.0 災害等特別融資（H12.10.31以降）
平成13年度	110,751,546	2,043	↓
平成14年度	104,911,352	1,854	↓
平成15年度	96,383,564	1,701	↓
平成16年度	99,911,006	1,560	↓
平成17年度	103,904,872	1,579	↓
平成18年度	103,777,008	1,478	↓
平成19年度	94,065,187	1,378	↓
平成20年度	84,497,121	1,224	↓
平成21年度	81,572,480	1,126	↓
平成22年度	73,897,729	1,061	東日本大震災特例（H23年度限り） ↓ 1.0（対象：岩手、宮城、福島） 0.5（対象：上記3県以外）
平成23年度	75,818,926	1,006	↓
平成24年度	69,069,328	862	↓
平成25年度	72,589,223	920	↓
平成26年度	71,415,872	835	0.4 運転資金（26年4月1日以降）
平成27年度	61,927,571	744	↓
平成28年度	58,890,055	485	↓
平成29年度	49,991,090	410	↓
合 計	6,514,867,090	75,178	

② 地方事業

地方バス協会においては、地方事業として、バス停上屋、停留所標識、案内板等施設整備及び種々の安全対策等を実施しており、乗客のサービス改善、安全運行の確保等に大きく寄与している。

地方バス協会が実施している地方事業の実施状況は、次のとおりである。

運輸事業振興助成交付金地方事業実施状況

(単位：千円)

政 令		年 度		
		28年度①	29年度②	増減額②－①
1	輸送の安全の確保に関する事業	506,425	548,309	41,884
2	サービスの改善及び向上に関する事業	775,232	742,169	- 33,063
3	公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業	72,366	68,062	- 4,304
4	適正化に関する事業	26,922	46,115	19,193
5	共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業	75,590	54,045	- 21,545
6	震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業	302	0	- 302
7	経営の安定に寄与する事業	7,789	3,400	- 4,389
8	当該事業に要する資金を出捐する事業	0	0	0
9	国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるもの	0	0	0
合 計		1,442,852	1,462,100	19,248

(注) 事務費等については、各事業に按分した。

Ⅷ. 税制改正

1. 平成31年度税制改正要望

平成31年度税制改正要望の概要については、平成30年7月9日の総会決議、税制対策委員会における決議、同年10月10日の全国バス事業者大会において決議した内容に基づき、政府・与党の税制改正の動きに合わせ、主に次の内容を要望した。

平成31年度税制改正の主な内容

- (1) 現行制度の延長、拡大
 - ① 都道府県条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長
 - ② エコカー減税制度の延長、自動車税のグリーン化における乗合バス車両への特例措置の延長
 - ③ バリアフリー対応車（ノンステップバス・リフト付バス）への減税措置の延長・対象車両の拡充（貸切バス車両）
 - ④ 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置を装備したバス車両の取得に係る減税措置の延長
- (2) 自動車関係諸税の負担軽減
 - ⑤ 自動車関係諸税の大幅な負担軽減
 - ⑥ 営業用バスについての軽減措置（営自格差）の堅持（自動車税、自動車重量税、自動車取得税）
- (3) 消費税率引上げに関する要望
 - ⑦ 自動車取得税の廃止。自動車税に導入される環境性能課税について、自動車取得税の軽減措置と同等な措置。
- (4) その他の税制要望
 - ⑧ 軽油引取税の当分の間の税率（1ℓあたり17.1円）の速やかな撤廃
 - ⑨ 中小企業投資促進税制の延長と対象の拡大（衝突被害軽減ブレーキ装備車両等及びバリアフリー対応車の追加）
 - ⑩ 外形標準課税の見直しによるバス事業者の負担増反対

これらの内容について、日本バス協会の会長・役員を中心として国土交通省など関係省庁に要望を行った。自民党・公明党・民主党の税制ヒアリングにおいて、バス業界の現状と税制等の要望を説明した。そして、平成30年11月20日には、自由民主党バス議員連盟総会において要望および説明を行い、バス業界の要望実現に向けて、バス議連の先生方にご支援をお願いした。

平成31年度の税制改正大綱は、平成30年12月14日に公表された。我々の要望事項については次の通りとなった。

日本バス協会 平成31年度税制改正 要望結果

No.	要望事項	結果	備考
1	都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長【自動車取得税】	○	2年間延長（H33.3まで） ※自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置
2	エコカー減税の延長【自動車取得税及び自動車重量税】 グリーン化特例の延長（乗合バスにおける10%重課の適用外を含む）【自動車税】	△	エコカー減税の対象等を一部見直した上で、2年間延長（H33.3まで） ・平成27年燃費準達成車は減税対象外。それ以外は現状で延長。 ・軽減率が一部見直しされたが、バス車両の燃費が少しずつ改善しているため、全体としての減税額は確保されている。 グリーン税制特例は、現行内容（乗合バスにおける10%重課の適用外を含む）を維持し2年間延長（H33.3まで）
3	バリアフリー車両に係る特例措置の延長【自動車取得税】 貸切バスを追加【自動車取得税及び自動車重量税】	○	2年間延長（H33.3まで） ※自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置 特例措置の対象に貸切バスを追加
4	先進安全技術を搭載したバスに係る特例措置の延長【自動車取得税】	○	2年間延長（H33.3まで） ※自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置
5	営自格差の堅持【自動車税、自動車重量税、自動車取得税】	○	営自格差は維持
6	消費税増税時における自動車取得税廃止に伴い導入される自動車税の環境性能割においても自動車取得税時と同様の措置	○	自動車税の環境性能割の税率は、いずれの区分でも現行自動車取得税の減税率以下に軽減されることとなった。
7	軽油引取税の負担がバス事業者の経営を圧迫していることから、軽油引取税の当分の間の税率（旧暫定税率）を廃止	×	当分の間の税率（旧暫定税率分）の撤廃は実現せず
8	中小企業投資促進税制の延長と対象の拡大	△	延長は○・・・2年間延長（H33.3まで） 対象拡大は×
9	法人事業税の外形標準課税について、中小企業への適用拡大には反対	○	外形標準課税は、従来どおり資本金1億円超の普通法人が対象

資 料

1. 自動車関係諸税一覧表	108
2. 地域別旅行業者数	110
3. 日本のバス事業略年表 (19. 4. 1~).....	111
4. 都道府県バス協会名簿	115

1. 自動車関係諸税一覧表

(1) 国税

税目	税額又は税率
揮発油税 (揮発油税法 昭32.4.6法律55号)	揮発油1キロリットルにつき……………48,600円(本則24,300円)
地方揮発油税 (地方道路税法 昭30.7.30法律104号)	揮発油1キロリットルにつき……………5,200円(本則4,400円)
石油ガス税 (石油ガス税法 昭40.12.29法律156号)	石油ガス1キログラムにつき……………17円50銭
登録免許税 (登録免許税法 昭42.6.12法律35号)	<p>A. 動産の抵当権に関する登記又は登録</p> <p>1. 自動車の抵当権に関する登録</p> <p>イ. 抵当権の設定の登録……………債権金額又は極度金額の3/1000</p> <p>ロ. 抵当権の移転の登録……………債権金額又は極度金額の1.5/1000</p> <p>ハ. 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録……………一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額の1.5/1000</p> <p>ニ. 抵当権の信託の登録……………債権金額又は極度金額1.5/1000</p> <p>ホ. 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録……………1両につき1,000円</p> <p>ヘ. 登録の抹消……………1両につき1,000円</p> <p>B. 自動車道事業の免許 免許1件につき……………150,000円</p> <p>C. 自動車ターミナル事業の許可 許可1件につき……………90,000円</p> <p>D. 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録</p> <p>1. 優良自動車整備事業者の認定</p> <p>イ. 一種整備工場 認定1件につき……………90,000円</p> <p>ロ. 二種整備工場 〃……………60,000円</p> <p>ハ. 特殊整備工場 〃……………30,000円</p> <p>2. 自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録 登録1件につき……………90,000円</p> <p>3. 自動車の登録に係る登録情報提供機関の登録 登録1件につき……………90,000円</p> <p>E. 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>1. 一般旅客自動車運送事業の許可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 許可1件につき……………90,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃……………90,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃……………30,000円</p> <p>ただし、個人タクシーについては 〃……………15,000円</p> <p>2. 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 認可1件につき……………15,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃……………15,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃……………5,000円</p> <p>3. 特定旅客自動車運送事業の許可 許可1件につき……………30,000円</p> <p>4. 一般貨物自動車運送事業の許可 〃……………120,000円</p> <p>5. 特定貨物自動車運送事業の許可 〃……………60,000円</p> <p>F. タクシー業務適正化特別措置法に係る登録実施機関の登録 登録1件につき……………90,000円</p> <p>G. 自家用有償旅客運送者の登録</p> <p>1. 自家用有償旅客運送者の登録 登録1件につき……………15,000円</p> <p>2. 変更登録(種別の増加又は区域の増加) 〃……………3,000円</p> <p>H. 自家用自動車の有償貸渡しの許可 許可1件につき……………90,000円</p>
消費税 (消費税法 昭和63.12.30法律第108号)	8%(H26.4.1より改正 消費税6.3%と地方消費税1.7%の合計)
自動車重量税 (自動車重量税法 昭和46.5.31法律第89号)	<p>(1) 乗用車 車両重量 { 0.5t以下……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>{ 0.5tをこえる~0.5t又はその端数ごとに……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>(2) 乗用車以外 車両総重量 { 1.0t以下……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>但し、車両総重量2.5t以下の貨物自動車については、</p> <p>車両総重量 { 1.0t以下……………年額3,300円(2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに……………年額3,300円(2,600円)</p> <p>(3) 小型二輪車……………年額1,900円(1,500円)</p> <p>(4) 検査対象軽自動車……………年額3,300円(2,600円)</p> <p>(5) 検査対象外軽自動車 { 二輪……………届出時一回限り4,900円(4,100円)</p> <p>{ その他……………届出時一回限り9,900円(7,800円)</p> <p>(注)()内は営業車</p>

- (注) 1. 揮発油税、地方揮発油税、自動車取得税、軽油取引税については、暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持される。
2. 自動車重量税については、車令13年未滿の当分の間税率適用の税率。
3. 自動車取得税免税点については平成30年3月31日までのものである。
4. 四輪以上および三輪の軽自動車税については、平成27年4月1日以後登録した車両。
5. 平成29年4月1日現在

(2) 地 方 税

税 目	税 額 又 は 税 率			
自 動 車 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第147条)	(年額)			
	A. 乗用車	(営業用)	(自家用)	
	～1000cc	7,500円	29,500円	
	1001～1500cc	8,500円	34,500円	
	1501～2000cc	9,500円	39,500円	
	2001～2500cc	13,800円	45,000円	
	2501～3000cc	15,700円	51,000円	
	3001～3500cc	17,900円	58,000円	
	3501～4000cc	20,500円	66,500円	
	4001～4500cc	23,600円	76,500円	
	4501～6000cc	27,200円	88,000円	
	6000cc超	40,700円	111,000円	
	B. バス	(一般乗合用)	(貸切等)	(自家用)
	乗用定員30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
	30人超～40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
	40人超～50人以下	17,500円	38,000円	49,000円
	50人超～60人以下	20,000円	44,000円	57,000円
	60人超～70人以下	22,500円	50,500円	65,500円
	70人超～80人以下	25,500円	57,000円	74,000円
	80人超～	29,000円	64,000円	83,000円
C. トラック	(営業用)	(自家用)		
小型四輪および普通トラック	積載量1トン以下	6,500円	8,000円	
	1トン超～2トン	9,000円	11,500円	
	2トン超～3トン	12,000円	16,000円	
	3トン超～4トン	15,000円	20,500円	
	4トン超～5トン	18,500円	25,500円	
	5トン超～6トン	22,000円	30,000円	
	6トン超～7トン	25,500円	35,000円	
	7トン超～8トン	29,500円	40,500円	
	8トン超	1トン毎に 4,700円加算	1トン毎に 6,300円加算	
軽 自 動 車 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第444条)	1. 原動機付自転車			
	イ. 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの……………	年額	2,000円	
	ロ. 総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの……………	年額	2,000円	
	ハ. 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの……………	年額	2,400円	
	ニ. 三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの……………	年額	3,700円	
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車			
	イ. 二輪のもの(側車付のものを含む)……………	年額	3,600円	
	ロ. 三輪のもの……………	年額	3,900円	
	ハ. 四輪以上のもの 乗 用	イ 営業用……………	年額 6,900円	
		ロ 自家用……………	年額 10,800円	
	貨物用	イ 営業用…………… 年額 3,800円		
	ロ 自家用……………	年額 5,000円		
3. 二輪の小型自動車……………	年額	6,000円		
自 動 車 取 得 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第119条)	自動車取得価額の……………			
		自 家 用 3%	営業用及び軽自動車 2%	
(但し、取得価額が50万円以下の自動車の取得に対しては課税しない。)				
軽 油 引 取 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第144条の10)	軽油1キロリットルにつき……………			
		32,100円	(本則15,000円)	

2. 地域別旅行業者数（平成30年4月1日現在）

（単位：業者）

都道府県	第2種旅行業	第3種旅行業	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	都道府県	第2種旅行業	第3種旅行業	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者
北海道	120	153	10	30	滋賀	27	63	3	9
青森	32	22	7	10	京都	62	168	12	10
岩手	30	28	1	13	大阪	180	613	5	66
宮城	42	78	4	8	兵庫	67	176	2	26
福島	64	58	2	14	奈良	20	48	2	5
秋田	21	22	1	7	和歌山	32	26	5	12
山形	41	23	6	10	鳥取	16	13	4	3
新潟	59	72	8	20	島根	20	19	1	5
長野	109	87	14	11	岡山	54	70	4	17
茨城	103	94	0	9	広島	66	89	2	14
栃木	69	97	1	2	山口	26	17	1	7
群馬	68	81	1	16	徳島	25	30	2	3
埼玉	144	252	2	12	香川	36	26	4	5
千葉	100	253	7	12	愛媛	43	31	4	9
東京	462	1,548	7	107	高知	20	24	1	3
神奈川	85	224	3	26	福岡	69	227	7	42
山梨	30	67	3	7	佐賀	11	18	1	3
富山	55	54	2	7	長崎	25	36	10	10
石川	37	62	3	9	熊本	45	49	1	9
福井	27	54	3	2	大分	29	19	4	8
岐阜	44	86	3	10	宮崎	26	22	1	14
静岡	79	128	6	26	鹿児島	42	45	9	11
愛知	125	286	3	38	沖縄	57	85	15	2
三重	36	72	3	7	計	2,980	5,816	200	706

資料：国土交通省観光庁観光産業課

旅行業者数の推移

	第1種旅行業者	第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	計
'14（平26）	696	2,777	5,625	44	845	9,987
'15（平27）	697	2,776	5,524	77	810	9,884
'16（平28）	708	2,827	5,668	118	779	10,100
'17（平29）	702	2,914	5,789	144	750	10,299
'18（平30）	688	2,980	5,816	200	706	10,390

（注）各年4月1日現在

第1種旅行業務…海外を含むパック旅行及び乗車船券等の販売等

第2種旅行業務…国内のみのパック旅行及び乗車船券等の販売等

第3種旅行業務…営業所所在の市町村及びこれに隣接する市町村等の旅行範囲とするパック旅行及び乗車船券等の販売等

地域限定旅行業務…営業所所在の市町村及びこれに隣接する市町村等の旅行範囲とするパック旅行及び同区域の乗車船券等の販売等（平成25年4月1日設置）

資料：国土交通省観光庁観光産業課

3. 日本のバス事業略年表 (19.4.1～)

19. 6. 14	平成19年度春季全国バス事業者大会において、パネルディスカッション「飲酒運転根絶に向けて」を開催。	20. 9. 2	「平成21年度政府予算編成に関する要望について」を地方交通委員会了承後、国土交通大臣、総務大臣に要望。
19. 7. 25	軽油価格高騰について、国土交通省、総務省に軽油価格高騰に伴うコスト増に対応する予算額確保等を要望。	20. 9. 4	「軽油価格高騰対策に関する（緊急重点項目）お願い」について、国土交通大臣・自由民主党バス議員連盟の先生に要望。
19. 8. 2	「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」について、CO ₂ 削減目標として「2010年度におけるCO ₂ 排出原単位を1997年度比で12%改善する。」を設定したものに改定。	20. 9. 20	第21回バスの日
19. 8. 30	地方交通委員会を開催して平成20年度バス予算に関する要望をとりまとめ、同日、国土交通省、総務省に対し要望。	20. 10. 28	高速バスの一部緩和措置を図るため「高速バスの効率的な運行に係る道路運送法の取扱い」の自動車交通局旅客課長通達。
19. 9. 20	第20回バスの日	20. 12. 2	平成20年7月に東名高速道路においてバスジャック事件が発生したのを受けて、平成12年7月に策定した「バスジャック統一対応マニュアル」を8年ぶりに改定した。
19. 10. 19	平成19年2月18日に大阪府吹田市で発生した貸切バス事業者による重大事故を契機に、国土交通省では「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置し、この日に報告がとりまとめられた。	20. 12. 9	政府の追加経済対策の高速道路料金的大幅引下げにあたり、高速バス・貸切バス・空港リムジンバスについても同様の対象にするよう、国土交通大臣及び自由民主党バス議員連盟に要望。
19. 10. 29	首都・阪神高速道路(株)の距離別料金導入について、首都・阪神高速道路(株)及び国土交通省に反対を要望。	20. 12. 12	「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長する。この間については、都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。
19. 11. 14	軽油価格高騰について、国土交通大臣にバス関係予算及び運賃等への価格転嫁および旅行業界との調整を要望。	21. 1. 1	大阪府環境条例による流入車規制が開始。
20. 12. 3	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度が開始。	21. 2. 1	「バス利用促進」の一環として、バスマスクによる広報活動を全国展開した。
20. 1. 1	改正自動車NOx・PM法が施行。	21. 3. 17	「政府の平成21年度経済対策の補正予算に関するお願い」について自由民主党政務調査会長兼議院議員保利耕輔先生及びバス議員連盟に対し、地方バス、バリアフリー対策及び環境対策に資する車両購入費補助の増額等について要望。
20. 1. 17	バス事業100年史刊行	21. 3. 31	「燃料費高騰対策及びバス利用促進対策」として、「バス輸送改善推進事業」の一部変更（増額補正）を行い、低燃費車に対する補助の実施、エコドライブ管理システムの車載器に対する助成単価の引き上げ、新たに同システムの事業所用機器を助成対象とした。
20. 2. 6	一般乗合バス、高速バスの管理の受委託について、系統長または車両数1/2から2/3に緩和。（自動車交通局長通達）	ク	国土交通省は、事業用自動車の事故について自家用自動車に比べてその減少幅が少ないこと等から「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定した。
20. 3. 25	自動車排出ガス規制の強化（ポスト新長期規制）が制定。東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れ対向車線を走行していた観光バスに衝突し運転者が死亡する事故が発生。（運転者は生命の危機に直面したにもかかわらず、バスを安定させるため、ハンドルをしっかりと握り、ブレーキを踏み、サイドブレーキを引いて乗客の安全を守った。）	21. 4. 10	バス産業の課題と今後の向かうべき方向性を検討するため、国土交通省と日本バス協会と共同で開催してきた「バス産業勉強会」の報告書が取りまとめられた。国土交通省において「貸切バス事業者の安全性等評価認定制度検討会」を設置し、利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全に対する取組状況等について評価・公表する制度を取りまとめられた。
20. 5. 1	平成20年3月31日をもって「軽油引取税の税率に関する特例措置」の期限切れに伴い、同年4月分は暫定税率は適用されなかったが、「地方税法等の一部を改正する法律」が公付され、同年5月1日より暫定税率が適用されることになったことに伴い、平成20年度においても運輸事業振興助成交付金制度は継続されることとなった。	21. 5. 29	貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度の実施主体になる。
20. 6. 1	改正道路交通法の被害軽減措置（後部座席シートベルト着用義務化）が施行。	21. 6. 10	「新型インフルエンザの影響によるバス事業への支援要望について」を国土交通省自動車交通局長に要望。
20. 6. 27	勤務時間等基準告示に定められた運転時間を遵守するため「一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について」国土交通省より通達。	21. 6. 16	「土・日祭日の高速道路料金的大幅値下げの施策に関するお願い」を国土交通大臣および東日本高速道路(株)ほか高速道路3社に対して要望。
20. 7. 7	地球温暖化対策をテーマとして、世界主要8か国とEU連合が一同に会して話し合う北海道洞爺湖サミットが開催。	21. 6. 17	国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」を受け、10年後（平成30年）における交通死者数ゼロ、人身事故件数を1,800件以下、ただちに飲酒運転をゼロとする、を施策の柱とした「バス事業における総合安全プラン2009」を策定した。
20. 7. 24	国土交通大臣・総務省自治財政局長・自由民主党バス議員連盟の先生等に「軽油価格高騰対策に関するお願い」を要望。	21. 8. 4	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通
20. 7. 28	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。		
20. 8. 6	首都・阪神高速道路の距離別料金の導入について首都・阪神高速道路(株)に対しバス業界としての問題点を具申し、料金制度の改善を要望。		
20. 8. 22	各地でバス事業者に対し供給制限等が行われているため、資源エネルギー庁に対し、供給制限しないよう「バス事業者への軽油供給制限に関するお願い」を要望。		

日本のバス事業略年表

		省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。			と一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされた。		
21.	8.	5	車両火災発生等緊急時における乗客の安全確保に万全を期すため、「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を策定した。	22.	12.	27	大阪地区における高速ツアーバス実態調査を実施。
21.	8.	17	「平成22年度政府予算編成に関する要望について」を国土交通大臣、総務大臣に要望。	23.	2.	9	大畠国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
21.	9.	20	第22回バスの日	23.	2.	16	「高速道路の当面の新たな料金割引について」を国土交通省が公表（マイカー、平日上限2,000円）。
〃			「バスフェスタ2009 in TOKYO」を丸ビル・マルキューブで開催	23.	3.	14	「東日本巨大地震に伴うバス事業関係燃料確保に関する緊急要望について」を政府政策本部、関係省庁（国土交通省・経済産業省・資源エネルギー庁）等に要望。
21.	10.	19	「高速道路料金施策の見直しに関するお願い」について、国土交通大臣に反対要望。	23.	3.	15	私鉄総連、東北地方太平洋沖地震に関し、11春闘は、組合回答日及び未解決組合統一ストライキについては除外の申し入れ。
21.	12.	4	「平成22年度バス関係予算、税制、高速道路料金施策及び経済政策に関する最重点要望事項」について、民主党の阿久津副幹事長に要望。	23.	3.	16	「東北地方太平洋沖地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について」通達（国自安第167号、国自旅第226号、国自整第136号）。
21.	12.	22	運輸事業振興助成交付金について、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされた。	23.	3.	23	当面の新たな料金割引の実施は当面延期し、現在の料金割引を継続。
22.	3.	25	会員事業者が運輸安全マネジメントについて円滑な取り組みが出来るよう、主に中小規模事業者を対象とした推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」を作成・配布した。	〃			民主党・日本バス議員連盟設立される。
22.	3.	30	「高速道路料金（統一料金制度及び無料化社会実験）に関する要望」について馬淵国土交通副大臣に反対要望。	23.	4.	1	貸切バス事業者の安全性評価認定制度の運用が始まる。
22.	4.	1	地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持されることとなった。	〃			公益法人制度改革に伴い公益社団法人日本バス協会設立登記。
22.	4.	28	旅客自動車運送事業運輸規則及び関係通達が一部改正され、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が施行される。	23.	4.	14	「東日本大震災復旧・復興対策等に関する要望について」を政府与党に要望。
22.	6.	18	前原国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。	23.	4.	27	平成23年5月1日から、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が実施されることに伴い、日本バス協会策定の「飲酒運転防止対策マニュアル」を一部改定。
22.	6.	28	高速道路無料化社会実験を開始。	23.	5.	9-11	東日本大震災の視察及び被災事業者との意見交換等のため、日本バス協会による被災地視察調査（岩手県、宮城県及び福島県）を実施。
22.	9.	10	総務省より国土交通省に対し「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が行われた。	23.	5.	16	民主党日本バス議員連盟による、宮城県及び福島県被災状況視察が行われる。
22.	9.	20	第23回バスの日	23.	5.	27	バス事業規制の見直しの方向性などを中心に、今後のバス事業のあり方について検討を行うため、「バス事業のあり方検討会」中間報告が取りまとめられた。
22.	10.	3	「バスフェスタ2010 in YOKOHAMA」をパシフィコ横浜で開催	23.	7.	14	ツアーバス問題を解消し、高速乗合バス事業への制度一本化についてを民主党日本バス議員連盟会長等に要望
22.	10.	12	「安全性確保と地域公共交通の安定確保」を目的として、ツアーバス対策、コミュニティバス対策等の検討のため、運営委員会に「企画小委員会」を設置。	23.	8.	19	貸切バス事業者安全性評価認定制度がスタートし、はじめて21社が認定された。その後、順次認定され最終的に224社が認定された。
22.	11.	5	「ツアーバスに対する規制の強化」、「ツアーバスを容認する通達の効力停止・見直し」、「旅客の安全を確保する観点から法令遵守の徹底」の3項目を主柱とした「ツアーバスの適正化に関する緊急要望」を国土交通大臣に提出。	23.	9.	11	「バスフェスタ2011 in TOKYO」を東京・日比谷公園で開催。
22.	11.	24	「自動車関係諸税に関する民主党マニフェスト実現要請行動」を自動車輸送関連5団体が参加して決起大会とともに街頭行進を実施。	23.	9.	20	第24回バスの日
22.	11.	25	東京駅及び新宿駅周辺における高速ツアーバス実態調査を実施。	23.	9.	30	第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。
22.	11.	26	「バス関係事業規制・制度の見直し、平成23年度予算、税制、高速道路料金施策」に関して民主党に対して要望。	23.	10.	31	ツアーバス問題を解消し、路線バス事業への制度一本化についてを榊幹事長代行、池口企業団体対策委員長に要望。
22.	12.	7	馬淵国土交通大臣、池口副大臣、政務三役に高速道路料金政策について緊急要望。				
22.	12.	16	運輸事業振興助成交付金については、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これ				

日本のバス事業略年表

23. 12. 1	被災地支援及び観光復興の観点から、東北地方の高速道路の無料開放を実施。(24. 3. 31まで)	25. 9. 20	第26回バスの日
24. 1. 1	首都高速・阪神高速が距離別料金へ移行。	25. 10. 5	「バスフェスタ2013 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催。
24. 2. 24	交通基本法の早期制定について、民主党、国民新党、自民党、公明党の先生方に対し要望。	25. 11. 19	自民党バス議員連盟において「バス事業に係る平成26年度予算、税制等に関する要望等について」を要望。
24. 4. 3	高速乗合バスと高速ツアーバスの新制度による新たな高速乗合バスへの一本化に向けて、さらに貸切バス事業の適正化対策を内容とする「バス事業のあり方検討会」報告まとまる。	25. 11. 27	交通政策基本法成立。
24. 4. 29	午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡、乗客38名が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。	26. 4. 1	消費税率8%引き上げに伴い、乗合バスの上限運賃を変更。また、関東でICカードに1円単位の運賃が導入される。
24. 5. 8	関越自動車道の高速ツアーバスの事故を受けて、日本バス議連を開催。	26. 4. 1	貸切バスの新たな運賃・料金制度を実施。
24. 5. 11	国土交通省からの要請を受け、長距離夜行便の運転者の実態調査及び二人乗務化の検討など安全対策の推進についての通知を发出。	26. 4. 11	自民党バス議員連盟総会において「バス事業の現状と重点取組事項について」を高橋会長等が説明。
24. 5. 15	厚生労働大臣からの「バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底。	26. 6. 12	貸切バス事業に関する適正化コンサルティング事業開始。
24. 5. 16	原油価格高騰のため全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー協会、労働組合主催による「燃料価格高騰による経営危機全国統一行動・関東ブロック総決起集会」が、日比谷公会堂にて開催された。	26. 6. 17	バス事業110年の軌跡を作成、全会員事業者に送付。
24. 5. 16	国土交通大臣からの「高速ツアーバス等の安全対策強化に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底するとともに、夜間長距離高速乗合バスと夜間長距離高速ツアーバスを運行する会員事業者に対し、交替運転者の配置指針等についての実態調査を実施。	26. 7. 26	「平成27年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出。
24. 5. 30	国土交通省、「高速バス等の運転時間・乗務距離等に関するアンケート調査」を実施。	26. 8. 12	「平成27年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
24. 8. 9	「平成25年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出	26. 9. 20	第27回バスの日
24. 8. 22	衆議院国土交通委員会において、「交通基本法案」についての参考人意見陳述を高橋会長が行う。	26. 10. 4	バスフェスタ2014 in TOKYO(代々木公園ケヤキ並木)
24. 9. 20	第25回バスの日	26. 11. 7	自民党バス議員連盟において「平成27年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望。
24. 10. 13	「バスフェスタ2012 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催。	26. 11. 20	改正地域公共交通活性化再生法施行。
25. 4. 2	国土交通省において「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」発表。	26. 12. 17	貸切バスハンドブックを作成、会員事業者に配布。
25. 5. 16	平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、「大規模災害基本対応マニュアル」を策定した。	27. 2. 13	交通政策基本計画が閣議決定。
25. 8. 2	新高速乗合バス、貸切バスにおける交替運転者等の配置基準施行。	27. 7. 30	「平成28年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省、厚生労働省および警察庁に提出。
25. 8. 2	「平成26年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」及び「平成26年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省および警察庁に提出。	27. 8. 25	「平成28年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
25. 8. 2	平成19年に策定した「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」に定めた「2010年度におけるCO2排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を概ね達成したことを受けて、引き続き地球温暖化対策の取組みを強化していくため、「平成32年度(2020年度)におけるCO2排出原単位を平成22年度(2010年度)比6%改善する。」を目標とする「バス事業における低炭素社会実行計画」を策定した。	27. 9. 20	第28回バスの日
		27. 10. 3	バスフェスタ2015 in TOKYO(代々木公園ケヤキ並木)
		27. 11. 17	「平成28年度予算、税制等に関する重点要望事項」を自由民主党の政策懇談会に要望。
		28. 1. 15	午前1時55分頃、長野県軽井沢の国道18号線において、大型観光バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し15人が死亡(うち乗員は2人とも死亡)26人が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。
		28. 1. 22	長野県軽井沢スキーバス転落事故を受けて、日本バス議員連盟緊急総会を開催。
		28. 4. 4	新宿高速バスターミナル(バスタ新宿)開業。
		28. 6. 3	国土交通省において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を公表。
		28. 7. 26	「平成29年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出。
		28. 8. 30	日本旅行業協会、全国旅行業協会及び日本バス協会は「安全運行パートナーシップガイドライン」を「安全運行パートナーシップ宣言」に改訂し公表。
		28. 8. 31	「平成29年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
		28. 9. 20	第29回バスの日
		28. 11. 31	自民党バス議員連盟において「平成29年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望。
		28. 12. 2	貸切バス事業許可の更新制の導入などを盛り込んだ道路運送法の一部を改正する法律が成立。
		29. 1. 27	運転中の携帯電話・スマートフォンの使用事案が相次

日本のバス事業略年表

- いで発生したため、同種事案の再発防止を図るため「乗務中における携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規程策定のガイドライン」を策定。
29. 3. 28 政府にて総理を議長とする働き方改革実現会議において、非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備など9つの分野において、方向性を示す「働き方改革実行計画」がまとめられた。
29. 4. 1 貸切バス運行管理システムのサービス運用開始。
29. 4. 3 平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」により平成28年12月2日に改正された道路運送法に基づき、全国10ブロックに貸切バス適正化センターが設立され、適正化機関の指定を受けて平成29年8月上旬より貸切バス事業者の巡回指導が開始。
29. 7. 31 「平成30年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、警察庁及び厚生労働省に提出。
29. 9. 6 「平成30年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
29. 9. 20 第30回バスの日
29. 9. 29 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2020」を受け、①平成32年までに交通事故死者数をゼロにする、②平成32年までに人身事故件数を1,100件以下にする、③飲酒運転をゼロとするとの3つの目標を掲げた「バス事業における総合安全プラン2020」を策定。
29. 11. 29 平成28年5月の「地球温暖化対策計画」の閣議決定以降の政府の取組強化を受け、「バス事業における低炭素社会実行計画」において「2030年度の目標値を2015年度対比で6%改善する。」目標を新たに設定。
29. 12. 1 自民党バス議員連盟において「平成30年度予算・税制等に関する重点要望事項」を要望。
30. 2. 19 訪日外国人旅行者の利便の一層の向上と旅行者の増加を目指し「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」を策定。
30. 3. 15 働き方改革実行計画において、運転業務については5年間の猶予期間の後に年間960時間以内の時間外労働の上限規制が行われることから、上限規制に対応するため国土交通大臣からの要請により、「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を策定。
30. 4. 18 インバウンドの一層の振興と国際観光旅客税の税収を国際観光振興の諸対策に充てるための「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」が公布。法律の名称も「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改正。
30. 5. 25 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正となり、交通事業者等がハード・ソフト対策に関する計画の作成、取組状況の報告及び公表する制度が創設され、また、貸切バスが新たに法律の対象となった。
30. 6. 29 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）等に関する制度の実施が決定。
30. 8. 3 「平成30年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、警察庁及び厚生労働省に提出。
30. 8. 9 「平成30年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出。
30. 9. 20 第30回バスの日
30. 11. 15 日本バス協会の会員章である「NBA ステッカー」をリニューアルし、11万枚を全会員事業者へ配付。基本となるデザインはそのままに、配付先の管理を適切に行えるよう6ケタの通し番号を左上枠部分に記載し、また、従来のステッカーと区別するため枠部分の色をグレーから白に変更。
30. 11. 20 自民党バス議員連盟において「平成30年度予算・税制等に関する重点要望事項」を要望。

4. 都道府県バス協会名簿

普通会员 (第二種) (地方協会)

(一社)は一般社団法人、(公社)は公益社団法人の略

協 会	〒	所 在 地	TEL FAX
(一社) 北海道バス協会	060-0001	札幌市中央区北1条西19~2	011-621-4161 011-621-1566
(公社) 青森県バス協会	030-0843	青森市大字浜田字豊田139~21 青森県交通会館	017-739-0571 017-739-0573
(公社) 岩手県バス協会	020-0878	盛岡市肴町4~5 岩手酒類卸株ビル 4階	019-651-0680 019-651-0740
(公社) 宮城県バス協会	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1~2 猪股ビル3階	022-295-9894 022-295-9896
(公社) 福島県バス協会	960-8165	福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-1478 024-546-1473
(公社) 秋田県バス協会	010-0962	秋田市八橋大畑2~12~55 秋田県自動車会議所2階	018-863-5349 018-864-4549
(一社) 山形県バス協会	990-2161	山形市大字漆山字行段1422	023-686-6135 023-686-6168
(一社) 茨城県バス協会	310-0913	水戸市見川町2440-1	029-306-8700 029-303-8701
(一社) 栃木県バス協会	321-0169	宇都宮市八千代1~4~12	028-658-2622 028-658-2923
(一社) 群馬県バス協会	379-2166	前橋市野中町588	027-261-2072 027-261-5537
(一社) 埼玉県バス協会	330-0063	さいたま市浦和高砂2~2~15 埼玉県交通会館内	048-824-5539 048-831-5416
(一社) 千葉県バス協会	260-0855	千葉市中央区市場町7~9 千葉県土地開発公社内	043-215-8805 043-215-8807
(一社) 東京バス協会	151-0061	渋谷区初台1~34~14 初台 TN ビル 1階	03-3379-2441 03-3378-9970
(一社) 神奈川県バス協会	222-0033	横浜市港北区新横浜2~11~1 神奈川県トラック総合会館4階	045-548-3521 045-472-8008
(一社) 山梨県バス協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000~7 山梨県自動車総合会館	055-262-1201 055-262-1202
(公社) 新潟県バス協会	950-0088	新潟市中央区万代1~6~1 新潟交通株本社ビル内	025-247-8131 025-243-9793
(公社) 長野県バス協会	380-0935	長野市大字中御所鶴田560~4	026-226-3288 026-226-3654
(公社) 富山県バス協会	930-0992	富山市新庄町字馬場24~2 富山県自動車会館	076-424-9317 076-492-3168
(公社) 石川県バス協会	920-8213	金沢市直江東1~2 石川県自動車会館2階	076-225-7560 076-225-7510
(公社) 福井県バス協会	918-8023	福井市西谷1~1401 福井県自動車会館	0776-34-1730 0776-34-1748
(公社) 岐阜県バス協会	501-6133	岐阜市日置江2648~2 岐阜県自動車会館5階	058-279-3700 058-279-3709
(一社) 静岡県バス協会	420-0031	静岡市葵区呉服町1~20 呉服町タワー2階	054-255-9281 054-251-5305
(公社) 愛知県バス協会	466-8558	名古屋市昭和区滝子町30~16 愛知県自動車会館	052-613-8133 052-613-8143
(公社) 三重県バス協会	514-0303	津市雲出長常町1190~1	059-234-1101 059-234-0616
(一社) 滋賀県バス協会	524-0104	守山市木浜町2298~4 グリーンルーフ2階	077-585-8333 077-585-8335
(一社) 京都府バス協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51~5 京都自動車会館	075-691-6517 075-681-9499
(一社) 大阪バス協会	530-0004	大阪市北区堂島浜2~1~25 中央電気倶楽部	06-6341-8006 06-6348-9500
(公社) 兵庫県バス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通4~15~8	078-391-0543 078-331-2495
(公社) 奈良県バス協会	630-8244	奈良市三条町511~3 奈良交通第2ビル5階	0742-25-2110 0742-23-0208
(公社) 和歌山県バス協会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-8090 073-433-4049
(一社) 鳥取県バス協会	680-0006	鳥取市丸山町246~10	0857-22-2724 0857-22-2726
(一社) 鳥根県旅客自動車協会	690-0024	松江市馬潟町64~3	0852-37-0334 0852-37-1158
(公社) 岡山県バス協会	701-1133	岡山市北区富吉5301~8 (株)岡山県自動車会館2階	086-259-5582 086-259-5506
(公社) 広島県バス協会	732-0056	広島市東区上大須賀町1~16 交通会館ビル2階	082-261-3238 082-261-1743
(公社) 山口県バス協会	753-0821	山口市葵1~5~58	083-922-5031 083-925-8242

(一社) 徳島県バス協会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1～6	088-641-3617 088-641-3627
(一社) 香川県バス協会	760-0021	高松市西の丸町1～26 大川バスビル3階	087-851-2320 087-821-6161
(一社) 愛媛県バス協会	790-0067	松山市大手町1～7～4 伊予鉄大手町ビル2階	089-931-4094 089-931-5054
(一社) 高知県バス協会	781-5103	高知市大津乙1879～9	088-866-0505 088-866-0506
(一社) 福岡県バス協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3～10～17 陸運会館5階	092-431-9704 092-452-3761
(一社) 佐賀県バス・タクシー協会	849-0928	佐賀市若楠2～7～2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 0952-31-2342
(一社) 長崎県バス協会	850-0032	長崎市興善町4～6	095-822-9018 095-826-6411
(一社) 熊本県バス協会	860-0806	熊本市中央区花畑町4～1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694 096-352-9670
(一社) 大分県バス協会	870-0907	大分市大津町3～4～13 大分県交通会館3階	097-558-3946 097-558-0308
(一社) 宮崎県バス協会	880-0902	宮崎市大淀4～5～3 南宮崎駅前ビル1号館3階	0985-51-0158 0985-51-0159
(公社) 鹿児島県バス協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町12～12 第2岩崎ビル5階	099-252-8670 099-252-8674
(一社) 沖縄県バス協会	900-0015	那覇市久茂地1～2～28 よなみねビル3階	098-867-2316 098-863-5926



2018年度版 日本のバス事業57

平成31年3月発行

編集	公益社団法人	日本バス協会
発行者	〒100-0005	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 (新国際ビル912号)
		TEL 03-3216-4011
		FAX 03-3216-4016
		ホームページ http://www.bus.or.jp